

ふくい  
市政のあらまし

令和元年度版



福井市議会事務局



## 不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ  
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって  
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和4年3月）

- 1 すすんで 親切をつくし  
愛情ゆたかなまちを つくりましょう  
あいさつで ふれあうよろこび 深める絆
- 2 すすんで 健康にこころがけ  
明朗で活気あるまちを つくりましょう  
スポーツで 広がれつながれ 元気の輪
- 3 すすんで くふうをこらし  
清潔で美しいまちを つくりましょう  
ふるさとを 今よりもっと 美しく
- 4 すすんで きまりを守り  
安全で住みよいまちを つくりましょう  
たかめよう 交通マナーと 防災意識
- 5 すすんで 教育を重んじ  
清新な文化のまちを つくりましょう  
ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

不死鳥とは.....

エジプトの伝説上の霊鳥フェニックスのことで、形はワシに似て赤や金の翼を持っており、死期が来ると、みずから燃える火中に入って焼かれ、その灰の中から再生すると言われている。

たび重なる災禍にめげず、再び三たび立ち上がった福井市民の努力は、まさに不死鳥（フェニックス）の姿にも似ているところから、福井市民及び福井市のシンボルになっている。

# 福井市長寿社会憲章

## 不死鳥の誓い

わたくしたちは、福井市市民憲章を  
ふまえてすべての人が人間として尊ばれ、  
敬愛され、生きがいのある、豊かな  
長寿社会をめざします。

- 1 まいにち 心身の健康を大切にし  
明るい家庭づくりに努めます
- 2 まいにち 思いやりの心をもって  
住みよい やさしい街づくりに努めます
- 3 まいにち 感謝の心を忘れずに  
先人の知恵と 経験をいかし  
やすらぎのある ふるさとづくりに努めます

(平成7年9月15日制定)

市民がお互いの人権を尊重し、すべての人が  
思いやりとともに生きがいつくりを常に  
意識するなかで、心身ともに豊かな  
長寿社会の実現をめざすものである。

# 福井市こども憲章

## 私たちのちかい

わたしたち福井市のこどもは、  
一人ひとりがこのちかいをまもり、  
友達や家族と元気いっぱい  
笑顔で生活します。

- 1 わたしたちは 思いやりの心もち  
友情の輪を広げます
- 2 わたしたちは 失敗をおそれず  
目標に向かってチャレンジします
- 3 わたしたちは とともに学びあい  
知識を深めるよう努力します
- 4 わたしたちは 礼儀正しく 規則を守り  
責任をもって行動します
- 5 わたしたちは 自然を大切に  
美しい福井をつくります

2000年（平成12年）1月1日制定

「私たちのちかい」の制定にあたっては、毎日の生活目標を、こどもたちに自ら考え、自らの言葉で表してもらうため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生、中学生、高校生から広く募集し、応募された7,039点を審査し、5つの言葉にまとめました。  
この憲章が、こどもたちみんなの目標となることを心から願っています。

## 市 章



福井城内にあった「福ノ井」の井げたに、福井の旧称「北ノ庄」の北を組み合わせ、古きを生かし、新しい時代への発展と繁栄を図案化したものである。

(大正14年9月28日制定)

## 市の花・木

(昭和54年6月1日告示)



アジサイ

開花期間が長く、梅雨の季節に心を慰めてくれる。

苗木が容易に手に入り、足羽山や各家庭で多く栽培され、市民に広く愛されている。



マツ

年中、青々としており、緑のシンボルにふさわしい上、冬の寒さに強く、不死鳥“ふくい”にぴったりである。



# 目 次

## 市 勢

沿革	1
まちのあゆみ	1
位置と地勢	5

## 市 議 会

歴代議長・副議長	11
議員一覧（会派別）	13
議会構成	14
活動状況	16
報酬と旅費	18

## 都 市 戦 略

中心市街地活性化	21
市街地再開発	24
景観	25
都市計画	27
立地適正化計画	35

## 総 務

行政組織機構図	45
歴代三役	48
特別職職員	49
職員数	51
給料	52
情報公開・個人情報保護	53
広報	54

## 財 政

平成31年度予算編成の基本方針	69
予算	70
市債	75
決算	76

## 市 民 生 活

戸籍と住民基本台帳	95
住居表示	98
広聴	98
計量事業	100
消費生活	101

市域の推移	5
人口	7
名誉市民	9

議事堂	18
議会事務局	19
主な決議	19
都市宣言	20

開発許可制度	35
駅周辺整備	36
交通政策	37
交通安全対策	41
事務の電算処理とO A化	43

第七次福井市総合計画	56
行政改革	60
東京事務所	62
住民組織	63
地域づくり	64
総合支所	65
男女共同参画（女性の活躍推進）	66

市税	82
納税組合	85
市有財産	86

市民協働	102
危機・防災対策	104
生活安全対策	107
環境対策	108
ごみ処理	111

## 福 祉 保 健

生活保護	115	後期高齢者医療制度	165
民生委員	116	国民年金	166
市民福祉会館	117	介護保険	168
障がい福祉	117	保健衛生	173
自立支援給付等	119	保健所	179
地域包括ケア	128	健康管理センター	180
児童福祉	145	診療所	181
母子福祉等	160	聖苑	182
国民健康保険	162		

## 商 工 労 働

産業政策	183	文化振興・歴史文化	203
観光	187	博物館・美術館	209
市内の主な観光地	190	労政	213
主な市の観光施設	194	福井競輪場	215
国際	197		

## 農 林 水 産

農業	219	土地改良	226
林業	221	園芸センター	228
水産	225	中央卸売市場	231

## 建 設

道路	233	住宅政策	240
除雪業務	234	市営住宅	241
河川・水路	236	建築指導	244
公園緑地	237	土地区画整理	247
墓地造成	239		

## 下 水 道

下水道	249
-----	-----

## 工 事 検 査

工事検査	257	技術管理	258
------	-----	------	-----

## 国 体 推 進

第73回国民体育大会及び第18回全国障害者スポーツ 大会開催	261
-----------------------------------	-----

## 消 防

消防 ..... 265

## 企 業

ガス ..... 271

上水道 ..... 272

簡易水道 ..... 275

## 教 育

学校教育 ..... 277

教育施設 ..... 278

特別支援教育 ..... 284

学校給食 ..... 285

社会教育 ..... 288

社会体育 ..... 291

文化財保護 ..... 293

社会教育施設 ..... 296

1 公民館 ..... 296

2 木ごころ文化ホール ..... 297

3 少年自然の家 ..... 298

4 図書館 ..... 299

5 社会体育施設 ..... 305

## 委 員 ・ 公 社

監査委員 ..... 311

選挙管理委員会 ..... 312

公平委員会 ..... 313

農業委員会 ..... 314

土地開発公社 ..... 315

ふれあい公社 ..... 316

## 広 域 行 政

広域行政 ..... 319

市

勢



# 沿 革

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地として福井平野に発達してきた。

福井平野は、今から3000年ほど前の縄文時代後期から晩期にかけて、河川活動によって形成されたといわれる沖積平野で、弥生時代には、既に、農耕可能な平野になっていたといわれる。

また、約1500年程前、この地に生を受けた継体天皇の治山治水事業によって、一面の沼地が豊かな沃野に生まれ変わったともいわれている。その後、文化の発達に伴なって地勢的關係から、北陸道の要衝として栄えるようになった。

中世には、市街地の南にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が5代にわたり、越前の国守として広大な地域を支配した。当時の一乗谷は小京都とうたわれ栄華をきわめたといわれるが、その居城は、天正元年（1573年）に焼失したままの姿を今日までも残し、日本中世史上極めて貴重な遺跡として、昭和46年7月、国の特別史跡に指定され、目下保存整備の事業が進められている。

市の中心部は、室町時代のころには北の庄と呼ばれ、街づくりの始まりは柴田勝家の城づくりが始まりといわれている。その後は、丹羽長秀、堀秀政らがこの地に城主として任ぜられた。

徳川家康の天下平定後は、その二男、結城秀康を68万石の藩主とした。福井の地名については、北庄から福居となり、3代藩主忠昌のとき、福井と改められた。幕末当時の藩主は名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、その治下から、橋本左内、由利公正、橋曙覧、笠原白翁など幾多の人材を輩出した。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

明治22年に市制が敷かれ福井市となったが、当時の人口は39,863人、面積は4.43平方キロメートルであった。

以来、福井県において政治、経済、文化の中心都市として発展を続けてきている。その間、昭和20年7月の空襲、昭和23年6月の福井大震災と再度にわたって全市が壊滅し致命的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災難に見舞われたが、市民の不屈の復興への意欲により、これを乗り越え、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げた。

さらに、国際化社会に対応すべく、海外4市、国内2市と姉妹、友好都市を提携し国内外で活発な交流を行い、地球環境にやさしい福井を目指し平成11年10月には環境管理国際規格「ISO14001」の認証を取得した。また、平成12年11月には特例市に移行し、同18年2月1日には、日常生活圏を同じくする美山町、越廼村、清水町の3町村と合併して新「福井市」が誕生した。平成31年4月1日には、市民に最も近い基礎自治体として、さらなる市民サービスの向上と人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、中核市に移行した。

現在、地域の特色を生かしながら日本海側の主要都市としてまちづくりを進めている。

## ま ち の あ ゆ み

明治22 市制施行 4.1、第1回市会開会 5.1、市庁舎を元桜小学校に置き、事務を開始（職員38人）

25 市会議員定期半数改選（6年任期3年ごとに改選）

27 勅令第15号消防組規則により福井消防組を設置（1組8部337人）

29 北陸線（敦賀～森田間）開通 7.15

31 福井測候所設立（天気予報開始）

32 市内に初めて電灯つく、福井新聞発行

33 市内橋南地区大火（1,800戸焼失）

35 市内橋北大火災（3,300戸焼失）

36 市内に初めて電話開通

42 市立図書館開館

45 市営ガス事業開始 2.9

大正3 越前電鉄（福井～大野間）開通

- 大正13 福井高等工業学校設立 4.1、上水道市内通水 8.1
- 14 福武鉄道（福井～武生間）開通 7.26、市内バス開通、福井市章制定 9.28、日本赤十字社福井支部病院開院
- 昭和3 三芦電鉄（福井～三国間）開通 12.30
- 7 世界最初の人絹取引所開設 5.14
- 8 福井放送局開設 5.13、福武線市内乗り入れ 10.15
- 10 市庁舎、公会堂（現在地）落成 5.22
- 12 上北野塵芥焼却場設置
- 14 市営葬斎場落成
- 20 福井市空襲 7.19 被災率92.2%（全国一）死亡1,500人、終戦 8.15
- 21 都市計画事業に着手 9.10
- 22 学校給食開始、各新制中学校創立、改良下水事業着手 11.27
- 23 下水道事業着手 5.1、福井大地震 6.28 M7.3 死亡930人（全体3,579人）倒壊80%、大水害 7.25
- 25 ジェーン台風 9.3、福井鉄道（駅前～田原町間）開通
- 27 民間ラジオ福井局開局 3.6、福井復興博覧会開催（75日間）4.10、市立郷土自然科学博物館完工
- 28 市立郷土歴史博物館開館、水害（荒川決壊）7.8、台風13号による風水害（日野川決壊）9.25
- 30 食品卸売市場を田原町に移転
- 32 下水処理場・し尿処理施設完成
- 33 国民健康保険を全市に実施
- 34 市営体育館完成 2.6、下水処理場通水式 2.9、西墓地公園完成
- 35 青年の家開館 4.9、桜橋完成、福井市環状線道路起工 9.14
- 36 清掃センター完成、足羽山周辺総合開発事業起工 7.15、第3次水源拡張事業に着工 7.28
- 37 市庁舎別館落成 4.25、東墓地完成
- 38 豪雪（市内積雪213cm）1.30、新泉橋完成
- 39 市民憲章制定 6.28
- 40 暴力排除安全都市宣言、勤労青少年ホーム完成、消防新庁舎落成、原目山配水池完成
- 42 足羽河原に市営駐車場開設
- 43 老人福祉センター完工、交通災害共済制度発足 4.1、文化会館落成 5.1、第23回福井国体開催（天皇杯獲得）  
夏季9.4～9.7・秋季10.1～10.6、第4回全国身体障害者スポーツ大会開催 10.12～13
- 44 市制80周年記念式典 4.1、戦災復興土地区画整理事業完成式 4.1、森田支所庁舎、福祉センター竣工 5.1、  
国民宿舎「鷹巣荘」落成 7.7
- 45 福井坂井地区広域市町村圏事務組合発足 4.1、新修福井市史第 巻発刊 4.1、福井市農業協同組合発足（17農  
協合併）8.1、「動物こども公園」完成 11.1
- 46 福井地区消防組合設立（福井市・美山町・清水町・越廼村）11.1
- 47 東山清掃センター竣工 1.21
- 48 上水道管理センター完成 7.3、福井駅地下道開通 10.5、市民福祉会館落成 11.4
- 49 花月駐車場開設 5.1、公園下駐車場開設 9.17、足羽川市営駐車場閉鎖 9.30、中央卸売市場開設 10.7、  
食品卸売市場（田原町）閉鎖 11.2
- 50 福井市森林組合発足 4.1、身体障害者福祉モデル都市指定 5.23、市庁舎本館落成 6.1、野外趣味活動施設「鷹  
巣いこいの広場」開設 7.10
- 51 ガス新工場移転落成 3.1、市立図書館落成 6.1、新修福井市史第 巻発行 9.1
- 52 大手駐車場開設 3.23、二枚田幹線林道開通 11.1

- 昭和53 大気汚染監視用テレメーターシステム竣工 3.30、足羽山公園遊園地オープン 6.24
- 54 勤労婦人センター落成 3.26、市制90周年記念式典 6.1、防災無線局開局 12.27
- 55 福井文化・産業博覧会開催(73日間) 4.19、シルバー人材センター設立 10.21
- 56 豪雪(市内積雪196cm) 1.15、北部学校給食センター竣工 3.20、東消防署開署 4.10、日野川浄化センター起工 7.7、少年自然の家開設 7.20、国見岳森林公園オープン 8.1
- 57 清明小学校開校 4.3、ニューブランズウィック市と姉妹都市提携調印 5.25、(社)福井市家内労働指導センター開設 6.3
- 58 福井市計量検査所開設 4.1、社西小学校開校 4.4、一乗谷史跡公園センター開設 5.15、西郷幹線林道開通 10.13、中高年齢労働者福祉センター「サンライフ福井」開設 12.7
- 59 新明里橋開通 3.24、南部学校給食センター竣工 3.28、保健センター開設 9.25
- 60 藤島中学校開校 4.5、おさごえ民家園オープン 6.15、日野川浄化センター稼働 10.8、フェニックスプラザ落成 11.1
- 61 臨海消防署開署 4.10、九十九橋(長寿橋)架替え完成 5.10
- 62 社中学校開校 4.4、市民スキー場完成 12.25
- 63 開発跨線橋開通 3.24、市営ジュニアグラウンド完成 3.26、底喰雨水ポンプ場完成 5.30、新田塚跨道橋完成 8.27、コンベンションビューロー設立 10.1、二枚田幹線林道全線舗装完成 10.24
- 平成元 市制100周年記念式典 4.24、一乗滝小次郎の里ファミリーパーク完成 7.15、フラトン市と姉妹都市提携調印 11.5、杭州市と友好都市提携調印 11.23
- 2 記念彫刻像リズムの広場、タイムカプセル設置 3.27
- 3 足羽山トンネル完成 3.25、クリーンセンター完成 3.28、東山健康運動公園オープン 4.6、防災センター完成 6.28、東サービスセンター開設 8.1
- 4 福井市コミュニケーションマーク制定 4.1、御屋形地区再開発事業竣工 4.17、足羽ふれあいセンターオープン 5.13、治水記念館竣工 7.1、みどり図書館落成 8.1、東体育館オープン 8.1、新保健センターオープン 10.1
- 5 児童館オープン 4.1、大瀬ポンプ場通水 4.12、南サービスセンター開設 4.15、西体育館オープン 6.23、養浩館庭園復元 6.17
- 6 国民宿舎「鷹巣荘」温泉涌出式 2.25、福井駅自転車駐車場完成 3.25、すかっとランド九頭竜オープン 4.6、東山健康運動公園ウォータースライダー完成 7.20、福井杭州友好公園完成(曲院風荷公園内) 11.7、熊本市と姉妹都市締結調印 11.16、西部緑道完成 11.18
- 7 養浩館庭園FMガイドシステム開設 7.25、福井市長寿社会憲章制定 9.15、環日本海フェスティバル イン 福井 9.29~10.1、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成 10.1
- 8 すこやかドーム(屋内ゲートボール場)完成 4.1、本会議を市民ホールで放映(6月議会から)広域的環境文化複合施設「YONETSU-KANささおか」完成 10.22、北体育館オープン 11.16、本町通り地下駐車場完成 12.25
- 9 ロシアタンカー油流出事故発生 1.2、情報公開制度スタート 4.1、地域保健医療情報システムスタート 4.1、指定ごみ袋制度本格実施 4.1、福井城内堀公園開園 4.29、中学生議会開催(中学校教育50周年記念) 8.8、美術館アートラボふくい開館 10.1、ポイ捨て・ふん害防止条例スタート 10.1、「第17回日本文化デザイン会議'97福井」開催 11.7~9
- 10 インターネットホームページ開設 5.19、下水リサイクル公園「日野川スウェッジガーデン」オープン 5.26、福井震災50周年記念事業「世界震災都市会議」開催 6.26~28、ペットボトル分別回収を全市一斉に開始 10.1
- 11 副市長(助役)2人制導入 4.1、市制110周年記念事業「うらがまちづくり市民の祭典」開催 5.29~30、新園芸センター完成 9.19、新葬斎場「聖苑」完成 10.1、「愛宕坂茶道美術館」オープン 10.5、環境管理国際規格「ISO14001」認証取得 10.27、議会本会議(一般質問)の模様をケーブルテレビで放映開始 12.7

- 平成12 福井市子ども憲章「私たちのちかい」制定 1.1、街づくり会社(TMO)「まちづくり福井株式会社」設立 2.23、  
「橘曙覧記念文学館」オープン 4.11、防災ステーション完成 9.29、特例市へ移行 11.1
- 13 「花堂跨線橋」開通 2.27、中心市街地活性化に向けたトランジットモール等の社会実験を実施 10.12~11.4、  
国見地区特定環境保全公共下水道の供用開始 10.17、少子化を考える未来創造会議in福井「第1回少子化対応推  
進全国フォーラム」の開催 11.9、「不死鳥大橋」の開通 11.22、韓国水原市との友好都市締結 12.22
- 14 LNGサテライト基地完成 3.18、第五次福井市総合計画スタート 4.1、天然ガス供給開始 4.8、茨城県結  
城市と友好都市締結 4.13、ワークプラザ竣工 4.17、南体育館オープン 5.13、第三セクター「えちぜん鉄  
道株式会社」設立 9.17、福井市・鯖江市・美山町・越廼村・清水町任意合併協議会設置 10.8
- 15 福井市・鯖江市・美山町・越廼村・清水町合併協議会設置 6.1 議会100条調査特別委員会「福井市中央卸売市場  
PR館建設計画調査特別委員会」設置 9.29
- 16 郷土歴史博物館移転新築オープン 3.21、まちなか文化施設「響きのホール」オープン 6.12、福井市・鯖江市・美  
山町・越廼村・清水町合併協議会廃止 6.30、福井豪雨発生 7.18、市民栄誉賞第1号 高田稔浩氏 10.5、「住み  
たくなるまちづくり全国交流大会」開催 10.8~10、福井市・美山町・越廼村・清水町による「福井圏域合併協議会」  
設置 11.22
- 17 市庁舎第2別館(旧NTT西日本福井支店)開設 3.28、福井豪雨により被災したみどり図書館が復旧開館 3.30  
下郷・上郷両小学校の統合校として「本郷小学校」開校 4.1、新「JR福井駅」開業 4.18、北陸新幹線福井駅着  
工 6.4、足羽山公園西墓地陥没事故発生 8.16、「日本女性会議2005ふくい」開催 10.7~8「第20回国民文化  
祭・ふくい2005」開催 10.22~11.3
- 18 美山町、越廼村、清水町と合併 2.1
- 19 手寄再開発ビル「アオッサ」(「福井市地域交流プラザ」)がオープン 4.19、一乗谷朝倉氏遺跡出土品2,343点が  
国の重要文化財に指定 6.8「第18回男女共同参画全国都市会議inふくい」開催 11.8~9
- 20 免鳥長山古墳、国の史跡に指定 3.28、御廊下橋復元完成式 3.29、森田配水搭「マイアクア」通水式 4.24  
福井フェニックススタジアム竣工式 6.20、福井市企業局技術継承センターを開設 10.1、足羽川頭首工完成記  
念式典 11.15、福井市名誉市民南部陽一郎氏ノーベル賞受賞 12.10、木田橋開通式 12.14
- 21 泉橋開通式 3.1、中角歩道橋開通式 3.22、足羽山公園開園100周年記念式典 4.5、福井駅西口・東口交通広  
場の暫定供用 4.30、第60回全国植樹祭の福井開催及び天皇皇后両陛下の行幸啓 6.7、中国杭州市における友  
好都市提携20周年記念式典への参加 11.21~24
- 22 一乗あさくら水の駅オープン 5.7、フラトン市における姉妹都市提携20周年記念式典への参加 5.14~18、  
日本APECエネルギー大臣会合の福井開催 6.19~20
- 23 佐佳枝ポンプ場竣工 6.11、福井市体育館リニューアル 6.18、韓国水原市友好都市提携10周年の記念式典に参  
加 10.5~10.9、プロボクサー清水智信選手に市民栄誉賞を贈呈 10.29
- 24 第六次福井市総合計画がスタート 4.1、北陸新幹線の金沢-敦賀間着工 8.19、福井を舞台にした映画「旅の  
贈りもの 明日へ」が全国公開 10.27、福井駅西口全体空間デザイン基本方針の作成 12.28
- 25 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との宇宙教育及び普及啓発活動に関する協定締結 10.5、米国  
ニューブランズウィック市姉妹都市提携30周年記念福井市団派遣 10.8~10.12
- 26 市民憲章制定50周年記念大会 6.28、中央卸売市場関連商品売場棟「ふくい鮮いちば」の一般開放を開始 11.8
- 27 グリフィス記念館開館 10.10、一乗谷朝倉氏遺跡の年間観光客100万人達成とテーマ曲「悠久の一乗谷」完成
- 28 福井駅西口広場の供用開始とえちぜん鉄道・福井鉄道相互乗り入れ、福井駅西口再開発ビル「ハピリン」開業 4.28
- 29 第七次福井市総合計画がスタート 4.1、福井しあわせ元気国体競技別プレ大会の開催 6.17~11.26
- 30 豪雪(市内積雪147cm) 2.7、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会の開催 9.29~10.9、10.13~10.15  
中核市指定に係る政令の公布 10.31

## 位置と地勢

福井市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、福井県の北部、福井平野の真ん中に位置しており、（東経136度13.1分、北緯36度3.5分）西方は山岳地帯（国見岳）を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸公園に臨んでいるが、その他はおおむね平坦地で、この間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し北方三国港に注いでいる。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対し、東方は吉野嶽を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に隣接している。

市街地の中央部をJR北陸本線が縦貫し、また福井駅を起点にJR越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道8号（新潟市～京都市）、158号（福井市～松本市）、305号（金沢市～南越前町）、365号（加賀市～四日市市）、416号（福井市～小松市）を初め、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

福井 東京

3時間30分

東海道経由（しらすぎ・ひかり）

北陸経由（特急・かがやき）

福井 名古屋

2時間00分（しらすぎ）

福井 大阪

1時間55分（サンダーバード）

福井 名古屋

2時間10分（北陸・名神自動車道）

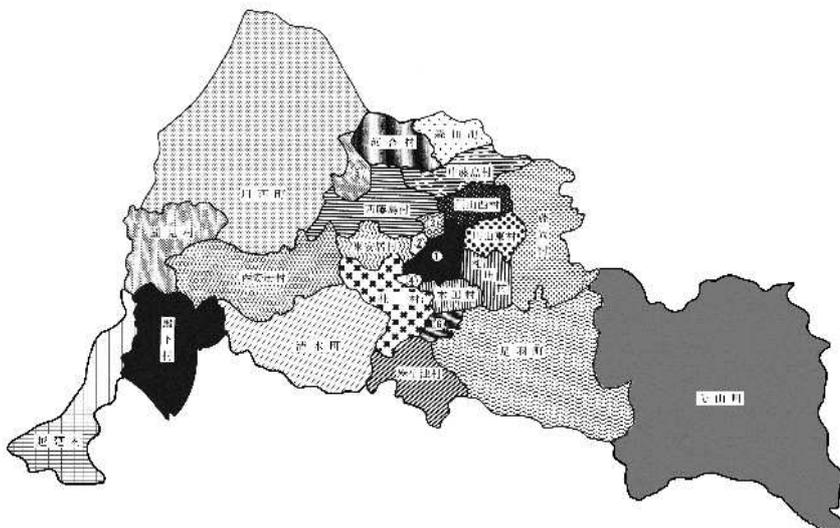
福井 大阪

2時間30分（北陸・名神自動車道）



## 市域の推移

本市は、明治22年市制施行当時、面積4.43km<sup>2</sup>で発足したが、その後、市勢の発展とともに市域を広げ、現在536.41km<sup>2</sup>に至っている。



（凡例）

	市制施行
	東安居村三ツ橋
	西藤島村田原下・牧島
	社村小山谷
	大安寺村六部落
	足羽村五部落

## 市域の変遷状況

年月日	合併町村名等	面積	累計面積
明治22. 4. 1	市制施行	4.43km <sup>2</sup>	4.43km <sup>2</sup>
昭和 6. 4. 1	足羽郡東安居村三ツ橋	0.44	4.87
11. 5. 1	" 和田村	5.71	10.58
11. 10. 1	" 木田村	6.31	16.89
14. 8. 1	" 東安居村	5.45	22.34
16. 4. 1	吉田郡円山東村	4.13	26.47
17. 5. 5	" 円山西村	6.40	32.87
23. 6. 1	" 西藤島村田原下・牧島	1.16	34.03
24. 4. 1	足羽郡社村小谷山	0.58	34.61
26. 3. 30	吉田郡西藤島村	11.10	45.71
29. 4. 1	足羽郡社村	14.46	60.17
29. 8. 1	丹生郡西安居村	28.95	89.12
30. 3. 19	吉田郡中藤島村	7.61	96.73
31. 4. 10	足羽郡足羽村 5 集落(大町・大町別所・江端・大島・下荒井)	2.43	99.16
32. 4. 1	坂井郡大安寺村 6 集落(南檜原・北檜原・田ノ谷・四十谷・岸水・天菅生)	4.60	103.76
32. 5. 1	吉田郡河合村	8.62	112.38
32. 10. 1	足羽郡麻生津村	15.61	127.99
34. 2. 1	丹生郡国見村	19.60	147.59
36. 10. 1	吉田郡藤岡村	19.35	166.94
38. 4. 1	丹生郡殿下村	25.40	192.34
42. 5. 17	坂井郡川西町	80.72	273.06
42. 7. 30	吉田郡森田町	6.13	279.19
43. 5. 1	鯖江市との境界変更		279.19
46. 9. 1	足羽郡足羽町	60.05	339.24
48. 11. 1	鯖江市との境界変更	0.02	339.22
53. 4. 20	春江町との境界変更		339.22
53. 4. 20	三国町との境界変更		339.22
54. 3. 1	松岡町との境界変更		339.22
57. 7. 6	福井港内公有水面埋立て	0.36	339.58
58. 6. 24	"	0.70	340.28
59. 1. 17	"	0.03	340.31
61. 3. 1	三国町との境界変更		340.31
61. 3. 1	春江町との境界変更		340.31
63. 3. 1	鯖江市との境界変更		340.31
63. 6. 1	"		340.31
平成元. 12. 25	三国町との境界変更		340.31
3. 10. 1	朝日町との境界確定	0.29	340.60
6. 3. 3	三国町との境界変更		340.60
8. 2. 9	福井港内公有水面埋立て		340.60
14. 5. 15	清水町との境界変更		340.60
18. 2. 1	足羽郡美山町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町	195.57	536.17
22. 2. 1	蒲生町、茶崎町における公有水面埋立て	0.02	536.19
22. 7. 16	小丹生町における公有水面埋立て	0.00	536.19
26. 10. 1	国土地理院の面積計測方法変更	0.22	536.41

# 人 口

## 1 世帯と人口

年 次	世 帯 数	人 口			備 考
		男	女	計	
明治22年	9,235	19,400	20,463	39,863	市制施行時(4月1日)
大正9年	13,273	27,601	29,038	56,639	第1回国勢調査
14年	14,229	29,002	30,941	59,943	第2回 "
昭和5年	14,569	31,825	32,374	64,199	第3回 "
10年	17,151	37,444	37,829	75,273	第4回 "
15年	22,904	44,907	49,688	94,595	第5回 "
22年	18,340	37,236	40,084	77,320	第6回 "
25年	22,897	48,735	51,956	100,691	第7回 "
30年	28,171	60,069	65,235	125,304	第8回 "
35年	35,120	71,739	78,084	149,823	第9回 "
40年	42,092	81,546	88,090	169,636	第10回 "
45年	52,718	96,368	104,141	200,509	第11回 "
50年	63,220	111,612	119,752	231,364	第12回 "
55年	69,218	116,562	124,400	240,962	第13回 "
60年	73,135	121,516	128,745	250,261	第14回 "
平成2年	76,944	122,777	129,966	252,743	第15回 "
7年	83,384	125,015	130,589	255,604	第16回 "
12年	85,380	122,987	129,287	252,274	第17回 "
17年	93,694	130,834	138,310	269,144	第18回 "
18年	92,748	130,672	140,037	270,709	平成18年4月1日現在
19年	93,643	130,588	139,974	270,562	平成19年4月1日現在
20年	94,291	130,332	139,872	270,204	平成20年4月1日現在
21年	95,103	130,157	139,649	269,806	平成21年4月1日現在
22年	95,762	129,829	139,365	269,194	平成22年4月1日現在
23年	96,378	129,548	139,006	268,554	平成23年4月1日現在
24年	97,030	129,347	138,759	268,106	平成24年4月1日現在
25年	97,805	129,165	138,344	267,509	平成25年4月1日現在
26年	98,721	128,821	138,015	266,836	平成26年4月1日現在
27年	99,540	128,539	137,819	266,358	平成27年4月1日現在
28年	100,399	128,142	137,379	265,521	平成28年4月1日現在
29年	101,462	127,804	137,102	264,906	平成29年4月1日現在
30年	102,346	127,473	136,374	263,847	平成30年4月1日現在
31年	103,432	127,169	135,940	263,109	平成31年4月1日現在

第18回国勢調査結果は、旧美山町、旧越廼村及び旧清水町の値を含む。

## 2 産業分類別15歳以上就業者数

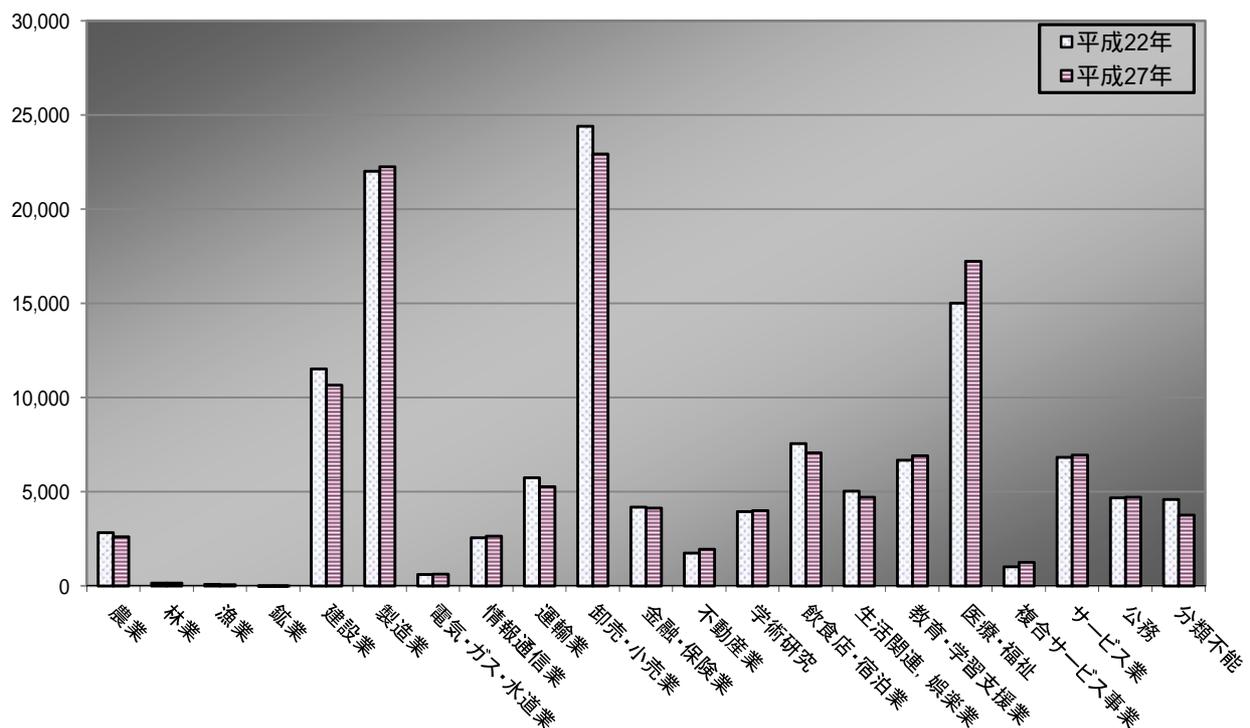
(平成27年国勢調査)

産 業	就業者数	割 合	産 業	就業者数	割 合
<b>第1次産業</b>	2,824	2.24%	<b>第3次産業</b>	90,375	71.65%
農業	2,614	2.07	電気・ガス・熱供給・水道業	627	0.50
林業	150	0.12	情報通信業	2,639	2.09
漁業	60	0.05	運輸業	5,265	4.17
<b>第2次産業</b>	32,932	26.11%	卸売・小売業	22,922	18.17
鉱業	22	0.02	金融・保険業	4,136	3.28
建設業	10,657	8.45	不動産業	1,949	1.55
製造業	22,253	17.64	学術研究	3,993	3.17
			飲食店、宿泊業	7,060	5.60
			生活関連、娯楽業	4,719	3.74
			教育、学習支援業	6,918	5.48
			医療、福祉	17,236	13.67
			複合サービス事業	1,258	1.00
			サービス業	6,945	5.51
			公務	4,708	3.73
			<b>分類不能の産業</b>	3,757	
			<b>合 計</b>	129,888	100.00

割合は合計数から「分類不能の産業」の数を除いて算出。

## 3 産業分類別15歳以上就業者数

(平成27年国勢調査)



# 名 誉 市 民

市民又は市に縁故の深い人で、広く社会の進展、文化の興隆、その他公共の福祉に貢献し、その功績が卓絶し、かつ、郷土の誇りとして深く市民から尊敬されている人に対し、福井市名誉市民の称号を贈り、その榮譽をたたえるものである。

市は、次の7氏に名誉市民の称号を贈呈している。

故 雨田 外次郎(光平)氏  
「美術家・箏曲京極流宗家」  
足羽1丁目出身  
(昭和54年5月23日決定)

大正5年に東京美術学校彫刻科を卒業し、昭和6年に箏曲京極流宗家を継いだ。その後、彫刻、ハーブ演奏の研究で渡米して活躍し、昭和20年に帰郷。昭和29年には欧州11カ国を歴訪し邦楽を広く紹介した。

昭和48年には国の無形文化財（箏曲）に指定されたほか、県の文化財専門委員、福井大学講師を務めるなど、郷土の文化の振興に尽くした。

(昭和43年 勲五等双光旭日章受章)  
(昭和60年11月14日死去)

故 南 部 陽 一 郎 氏  
「物理学者」  
町屋3丁目出身  
(昭和54年5月23日決定)

昭和17年に東京帝国大学理学部を卒業。昭和25年に大阪市立大学教授になり、昭和27年には米国プリンストン大学に研究生として招かれた。昭和31年からシカゴ大学教授。40年以上の永きにわたり理論物理学の発展に尽力しており、素粒子論の研究では世界の第一人者として広く知られている。

平成20年に「自発的対称性の破れ」の発見により、ノーベル物理学賞受賞。

(昭和53年 文化勲章受賞)  
(平成20年 ノーベル物理学賞受賞)  
(平成27年7月5日死去)

故 藤 田 良 雄 氏  
「天文学者」  
照手4丁目出身  
(昭和54年5月23日決定)

大正10年に福井市足羽小学校を卒業後、昭和6年に東京帝国大学を卒業した。在学中は天文物理学を専攻し世界各地に赴き観測を続け、昭和14年には理学博士の学位を取得、昭和30年には「低温度の分光学的研究」で日本学士院恩賜賞を受賞した。

世界の天文学界の頭脳として活躍する一方、福井大学の講師として、また市の自然史博物館や市内の学校で指導され、郷土の学術振興にも大きく貢献した。

(平成8年 文化功労者)  
(平成25年1月9日死去)

故 天 谷 直 弘 氏  
「経済研究家」  
寮町出身  
(平成元年4月23日決定)

昭和23年に東京大学法学部を卒業し、商工省（現在の経済産業省）に入省した。昭和56年に退官するまでの間、基礎産業局長、資源エネルギー庁長官、通商産業省審議官を歴任し、エネルギーの対応策に尽力した。

また、福井市をはじめ国内外の産業、経済の諸問題の解決に中心的な役割を担った。さらに、電通総研初代所長として、また、国際経済交流財団会長として活躍した。

(昭和58年 石橋湛山賞受賞)  
(平成6年8月30日死去)

故 奥 梅尾(むめお) 氏  
「婦人活動家」  
田原2丁目出身  
(平成元年4月23日決定)

大正5年に日本女子大学家政科を卒業し、大正9年に婦人活動をする中で、新婦人協会を結成した。また、大正12年には職業婦人社を設立するなど、婦人運動の草分けとなって勤労婦人の啓蒙活動に取り組んだ。

昭和22年に参議院議員に初当選、以後連続2回当選し3期18年間議員として女性の地位向上に大きく貢献した。また、昭和23年に主婦連合会を設立し会長として活躍した。

(昭和40年 勲二等宝冠章受章)

(平成9年7月7日死去)

故 大 武 幸 夫 氏  
「13代福井市長」  
中央3丁目出身  
(平成6年1月28日決定)

昭和21年に名古屋帝国大学医学部を卒業し、昭和22年に福井市に衛生技師として奉職する。昭和49年に退職するまでの間、厚生部長、総務部長を歴任し、医師の立場から市衛生行政の礎を構築するとともに、円滑な行政運営の推進に寄与した。

昭和49年福井市長に初当選し、以来連続5期20年にわたり市長として、都市開発、教育文化、国際交流の推進等、多面にわたって福井市の繁栄と発展に尽力するとともに、北信越市長会長、全国市長会副会長等の要職を歴任し、地方自治の発展に寄与した。

(平成6年 勲三等旭日中綬章受章)

(平成6年1月28日死去)

故 白 川 静 氏  
「中国古代文字文化研究家」  
大手3丁目出身  
(平成16年12月22日決定)

明治43年に福井市佐佳枝中町に生まれ、少年時代を福井市で過ごす。昭和18年に立命館大学を卒業後、同大学予科教授に就任、昭和23年に処女論文「卜辞の本質」を発表し、昭和29年に同大学の教授に就任した。その後次々と論文を発表するとともに、三部作とも言われる「字統」「字訓」「字通」を刊行した。

中国最古の文字資料である「甲骨文」を研究し、定説を覆す「白川文字学」を提唱、文字の成り立ちの研究を通じて古代社会や生活様式、人々の世界観を解き明かした。

(平成16年 文化勲章受章)

(平成18年10月30日死去)

市  
議  
会





議長 堀川 秀樹

就任 令和元年5月28日

(無所属)5期



副議長 池上 優徳

就任 令和元年5月28日

(一真会)2期

## 歴代議長・副議長

### 1 歴代議長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	永田 重	明22. 5. 1	明23	39	栗田 英七	昭52. 10. 12	昭53. 9. 19
2	片山 平三郎	24	24	40	吉田 正人	53. 9. 19	54. 3. 22
3	永田 重	24	25	41	栗田 英七	54. 3. 22	54. 5. 1
4	三崎 豊	25	26	42	前川 一雄	54. 5. 22	56. 6. 15
5	石田 磊	26	31	43	朝日 守	56. 6. 15	57. 6. 21
6	狛教 澄	31	32	44	成瀬 亮一	57. 6. 21	58. 5. 1
7	三沢 敬太	33	34	45	成瀬 亮一	58. 5. 17	60. 8. 30
8	狛教 澄	35	36	46	野坂 久二雄	60. 8. 30	62. 5. 1
9	藤井 五郎兵衛	37	37	47	浅原 利男	62. 5. 18	平元. 8. 11
10	辻岡 卓	38	40	48	野坂 久二雄	平元. 8. 11	2. 6. 5
11	吉村 禎一	40	40	49	山田 俊臣	2. 6. 5	3. 5. 1
12	渡辺 嘉左衛門	40	42	50	小宮 哲夫	3. 5. 20	4. 6. 15
13	太田 三之助	42	44	51	屋敷 勇	4. 6. 15	5. 6. 15
14	広江 幸吉	44	大6	52	吉田 久	5. 6. 15	6. 6. 23
15	岸水 次助	大6	9. 6.	53	山田 俊臣	6. 6. 23	7. 5. 1
16	岸彦 平	9. 6. 4	10. 5. 7	54	中村 正秋	7. 5. 19	8. 6. 13
17	安本 吉次郎	10. 5. 8	14. 5. 6	55	中谷 輝雄	8. 6. 13	9. 6. 12
18	熊谷 三太郎	14. 5. 7	昭8. 5. 5	56	田辺 義輝	9. 6. 12	10. 6. 16
19	熊谷 三太郎	昭8. 5. 6	9. 5. 15	57	伊東 敏宏	10. 6. 16	11. 5. 1
20	伊井 与三二	9. 5. 16	12. 6. 2	58	皆川 修一	11. 5. 19	14. 9. 5
21	熊谷 三太郎	12. 6. 3	20. 10. 9	59	松井 乙右衛門	14. 9. 5	15. 5. 1
22	青木 憲三	20. 10. 9	22. 5. 11	60	田辺 義輝	15. 5. 21	16. 6. 4
23	宮田 七太郎	22. 5. 12	24. 10. 9	61	木村 市助	16. 6. 4	18. 6. 20
24	奥村 捨録	24. 10. 10	25. 8. 29	62	山口 清盛	18. 6. 20	19. 5. 1
25	宮田 七太郎	25. 8. 30	26. 4. 29	63	谷口 健次	19. 5. 22	20. 6. 3
26	増永 伊太夫	26. 5. 4	30. 5. 1	64	宮崎 弥磨	20. 6. 3	21. 6. 9
27	潮田 豊	30. 5. 10	34. 5. 1	65	松山 俊弘	21. 6. 9	22. 6. 2
28	坂井 毅	34. 5. 8	35. 9. 30	66	栗田 政次	22. 6. 2	23. 5. 1
29	酒井 高志	35. 9. 30	36. 9. 29	67	加藤 貞信	23. 5. 24	24. 6. 12
30	三上 繁	36. 9. 29	38. 5. 1	68	見谷 喜代三	24. 6. 12	25. 9. 3
31	田辺 義典	38. 5. 22	40. 6. 17	69	吉田 琴一	25. 9. 3	26. 6. 5
32	池田 熊蔵	40. 6. 17	42. 5. 1	70	今村 辰和	26. 6. 5	27. 5. 1
33	辻広 英治	42. 5. 15	44. 4. 28	71	堀江 廣海	27. 5. 26	28. 5. 17
34	川端 才市	44. 4. 28	44. 12. 19	72	皆川 信正	28. 5. 17	29. 5. 16
35	中野 利三八	45. 1. 8	46. 5. 1	73	奥島 光晴	29. 5. 16	30. 5. 15
36	柳沢 義孝	46. 5. 17	49. 4. 25	74	青木 幹雄	30. 5. 15	令元. 5. 1
37	吉田 正人	49. 5. 24	50. 5. 1	75	堀川 秀樹	令元. 5. 28	
38	松山 元	50. 5. 22	52. 10. 12				

## 2 歴代副議長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	藤井 五郎兵衛	明22	明23	45	中川 梅吉	昭49. 6. 17	昭50. 5. 1
2	三崎 豊	23	24	46	黒川 与志信	50. 5. 21	52. 10. 12
3	永田 重	24	24	47	市村 孝	52. 10. 12	53. 9. 19
4	三崎 豊	24	25	48	宮崎 利春	53. 9. 19	54. 5. 1
5	上野 善平	25	25	49	東 定男	54. 5. 22	55. 6. 3
6	上田 清十郎	25	26	50	市村 敏雄	55. 6. 3	56. 6. 15
7	三崎 豊	26	28	51	田賀 一成	56. 6. 15	57. 6. 21
8	加藤 慈郎七	28	31	52	藤田 喜栄	57. 6. 21	57. 9. 29
9	三沢 敬太	31	33	53	藤本 武士	57. 9. 29	58. 5. 1
10	片山 平三郎	33	35	54	杉田 貢	58. 5. 17	60. 6. 28
11	辻岡 卓	35	37	55	磯野 義男	60. 6. 28	61. 6. 24
12	皿沢 松太郎	37	38	56	山田 俊臣	61. 6. 24	62. 5. 1
13	竹村 忠近	38	39	57	竹原 精	62. 5. 18	63. 6. 22
14	太田 三之助	39	41	58	吉田 久	63. 6. 22	平元. 8. 11
15	佐々木 長助	41	42	59	大戸 好夫	平元. 8. 11	2. 6. 5
16	竹沢 市郎平	42	44	60	伊東 敏宏	2. 6. 5	3. 5. 1
17	渡辺 嘉左衛門	44	大2	61	寺前 薫	3. 5. 20	4. 6. 15
18	八木 次作	大2. 5. 8	6. 5. 7	62	藤田 喜栄	4. 6. 15	5. 6. 15
19	内田 清	6. 5. 8	10. 5. 6	63	野田 富久	5. 6. 15	6. 6. 23
20	村上 正外	10. 5. 7	14. 5. 6	64	藤田 喜栄	6. 6. 23	7. 5. 1
21	中島 繁朔	14. 5. 7	昭8. 5. 6	65	山崎 謙二	7. 5. 19	8. 6. 13
22	笠原 信次郎	昭8. 5. 6	9. 5. 15	66	若山 樹義	8. 6. 13	9. 6. 12
23	青木 憲三	9. 5. 16	17. 6.	67	高橋 省一郎	9. 6. 12	10. 6. 16
24	山本 五右衛門	17. 6. 30	22. 5.	68	浦井 美恵子	10. 6. 16	11. 5. 1
25	高山 保太郎	22. 5. 12	22.	69	松宮 秀彦	11. 5. 19	12. 6. 1
26	奥村 捨六	22. 6. 18	23. 5. 31	70	近藤 高昭	12. 6. 1	13. 6. 13
27	増永 伊太夫	23. 5. 31	24. 6. 30	71	中谷 勝治	13. 6. 13	14. 9. 5
28	三上 繁	24. 6. 30	25. 8. 30	72	加藤 貞信	14. 9. 5	15. 5. 1
29	白崎 弥市	25. 8. 30	26. 4. 29	73	栗田 政次	15. 5. 21	16. 6. 4
30	伊藤 三代二	26. 5. 14	27. 5. 24	74	田中 繁利	16. 6. 4	17. 6. 9
31	酒井 高志	27. 5. 24	28. 5. 30	75	早川 朱美	17. 6. 9	18. 6. 20
32	大戸 与三兵衛	28. 5. 30	29. 5. 31	76	吉田 琴一	18. 6. 20	19. 5. 1
33	酒井 高志	29. 5. 31	30. 5. 10	77	石川 道広	19. 5. 22	20. 6. 3
34	岩佐 猛	30. 5. 10	31. 6. 1	78	皆川 信正	20. 6. 3	21. 6. 9
35	見谷 森貞	31. 6. 10	32. 6. 10	79	谷出 共栄	21. 6. 9	22. 6. 2
36	酒井 薫	32. 6. 10	34. 4. 30	80	川井 共憲	22. 6. 2	23. 5. 1
37	稲田 与三太郎	34. 5. 26	35. 9. 30	81	西本 恵一	23. 5. 24	24. 6. 12
38	山口 福司	35. 9. 30	36. 9. 29	82	野嶋 祐記	24. 6. 12	26. 6. 5
39	田辺 義典	36. 9. 29	38. 5. 1	83	堀川 秀樹	26. 6. 5	27. 5. 1
40	谷口 宇内	38. 5. 22	40. 6. 17	84	石丸 浜夫	27. 5. 26	28. 5. 17
41	柳沢 義孝	40. 6. 17	42. 5. 1	85	青木 幹雄	28. 5. 17	29. 5. 16
42	吉田 正人	42. 5. 15	44. 4. 28	86	下畑 健二	29. 5. 16	30. 5. 15
43	高橋 小右衛門	44. 4. 28	46. 5. 1	87	谷本 忠士	30. 5. 15	令元. 5. 1
44	栗田 英七	46. 5. 17	49. 6. 17	88	池上 優徳	令元. 5. 28	

# 議員一覧（会派別）

（令和元年 6月30日現在）

一 真 会  (11名)	 皆川信正 6期(74)	 見谷喜代三 6期(69)	 今村辰和 5期(67)	 奥島光晴 4期(71)	 堀江廣海 4期(77)	 田中義乃 3期(62)	 泉和弥 3期(59)	 八田一以 2期(69)	
	 福野大輔 2期(33)	 池上優徳 2期(52)	 寺島恭也 1期(57)						
志 政 会  (5名)	 加藤貞信 8期(60)	 石丸浜夫 5期(70)	 野嶋祐記 5期(58)	 藤田諭 3期(42)	 伊藤洋一 3期(50)				
市 民 ク ラ ブ  (4名)	 玉村正人 3期(64)	 片矢修一 3期(60)	 村田耕一 3期(54)	 酒井良樹 1期(55)					
政 友 会  (4名)	 青木幹雄 5期(62)	 水島秀晃 2期(50)	 榊原光賀 1期(30)	 岩佐武彦 1期(60)					
公 明 党  (3名)	 下畑健二 4期(61)	 菅生敬一 2期(60)	 津田かおり 1期(53)						
日 本 共 産 党  (2名)	 鈴木正樹 4期(40)	 山田文葉 1期(52)							
会 派 に 属 さ な い 議 員  (3名)	 堀川秀樹 5期(60)	 中村綾菜 3期(35)	 近藤實 2期(64)						

# 議 会 構 成

明治22年4月の市制施行に伴い、30人の市議会議員が選挙されてから、これまでに35回議員の改選が行われている。昭和22年新制度のもとに市議会議員選挙が行われてからは、4年ごとの選挙を経て現在19期目となっている。平成31年4月21日執行の選挙では、立候補者36人の中から、前議員26人、新議員6人、計32人が当選した。

## 1 議 員

### (1) 定 数 と 現 員 (令和元年6月30日現在)

条 例 定 数	現 員	備 考
32人	32人	最高77歳、最低30歳、平均57歳

昭和57年10月1日、定数を42人とする定数減少条例を制定、翌58年6月24日、定数減少条例の一部改正により38人に、さらに平成7年6月23日の一部改正により36人の定数とした(平成11年の一般選挙より適用)。また、地方分権一括法施行による地方自治法の改正に伴い、平成14年12月25日、定数条例を制定し、引き続き36人とした。

ただし、平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町との合併に伴い、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき、平成19年5月1日までの期間に限り、39人とした。

その後、平成19年3月27日に定数条例を一部改正し、定数を36人から32人と削減した。この改正条例は平成23年4月24日執行の選挙から適用している。

### (2) 任 期

令和元年5月2日から令和5年5月1日まで

### (3) 年 齢 別 構 成 (令和元年6月30日現在)

年 齢	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
人 数	0	3	2	10	13	4	32

### (4) 当 選 回 数 別 構 成 (令和元年6月30日現在)

回 数	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
人 数	6	6	8	4	5	2	0	1	32

## 2 組 織

### (1) 常 任 委 員 会 (令和元年6月30日現在)

委 員 会 名	定 数 (委員数)	任期(年)	所 管 事 項
総 務	8 (8)	1	総務部、財政部、工事・会計管理部、消防局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
建 設	8 (8)	1	都市戦略部、建設部及び下水道部の所管に関する事項
教 育 民 生	8 (8)	1	市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管に関する事項
経 済 企 業	8 (8)	1	商工労働部、農林水産部、農業委員会及び企業局の所管に関する事項

## (2) 議会運営委員会

(令和元年6月30日現在)

定数 (委員数)	任期(年)	所管事項
10 (10)	1	議会運営、会議規則及び委員会に関する条例等、議長の諮問に関する事項の調査、議案の審査

## (3) 特別委員会

(令和元年9月30日現在)

委員会名	定数 (委員数)	設置目的
観光振興・歴史文化活用対策特別委員会	8 (8)	大河ドラマや朝ドラのロケツーリズム等による観光誘客の推進、連携中枢都市圏における戦略的な広域観光施策の推進、坂本龍馬とゆかりのあるまちの調査
予算特別委員会	15 (15)	各会計当初、補正予算議案の審査及び市政上の重要案件の調査
決算特別委員会	10 (10)	各会計決算議案の審査

## (4) 議会運営に関する主な事項

### 議案の配付

議案その他関係書類は、おおむね定例会開会の1週間前配付を原則とする。

### 当初、補正予算の審査方法

予算特別委員会を開催する定例会における一般会計、特別会計及び企業会計の当初及び補正予算議案は、予算特別委員会に付託する。同委員会は議長を通じて所管の各常任委員会に調査(実質審査)依頼し、この調査結果の報告を踏まえて総括質疑を行った上で採決する。委員会の審査結果報告は当該定例会最終日の本会議で行い、質疑、討論の後、議決する。

予算特別委員会を開催しない定例会における一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算議案は、所管の各常任委員会に分割付託する。委員会の審査結果報告は当該定例会最終日の本会議で行い、質疑、討論の後、議決する。

#### ・予算特別委員会の構成

正副議長を除く15人をもって構成する。なお、正副議長は委員会に出席できるが、副議長は委員長が発言を求めた場合のみ、発言することができる。

### 決算の審査方法

一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定にかかる議案については、9月定例会最終日の本会議において上程し、決算特別委員会を設置してこれに付託の上、会議に諮って閉会中の継続審査とする。委員会の審査結果報告は12月定例会初日の本会議で行い、質疑、討論の後、議決する。

#### ・決算特別委員会の構成

正副議長を除く10人をもって構成する。なお、正副議長は委員会に出席できるが、副議長は委員長が発言を求めた場合のみ、発言することができる。

### 請願・陳情の取り扱い

請願・陳情については、所管の各常任委員会に付託する。なお、意見書の提出又は決議を要請するものは、付託された各常任委員会構成員の賛成者の提案として議会運営委員会に報告した後、本会議に付する。

### 一般質問の取り扱い

一般質問は、個人質問制をとっているが、3月定例会においては、2人以上で構成する会派各1人による代表質問と個人質問を併せて行うことができる。

#### ・通告書の提出時期及び通告内容

議会運営委員会の決定に従い、締切日正午までに質問の要旨を所定の用紙に記入して通告する。

・発言順位の決定方法

議会運営委員会で決定する。1巡目は3人以上で構成する会派が質問通告者のうちからそれぞれ1人を大会派順に指名する。ただし、第一会派の構成人数を2で除した数値が第二会派の構成人数以上のときは、1番目及び2番目の質問者を第一会派から指名する。2巡目は4人以上で構成する会派が質問通告者のうちからそれぞれ1人を大会派順に指名し、最後は2人で構成する会派が質問通告者のうちから1人を指名する。これ以後は抽選による。ただし、3人以上で構成する会派のうち、2以上の同数会派から通告があったときの順位は、ローリング方式による。

・質問時間及び回数の制限

質問時間は、個人質問については1回目の質問を25分以内（総括質問方式）で行い、2回目以降の質問は5分以内（一問一答方式）とする。代表質問については60分以内（総括質問方式、質問回数は3回まで）とする。答弁時間は、それぞれの質問に対する答弁が終了するまでとする。

関連質問は、主質問者に対する理事者答弁があるまでに発言を求めた者にのみ許可し、再質問は許可しない。ただし、一般質問通告者には関連質問を許可せず、また、代表質問に対する関連質問は認めない。

質疑

同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。議案質疑の通告制は採用していない。

## 活 動 状 況

### 1 議会開催状況

(平成30年度)

区分	会 期	会期日数	本会議 開催日数	会 議 延 時 間	一般質問 日 数	質問者数
5月臨時会	平成30年5月15日	1	1	1:23	0	0
6月定例会	6月4日 ~ 6月26日	23	5	14:48	3	20
9月定例会	8月27日 ~ 9月19日	24	5	16:20	3	23
12月定例会	11月27日 ~ 12月18日	22	5	18:04	3	25
3月定例会	平成31年2月18日 ~ 3月20日	31	5	17:55	3	22
計			21	68:30	12	90

### 2 委員会等開催状況

(平成30年度)

区 分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
常 任 委 員 会	総 務		1	1	1			1			1		1		6
	建 設		1	1	1			1			1		1		6
	教 育 民 生		1	1	1			1			1			2	7
	経 済 企 業		1	1	1			1			1			1	6
議 会 運 営 委 員 会				7	3		3	3		4	1	1	2	1	25
議 員 全 員 協 議 会				2			1	1		1			1	1	7
特 別 委 員 会	競 輪 事 業 対 策		1												1
	新幹線・並行在来線等対策				1		1			1			1		4
	予 算				3			2			2			2	9
	決 算							1	2						3

### 3 議案等審議状況(平成30年度)

#### (1)市長提出議案

区 分	種 類										採 決 結 果									
	予 算	条 例	決 算	人 事 案 件	報 告			工 事 契 約	財 産 取 得	そ の 他	計	可 決	認 定	可 決 及 び 認 定	同 意	承 認	受 理	否 決	継 続 審 査	修 正
					専 承 認	専 報 告	そ の 他													
5月臨時会				2	5						7				2	5				
6月定例会	16	6			2		17		2		43	24				2	17			
9月定例会	5	2	5	3	1		8		1	4	29	12			3	1	8		5	
12月定例会	16	45	5					1	1	6	74	69	2	3						
3月定例会	24	32							1	13	70	70								
計	61	85	10	5	8	0	25	1	5	23	223	175	2	3	5	8	25	0	5	0

#### (2)議員提出議案

区 分	種 類					採決結果		
	意 見 書	決 議	条 例	そ の 他	計	可 決	一 部 修 正	否 決
5月臨時会								
6月定例会	1	1	1		3	3		
9月定例会	3				3	3		
12月定例会			1		1	1		
3月定例会			1		1	1		
計	4	1	3	0	8	8	0	0

#### 4 請願・陳情処理状況(平成30年度)

区 分	付 託 件 数	採 択	不採択	継 続	撤 回	取下げ
請願	4	0	4	0	0	0
陳情	6	3	3	0	0	0

### 5 本会議・委員会の公開(平成30年度)

市民に開かれた議会の一環として、本会議及び各委員会の一般傍聴を実施している。

また、本会議及び予算特別委員会のケーブルテレビ放映、本会議及び各委員会のインターネット上での録画放送を実施している。

傍聴者数	区 分	人数(人)
	本 会 議	436
	常任委員会	17
	特別委員会	24
	議会運営委員会	12
	議員全員協議会	7

# 報 酬 と 旅 費

## 1 報 酬

酬

(平成13年4月改正)

区 分	議 長	副議長	議 員
報 酬	740,000円	670,000円	630,000円

6月期手当 報酬×1.4 ×1.675 (平成30年12月改正、平成31年4月施行)

12月期手当 報酬×1.4 ×1.675 (平成30年12月改正、平成31年4月施行)

## 2 旅 費

費

区 分	鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	日 当	宿 泊 料
議 長	最上級の運賃	鉄道賃の例による	実 費	2,500円	13,000円
副議長・議員	"	"	"	2,300円	12,000円

## 3 政 務 活 動 費

交 付 対 象 会派及び議員

交付額及び交付の方法 議員1人当たり月額15万円を会派と議員個人に分けて四半期ごとに交付する。

なお、会派及び議員個人への交付額については、各会派において決定する。

# 議 事 堂

(単位：m<sup>2</sup>)

階	室 名	面 積	階	室 名	面 積
7	議 長 室	52.00	8	全 員 協 議 会 室	212.25
	議 長 応 接 室	48.75		(傍聴・報道室含む)	
	副 議 長 室	30.00		口 ビ ー	97.50
	議 会 会 議 室	40.50		第 1 委 員 会 室	77.25
	事 務 局 長 室	27.50		第 2 " "	97.50
	事 務 局	98.75		第 3 " "	77.25
	各議員控室及び応接室	409.88		第 4 " "	77.25
特 別 会 議 室	73.13	モ ニ タ ー 室	15.75		
7・8	議 場 (上部吹抜)	297.00		議 会 図 書 室	67.66

議場の各議席には、マイク、氏名標を設置

議場傍聴室(報道関係12席、定員：97人、うち車いす6席)

# 議 会 事 務 局

## 1 機 構 (令和元年度)

定 数 20人	現 員 19人	
		《庶務課》9人
		課長 1人
		課長補佐 1人
		庶務係 5人
		運転業務係 2人
《議会事務局》		《議事調査課》8人
局長 1人		課長 1人
次長 1人		副課長 1人
		議事調査係 6人

## 2 市議会の刊行物 (平成30年度)

区 分	発行開始年月	刊 行 回 数	発行部数	判 型
市議会だより	昭和41.4	年4回(定例会ごと)	81,700部	A4
声の市議会だより	平成11.5	"	130部	C D
市政のあらまし	昭和38.10	年1回	180冊	A4
会 議 録	昭和42.3	原則定例会ごと	60冊	A4
議 員 提 要	昭和43.5	必要に応じ改定	76冊	A5

## 3 来訪都市数

平成28年度	平成29年度	平成30年度
46都市(382人)	35都市(237人)	24都市(198人)

## 主 な 決 議

決 議 年 月 日	決 議 の 名 称
昭 和 23. 1. 28	納税完納決議
34. 12. 23	競輪廃止に関する決議
36. 9. 29	核実験再開禁止に関する決議
39. 3. 25	「不死鳥のねがい」決議
39. 6. 19	沖縄の日本復帰要請に関する決議
41. 10. 1	北方領土日本復帰促進決議
41. 12. 23	政治の正常化についての決議
43. 6. 21	沖縄の祖国復帰要請に関する決議

決議年月日	決議の名称
47. 3. 24	北方領土日本復帰促進決議
50. 9. 27	財政硬直化に対する議会費節減に関する決議
昭和 51. 9. 29	地方議会議員半数改選制反対に関する決議
57. 3. 25	入札制度等の調査研究と兼業禁止規定に関する自粛決議
〃	暴走族の追放に関する決議
60. 3. 20	国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議
平成元. 9. 22	虚礼廃止に関する決議
2. 12. 6	食肉流通センター問題の早期解決に関する決議
3. 9. 25	産業廃棄物処理施設建設に反対する決議
4. 9. 22	日本国憲法施行45周年にあたっての決議
5. 12. 8	コメの国内自給、食料の安全・安定供給確立決議
6. 6. 30	交通マナー日本一福井をめざす決議
8. 12. 3	シートベルト着用日本一・福井をめざす決議
10. 6. 16	インド・パキスタンの核実験に抗議する決議
10. 9. 8	朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射実験に抗議する決議
12. 12. 22	京福電車の安全運行に関する決議
14. 2. 21	福井市議会議員の政治倫理に関する決議
15. 12. 26	福井市政の浄化を求める決議
16. 9. 29	北方領土問題の解決促進に関する決議
17. 3. 25	平成17年度福井市各会計予算議案に関する付帯決議
19. 2. 23	飲酒運転根絶に関する決議
19. 3. 27	平成19年度福井市各会計予算議案に関する付帯決議
19. 9. 21	安全で安心して暮らすことのできる町づくりに関する決議
22. 12. 21	工事請負契約の変更について（福井市デジタル防災行政無線固定系・移動系設備工事）に関する付帯決議
23. 3. 25	原子力発電所の安全確保を求める決議
26. 9. 24	フラトン市博物館への平和モニュメントの設置に反対する決議
30. 6. 13	雪害等対策の充実を県に求める決議

## 都 市 宣 言

制定年月日	都市宣言の名称
昭和 35. 6. 7	世界連邦平和都市宣言
36. 6. 28	安全都市宣言
38. 2. 23	公明選挙都市宣言
40. 3. 26	暴力排除安全都市宣言
44. 3. 24	衛生安全都市宣言
45. 12. 24	明るく正しい選挙に関する宣言
46. 3. 22	公害のない福井市を築くための宣言
46. 12. 23	青少年を守る都市宣言
平成元. 9. 22	非核平和都市宣言
2. 3. 22	ゆとり宣言
4. 9. 22	環境を守るための都市宣言
9. 6. 12	お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言
10. 3. 16	男女共同参画都市宣言

# 都市戰略



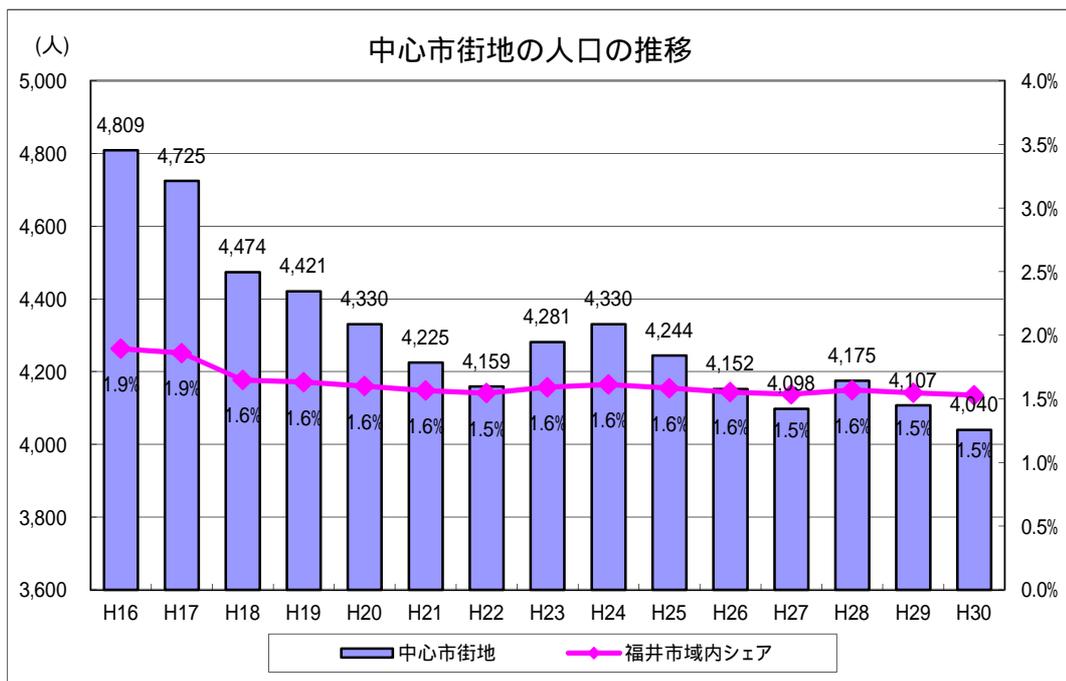
# 中心市街地活性化

本市の中心市街地は、県庁や市役所などの行政機関や商業、業務機能が集積し、JR福井駅をはじめとする公共交通機関の集まる利便性の高い場所として、経済、文化の中心的な役割を果たしてきた。しかし、市街地周辺部の発展やモータリゼーションの進展に伴い、人口や商業販売、就業者などの減少が続き、中心市街地の空洞化、衰退の現象が起きている。

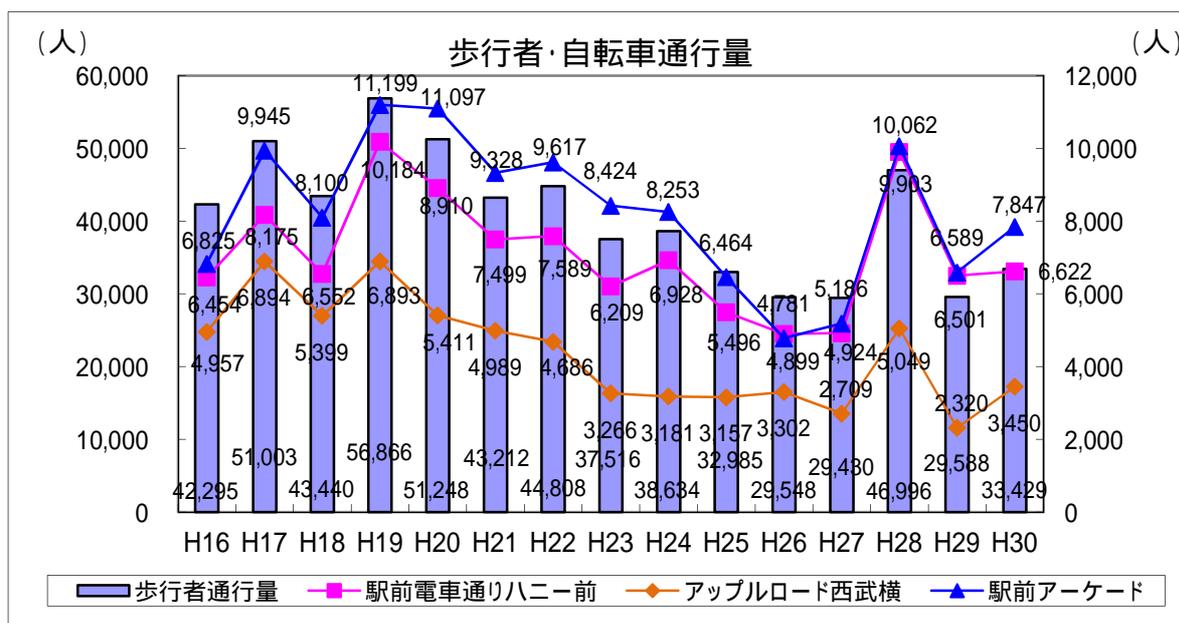
こうした中、中心市街地活性化は、人口減少、少子・高齢社会が進展していく中で、コンパクトなまちづくりに向けた第一歩として取り組むもので、商業、居住、文化等の都市機能を集約し、交通結節機能の維持強化を図り、市民が集い、誇りの持てるまちづくりを進めるものである。そのため、中心市街地の商業振興や都市交通政策、都心居住などのソフト・ハード両面から総合的に取り組んでいく。

中心市街地の人口の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
大手1丁目	248	239	231	214	210	211	207	196	185	173	162	159	152
大手2丁目	656	633	626	602	594	702	746	738	716	713	722	701	683
大手3丁目	144	142	141	133	128	134	131	126	127	121	118	110	104
中央1丁目	563	549	543	533	527	511	524	521	509	491	566	556	558
中央2丁目	595	582	564	541	572	640	637	631	620	616	611	609	600
中央3丁目	293	325	330	319	321	334	340	339	338	350	365	352	366
順化1丁目	544	541	536	535	527	507	505	487	461	469	475	474	454
順化2丁目	841	818	787	779	733	727	728	707	700	665	661	655	641
手寄1丁目	266	261	251	253	246	233	223	216	217	213	211	215	211
日之出1丁目	324	331	321	316	301	282	289	283	279	287	284	276	271
計	4,474	4,421	4,330	4,225	4,159	4,281	4,330	4,244	4,152	4,098	4,175	4,107	4,040
市全体	271,417	270,977	270,642	269,879	269,230	268,982	268,470	267,904	267,345	266,690	266,032	265,298	264,316



中心市街地の歩行者通行量の推移（休日）



中心市街地活性化のための取り組み

- 1 中心市街地のまちづくりの推進
- 2 まちづくり福井株式会社への支援

1 中心市街地のまちづくりの推進

中心市街地活性化基本計画は、第1期（H19.11～H24.3）、第2期（H25.4～H30.3）の二期10年にわたり活性化事業を行ってきた。今後も効果を継続していくことが重要であることから、目標の達成状況に関する評価指標に基づく評価を行い、PDCAサイクルを継続していく。計画に位置付けていた「公共交通機関乗車数」、「観光案内所利用者数」、「中心市街地の人口」及び「歩行者・自転車通行量」の4つの指標について、今後も継続して調査する。

さらに、北陸新幹線福井開業という好機を捉え、民間主体の再開発や共同建替の支援を行い、福井駅・城址周辺地区市街地総合再生計画を推進するほか、都市再生緊急整備地域の制度を利用することにより、県内外からの民間投資を呼び込み、中心市街地の活性化を図っていく。

中心市街地の区域 約105.4ha（大手、中央、順化、日之出・手寄の一部）

調査指標

調査指標	公共交通機関乗車数 (人/日)	観光案内所利用者数 (人/年)	中心市街地の人口	歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均)
最新値（H30）	18,411人/日	74,961人/年	4,040人（H30）	35,290人/日

## 2 中心市街地の振興

### (1) まちづくり福井株式会社の支援

福井市中心市街地のまちづくりを官民一体となって進めていくための推進機関として、福井まちなか文化施設「響のホール」やコミュニティバスすまいるの運行、賑わい創出を目的とした各種ソフト事業等の中心市街地活性化事業を実施しているまちづくり福井株式会社を支援する。

〔福井まちなか文化施設 響のホール〕

中心市街地に賑わいを創出するために設置した、鑑賞から練習、発表に至る一連の文化活動の拠点。

各種イベントの開催や、学生等の文化催事にかかる会場使用料を助成する「響のホール利用アシスト制度」により、年間を通して賑わいを創出している。

### (2) アクティブスペース管理事業

まちなかに設置したアクティブスペース（JR高架下17ブロック、ガレリアポケット）について文化・スポーツ・音楽・ボランティアなどの活動拠点として管理運用する。

### (3) まちなか賑わい創出事業

まちなかの賑わい創出を目的に、まちなかを会場としたイベントや、福井まちなか文化施設「響のホール」におけるコンサートの開催を行う。

### (4) 民間によるまちなか活性化活動支援事業

まちなかの魅力と回遊性の向上を図るため、市民、商店街など民間が主体的に取り組むまちづくり活動を支援する。

### (5) リノベーションまちづくりの推進

老朽化した遊休不動産を有効活用し、中心市街地の新たな魅力を創出するリノベーションまちづくりを推進するため、リノベーション事業を担う人を育成するセミナーを開催する。

### (6) コミュニティバスすまいる運行支援事業

中心市街地への誘客のため、便利で手軽な交通手段としてコミュニティバスの運行を支援する。

年度	ルート	北ルート	西ルート	南ルート	東ルート	累計
		(田原・文京方面)	(照手・足羽方面)	(木田・板垣方面)	(城東・日之出方面)	
H26		128,564	129,809	114,790	102,085	475,248
H27		119,483	126,322	110,000	99,943	455,748
H28		116,784	120,148	104,033	97,436	438,401
H29		116,974	110,521	96,466	93,812	417,773
H30		119,453	113,220	95,501	95,702	423,876
累計(H12～H30)		2,688,625	2,501,419	1,980,902	1,717,141	8,888,087

## 市 街 地 再 開 発

本市における再開発事業は、建築物防災不燃化の建設促進を目的とした防災建築街区造成事業により昭和38年に大名町ロータリー街区で4棟を整備したのが始まりで、以後、福井駅前街区4棟、元町街区1棟、中央1丁目街区1棟、及び駅前南街区で2棟が整備されている。

昭和44年には既成市街地の整備を加速させるため都市再開発法が制定された。本市では同法に基づき、昭和59年に御屋形地区で再開発組合が設立され、昭和63年に工事着工した。本地区は、佐佳枝迺社の境内に仲見世商店街（約80棟）があったことから、同神社施設を取り込み、ホテル、商業施設及び事務所とともに一体的に整備を図り、平成4年4月に完成した。

三の丸地区では平成3年8月に再開発組合が設立され、医療・福祉・住宅を中心とする複合ビルとして、平成13年に工事着工し、平成15年3月に完成した。

また、手寄地区では福井駅周辺市街地総合再生計画に基づき、駅東口の拠点づくりを目指すため、平成15年8月に手寄地区市街地再開発組合を設立し、公共公益施設と民間施設とが一体となった都市型複合施設として、平成17年に工事着工し、平成19年3月に完成した。

さらに、平成19年12月には、県都の玄関口にふさわしいにぎわい交流拠点の形成を図るため、福井駅西口交通広場の都市計画変更とともに、福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行ったが、その後の経済情勢の変化等を受け、平成24年3月に事業全体の再構築に伴う都市計画の変更を行った。平成24年5月には、市街地再開発組合の設立認可を受け、平成25年9月に施設建築物工事着工し、平成28年3月に完成した。

地 区 名	面 積 (ha)	都 市 計 画 決 定	権 利 者		組 合 設 立	施 設 概 要
			土地所有者	借 地		
御屋形地区	1.2	昭和59年3月 昭和61年10月 (変更)	従前 5 従後 3	従前 62 従後 16	昭和59年 12月	ホテル・店舗・スポーツ施設・ 事務所・社殿・会館・駐車場
三の丸地区	0.5	平成2年3月 平成12年12月 (変更)	従前 18 従後 10	従前 6 従後 3	平成3年 8月	病院・福祉関連施設・健康増進 施設・分譲住宅・駐車場
手寄地区	0.7	平成14年8月	従前 12 従後 9	従前 0 従後 0	平成15年 8月	公共公益施設・商業業務施設・ 駐車場
福井駅 西口中央地区	0.7	平成19年12月 平成24年3月 (変更)	従前 22 従後 14	従前 5 従後 2	平成24年 5月	商業業務施設・公共公益施設・ 共同住宅・駐車場

その他、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給に資する優良建築物等整備事業としては、平成30年度までに、浜町桜橋地区、中央1丁目18番地区など6地区が完了した。

# 景 観

福井市における戦後のまちづくりは、戦災復興計画から始まり、整備は必要不可欠な機能面にとどまっていた。

しかし、近年、人々の価値観、意識は急速に変わってきており、その結果、多様な精神的、文化的豊かさが求められる時代となってきた。

このような趨勢を背景として、都市の整備においても従来の「用」、「強」から、さらに「美」を重視する方向への発想の転換が求められている。また、道路や公園、水辺、建築物等を個別に整備するだけでなく、それを総合的にコントロールし、質の高い都市景観を生み出す文化行政としての都市行政が求められている。

そこで、平成元年に、福井市の都市景観整備の基本的な方向性を示した「福井市都市景観基本計画・1989」を策定し、また平成3年3月には「福井市都市景観条例」を制定した。

現在は、平成16年6月に制定された「景観法」により、これまで地方公共団体が独自に行ってきた景観に対する取組みに法律的な位置付けが与えられたことや、平成18年2月の市町村合併によって地域固有の景観資源が新たに加わったことなどから、平成19年5月に「福井市景観基本計画」を策定した。また、平成18年4月に「景観行政団体」となり、平成20年3月には景観法に基づく「福井市景観計画」を策定し、併せてこれを運用していくために「福井市都市景観条例」を改正し「福井市景観条例」として、平成20年10月から施行している。

## 1 福井市景観条例

公布日 平成20年3月31日

施行日 平成20年10月1日

## 2 民間誘導・支援制度

### (1) 特定景観計画区域

重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地域（福井都心地区）では、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導するための基準を定め、建築などの行為（建築物の新築等、工作物の建設等、特定照明、広告物の表示等）について規制・誘導。

特定景観計画区域内行為届出件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度
34件	41件	47件

### (2) 福井市景観計画区域

福井市全域を対象に、景観形成に大きな影響を与える大規模建築物等の建築などの行為（建築物の新築等、工作物の建設等、土地の開墾等、木竹の伐採、特定照明、広告物の表示等）について規制・誘導。

福井市景観計画区域内行為届出件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度
241件	200件	220件

### (3) 景観づくり地域団体等の認定

認定年度	種別	団体名
平成3年度	景観づくり地域団体	福井西商店街振興会(グリーンロードやしろ商店街振興組合)
平成4年度	景観づくり地域団体	東郷ふるさとおこし協議会
	景観づくり地域団体	城の橋景観整備を進める会
平成6年度	景観づくり地域団体	鮎川21
平成10年度	景観づくり地域団体	上文殊地区総合開発委員会
平成16年度	景観づくり地域団体	中央1丁目景観整備を進める会
平成21年度	景観づくり地域団体	一乗谷をよくする会
平成24年度	福井ふるさと百景活動団体	朝倉氏遺跡保存協会
	福井ふるさと百景活動団体	宝永まちづくり委員会
平成26年度	福井ふるさと百景活動団体	ふくい笏谷石の会
	福井ふるさと百景活動団体	東郷ふるさとおこし協議会
平成27年度	福井ふるさと百景活動団体	清明まちづくり委員会
平成28年度	福井ふるさと百景活動団体	ふくい桜守の会
平成29年度	福井ふるさと百景活動団体	木曜お堀の会
平成30年度	福井ふるさと百景活動団体	まちづくり宮ノ下地区委員会

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
景観形成助成金等	2件	4件	5件	3件	6件
景観づくり活動助成金等	1件	2件	3件	2件	2件

### 3 公共サイン整備事業

平成5年度 サインマニュアル、基本方針策定  
 平成6～9年度 中心市街地歩行者系公共サイン整備  
 平成10年度 車両系公共サイン整備  
 平成27～28年度 歴史回廊歩行者系公共サイン整備

年度	6	7	8	9	10	27	28
設置基数	21基	20基	8基	7基	2基	8基	3基

## 4 彫刻のある街づくり事業

人々の関心が都市景観づくりに向けられる中、今日では全国各都市で様々な取組みがなされている。本市では屋外彫刻を通じた魅力ある都市空間の演出や市民文化の向上を目指し彫刻のある街づくり事業を行ってきた。

作 品 名	設 置 場 所	作 家 名	材 質
LOVE IN SKY	下馬中央公園	常松大純	ステンレス 御影石
風と少女'91	福井市美術館敷地内	山本正道	ブロンズ 御影石
詩人 愛と生を見つめて	順化小学校前緑地帯	綿引道郎	コールテン鋼
LOCUS IN THE SKY'92	御屋形再開発地区内都市広場	大隅秀雄	ステンレススチール
My Family	福井市美術館敷地内	中岡慎太郎	黒御影石
はじまりの形	西公園内植栽帯	伊藤知之	ブロンズ
記念撮影 風と	福井城址御本城橋東植栽帯	峯田敏郎	ブロンズ
母と子・この地に	和田公園	池田正彦	ブロンズ
風の記憶	フェニックス通り東側	青野 正	コールテン鋼
WATER OF LIFE	フェニックス通り東側	関 正司	ステンレススチール
夕べの花	フェニックス通り東側	津田裕子	ブロンズ
行列	フェニックス通り東側	三木俊治	ブロンズ コールテン鋼
森に風	山奥公園	山本敏弘	コールテン鋼
ひな	フェニックス通り西側	西村文男	赤花崗岩
波に乗って	フェニックス通り西側	田中 毅	黒御影石
循環・メビウス	フェニックス通り西側	後藤良二	アルミニウム・ステンレススティール
ひととき	西藤公園	中村セイ	ブロンズ・御影石
TRIPLE SPIRAL	森田公園	斎藤路子	ブロンズ
「春」	本町通り南側	黒川晃彦	ブロンズ
「夏」	本町通り北側	〃	ブロンズ・黒御影石
5つの積層と並列	ちぐさ公園	前川義春	赤御影石

## 都 市 計 画

本市の都市計画の取り組みは、昭和2年に旧都市計画法の適用を受けたのがはじまりであるが、本格的には戦災及び福井震災後の戦災復興土地区画整理事業(557ha)からはじまる。その後現在まで、都市基盤整備は土地区画整理事業によるところが大きく、市街化区域(4,685ha)の約79%を占めており全国有数の施行率を誇る。

なお、昭和43年の新都市計画法の制定により、昭和45年4月に福井都市計画区域において市街化区域及び市街化調整区域の設定を行った。当初の市街化区域の規模は4,120haであったが、以後4回の見直し等を経て、565haを市街化区域に編入している。

また、平成12年3月に福井市都市計画マスタープランを策定したが、市町村合併による市域の拡大、社会情勢の変化や全国的な都市づくりの潮流の変化を受けて見直しを行い、平成22年3月に「暮らしの豊かさを実感できる『歩きたくなる』まち」を理念とする【改訂】福井市都市計画マスタープランを策定した。

さらに急激な人口減少、高齢化の進展を背景として、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画が制度化された。本市では、平成29年3月に都市機能誘導区域及び誘導施設を、平成31年3月に居住誘導区域を設定し、【改訂】福井市都市計画マスタープランの一部として、福井市立地適正化計画を策定、公表した。

# 1 都市計画区域

## (1) 福井都市計画区域

昭和4年11月に市街地及びその周辺5,790haにわたる区域を福井都市計画区域として定め、その後の町村合併に伴い順次都市計画区域への編入を行ってきた。昭和43年には、これまでの行政区域を単位とする都市計画区域にとどまらず、広域のかつ一体的な都市としての整備開発、保全を図るため本市に隣接する旧足羽町及び旧清水町の一部を編入した。

その後、昭和44年10月に隣接する旧松岡町の一部を都市計画区域に編入し、さらに昭和54年5月同町において都市計画区域の拡大を行った。また、平成8年4月には本市の一部を都市計画区域に編入して区域の拡大を図った。

### 都市計画区域の変遷

区域決定及び 変更年月日	区域面積	区域人口	備考
昭和 4. 11. 29	5,790ha	108,357人	隣接7ヵ村合併
33. 12. 26	12,822	135,363	隣接3ヵ村合併
34. 12. 24	14,781	141,958	隣接1ヵ村合併
36. 12. 23	16,716	156,493	隣接1ヵ村合併
42. 7. 30	17,346	179,492	隣接1ヵ村合併
43. 1. 30	17,215	194,500	隣接2ヵ町の一部区域編入
44. 10. 28	17,540	208,854	隣接1ヵ町の一部区域編入
54. 5. 15	18,609	232,137	隣接1ヵ町の一部区域編入
平成 元. 6. 17	18,609	248,621	鯖江市との境界変更
8. 4. 30	19,189	253,741	細坂町の全部並びに本堂町、羽坂町及び更毛町の一部を編入

### 都市計画区域の範囲

(平成31年4月1日現在)

区分	範囲	面積
福井市	行政区域の一部	17,800ha
永平寺町	"	1,389
合 計		19,189

## (2) 嶺北北部都市計画区域

昭和47年1月、福井新港整備事業及び臨海工業団地造成事業に伴う後背地の広域都市計画を策定するため、福井市の川西地区の一部を含む1市7町にわたり、嶺北北部都市計画区域を設定、その後、昭和51年12月、公有水面埋立による一部区域の拡大、昭和56年7月に地先公有水面の一部編入と一部地区除外を行った。

(平成31年4月1日現在)

区分	範囲	面積
福井市	行政区域の一部	2,560ha
あわら市	行政区域の一部	10,794
坂井市	行政区域の一部	13,735
永平寺町	行政区域の一部	472
合 計		27,561

## 2 市街化区域と市街化調整区域

都市への人口や産業の集中により、無秩序に宅地化されていくことを防止するため、昭和43年に新都市計画法が制定され、農林漁業との調和を保ちながら、効率の良い公共投資と計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街地として整備する市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域の二つに区域区分（いわゆる都市計画の線引き）を行うこととなった。

本市では昭和45年4月に、福井都市計画区域に市街化区域及び市街化調整区域を定め、同時に「整備、開発及び保全の方針」を定めた。その方針に基づき用途地域などの地域地区、道路、公園、下水道等の都市施設及び土地区画整理事業などの市街地開発事業の都市計画が総合的に定められた。

### (1) 変遷

告示年月日

昭和45年4月1日……都市計画法の抜本的改正により、市街化区域（4,120ha）及び市街化調整区域を定める。

昭和51年8月6日……第1回見直し

昭和54年10月9日……松岡町の一部を市街化調整区域として編入

昭和56年6月19日……下六条地区他（47.4ha）を除外し、下馬地区他（47.4ha）を市街化区域に編入

昭和59年2月3日……第2回見直し

昭和60年12月17日……八ツ島町（2.7ha）、東下野町他（6.9ha）を市街化区域に編入

平成7年3月31日……第3回見直し

平成8年4月30日……細坂町の全部並びに本堂町、羽坂町及び更毛町の一部（580ha）を市街化調整区域として編入

平成9年8月15日……大和田町他（92.9ha）、漆原町他（66.4ha）、南居町他（28.4ha）を市街化区域に編入

平成16年5月14日……清水町の一部（19.4ha）を市街化区域に編入

### (2) 福井都市計画区域

（平成31年4月1日現在）

市 町 名	都 市 計 画 区 域 面 積	市 街 化 調 整 区 域 面 積	市 街 化 区 域 面 積
福 井 市	17,800ha	13,115ha	4,685ha
永 平 寺 町	1,389	1,200	189
計	19,189	14,315	4,874

## 3 用途地域

用途地域は土地利用計画に基づき、地域別に建築物の用途及び形態について制限し、無秩序な施設混在の防止や生活環境の維持、業務能率の向上、公共施設の効率的整備及び都市の調和ある発展と都市空間を確保することを目的としている。

### (1) 福井都市計画用途地域

昭和12年に用途地域の最初の指定を受けたが、戦災復興計画の際既定計画を全面的に廃止し、福井駅を中心として商業地域の拡大、繊維工業の育成、住みよい住宅地の提供などを主眼とした用途地域変更指定を行った。平成8年4月30日に都市計画法及び建築基準法の改正により新用途地域の指定を行った。この間、用途地域拡大に伴う変更、市街化区域の設定に伴う変更、土地利用の計画の見直しに伴う変更等を行ってきた。

福井都市計画用途地域の面積（福井市分）

（平成31年4月1日現在）

区 分	面 積	建築物延面積の敷地面積に対する割合	建築物建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の后退距離の限 度	建築物の高さ制限	備 考
第一種低層住居専用地域	約 306ha	8/10 以下	5/10 以下		10m	6.5%
	約 186	10/10 以下	6/10 以下		10	4.0
	約 492					10.5
第一種中高層住居専用地域	約 828	20/10 以下	6/10以下			17.7
第二種中高層住居専用地域	約 237	20/10 以下	6/10以下			5.1
第一種住居地域	約1,194	20/10 以下	6/10以下			25.5
第二種住居地域	約 72	20/10 以下	6/10以下			1.5
近 隣 商 業 地 域	約 11	20/10 以下	6/10以下			0.2
	約 221	20/10 以下	8/10以下			4.7
	約 82	30/10 以下	8/10以下			1.8
	約 314					6.7
商 業 地 域	約 83	40/10以下	8/10以下			1.8
	約 11	50/10以下	8/10以下			0.2
	約 39	60/10以下	8/10以下			0.8
	約 133					2.8
準工業地域	約1,184	20/10以下	6/10以下			25.2
工業地域	約 191	20/10以下	6/10以下			4.1
工業専用地域	約 40	20/10以下	6/10以下			0.9
合 計	約4,685					100.0

（2）嶺北北部都市計画用途地域

建築基準法の改正に伴い、新制度による用途地域に切り替えるとともに、福井臨海工業団地造成事業に伴う土地利用計画を検討して、本区域の用途地域を決定した。また、福井臨海工業団地造成事業の変更に伴い一部変更した。

嶺北北部都市計画用途地域の面積（福井市分）

（平成31年4月1日現在）

用途地域別	福 井 市
工業専用地域	約 284 ha

4 防火地域及び準防火地域

本市の防火地域は市街地建築物法時代から指定していたが、建築基準法の施行に伴い用途地域との関連において根本的な再検討を余儀なくされ、昭和26年にこれを変更し約181.63haを指定した。翌27年、市街地中心部の幹線街路沿いに帯状の防火地域を指定し、昭和37年には土地の合理的利用から、従来の防火帯のうち特に業務及び商業中心の地域では街区形式の防火地域に変更した。さらに昭和42年には中心部のビル化並びに不燃化に対処して、防火地域の拡大と市街地の膨張に伴う準防火地域の追加等の変更を行った。また、平成14年及び平成15年には、福井駅周辺における土地の高度利用などを目的とした用途地域の変更に伴い、準防火地域の一部を防火地域にする変更を行った。

## 防火地域及び準防火地域の変遷

地域指定及び変更年月日	防 火	準 防 火	計
昭和 26. 5. 31		約 181.63 ha	約 181.63 ha
27. 10. 30	約 2.84 ha	約 179.14	約 181.98
29. 12. 13	約 2.84	約 181.94	約 184.78
29. 12. 23	約 2.84	約 181.94	約 184.78
37. 9. 20	約 16.30	約 177.10	約 193.40
39. 3. 28	約 16.30	約 312.06	約 328.36
42. 9. 12	約 33.40	約 595.33	約 628.73
平成 14. 8. 26	約 35.2	約 593.5	約 628.7
15. 5. 27	約 41.3	約 587.4	約 628.7

## 5 風 致 地 区

昭和13年に福井城跡地区、足羽川地区、足羽山地区の3地区を風致地区として指定したが、昭和45年6月に新しい都市計画法の趣旨に基づき再検討した結果、3地区を変更し、また昭和55年4月には足羽山風致地区の一部を変更した。

地 域 指 定 及 び 変 更 年 月 日	福井城跡風致地区	足羽山風致地区	足羽川風致地区	計
昭和 13. 5. 13	約 18.17 ha	約 88.11 ha	約 78.95 ha	約 185.23 ha
45. 6. 12	約 6.9	約 197.8	約 108.8	約 313.5
55. 4. 4	約 6.9	約 194.9	約 108.8	約 310.6

## 6 駐 車 場 整 備 地 区

昭和39年に福井駅西地区の約162haを駐車場整備地区に指定し、昭和41年に路上駐車場設置計画及び大規模建築物の駐車施設の附置義務条例を定め、都市機能の向上や豊かでゆとりある市民生活の実現に寄与するため、都市内における駐車需要への対応を図ってきた。

しかし、社会情勢が変化するなかで、現下の駐車場問題の顕在化とともに、福井駅周辺の諸整備事業の進展に伴い、福井駅の東西地区の一体的発展が見込まれるため、平成4年に従来の駐車場整備地区に駅東地区を追加し、全体で約225haの駐車場整備地区に拡大変更した。また、店舗等の郊外進出等による都市周辺部の駐車問題にも対応すべく、幹線沿いに自動車ふくそう地区約145haも併せて設定した。

指定年月日	指 定 種 別	面 積	備 考
昭和 39.12.25	駐 車 場 整 備 地 区	約225ha	平成4.10.2追加変更
41. 3.28	建築物における駐車施設の附置地区	約822	駐車場整備地区含む
平成 4.10. 1	自 動 車 ふ く そ う 地 区	約145	

## 7 高 度 利 用 地 区

高度利用地区とは、用途地域内の市街地における土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度と、必要な場合には壁面の位置の制限を定める地区である。

### (1) 御屋形高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

昭和59年3月30日	決 定
昭和61年8月19日	変 更
容積率の最高限度	600%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	80%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

### (2) 三の丸高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

平成2年3月30日	決 定
平成12年12月7日	変 更
容積率の最高限度	650%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	70%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

### (3) 手寄地区高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

平成14年8月26日	決 定
容積率の最高限度	700%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	70%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

### (4) 福井駅西口中央地区の建築等の制限

告示年月日

平成19年12月11日	決 定
平成24年3月16日	変 更
容積率の最高限度	600%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	70%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

## 8 都市再生特別地区

都市再生特別地区とは、都市再生緊急整備地域( )において、国が定める「都市再生緊急整備地域の整備に関する方針」に沿った都市開発事業等を迅速に実現するため、用途地域等による用途規制や容積率制限、斜線制限、日影規制等を適用除外とした上で、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導することを目指すものである。

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域

### 福井駅前電車通り北地区の建築等の制限

告示年月日

平成31年3月29日	決 定		
	[ A 街区 ]	[ B 街区 ]	
容積率の最高限度	850%	600%	
容積率の最低限度	200%	200%	
建蔽率の最高限度	70%	70%	
建築面積の最低限度	200㎡	200㎡	
高さの最高限度	130m	35m	
壁面の位置の制限	あ り	あ り	

## 9 特別用途地区

特別用途地区とは、用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完するため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定め、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るものである。

本市では、平成19年11月に、福井市特別用途地区建築条例を施行させ、地区内での建築物の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めている。

地域指定及び 変更年月日	種 類	区 域 面 積	備 考
平成 19.11.30	大規模集客施設立地制限地区	約1,500ha	準工業地域及び 近隣商業地域
22.12. 2	〃	約1,502	〃
26. 1.23	〃	約1,501	〃
31. 1.11	〃	約1,498	〃

## 10 地区計画

地区計画は、ふさわしい魅力あるまちをつくるために、地域の特性に応じて、住民の方々の意見を取り入れながら、住民と共にまちづくりの方針とルールを定めるまちづくりの手法である。計画の内容は、建物の用途・形態などの制限や、道路・公園などの公共施設の配置規模をきめ細かく定め、良好なまちづくりを推進するものである。

名 称	位 置	面 積	当初告示 年 月 日	変更告示 年 月 日
文 京 地 区 計 画	文京4丁目の一部	約1.2ha	平 2. 3.30	平30. 4. 1
上 北 野 地 区 計 画	上北野1丁目、大東1丁目、河増町の各一部	約14.7	平 2. 3.30	平30. 4. 1
西 木 田 地 区 計 画 (区域の全部が再開発等促進区)	北地区 西木田2丁目の一部	約0.65	平 2.12.10	平 4. 3. 7
	南地区 西木田2丁目の一部	約0.65		
花 堂 南 地 区 計 画 (区域の全部が再開発等促進区)	花堂南2丁目の一部、江端町13字、同町14字及び25字の各一部	約8.0	平 3.12.11	平 4. 3. 7
森 田 北 東 部 地 区 計 画	栗森1丁目、栗森2丁目、定正1丁目、定正2丁目、上町本町1丁目、上野本町2丁目、上野本町3丁目、上野本町4丁目、東森田1丁目、東森田2丁目、東森田3丁目、東森田4丁目、石盛1丁目、石盛2丁目、石盛3丁目、上森田6丁目、河合寄安町、下森田新町の全部、上森田3丁目、上森田5丁目、下森田桜町、下森田藤巻町、古市町、栗森町浜の各一部	約240.5	平 7. 8.23	平11. 9. 1
市 場 周 辺 地 区 計 画	大和田1丁目、大和田2丁目、高柳1丁目、高柳2丁目、高柳3丁目、堂島町、新保北1丁目、寺前町、高木中央3丁目、開発5丁目の各一部	約191.9	平 7. 8.23	平26. 1.23
飯 塚 地 区 計 画	飯塚町の一部	約5.1	平 8. 4.30	平19.11.30
上 六 条 地 区 計 画	上六条町の一部	約0.9	平12. 5.29	

福井駅周辺地区計画	中央1丁目、大手2丁目、手寄1丁目、日之出1丁目の各一部	約15.8	平12.12.7	平19.12.11
清水地区計画	三留町、清水杉谷町、風巻町の各一部	約19.4	平16.5.14	平30.4.1
福井市中央工業団地地区計画	南居町、三尾野町の各一部	約28.4	平17.4.25	平30.4.1
松本上町地区地区計画	松本上町、開発町の各一部	約2.8	平17.12.22	平30.4.1
湊4丁目地区地区計画	湊4丁目の一部	約2.5	平22.12.2	
経田2丁目第1自治会地区計画	経田2丁目の一部	約4.7	平22.12.2	
豊島1丁目西地区地区計画	豊島1丁目、中央2丁目の各一部	約1.3	平23.10.13	
西一本木自治会南部地区計画	春日町、春日3丁目の各一部	約2.0	平31.1.11	
町屋本町第2自治会北部地区計画	町屋3丁目の一部	約1.8	平31.1.11	
福井駅前電車通り北地区計画	中央1丁目の一部	約2.2	平31.3.29	

## 1.1 都市計画道路

都市計画道路とは、都市施設のうち都市計画に定められた道路である。本市においては、南北の路線として、東縦貫線（国道8号）福井縦貫線、嶺北縦貫線及び福井川西線等、東西の路線として、明治橋吉野堺線、松岡菅谷線及び中央線等があり、一部の区間を除きほぼ整備を完了している。

市全域における都市計画道路としては、これらの路線を含め117路線、延長233,640mであり、その整備率は約84%となっている。

### 都市計画道路の整備状況

（平成31年4月1日現在）

道路種別	区分	計画延長	改良済		概成済		備考
			延長	進捗率	延長	進捗率	
国道	国土交通省管	15,210m	14,840m	97.6%	0m	0%	
"	県管理	30,730	18,460	60.1	4,070	13.2	
県道		68,870	56,120	81.5	6,340	9.2	
市道	幹線街路	95,160	82,540	86.7	2,360	1.5	
"	区画街路	14,780	14,780	100.0	0	0	
"	特殊街路	8,890	8,890	100.0	0	0	
合計		233,640	195,630	83.7	12,770	5.5	

# 立地適正化計画

立地適正化計画は、居住や必要な都市機能の適正な誘導を図ることで、人口減少の中でも一定の人口密度を維持しながらコンパクトなまちづくりと公共交通の確保を図り、持続可能な都市づくりを推進していくための計画である。

本市では、福井都市計画区域を計画の対象区域として、平成29年3月に、まちなか地区と田原町駅周辺を都市機能誘導区域として設定し、利用対象者が市民にとどまらず県民にも及ぶ広域的な機能を有する施設を誘導施設として設定した。また、平成31年3月には、一定の範囲において人口密度を維持するため居住誘導区域を設定した。

## 都市機能誘導区域

区域公表 年 月 日	区域面積	備 考
平成 29.3.31	601ha	まちなか地区と田原町駅周辺半径500m圏

## 誘導施設

誘導施設公表 年 月 日	分 類	施 設
平成 29.3.31	行政サービス	市役所、県庁等
	教育文化	国立大学、図書館、博物館、美術館、大規模ホールを有する複合交流施設、体育館（学校体育館、地域体育館などを除く。）等
	商業	百貨店
	福祉	通所介護施設、通所リハビリテーション施設（地域密着型サービスを提供する施設を除く。）

## 居住誘導区域

区域公表 年 月 日	区域面積	備 考
平成 31.3.29	3,832ha	市街化区域の81.79%

# 開発許可制度

開発許可制度は、都市周辺部などにおける無秩序な市街化を防止し、計画的な土地利用を図るため、宅地に必要な公共施設の整備など一定の水準が確保された宅地造成などの開発行為を規制・誘導する制度である。

一般には、開発面積や予定建物に応じて、道路・公園・排水施設などが技術基準に適合していれば開発できるが、市街化調整区域では、目的が基準に該当するもの以外については開発を禁止している。

本市では、昭和59年7月1日から、開発許可の権限が県から移譲されている。

## 開発行為許可処理件数及び面積

年 度	市 街 化 区 域		市 街 化 調 整 区 域		嶺北北部都市計画区域		都市計画区域外	
	処理件数	面積	処理件数	面積	処理件数	面積	処理件数	面積
25	22	74,417.88	23	40,409.03	1	10,024.08	0	0
26	22	53,327.71	10	5,514.82	1	5,786.26	0	0
27	29	53,286.95	15	10,649.89	0	0	0	0
28	21	43,418.36	14	16,165.80	0	0	0	0
29	19	34,820.09	23	46,189.36	0	0	0	0
30	15	25,328.80	31	59,479.73	0	0	0	0

# 駅 周 辺 整 備

## 福井駅付近連続立体交差事業・福井駅周辺土地区画整理事業

福井駅付近連続立体交差事業及び福井駅周辺土地区画整理事業は、福井駅周辺の東西市街地の一体的発展を図り、県都の玄関口にふさわしい都市機能を確保する上で極めて重要な事業である。

両事業は、昭和61年3月に策定された福井駅周辺整備構想をもとに、昭和63年4月に新規採択され、平成3年3月に都市計画決定されている。その後、えちぜん鉄道の東側単独高架という新たな方針決定に伴い、平成24年12月に都市計画変更されている。

なお、福井駅付近連続立体交差事業については、平成4年3月に事業認可を告示し、平成4年度から用地買収を行い、平成11年1月にJR北陸本線の本工事に着手した。平成17年4月に、JR北陸本線の高架切替え及び福井駅新駅舎の開業を行い、平成18年度には、福井駅以南の交差道路の整備が完了した。また、平成24年6月に、北陸新幹線金沢 - 敦賀間の工事実施計画の認可を受け、平成25年3月には、えちぜん鉄道の高架化に関する事業認可の変更（東側単独高架）を行った。平成27年9月には、既設の新幹線高架橋800mを利用した仮線への切替えが完了。同年12月から高架本体工事に着手し、平成30年6月24日に本線高架への切替えを完了した。令和元年度の事業完了に向け交差道路、側道等の整備を進めている。

一方、福井駅周辺土地区画整理事業については、平成4年12月に事業認可を受け用地買収を行い、平成11年度より順次仮換地の指定を行いながら整備を進め、平成30年12月には換地処分完了の完了公告を行い、平成31年3月に事業を完了した。

### 1 福井駅付近連続立体交差事業

区 分	J R 北 陸 本 線	え ち ぜ ん 鉄 道		
		勝 山 永 平 寺 線		三 国 芦 原 線
事 業 区 間	福井市みのり1丁目 ～福井市開発町57字	福井市大手2丁目 ～福井市長本町33字		福井市宝永1丁目 ～福井市開発町67字
延 長	約3.3km	約2.3 km		約0.7 km
駅 施 設	福井駅 ホーム長300m 2面5線	福井駅 ホーム長63m 1面2線	新福井駅 ホーム長45m 2面2線	福井口駅 ホーム長105m 1面3線
交 差 道 路 箇 所	交差道路25路線（幹線道路8路線 その他の道路17路線）高架側道5路線			
除 去 踏 切	5箇所（木田・足羽川・宝永・清川（福井口）・志比口）			
事 業 主 体	福 井 県			

### 2 福井駅周辺土地区画整理事業

施 行 地 区	中央1丁目、大手1丁目及び大手2丁目、手寄1丁目、日之出1丁目及び日之出2丁目の各一部				
施 行 面 積	約16.6ha				
整備される主な都市施設					
駅 前 広 場	西口広場	約11,100㎡			
	東口広場	約9,140㎡			
都 市 公 園	日之出公園	約994㎡			
幹 線 道 路	福井駅北通線の拡幅	幅員	25m～27m	延長	約400m
	東口都心環状線の新設、拡幅	幅員	25m	延長	約710m
	歩行者専用道路の新設	幅員	4m～8m	延長	約490m
	歩行者自動車共存道路の新設	幅員	8m	延長	約450m
事 業 主 体	福 井 市				

# 交 通 政 策

既存の都市機能を効率よく活用しながら、誰もが利用しやすい快適な市内全域の交通ネットワークを構築し、公共交通の利便性向上と利用促進を図っている。

また、一日も早い北陸新幹線の敦賀までの開業及び大阪までのフル規格による全線開業を目指し、さまざまな取り組みを行っている。併せて、北陸新幹線開業に伴う並行在来線開業に向けた取り組みを行っている。

## 1 北 陸 新 幹 線 ・ 並 行 在 来 線

### (1) 経 緯

昭和45年5月.....全国新幹線鉄道整備法公布

昭和47年6月.....基本計画決定

昭和48年11月.....整備計画決定

昭和57年3月.....高崎・小松間の駅・ルート公表

昭和60年1月.....小松・芦原温泉間の駅・ルート公表

昭和62年2月.....芦原温泉・南越間の駅・ルート公表

昭和62年10月.....小松・南越間の環境影響評価報告書案提示

平成7年9月.....福井駅部調査着手

平成8年3月.....小松・南越間の工事実施計画の認可申請

南越・敦賀間のルート公表

平成14年1月.....南越・敦賀間の環境影響評価完了

平成16年12月.....政府・与党申合せ

金沢車両基地・南越間

福井駅部について、平成17年度初めに認可・着工し、平成20年度末の完成を目指す。

南越・敦賀間

所要の手続きを経て、直ちに工事実施計画の認可申請を行う。

平成17年4月.....福井駅部工事実施計画認可

平成17年6月.....福井駅部高架橋工事着工

平成17年12月.....南越・敦賀間の工事実施計画の認可申請

平成21年2月.....福井駅部高架橋工事完成

平成23年12月.....金沢・敦賀間の着工方針の決定

平成24年5月.....並行在来線の経営分離について県及び沿線7市町が同意

平成24年6月.....金沢・敦賀間工事実施計画認可（用地、土木構造物関係）

平成25年3月.....福井県並行在来線対策協議会の設置

平成24年8月.....金沢・敦賀間建設工事着工

平成27年1月.....政府・与党申合せ

金沢・敦賀間の開業を3年前倒しし、平成34年度末の完成・開業を目指す。

平成27年3月.....長野・金沢間開業

平成28年12月.....敦賀・大阪間のルートが小浜京都ルートに決定（小浜市（東小浜）附近経由）

平成29年3月.....京都・新大阪間のルートが南回りルートに決定（京田辺市（松井山手）附近経由）

平成29年5月.....福井駅、敦賀駅の乗換利便性向上施設の整備方針の決定  
 平成29年10月.....金沢・敦賀間工事実施計画（その2）認可（軌道、電気設備関係）  
 平成30年2月.....敦賀駅、南越（仮称）駅の駅舎デザイン案の決定  
 平成30年3月.....福井駅、加賀温泉駅、小松駅、芦原温泉駅の駅舎デザイン案の決定  
 平成30年8月.....並行在来線の経営・運行に関する基本方針の策定  
 平成31年3月.....金沢・敦賀間工事実施計画変更認可  
 平成31年4月.....北陸新幹線各駅舎（小松、加賀温泉、芦原温泉、福井、南越（仮称）、敦賀）の外観・内観公表  
 令和元年5月.....敦賀・新大阪間の駅・ルート公表  
 令和元年8月.....福井県並行在来線準備株式会社の設立

## （2） 福井駅部の整備

名称	延長（m）	認可年月日	施行年度	事業費（千円）
北陸新幹線 福井駅部	800	平17.4.27	平17～20	5,099,000

## （3） 金沢・敦賀間工事実施計画認可の主な概要

工事実施計画	区間	工事延長（km）	認可年月日	工事の完成予定時期	工事費（億円）
その1	金沢・敦賀間	約114.4	平24.6.29	長野・金沢間の開業から 概ね10年強後	約8,968
その2	金沢・敦賀間	約114.6	平29.10.6	令和4年度末	約1兆1,858
変更	金沢・敦賀間		平31.3.29		約1兆4,121

## （4） 北陸新幹線福井駅東口拡張施設の概要

公共交通利用者及び東口広場周辺を訪れた方の利便性、快適性の向上及び県都の玄関口にふさわしい駅となるよう、新幹線駅東側に「人・モノ・情報を誘い、誰もが憩えるおもてなしの空間」として拡張施設を整備する。

整備主体 福井市  
 施設規模 鉄骨2階建て 高さ約10m 延床面積 約1,600m<sup>2</sup>  
 主な施設 1階：観光案内所（県内全域の観光情報を発信）、待合・休憩スペース、レンタサイクル、階段広場  
 2階：カフェ・展示・交流スペース（文化・芸術・地域活動 他）  
 屋上：広場  
 事業期間 平成29年度から令和4年度  
 概算事業費 約1,560,000千円

## 2 公共交通の利用促進や利便性向上に向けた取り組み

### （1） 公共交通の活性化及び再生に向けた取り組み

#### ・福井市都市交通戦略

策定時期 平成21年2月

#### 目的

既存ストックを活用しながら、誰もが利用しやすい快適な全域交通ネットワークの構築を図るため、その整備方針として『都市交通戦略』を策定した。

#### ・バス運行の利便性の確保・向上

会議設置時期 平成18年9月

## 目的

本市のバス交通の現状と課題について、市民、事業者および関係機関と共に考える「地域生活交通活性化会議」を設け、バス交通に対する利用意識の向上と、事業者、市民、行政が一体となった利便性向上策を立案、実施する。

## (2) 公共交通の利用状況及び利用促進の状況

### 京福バス 輸送人員の推移(千人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
京福バス (市内発着路線)	2,795	2,759	2,813	2,915	2,809

### えちぜん鉄道 乗車人員の推移(千人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
えちぜん鉄道(全線)	3,289	3,461	3,559	3,603	3,700

### 福井鉄道 乗車人員の推移(千人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福井鉄道(全線)	1,935	1,984	2,026	2,001	2,044

### 路線バス等に対する補助実績(千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
京福バス・福鉄バス ・光タクシー 合計	243,500	231,322	239,843	228,918	237,564

### えちぜん鉄道に対する補助実績(千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電路線路維持補修費 (福井市負担分)	51,203	50,594	50,933	55,023	53,863

### 福井鉄道に対する補助実績(千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電路線路維持補修費 (福井市負担分)	42,200	42,200	42,200	42,200	58,350

### 乗合タクシー

運行開始時期 平成15年4月

#### 事業概要

路線バスの廃止に伴い、公共交通の空白地帯となる地域において乗合タクシーを運行している(予約型含む)

#### 運行状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乗車人数(人)	23,034	25,108	24,159	24,810	62,166
運行地区数	6地区	7地区	7地区	7地区	17地区

### 地域バス

運行開始時期 美山(芦見・味見) 海岸 : 平成21年4月

美山(羽生等) : 平成17年4月(旧美山町から事業継承)

清水 : 平成21年7月(平成22年度末まで試行運行 23年度から本格運行)

### 事業概要

地域の特性に応じた移動手段を確保するため、合併3地区（美山・越廼・清水）で運行している。

#### 乗車人員数（人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
美山（芦見・味見）	12,313	10,879	10,422	9,391	10,848
うちスクール利用	8,433	6,964	6,479	6,174	6,871
美山（羽生等）	4,850	4,463	4,293	4,499	4,347
海岸地域バス	14,022	14,020	13,625	11,194	9,841
うちスクール利用	7,123	7,217	7,445	6,845	6,067
清水地域バス	2,424	2,798	2,939	2,539	2,583

#### 地域コミュニティバス

運行開始時期 平成23年4月

#### 事業概要

公共交通空白地域等において、地域住民が交通事業者と連携・協力し、地域拠点や公共交通幹線軸上の乗継拠点等に接続する地域コミュニティバスを運行する経費を支援する。

#### 乗車人員数（人）

路線名	開始時期	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鷹巣・棗地域コミュニティバス	平成23年4月	3,025	3,848	3,519	3,281
酒生地域コミュニティバス	〃	9,721	8,885	8,748	7,981
殿下地域コミュニティバス	〃	3,208	3,036	2,365	2,197
鶉～宮ノ下～大安寺地域コミュニティバス	平成23年6月	1,835	2,588	1,916	2,157
日新地域コミュニティバス	平成24年11月	7,885 <sup>1</sup>	7,241	8,613	7,909
岡保地域コミュニティバス	平成25年10月	8,942	7,649 <sup>2</sup>	7,738	8,796
森田地域コミュニティバス	平成30年10月				3,150 <sup>3</sup>

1 H27.10～ 本格運行開始

2 H28.10～ 本格運行開始

3 H30.10～ 試行運行開始

## 3 駐車場

### 平成30年度利用状況

駐車場名	利用台数（台）	定期契約総数 （台）	収入（円）			
			時間貸	定期券	回数券	合計
大手	414,690	2,009	51,850,950	33,713,730	7,801,110	93,365,790
大手第2	96,263	747	33,587,750	12,780,850	1,116,977	47,485,577
本町地下	44,833	1,625	10,790,500	27,395,010	475,000	38,660,510

大手駐車場 昭和52年3月23日開設 収容台数264台 大手3丁目10-1  
 大手第2駐車場 平成4年4月17日開設 収容台数102台 大手3丁目12-20  
 本町通り地下駐車場 平成8年12月25日開設 収容台数316台 順化1丁目中央3丁目地係

## 4 自転車駐車場

設置箇所	所管	用地面積	収容台数	事業費	供用開始
J R 足羽駅	自転車利用推進課	55.00㎡	50台	1,130千円	S52年
えちぜん鉄道鷺塚針原駅	"	75.00	50	1,446	S54年
えちぜん鉄道新田塚駅	"	40.00	40	2,398	S55年
福井鉄道浅水駅	"	181.38	100	4,400	"
えちぜん鉄道東藤島駅	"	95.96	45	1,923	S56年
J R 一乗谷駅	"	74.00	40	2,240	"
福井鉄道江端駅	"	76.88	100	3,000	S57年
えちぜん鉄道追分口駅	"	90.00	50	2,000	S59年
J R 越前花堂駅	"	175.20	132	3,997	S60年
J R 越前高田駅	"	37.95	15	-	"
J R 越前大宮駅	"	319.00	15	-	"
田原駐車場地下1階	まち未来創造室	276.66	207	27,000	"
えちぜん鉄道越前新保駅	自転車利用推進課	60.00	40	2,970	S61年
J R 市波駅	"	34.00	30	-	S62年
福井鉄道赤十字前駅	"	132.79	61	3,500	S62年
J R 森田駅	"	654.77	370	31,477	H7年
J R 大土呂駅	"	329.60	134	22,787	H9年
J R 越前東郷駅	"	525.34	132	40,227	H10年
J R 福井駅北側高架下	"	2,435.90	2,000	43,028	H17年
えちぜん鉄道越前島橋駅	"	8.76	12	1,992	H17年
えちぜん鉄道八ツ島駅	"	21.50	20	1,696	H19年
えちぜん鉄道日華化学前駅	"	21.50	20	1,696	H19年
えちぜん鉄道越前開発駅	"	4.80	15	800	H24年
J R 福井駅西口再開発ビル	"	238.70	150	111,673	H28年
えちぜん鉄道田原町駅	"	54.00	48	6,268	H29年
福鉄ベル前駅	"	44.54	45	2,999	"
えちぜん鉄道福井口駅	"	70.00	60	168	H30年

## 交通安全対策

### 1 交通安全の推進・啓発

#### (1) 幼児、児童、高齢者等の交通安全教室

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、児童館、公民館等において、ビデオ、指人形等の教材を使用した指導や路上・交通公園等での実地指導を行う。

[ 交通公園 ]

開 設 昭和49年  
 所 在 地 福井市和田 2 丁目401 ( 淵上公園 )  
 面 積 1,400m<sup>2</sup>  
 主な設備 アスファルト舗装路、幅員 4 m、1 周90m  
 交通信号機 1 式、踏切警報機 1 式、大人用三輪車 2 台、子供自転車20台  
 衝撃実験用自動車 1 台、衝撃実験用人形 1 体

( 2 ) 交通安全市民運動

春、夏、秋、年末の交通安全運動を通じて交通ルール・マナーの啓発を行うほか、交通安全推進団体と連携して啓発運動を行う。

( 3 ) 交通指導員による交通指導

各地区に交通指導員を配置し、交通指導を行う。

指導員数 男性130人 女性31人 計161人 (平成31年4月1日現在)

任務内容 (定例)毎週金曜日の街頭指導

(臨時)四季の交通安全市民運動や交通の混雑が予想される各種行事での街頭指導、交通安全の広報活動

( 4 ) 各種交通安全推進団体の支援

交通安全推進協議会連合会、交通安全協会、交通指導員会、交通安全やまびこクラブ推進協議会の事業活動の支援を行う。

2 自転車等の適正駐車の指導・啓発

道路、駅前広場など公共の場所及び自転車駐車場内に長期間置かれている自転車等の整理・警告・撤去作業を実施することにより、歩行者の安全と円滑な交通環境を維持する。

平成30年度事業実績

警 告 数	撤 去 数	返 還 数
2,794	821	170

事 業 内 容	事業費(千円)
自転車撤去・運搬業務	1,691
自転車整理・返還業務	4,766
自転車廃棄・処分業務	119
合 計	6,576

3 交通事故発生状況 (高速道路での交通事故を除く)

( 1 ) 市内での発生件数及び死傷者数

年	件 数 ( 件 )	死 者 ( 人 )	傷 者 ( 人 )
28	833	20	972
29	724	15	811
30	629	7	725

## (2) 子どもの交通事故状況(市内)

年	28				29				30			
	死者	傷者	計	構成比(%)	死者	傷者	計	構成比(%)	死者	傷者	計	構成比(%)
総数	0	32	32	100	0	37	37	100	0	37	37	100
幼児	0	8	8	25	0	5	5	13	0	7	7	19
小学生	0	16	16	50	0	21	21	57	0	17	17	46
中学生	0	8	8	25	0	11	11	30	0	13	13	35

## (3) 高齢者の交通事故状況(市内)

年	28			29			30		
	死者	傷者	計	死者	傷者	計	死者	傷者	計
人数	13	165	178	12	139	151	6	117	123

# 事務の電算処理とOA化

## 1 福井市総合行政情報システム(システム291)

福井市の行政事務は、昭和51年から汎用機(オフィスコンピュータ)開発による基幹系業務を中心とする福井坂井地区広域市町村圏事務組合の「広域圏共同利用システム」と昭和60年から開始した内部系業務を中心とする「福井市独自開発システム」、さらに近年は、各課で導入したパソコンをベースとする「各課独自導入システム」を利用していた。

しかし、システムのダウンサイジングやトータルコスト削減、情報セキュリティの確保、業務の再構築及び市民サービスの向上等といった全体最適を達成するため、業務パッケージソフトウェアを軸とした開発業務及びその運用業務を民間業者に包括的に外部委託し、業務システム全体を統括して管理するシステムインテグレータを活用することが必要との結論に達し、外部識者を含む選定委員会でのプロポーザルを経て平成19年10月に決定した受託業者により平成21年から福井市総合行政情報システム(システム291)の運用が始まった。システムの開発に着手した平成19年11月から平成27年3月末までの事業期間を「第1期事業」、平成27年4月から令和2年3月末までの事業期間を「第2期事業」と呼称している。

### (1) 主な対象業務

区分	業務			
住民情報	住民記録 農地基本台帳	印鑑登録	選挙	就学児童管理
税	固定資産税 家屋台帳 滞納管理	償却資産税 家屋評価	個人住民税 収納	軽自動車税 法人住民税
保険年金	国民年金	国民健康保険税	国保(資格・給付)	
福祉	重度・障害者医療 在宅老人・老人福祉 子ども医療	児童手当 自立支援 母子父子医療	児童扶養手当 介護保険	子育て支援 後期高齢者

人事給与	人事・給与	職員健康管理	庶務事務	
財務会計	財務会計	財産管理	起債償還	
文書管理	文書管理			
グループウェア	掲示板 会議室予約	メール 公用車予約	スケジュール	行事予定
工事管理	工事執行管理	工事検査評定	工事調書	
下水道	下水道財務会計 農業集落排水受益者分担金	受益者負担金	改造資金貸付金	水洗化率算定
企業局	企業局財務会計	料金（水道・ガス）	検針（水道・ガス）	

## (2) 事業経費

### 第1期事業

区 分	金額（千円）	事業期間
開 発 業 務	1,341,900	平成19年～26年度
運 用 業 務	3,436,208	平成21年～26年度
介 護 保 険 シ ス テ ム 統 合 事 業	197,811	平成22年～26年度

### 第2期事業

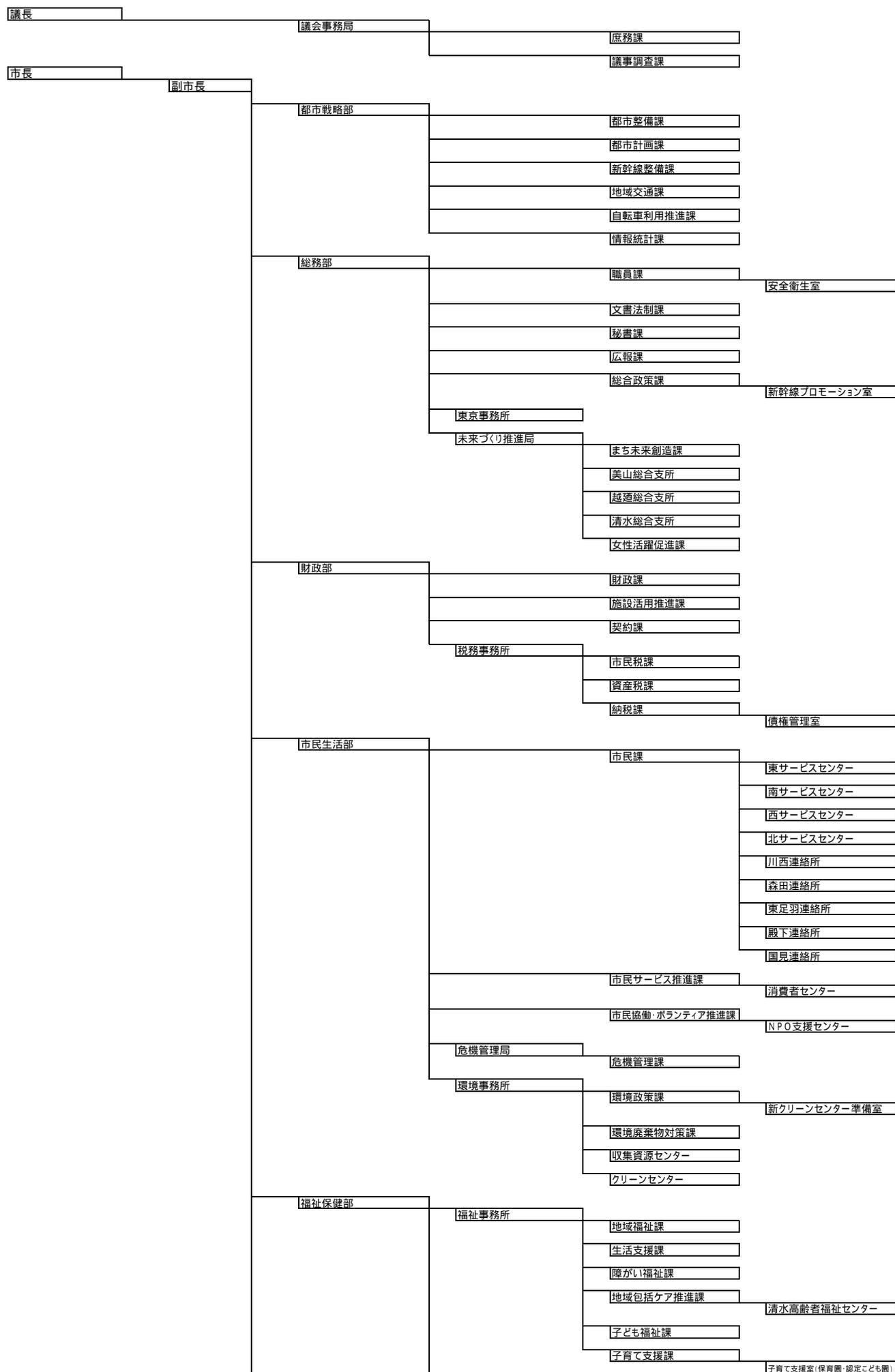
区 分	金額（千円）	事業期間
構 築 業 務	1,651,320	平成27年～令和元年度
機 器 調 達 業 務	527,472	平成27年～令和元年度
運 用 業 務	1,036,800	平成27年～令和元年度

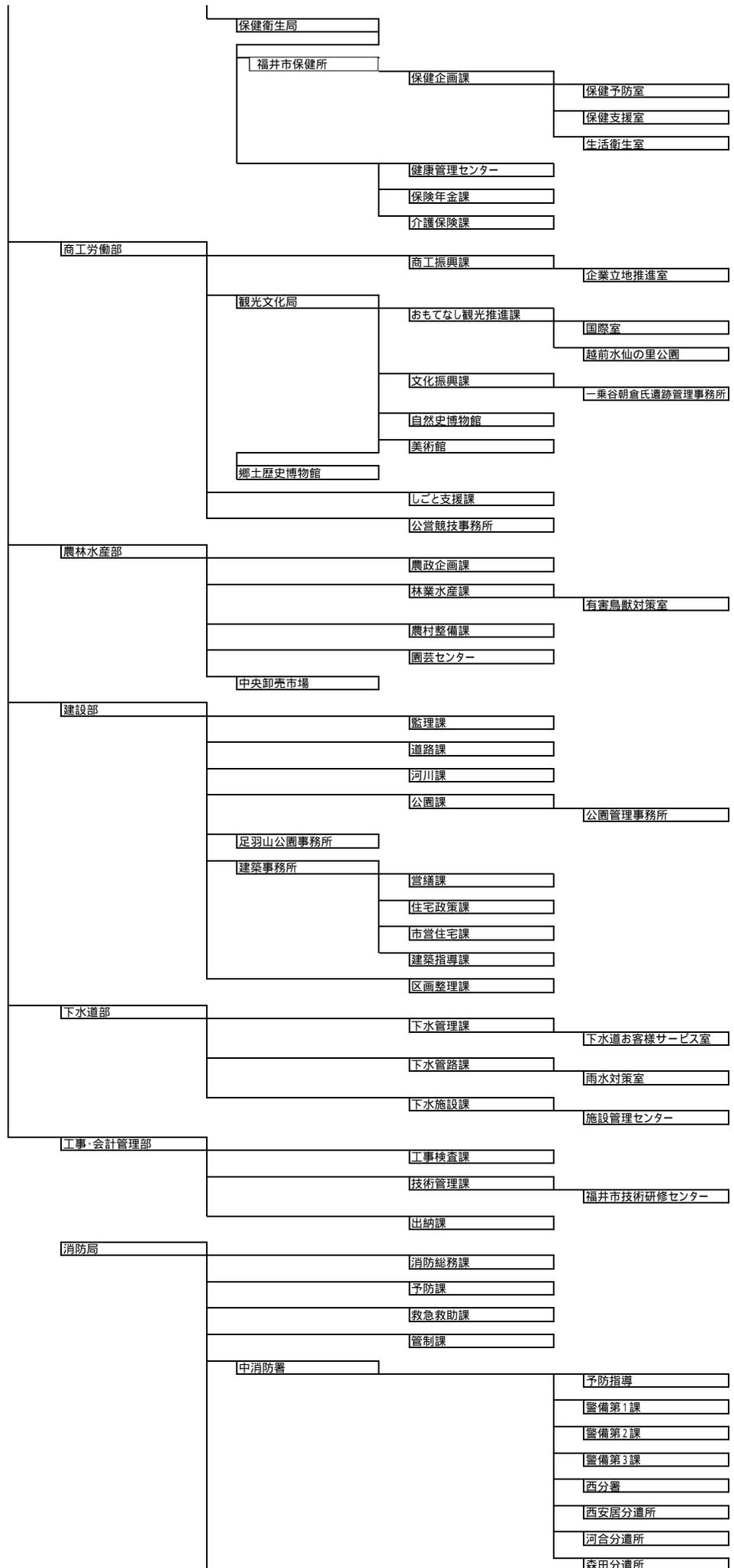
総

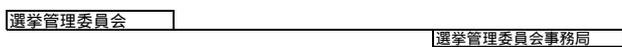
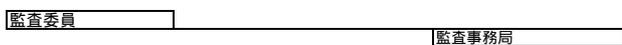
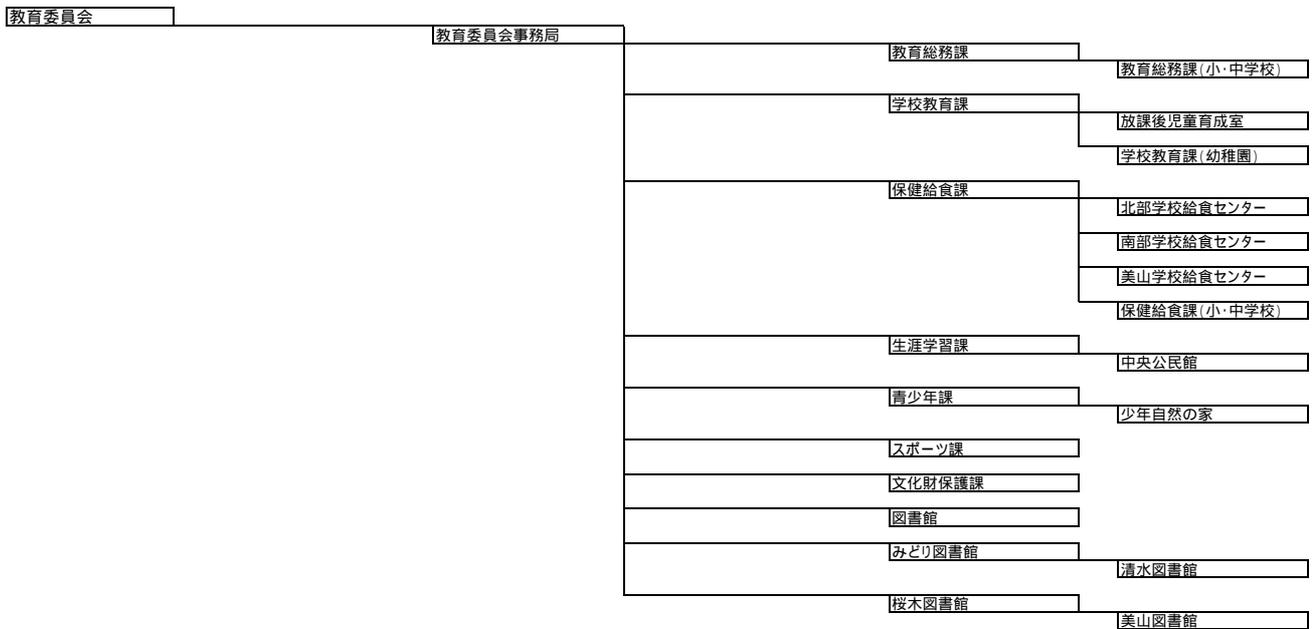
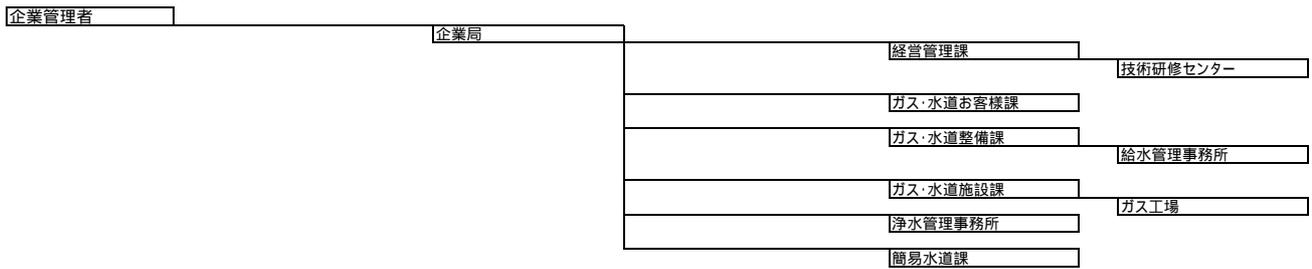
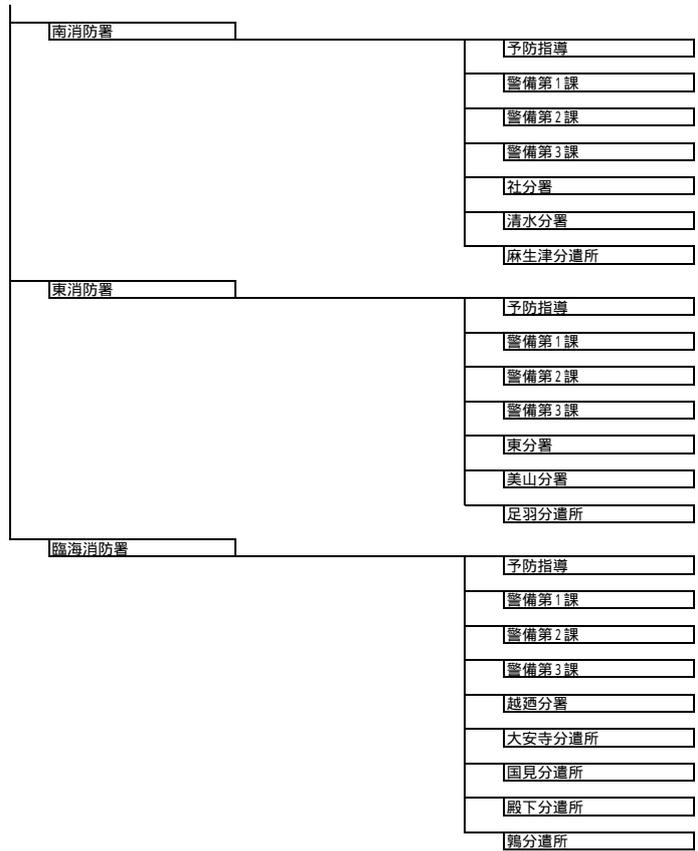
務



行政組織機構図(H31.4.1)







公平委員会

固定資産評価審査委員会

## 歴 代 三 役

### 1 歴 代 市 長

代	氏 名	期 間	代	氏 名	期 間
1	鈴木 準道	明22.5 ~ 28.1	9	落合 慶四郎	昭16.9 ~ 20.9
2	渡辺 弘	28.4 ~ 34.7	10	熊谷 太三郎	20.10 ~ 34.5
3	東郷 龍雄	34.9 ~ 40.9	11	坪川 信三	34.5 ~ 38.5
4	山品 捨録	40.10 ~ 大9.8	12	島田 博道	38.5 ~ 49.3
5	武内 徹	大10.6 ~ 15.8	13	大武 幸夫	49.5 ~ 平6.1
6	永井 環	15.8 ~ 昭5.8	14	酒井 哲夫	平6.3 ~ 18.3
7	大月 齊庵	昭5.11 ~ 10.1	15	坂川 優	18.3 ~ 19.10
8	斉藤 直橘	10.7 ~ 16.8	16	東村 新一	19.12 ~

### 2 歴 代 助 役 ・ 副 市 長

代	氏 名	期 間	代	氏 名	期 間
1	牧野 四郎	明22.6 ~ 26.7	14	北川 正一	22.5 ~ 33.7
2	山品 捨録	26.7 ~ 26.8	15	藤田 善男	34.5 ~ 42.5
3	野中 樵夫	27.2 ~ 28.2	16	山際 喜一	42.6 ~ 50.6
4	松村 志計里	28.2 ~ 34.7	17	横田 一二	50.6 ~ 58.6
5	山品 捨録	32.7 ~ 34.7	18	山本 務	58.6 ~ 平7.3
6	塚原 儀三郎	34.8 ~ 40.4	19	清水 彰一	平7.4 ~ 11.3
7	三沢 敬太	40.4 ~ 大6.4	20	奈良 一機	11.4 ~ 18.3
8	山下 林樹	大6.10 ~ 10.9	21	笠松 泰夫	11.4 ~ 14.3
9	野村 外来雄	11.2 ~ 15.2	22	東村 新一	18.4 ~ 19.11
10	清田 栄治	昭2.6 ~ 5.3	23	吹矢 清和彦	20.2 ~ 24.7
11	石野 庄次郎	5.2 ~ 13.12	24	山田 義彦	24.4 ~
12	関 市太郎	13.1 ~ 17.9	25	清水 正明	24.8 ~ 28.8
13	水間 尹夫	昭14.4 ~ 21.11	26	西行 茂	28.8 ~

### 3 歴 代 収 入 役

代	氏 名	期 間	代	氏 名	期 間
1	杉山 敬介	明22.7 ~ 29.7	10	田島 正忠	昭44.12 ~ 48.12
2	吉田 千倉	29.8 ~ 32.8	11	小嶋 龍美	48.12 ~ 52.3
3	早瀬 正二	32.8 ~ 大3.3	12	東郷 主馬	52.5 ~ 60.4
4	山下 林樹	大3.4 ~ 6.10	13	玉村 重信	60.6 ~ 平元.6
5	熊川 知之	6.11 ~ 昭4.11	14	岡本 岩男	平元.6 ~ 5.3
6	牧野 繁雄	昭4.11 ~ 14.4	15	服部 博秋	5.3 ~ 9.3
7	古市 定吉	14.4 ~ 28.8	16	花山 豪	9.3 ~ 13.3
8	馬来田 善充	28.12 ~ 40.12	17	堀江 廣海	13.3 ~ 17.3
9	田村 十弥雄	40.12 ~ 44.12			

## 特 別 職 職 員

(令和元年7月1日現在)

職 名	氏 名	選 任 期 日	任 期	任 期 満 了	
市 長	東 村 新 一	平 27.12.23	4 年	令 元.12.22	
副 市 長	山 田 義 彦	28.4.1	4 年	2.3.31	
	西 行 茂	28.8.10	4 年	2.8.9	
企 業 管 理 者	谷 澤 正 博	28.8.10	4 年	2.8.9	
教 育 委 員 会	教 育 長	吉 川 雄 二	29.6.27	3 年	2.6.26
	委 員	佐 藤 藤 枝	27.12.18	4 年	元.12.17
		木 村 敦 子	30.10.1	4 年	4.9.30
		春 木 伸 一	28.12.22	4 年	2.12.21
		多 田 和 博	29.12.24	4 年	3.12.23
監 査 委 員	常 勤	谷 川 秀 男	27.9.22	4 年	元.9.21
	識 見 選 任	滝 波 秀 樹	29.6.30	4 年	3.6.29
	議 会 選 任	伊 藤 洋 一	令 元.5.28	議員の任期	
		水 島 秀 晃	元.5.28	議員の任期	
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	藤 井 健 夫	平 29.3.26	4 年	3.3.25	
	小 林 範 雄	29.3.26	4 年	3.3.25	
	出 見 隆 文	29.3.26	4 年	3.3.25	
	岩 永 佳 代 子	29.3.26	4 年	3.3.25	
公 平 委 員 会 委 員	金 井 亨	30.10.1	4 年	4.9.30	
	益 永 哲 郎	29.12.24	4 年	3.12.23	
	中 川 美 津 恵	27.10.2	4 年	元.10.1	
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	増 田 健 治	30.10.1	3 年	3.9.30	
	勝 田 輝	28.12.22	3 年	元.12.21	
	田 中 昭 美	30.4.1	3 年	3.3.31	

# 給 与 ・ 報 酬

(平成31年4月1日現在)

職 名		基 礎	支 払 額	職 名		基 礎	支 払 額
市 長		月	1,058,000円	公平委員会 委 員 長	員 長	日	17,000
副 市 長		"	874,000	委 員	員	"	16,000
企 業 管 理 者		"	740,000	固定資産評価 審査委員会委員	委 員 長	日	17,000
教 育 長		"	740,000	委 員	員	"	16,000
教育委員会 委 員	委 員	"	71,000	農 業 委 員 会 委 員	会 長	月	75,000
監 査 委 員	常 勤 識 見 選 任 議 会 選 任	"	548,000		会 長 職 務 代 理 者	"	45,000
		"	165,000		委 員	"	34,000
		"	33,000		農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	"	25,000
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	委 員 長	"	60,000				
	委 員	"	48,000				

# 職 員 数

## 1 所属別職員数

(平成31年4月1日現在)

所属区分	定数	職 員		合計
		消防吏員以外	消防吏員	
市長事務部局	1,601人	1,565人	2人	1567人
議会事務部局	20	19	0	19
選挙管理委員会事務部局	5	2	0	2
監査委員事務部局	8	8	0	8
農業委員会事務部局	12	9	0	9
教育委員会事務部局	339	225	0	225
企業事務部局	150	112	0	112
消防事務部局	356	5	345	350
派遣		31	4	35
合計	2,491	1,976	351	2,327

一般任期付職員(3名)及びフルタイム再任用職員(35名)を含む。

育休代替任期付職員(39名)を除く。

## 2 職種別職員数

(平成31年4月1日現在)

区分	一般行政職	税務職	医療職	看護保健職	福祉職	消防職	企業職	技能労務職	教育職	計	
											市長事務部局
議会事務部局	18	0	0	0	0	0	0	1	0	19	
選挙管理委員会事務部局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
監査委員事務部局	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
農業委員会事務部局	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
教育委員会事務部局	160	0	2	2	0	0	0	53	8	225	
企業事務部局	36	0	0	0	0	0	76	0	0	112	
消防事務部局	5	0	0	0	0	345	0	0	0	350	
派遣	29	0	0	0	2	4	0	0	0	35	
合計	1,348	98	21	71	247	351	76	97	18	2,327	
内訳	男	920	50	8	1	6	347	72	47	0	1,451
	女	428	48	13	70	241	4	4	50	18	876

一般任期付職員(3名)及びフルタイム再任用職員(35名)を含む。

育休代替任期付職員(39名)を除く。

# 給 料

## 1 級別職員平均給料

(平成31年4月1日現在)

級 ・ 標準職務		人員	給料月額 (支給額)		
			最高	最低	平均
9級	理事・消防正監	20人	484,005円	460,320円	472,613円
8級	副理事・消防監	36	462,897	422,266	446,492
7級	副理事・参事・消防司令長	58	429,900	422,266	425,876
6級	参事・副参事・消防司令長	267	420,300	368,256	405,083
5級	主幹・消防司令	436	425,200	360,100	382,942
4級	副主幹・消防司令補	430	386,400	269,500	347,570
3級	主査・消防士長	409	344,100	237,800	283,286
2級	主事・技師・消防副士長等	419	304,200	199,400	228,105
1級	主事・技師・消防士等	276	247,600	153,000	195,814
合計		2,351	484,005	153,000	314,881

一般任期付職員(3名)及びフルタイム再任用職員(35名)を含む。

育休代替任期付職員(39名)を含む。

給料月額は、平成27年4月1日施行の給与条例による経過措置額を含む。

## 2 職種別平均給料及び平均年齢

(平成31年4月1日現在)

職 種	職員数	平均給料(支給額)	平均年齢	勤続年数
一般職	2,254人	314,086円	40歳8ヵ月	16年7ヵ月
技能労務職	97	333,366	50歳1ヵ月	21年6ヵ月
合計	2,351	314,881	41歳1ヵ月	16年9ヵ月

一般任期付職員(3名)及びフルタイム再任用職員(35名)を含む。

育休代替任期付職員(39名)を含む。

給料月額は、平成27年4月1日施行の給与条例による経過措置額を含む。

## 3 新規採用職員数及び初任給

区 分	初任給(平成31年4月1日現在)		採用状況(4月1日現在)		
	号級	給料	平成29年	平成30年	平成31年
高校卒	1級9号給	153,500円	10人	8人	4人
短大卒	1級19号給	167,200	18	12	9
大学卒	1級29号級	187,200	74	71	49
合計			102	91	62

## 情報公開・個人情報保護

情報公開制度は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市の保有する情報の開示が重要であることにかんがみ、市民の情報の開示を請求する権利を保障するとともに、情報の開示に関し必要な事項を定めることにより、広く市政に関する知る権利を尊重し、もって市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係の強化及び市政の公正な運営を図ることを目的とするもので、平成9年度から福井市情報公開条例を施行している。

個人情報保護制度は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、平成15年度から福井市個人情報保護条例を施行している。

### 1 情報公開・個人情報開示決定状況

#### 情報公開決定状況

	全部開示	一部開示	非開示	文書不存在	取下げ、その他	合計
平成28年度	569	86	0	19	26	700
平成29年度	469	59	1	5	0	534
平成30年度	464	61	0	7	4	536

#### 個人情報開示決定状況

	全部開示	一部開示	非開示	文書不存在	取下げ、その他	合計
平成28年度	22	16	0	3	0	41
平成29年度	18	12	0	5	0	35
平成30年度	11	31	0	7	10	59

### 2 情報公開審査会・個人情報保護審査会

委員数 5人

#### 審査会開催回数

年 度	情報公開審査会	個人情報保護審査会
平成28年度	4	1
平成29年度	3	1
平成30年度	1	1

### 3 個人情報取扱事務登録状況

年 度	件 数
平成28年度	632
平成29年度	632
平成30年度	664

# 広 報

市と市民との双方向コミュニケーションを築くため、情報化社会に対応した多様なメディアを活用し、地域と市民活動に関する情報や行政情報を市民に分かりやすく積極的に広報する。

## 1 広報ふくいの発行

施策や事業などの情報を分かりやすく編集した「広報ふくい」を発行した。

(平成30年度)

22回発行(原則毎月10日・25日、各87,000部)

自治会を通じて各世帯に配布するほか、公共施設や金融機関・コンビニエンスストアなどに配置

## 2 民放テレビ広報

市の重要施策や特色ある事業について、分かりやすく紹介した広報番組を制作し、民間放送で放送した。

(平成30年度)

放送局	番組名	内 容	時間	放送時間帯	制作数
福井放送	それゆけ! 福井市調査隊	探偵に扮したりポーターが市内を巡り調査し紹介	15分	土曜または日曜日の午後(平日に再放送)	6本
福井テレビ	福いっぱいテレビ	市政課題や重要施策・事業を紹介	15分	土曜または日曜日の午後(平日に再放送)	6本

## 3 CATV広報

ケーブルテレビの行政チャンネル「ふくチャンネル」を運用し、市の施策やお知らせ、地域や市民の情報などを紹介した広報番組を制作し、放送した。

(平成30年度)

放送局	番組名	内 容	時間	放送更新	制作数
福井ケーブルテレビ	いきいき情報ふくい	市の施策や地域の特色ある行事などを紹介	約15分	月2回	24本
	やるっさFUKUI	がんばる市民と福井のホットな情報を紹介	約15分	月2回	24本
	ふくいもり	各地区の紹介や旬の話題を紹介	約10分	月2回	24本
	ビデオライブラリー	イベントや講演会を放送	約60分	年5回	5本
	市役所情報局	民放番組の再放送等	約20分	月2回	24本
	ふくチャンネル回覧板	イベント情報や市からのお知らせを放送	10分	週1回	52本
	市場NOW!! 2	中央卸売市場の旬な品物を紹介	3分	月1回 (9~12月は月2回)	16本
	コマーシャル	市の施策や業務を紹介	30秒	随時	4本
	市長記者会見	市長記者会見の中継及び再放送	約30分	年7回	7本

放送局	番組名	内 容	時間	放送更新	制作数
福井ケーブルテレビ	議会中継	市議会本会議・予算特別委員会の中継及び再放送			

競輪開催時はサブチャンネルで競輪を中継放送  
2は中央卸売市場が番組制作

## 4 ラジオ広報

市の施策やお知らせなど、市民生活に身近な情報をラジオ放送で紹介した。

(平成30年度)

放送局	番組名	内 容	時間	放送時間帯	制作数
福井エフエム放送	福井市政ガイド	市の取組やイベントを紹介	5分	毎週日曜 14:55～15:00	53本
福井街角放送	市役所通信	各所属の職員がスタジオで行事等の情報を紹介	5分～ 15分	毎週金曜 12:20～	52本
	情報BOXふくい	催事や講座募集などの情報提供	5分	毎週金曜 12:50～12:55	52本
	イブニングショットFUKUI	催事や講座募集などの情報提供	5分	毎週火曜 17:40～17:45	52本
	デイリーふくい	催事や講座募集などの情報提供	1分	毎週月～金曜 8:50～	260本

## 5 インターネット広報

ホームページで市の紹介や新着情報を掲載するほか、トップページのサイネージエリア(画像)を活用し、市の重要施策や観光情報、イベント情報を発信した。

各ソーシャルメディアを活用し、市からのお知らせやイベント情報を発信した。

(平成30年度アカウント数)

Facebook 35、Twitter 19、YouTube 8、Instagram 4、cookpad 1

## 6 記者会見

市長が、市の重要施策等を報道機関に説明するとともに、市民に向けてケーブルテレビの「ふくチャンネル」で放送した。

(平成30年度)

7回

## 7 報道機関への情報(資料)提供

市の各所属の施策や事業、お知らせについて、報道機関に情報提供した。

# 第七次福井市総合計画

## 1 総合計画策定の趣旨

福井市では、昭和43年の「福井市行政計画（第一次）」以来六次にわたり、市政運営の基本となる総合計画を策定し、市勢発展に努めてきた。

この間、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきた。特に近年、少子化・高齢化の進行に加え、若い世代が地方から大都市圏へ流出することで、一層地方の人口減少が進み、社会や経済に様々な影響を与えている。

こうしたことから、本市を取り巻く環境の変化や社会経済の動向に対応する新たな総合計画として「第七次福井市総合計画」を策定した。

総合計画とは、市の特性に応じた将来像及びこれを達成するための基本的な方針を明らかにし、総合的かつ計画的に市政運営を行うための計画であり、本計画では、今後5年間とさらにその先の将来を見据えて、目指すべき本市の有るべき姿を描いた。

子どもから高齢者まで、全ての市民が安全・安心で豊かな生活を送ることができるよう、市民と行政が様々な場面で手を携え、民間の活力を活用しながら、本市の輝く未来と、「全国に誇れる ふくい」の実現に向けた取組を推進するための指針となるものである。

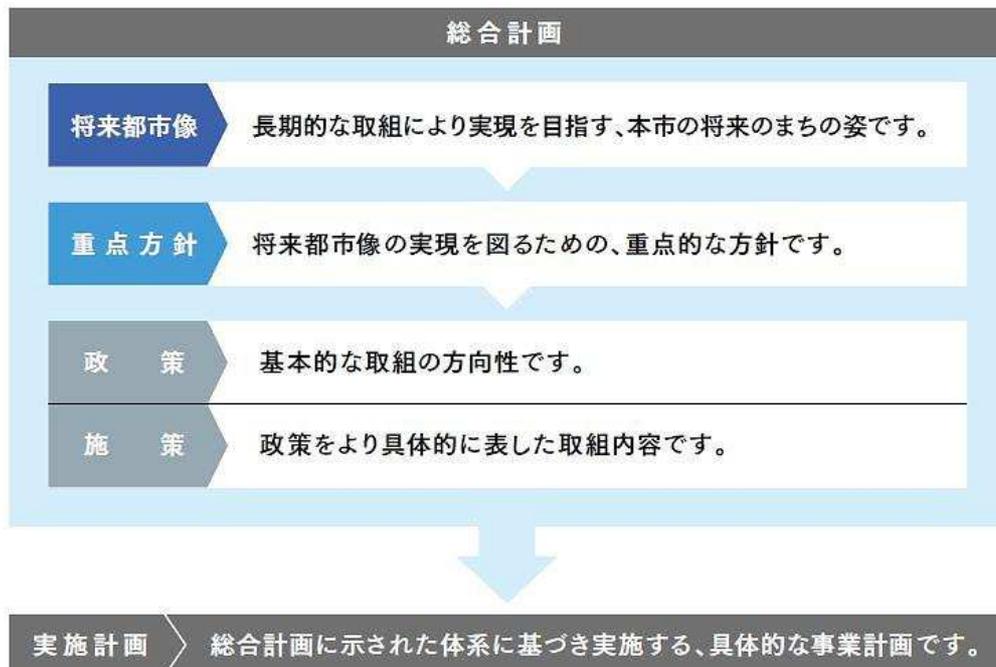
## 2 計画期間

平成29年度～令和3年度。

社会状況の変化に弾力的に対応できるよう、計画期間を5年としている。

## 3 構成

「将来都市像」「重点方針」「政策」「施策」で構成する。



## 4 将来都市像

第六次総合計画で定めた将来都市像「自然・活気・誇りにみちた 人が輝く かえりたくなるまち ふくい」の理念を受け継ぎつつ、10年、20年先の将来を見据えた長期的な取組により実現を目指す本市のまちの姿として、次の「将来都市像」を定める。

将来都市像

みんなが輝く 全国に誇れる ふくい

誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える福井市づくりのためには、市民、地域、企業など本市のすべてが輝き、みんなが豊かさを実感できるまちづくりを進めることが必要である。

また、人口減少社会の中で、将来にわたり活力ある福井市を築くためには、市民一人ひとりのふるさと福井に対する誇りの醸成と、全国に向けた発信が、ますます重要になる。

行政のみならず市民や企業など、それぞれの連携を強化し、総力を挙げて「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現を目指す。

## 5 重点方針

将来都市像の実現を図るため、次の「重点方針」を定める。

重点方針

◆ 豊かな地域づくり ◆ 輝く未来への挑戦

将来を見据えたまちづくりを進めていくには、これまで培ってきたバランスのとれたまちづくりを基礎に、さらに地域の資源や特色を最大限に活かし、住む人にとっても、来る人にとっても、快適で個性豊かな地域づくりを充実させていくことが重要である。

また、平成29年度から令和3年度までの5年間、本市を取り巻く環境は、大きな転換期を迎える。

30年度に開催される福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会。31年度の中核市移行。令和2年度の東京オリンピック・パラリンピック。そして、令和3年度には、翌年度の北陸新幹線福井開業に向けた総仕上げの年を迎える。

この好機を逸することなく、様々な取組を積極的に展開し、輝く未来の福井市を描けるよう果敢に挑戦していくことが必要である。

この重点方針に基づき、「快適に暮らすまち」、「住みよいまち」、「活き活きと働くまち」、「学び成長するまち」の4つの分野毎に、市政全般にわたる政策・施策に取り組んでいく。

将来都市像

# みんなが輝く 全国に誇れる

重点方針

◆ 豊かな地域づくり  
◆ 輝く未来への挑戦

政 策

<b>I</b> 快適に暮らすまち	1	まちなかの充実した都市機能により多様な人が集まるまちをつくる
	2	地域の特色を活かし魅力的で活力のあるまちをつくる
	3	強靱な社会基盤と安全で快適な生活環境が整ったまちをつくる
<b>II</b> 住みよいまち	4	市民が自らの役割と責任を担い誰もが尊重され活躍できる住みよいまちをつくる
	5	すべての市民が健康で生きがいを持ち安心して暮らせるまちをつくる
	6	環境にやさしい持続可能なまちをつくる
	7	災害・事故に強い安全・安心なまちをつくる
<b>III</b> 生き生きと働くまち	8	若者が希望を持てる農林水産業のまちをつくる
	9	活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる
	10	観光資源を磨き上げおもてなしの心があふれる観光のまちをつくる
<b>IV</b> 学び成長するまち	11	郷土の文化や歴史、自然を活かした個性的で魅力あるまちをつくる
	12	健やかで自立心をもった感性豊かな子どもを育むまちをつくる
	13	市民が自主的に生涯学習や生涯スポーツを楽しむまちをつくる

総合計画を推進するために

# ふくい

## 施策

- ① まちなかの資源を活かした魅力と風格ある県都の顔をつくる
- ② にぎわいのある空間を創出しまちなかの活性化を図る
- ③ 北陸新幹線の整備を進める

- ① 地域の特色と資源を活かした個性豊かな地域をつくる
- ② 地域の生活を支える利便性の高い交通システムを構築する
- ③ 快適な市民の憩いの場をつくる

- ① 強靱な社会基盤を整備する
- ② 生活排水を適切に処理し良好な水環境を維持する
- ③ 安全で安心なおいしい水と都市ガスを安定供給する

- ① 女性が輝く社会の実現を図る
- ② 多文化共生の地域づくりと国際交流を推進する
- ③ 力を出し合いみんなで担う協働のまちづくりを進める
- ④ 住民が主体となったまちづくりを進める

- ① 生涯にわたる健康づくりを支援する
- ② 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる
- ③ 高齢者が生涯にわたって社会参画でき安心して暮らせる環境をつくる
- ④ 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する
- ⑤ 生活困窮者の自立を支援する

- ① 良好な生活環境や水とみどり豊かな都市環境を守り育てる
- ② 環境負荷低減の取組を推進する
- ③ 環境について考え行動できる人づくりを進める

- ① 地域の防災力を高める
- ② 火災等から人命と財産を守る
- ③ 地域における防犯力を向上する
- ④ 安全で安心な消費生活を支える
- ⑤ 交通安全対策を推進する

- ① 稲作の強化と園芸の推進により農業経営の複合化を図る
- ② 伐って守る林業とつくり育てる水産業を振興する
- ③ 農産物のブランド化と需要を拡大する
- ④ 農山漁村の生活環境を守る

- ① 地域の商工業を振興する
- ② 創業の促進と事業承継の円滑化を支援する
- ③ 福井で働くことを応援する

- ① 文化や自然を活かした観光資源を磨き上げ発信する
- ② 観光を通してイメージアップを推進する
- ③ おもてなしの充実を図る

- ① 市民の誇りとなる文化芸術を振興する
- ② 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
- ③ 自然科学教育で子どもの夢を育てる

- ① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育を充実する
- ② 子どもの健康増進を図る
- ③ 子どもの健全な育成を図る
- ④ 学びの場としての学校環境を整備する

- ① 市民の生涯学習を支援する
- ② 市民の生涯スポーツを支援する

- ① 時代の変化に対応できる組織体制を構築する
- ② 市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスを提供する
- ③ 効率的で持続可能な行財政運営を行う

# 行政改革

本市では、昭和60年の「福井市行政改革大綱」策定以降、財政運営の健全化や事務事業の見直し等、行政改革の取組を進めている。

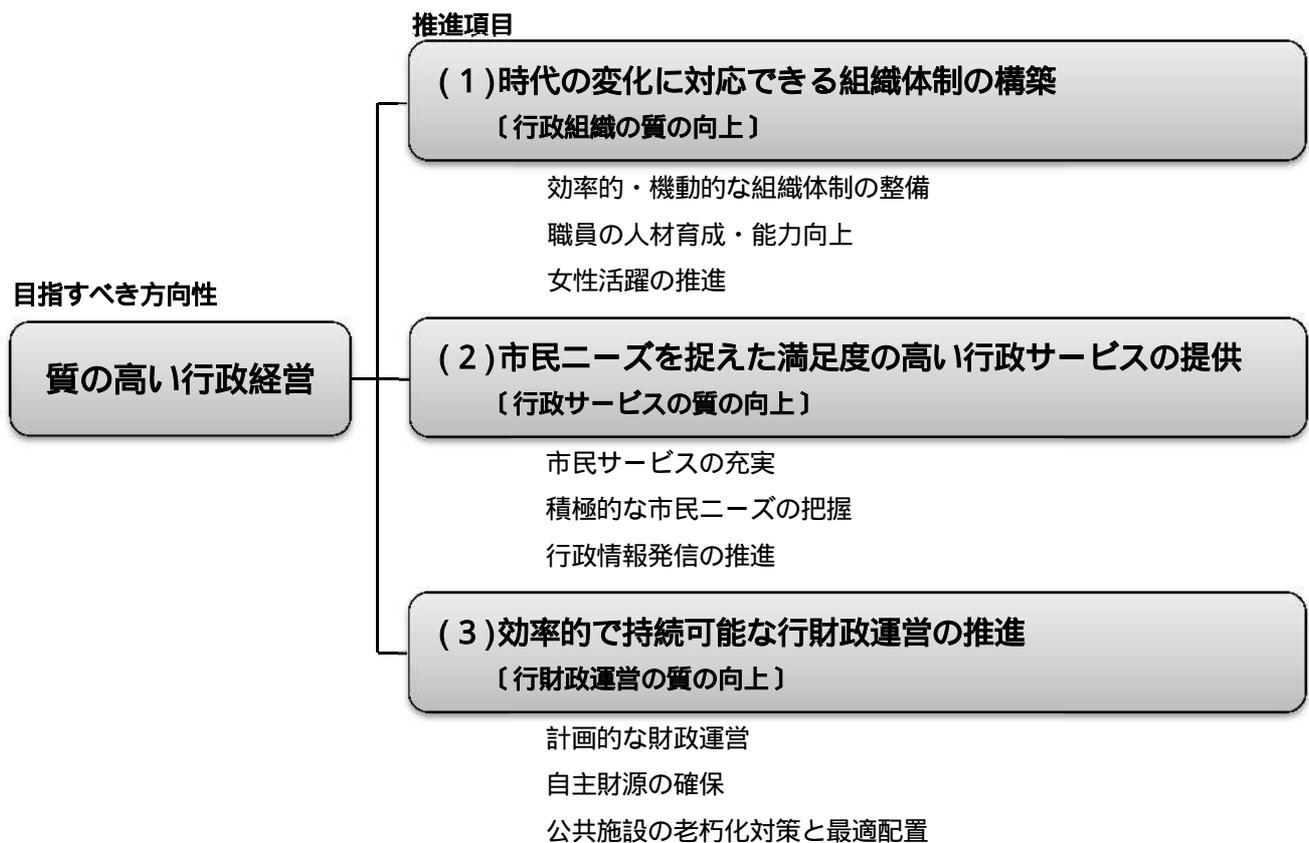
## 1 行政改革の経緯

年 月	内 容
昭和60年 8月 (計画期間昭和60～62年度)	「福井市行政改革大綱」
平成 7年11月 (計画期間平成8～10年度)	「第二次福井市行政改革大綱」「第二次福井市行政改革実施計画」 (取組内容) 3区分、14分類、86項目 1 事務事業の見直し 2 財政運営の見直し 3 組織機構及び職員定数の見直し
平成10年 8月 (計画期間平成10～12年度)	「第二次福井市行政改革大綱」「第二次福井市行政改革実施計画」(改訂) (取組内容) 4区分、9分類、13項目 1 財政運営の健全化 2 人事管理・職員定数の適正化 3 事務事業の見直し 4 情報活用体制の推進
平成13年12月 (計画期間平成13～17年度)	「福井市行政改革の基本方針」 (取組内容) 3区分、7分類、15項目 1 住民と行政との新たな関係の構築 2 新たな時代にふさわしい取り組み 3 効率的な行政運営の推進とその他の取り組み
平成18年8月 (計画期間平成18～21年度)	「福井市行政改革の新たな指針」 (取組内容) 5区分、12分類、38項目 1 事務事業の見直し 2 民間委託等の推進 3 定員管理の適正化等 4 分権型社会への対応 5 経費節減等の財政効果
平成22年2月 (計画期間平成22～26年度)	「福井市行政改革指針」 (取組内容) 3区分、22項目 1 行政サービスの再点検 2 効率的な行政運営の推進 3 多様な主体との連携

年 月	内 容
平成27年2月 (計画期間平成27～28年度)	「福井市行財政改革指針」(改訂版) (取組内容)3区分、19項目 1 行政サービスの再点検 2 効率的な行政運営の推進 3 多様な主体との連携
平成29年2月 (計画期間平成29～令和3年度)	「福井市行財政改革指針」 (取組内容)3区分、23項目 1 時代の変化に対応できる組織体制の構築〔行政組織の質の向上〕 2 市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスの提供〔行政サービスの質の向上〕 3 効率的で持続可能な行財政運営の推進〔行財政運営の質の向上〕

## 2 「福井市行財政改革指針」〔平成29～令和3年度〕の概要

<行財政改革推進項目体系図>



# 東京事務所

北陸新幹線の福井開業に向けた首都圏でのタイムリーな情報発信による観光誘客や、U・Iターン、地場産品の販路拡大、企業立地の推進、中核市移行に向けて中央省庁及びその他関係機関との関係強化を図るため、平成28年4月より都心に東京事務所を開設した。

## 1 所在地

東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館 5 階  
電話番号：03-6457-9181

## 2 職務内容

- ・国会、各中央省庁等との連絡調整に関すること。
- ・首都圏における市政の情報収集及び発信に関すること。
- ・首都圏における観光情報の提供に関すること。
- ・首都圏における地場産品の販路拡大に関すること。
- ・首都圏における企業誘致に関する情報の提供に関すること。
- ・北陸新幹線開業に向けたシティープロモーション活動に関すること。
- ・本市への就職や移住などの情報発信に関すること。
- ・ふるさと納税に関すること。
- ・「福井市応援隊」に関すること。
- ・中核市及び連携中枢都市圏に関すること。

## 3 福井市応援隊事業

首都圏に在住している本市に愛着や関心を持っている人に会員になっていただき、福井市の情報発信、ふるさと納税の拡大、U・Iターンへの支援など会員それぞれの得意分野において会員と東京事務所とが協働し、首都圏から本市の活性化や課題解決を図る。

また、会員同士のミーティングの開催や本市のイベント情報などを定期的に発信するなど、各会員が首都圏で本市のPRを担ってもらえるように働きかける。

# 住 民 組 織

本市は、住民が自主的に結成している自治会との間で相互協力の関係を樹立している。また、各自治会から選ばれた人に自治会嘱託員を委嘱し、市行政の事務の一部を依頼している。

主な事務は、広報紙、各種通知の配布、共同募金等の取りまとめ、その他行政に関する相互連絡で、その内容は多岐多様にわたっている。

また、各公民館地区単位（一光地区は安居地区に統合）に一人ずつ地区嘱託員を委嘱し、地区内の自治会における意見調整や取りまとめを依頼している。

## 1 自治会の組織

（平成31年4月1日現在）

自治会数	嘱託員	加入世帯数	加入率
1,542	1,543	77,725	75.1%

## 2 行政嘱託員の報償金

### （1）自治会嘱託員の報償金

区分	基準	金額
世帯割	1世帯当たり	年間 1,000円
均等割	100世帯未満	1,000円
	100世帯以上	6,000円

### （2）地区嘱託員の報償金

区分	基準	金額
均等割	一律	30,000円

# 地 域 づ く り

個性豊かで笑顔あふれる地域づくりを推進するため、地域の特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業を支援するとともに、地域の実情に応じた助言などを行う地域担当職員を配置して、地域住民と連携を図りながら地域の課題解決にあたる。また、中山間地域等においては、地域おこし協力隊や集落支援員を配置して地域コミュニティの保持や活性化を図る。

## 1 地域の未来づくり推進事業

### (1) 目 的

地域の歴史・文化・自然などの特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業を支援し、各地区での地域づくりを推進する。特に、住民自らが地域の将来を見据え取り組む事業への支援や、若者が自由な発想や若い感性で行う事業への支援を進め、地域での課題解決や、まちづくりの担い手育成を図る。

### (2) 事業の内容

補助コース

「地域づくりコース」及び「若手育成コース」の財源として、ふるさと納税による寄附金を活用する。

コース		対象		内容	補助率	補助上限 (千円)	
地域づくり		まちづくり組織 (1地区1組織)		【基本事業】 地域が魅力発信のために取り組む事業 市外まちづくり団体・地域住民との 交流、情報発信事業 地域の魅力を高める事業	65/100 以内	ビジョン あり	1,200 (+ふるさと納税分)
				ビジョン なし		800 (+ふるさと納税分)	
				【ビジョン策定】 ビジョン策定に係る経費	10/10 以内		100
				【課題解決】 ビジョンに基づき取り組む 新たな課題解決事業	10/10 以内		200
若手育成	新規 募集	16～40歳代を 中心とした グループ	1年目	若者が主体となり地域を活性化させる事業 地域づくりコースとの連携を必須化	65/100 以内		250
	継続 事業		2,3年目		65/100 以内		250 (+ふるさと納税分)
			4年目		10/10 以内		ふるさと納税分
地域連携		2地区以上で 構成される連携組織		継続して広域的に取り組む事業	65/100 以内		180× 連携地区数 (但し1,000千円を上限)

### まちづくりお助け隊派遣事業

地区のまちづくり活動を支援するため、まちづくり事業に関する助言等を行うアドバイザーを登録し、申請のあった地区へ派遣する。

## 2 地域担当職員制度

市職員が住民主体の地域づくり活動に参画するなど地域との関わりを積極的に深め、地域の様々な課題への対応や、地域と市の協働のまちづくりの更なる推進を目的として、公民館の区域48地区（一光地区は安居地区に含める）に地域専門職員（原則2名）を配置する。また、地域専門職員や分野別専門職員をサポートする職員を8公民館ブロックごとに1名配置する。

### 分野別専門職員の派遣

特定の分野の専門知識や経験が必要とされる場合は、分野別専門職員として担当所属の職員を適宜派遣する。派遣する職員は、地域専門職員の一員として活動する。

## 3 地域おこし協力隊および集落支援員事業

### （1）地域おこし協力隊

都市部の人材を誘致し、中山間地域等への定住・定着を図るとともに、地域資源を最大に活用した地域産業や観光の活性化など、中山間地域等におけるまちづくりに新たな視点で取組む地域の担い手を育成する。

【配置実績】殿下地区（2期目）1名（H30.12～継続）

地域おこし協力隊の配置人数（累計）5名（うち2名は退任後も福井市在住）

### （2）集落支援員

中山間地域の振興に熱意と識見を有するものを地域集落支援員等に選任し、地域コミュニティの維持・活性化を図る。

【配置実績】地域集落支援員 芦見地区1名・上味見地区1名（H24.6～継続）

## 総 合 支 所

旧美山町、越廼村、清水町が福井市と合併したことで、旧町村区域の市民生活に支障をきたさないために、各区域を所管する総合支所を各旧庁舎に設置した。

## 1 各総合支所

（1）美山総合支所	福井市美山町第7号1番地	代表電話番号	0776-90-1111
（2）越廼総合支所	福井市蒲生町第1号88番地	代表電話番号	0776-89-2111
（3）清水総合支所	福井市小羽町第27号1番地	代表電話番号	0776-98-2001

## 2 職務内容

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、埋火葬の許可、改葬許可、自動車臨時運行許可、障がい者福祉、高齢者福祉、子ども・母子などの医療費助成、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、介護保険、総合支所管内の計画、市政要望の連絡調整、市税（証明・収納・申告）、災害発生時の初期対応に関すること、有害鳥獣対策、道路事故の一次処理に関すること、河川及び水路に係る調査及び監督に関すること（美山総合支所に限る）、土地改良施設の維持管理（清水総合支所に限る）、本庁又は教育機関が担当する事務に係る連絡調整など

# 男女共同参画（女性の活躍推進）

少子・高齢化の進展や人口減少社会への移行など、社会環境が急速に変化する中、本市では、男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指している。

平成 15 年度に施行した「男女共同参画社会をめざす福井市条例」に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女がともに参画できる社会の形成のため各種事業に取り組んでいる。

特に、「あらゆる分野における女性の活躍」と「仕事と生活の調和が図られた社会の実現」を推進し、女性が家庭・地域・職場など、様々な場面で将来に希望を持って、いきいきと活躍することができるよう支援している。

さらには、若者に対する結婚意識の醸成や結婚を後押しするための事業を行っている。

## 1 意識啓発事業

### （1）「福井市男女共同参画審議会」の開催

市長の附属機関として、福井市男女共同参画基本計画における取組や男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、効果的かつ適切な施策の推進を図ることを目的として男女共同参画審議会を開催する。

### （2）「男女共同参画苦情処理機関」の設置

「男女共同参画社会をめざす福井市条例」第 27 条により、市民からの男女共同参画に関する苦情等に対応するため、苦情処理機関を設置している。

### （3）子育てファミリー応援企業登録事業

「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「子育て支援」、「女性の活躍促進」に意欲的に取り組んでいる企業を登録し、広報等の支援や情報発信することにより、企業の自主的な取組の促進を図っている。

### （4）男女共同参画推進地域事業

各公民館区毎に委嘱した推進員が、それぞれの地区や公民館ブロックにおいて、講演会や出前授業、パネル展など様々な事業を実施し、地域における男女共同参画意識の啓発を行っている。

### （5）男女共同参画意識啓発教材「夢への招待状」の活用

福井市で働く男女それぞれの仕事への思いや働く姿を映像にまとめた意識啓発教材「夢への招待状」を活用し、小中学生に対して「将来の夢」を自由にイメージするきっかけを提供することで、性別に関わらず個性や能力を生かしあらゆる分野での活躍につなげ、男女がともに担う社会づくりの推進を図る。

### （6）「福井市女性活躍推進協議会」の開催

福井市における女性活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、経済団体や金融機関、市内企業等と連携体制を構築し、情報共有や取組について協議を行う。

## 2 男女共同参画・子ども家庭センター事業

### (1) 各種講座等開催

女性のキャリアアップや再就職支援、男性の家事・育児の参画に向けた各種講座や講演会等を開催し、広く市民に対し男女共同参画や少子化対策に関する意識啓発を行っている。

### (2) 心と心をつなぐ女と男の情報誌「アイアム」発刊

男女共同参画社会の実現を目指して、市民の意識改革及び啓発の促進を目的に、公募した編集委員の企画・編集により、さまざまな男女共同参画に関する記事を掲載した情報誌を発刊している。

### (3) 「福井男女共同参画ネットワーク」への活動支援

男女共同参画社会の実現を目指して、市内の各種団体やグループが加盟している「福井男女共同参画ネットワーク」の活動支援を行っている。

## 3 輝く女性の未来予想図事業

### (1) 輝く女性の未来予想図事業

女性が輝く社会を実現するため、学生や働く女性への意識啓発のほか、企業や男性への意識改革を行い、社会全体で女性の活躍を推進できるよう、積極的な働きかけを行っている。

## 4 婚活支援事業

### (1) 出愛 恋々応援事業

本市の未婚化・晩婚化に歯止めをかけるため、結婚を希望する若者を対象に、結婚意識の醸成から将来のパートナーとの出会い、成婚に至るまで一貫したサポート体制により結婚への支援を行っている。



財

政



## 平成31年度予算編成の基本方針

国の平成31年度の経済見通しでは、10月に消費税率の引上げが予定される中、「新しい経済政策パッケージ」など各種施策の効果もあって、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした堅調な景気回復が見込まれることから、平成31年度の国内総生産の実質成長率は、1.3パーセント、名目成長率は2.4パーセント程度になるとされている。

このような状況を踏まえ、国の平成31年度一般会計予算案は、当初予算としては初めて100兆円を超える総額101兆4,571億円となっている。全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化や社会保障の充実を図るとともに消費税引上げによる経済への影響の平準化を図る施策を行う一方、税収の増加に伴い、国債発行額の7年連続縮減や、プライマリーバランスの改善などが行われている。

また、地方財政対策では、地方税が増収となる中で、地方交付税については、前年度を上回る16.2兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から0.7兆円抑制するなど地方財政の健全化に向けた予算案となっている。

加えて、幼児教育無償化の円滑な実施のための財源確保や防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進などが掲げられており、その結果、前年度を上回る62.7兆円の一般財源総額を確保する内容となっている。

このような中、本市の平成31年度当初予算は、福井市財政再建計画の確実な実行を基本に、第七次福井市総合計画に掲げる将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現を目指す予算である。

予算編成に当たっては、少子高齢化の進展による人口減少社会を迎える中で、中核市に求められる責務を十分に果たし、市民サービスの更なる向上に取り組むとともに、連携中枢都市圏を形成し、圏域の一体的な発展を図ることとした。

さらに、4年後に迫る北陸新幹線福井開業を見据えて、まちづくりや観光、産業など、あらゆる分野において取組を着実に進めていく。

これらを踏まえつつ、将来にわたり持続可能な行財政運営を行っていくため、財政再建計画に掲げた、事業費や総人件費の縮減、歳入の確保など具体的方策について確実に取り組み、収支均衡した財政構造の確立を図りながら、基金に頼らない予算編成を行うこととした。

# 予 算

## 1 平成31年度 会計別予算総括表

(単位：千円)

会 計 別	平成 31 年度		平成 30 年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
一 般 会 計	105,921,000	51.4	105,290,000	51.3	631,000	0.6
国民健康保険特別会計	23,078,000	11.2	23,092,000	11.3	14,000	0.1
国民健康保険診療所特別会計	3,000	0.0	3,200	0.0	200	6.3
後期高齢者医療特別会計	3,670,000	1.8	3,567,000	1.7	103,000	2.9
介護保険特別会計	25,716,000	12.5	24,608,000	12.0	1,108,000	4.5
母子父子寡婦福祉資金貸付 特別会計	6,400	0.0	0	0.0	6,400	皆増
競輪特別会計	14,192,000	6.9	12,931,000	6.3	1,261,000	9.8
簡易水道特別会計	0	0.0	419,000	0.2	419,000	皆減
宅地造成特別会計	1,034,000	0.5	3,058,000	1.5	2,024,000	66.2
中央卸売市場特別会計	774,000	0.4	770,000	0.4	4,000	0.5
駐車場特別会計	56,000	0.0	134,000	0.1	78,000	58.2
集落排水特別会計	817,600	0.4	851,800	0.4	34,200	4.0
地域生活排水特別会計	191,000	0.1	192,000	0.1	1,000	0.5
福井駅周辺整備特別会計	443,000	0.2	719,000	0.3	276,000	38.4
特別会計合計	69,981,000	34.0	70,345,000	34.3	364,000	0.5
下水道事業会計	18,366,000	8.9	18,250,000	8.9	116,000	0.6
力又事業会計	3,735,000	1.8	3,618,000	1.8	117,000	3.2
水道事業会計	7,460,000	3.6	7,700,000	3.7	240,000	3.1
簡易水道事業会計	582,000	0.3	0	0.0	582,000	皆増
企業会計合計	30,143,000	14.6	29,568,000	14.4	575,000	1.9
総 額	206,045,000	100.0	205,203,000	100.0	842,000	0.4

## 2 平成31年度 一般会計歳入歳出予算総括表

### (1) 歳 入

(単位：千円)

款 別	平成 31 年度		平成 30 年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
		%		%		%
1 市 税	45,228,000	42.7	44,627,000	42.4	601,000	1.3
2 地 方 譲 与 税	877,000	0.8	900,000	0.9	23,000	2.6
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0.1	90,000	0.1	10,000	11.1
4 配 当 割 交 付 金	200,000	0.2	130,000	0.1	70,000	53.8
5 株式等譲渡所得割交付金	135,000	0.1	140,000	0.1	5,000	3.6
6 地方消費税交付金	5,350,000	5.1	5,240,000	5.0	110,000	2.1
7 ゴルフ場利用税交付金	25,000	0.0	34,000	0.0	9,000	26.5
8 自動車取得税交付金	150,000	0.1	350,000	0.3	200,000	57.1
9 環境性能割交付金	40,000	0.0	0	0.0	40,000	皆増
10 地方特例交付金	200,000	0.2	185,000	0.2	15,000	8.1
11 地方交付税	10,533,000	9.9	8,996,000	8.5	1,537,000	17.1
12 交通安全対策特別交付金	38,000	0.0	44,000	0.0	6,000	13.6
13 分担金及び負担金	228,378	0.2	289,910	0.3	61,532	21.2
14 使用料及び手数料	1,638,169	1.6	1,588,863	1.5	49,306	3.1
15 国庫支出金	15,979,558	15.1	14,182,580	13.5	1,796,978	12.7
16 県 支 出 金	9,503,180	9.0	9,390,286	8.9	112,894	1.2
17 財 産 収 入	111,050	0.1	82,676	0.1	28,374	34.3
18 寄 附 金	163,404	0.2	58,001	0.1	105,403	181.7
19 繰 入 金	297,598	0.3	1,905,748	1.8	1,608,150	84.4
20 繰 越 金	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
21 諸 収 入	3,559,163	3.4	2,917,236	2.8	641,927	22.0
22 市 債	11,464,500	10.8	14,038,700	13.3	2,574,200	18.3
歳 入 合 計	105,921,000	100.0	105,290,000	100.0	631,000	0.6

(2) 歳 出

(単位：千円)

款 別	平成 31 年度		平成 30 年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
		%		%		%
1 議 会 費	689,711	0.6	685,545	0.6	4,166	0.6
2 総 務 費	8,166,197	7.7	8,090,200	7.7	75,997	0.9
3 民 生 費	43,010,227	40.6	40,985,981	38.9	2,024,246	4.9
4 衛 生 費	6,003,334	5.7	5,449,005	5.2	554,329	10.2
5 労 働 費	438,251	0.4	489,947	0.5	51,696	10.6
6 農 林 水 産 業 費	3,249,125	3.1	3,477,380	3.3	228,255	6.6
7 商 工 費	2,403,496	2.3	2,196,595	2.1	206,901	9.4
8 土 木 費	13,675,405	12.9	12,617,036	12.0	1,058,369	8.4
9 消 防 費	3,464,030	3.3	3,714,688	3.5	250,658	6.7
10 教 育 費	8,895,609	8.4	10,743,873	10.2	1,848,264	17.2
11 災 害 復 旧 費	17,400	0.0	7,500	0.0	9,900	132.0
12 公 債 費	15,808,215	14.9	16,732,250	15.9	924,035	5.5
14 予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	105,921,000	100.0	105,290,000	100.0	631,000	0.6

### 3 平成31年度 一般会計予算性質別内訳表

(単位：千円)

性 質 別	平成 31 年度		平成 30 年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
		%		%		%
1 人 件 費	18,187,048	17.2	18,295,639	17.4	108,591	0.6
2 物 件 費	14,929,628	14.1	13,796,124	13.1	1,133,504	8.2
3 維 持 補 修 費	560,985	0.5	702,851	0.7	141,866	20.2
4 扶 助 費	26,961,906	25.5	25,492,518	24.2	1,469,388	5.8
5 補 助 費 等	9,020,417	8.5	10,140,168	9.6	1,119,751	11.0
6 普 通 建 設 事 業 費	8,723,637	8.2	7,838,284	7.5	885,353	11.3
イ 補 助	5,000,262	4.7	3,359,548	3.2	1,640,714	48.8
口 単 独	3,723,375	3.5	4,478,736	4.3	755,361	16.9
7 災 害 復 旧 事 業 費	17,400	0.0	7,500	0.0	9,900	132.0
口 単 独	17,400	0.0	7,500	0.0	9,900	132.0
9 公 債 費	15,808,215	14.9	16,732,250	15.9	924,035	5.5
10 積 立 金	6,513	0.0	13,062	0.0	6,549	50.1
12 貸 付 金	1,333,360	1.3	1,408,896	1.3	75,536	5.4
13 繰 出 金	10,271,891	9.7	10,762,708	10.2	490,817	4.6
14 予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合 計	105,921,000	100.0	105,290,000	100.0	631,000	0.6

#### 4 交付税額等調べ

(単位：千円)

区 分	27	28	29	30
基準財政需要額	41,886,491	42,757,317	42,560,315	43,018,321
基準財政収入額	35,230,384	36,229,052	36,128,311	36,532,211
普通交付税額	8,555,436	7,901,199	7,696,749	7,643,075
経常収支比率(%)	91.0	96.6	96.4	94.5
財政力指数	0.84	0.84	0.85	0.85

#### 5 予算の推移

(単位：千円)

年 度	人 口 (各年2月1日現在)	当 初 予 算 額			決算額(一般会計分)	
		一 般 会 計	特 別 会 計	合 計	歳 入	歳 出
平成25	268,432	103,909,000	74,036,000	177,945,000	107,666,393	106,335,424
平成26	267,860	105,845,000	72,507,000	178,352,000	111,343,063	110,247,323
平成27	267,254	112,354,000	72,019,000	184,373,000	117,816,994	116,103,790
平成28	266,444	112,312,000	76,000,000	188,312,000	111,421,108	110,138,397
平成29	265,720	108,438,000	73,513,000	181,951,000	114,137,567	113,416,514
平成30	265,066	105,290,000	70,345,000	175,635,000	105,761,484	103,709,157
平成31	264,198	105,921,000	69,981,000	175,902,000		

#### 6 市民1人当たりの予算額

(単位：円)

年 度	28	29	30	31
一般会計当初予算	421,521	408,091	397,221	400,915
決算(歳出)	413,364	426,827	391,257	

# 市 債

平成31年度会計別市債現在高見込額（予算書より）

（単位：千円）

会 計	平成 29 年度末 現在高	平成 30 年度末 見込額 (a)	平成 31 年度中増減見込額		平成 31 年度末 見込額 (a)+(b)-(c)	
			起債見込額 (b)	償還見込額 (c)		
一 般 会 計	149,167,577	149,532,703	11,464,500	14,965,311	146,031,892	
特 別 会 計	母子父子寡婦福祉 資 金 貸 付	0	0	1,675	0	1,675
	宅 地 造 成	2,624,260	2,387,079	300,000	639,942	2,047,137
	中 央 卸 売 市 場	457,758	475,950	63,000	45,411	493,539
	駐 車 場	263,744	242,904	0	12,880	230,024
	集 落 排 水	4,452,730	4,163,589	39,500	333,545	3,869,544
	地 域 生 活 排 水	102,263	95,671	0	6,665	89,006
	福井駅周辺整備	4,394,185	4,129,938	26,000	403,170	3,752,768
小 計（特別会計）	12,294,940	11,495,131	430,175	1,441,613	10,483,693	
企 業 会 計	下 水 道	67,767,313	68,079,898	4,401,700	4,276,973	68,204,625
	ガ 入	4,878,594	4,306,222	0	532,834	3,773,388
	水 道	14,508,315	14,340,956	800,000	980,444	14,160,512
	簡 易 水 道	1,640,786	1,607,272	172,600	121,372	1,658,500
小 計（企業会計）	88,795,008	88,334,348	5,374,300	5,911,623	87,797,025	
合 計	250,257,525	249,362,182	17,268,975	22,318,547	244,312,610	

# 決 算

## 1 一般会計決算

### (1) 歳 入

(単位:千円)

款 別	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算見込額	構成比
市 税	43,851,954	% 39.4	44,465,038	% 39.0	44,670,511	% 42.2
地 方 譲 与 税	874,997	0.8	873,005	0.8	880,418	0.8
利 子 割 交 付 金	53,569	0.0	99,178	0.1	84,127	0.1
配 当 割 交 付 金	151,787	0.1	201,620	0.2	160,159	0.2
株式等譲渡所得割交付金	91,213	0.1	210,367	0.2	138,058	0.1
地方消費税交付金	5,052,318	4.6	5,013,972	4.4	5,231,443	4.9
ゴルフ場利用税交付金	36,744	0.0	33,049	0.0	29,910	0.0
自動車取得税交付金	196,705	0.2	245,109	0.2	306,441	0.3
地方特例交付金	143,724	0.1	164,226	0.1	179,626	0.2
地方交付税	9,571,400	8.6	10,904,041	9.5	9,824,599	9.3
交通安全対策特別交付金	45,155	0.0	43,116	0.0	38,762	0.0
分担金及び負担金	580,836	0.5	426,783	0.4	289,259	0.3
使用料及び手数料	1,527,546	1.4	1,517,912	1.3	1,535,845	1.5
国庫支出金	14,210,751	12.8	15,738,260	13.8	14,811,131	14.0
県 支 出 金	9,037,756	8.1	8,911,519	7.8	8,687,600	8.2
財 産 収 入	382,158	0.4	226,805	0.2	206,179	0.2
寄 附 金	47,041	0.0	62,692	0.1	187,838	0.2
繰 入 金	1,033,992	0.9	3,562,048	3.1	1,126,496	1.1
繰 越 金	1,713,204	1.5	1,282,711	1.1	880,768	0.8
諸 収 入	3,361,763	3.0	3,265,583	2.9	3,069,059	2.9
市 債	19,456,495	17.5	16,890,533	14.8	13,423,255	12.7
合 計	111,421,108	100.0	114,137,567	100.0	105,761,484	100.0

## (2) 歳 出

(単位：千円)

款 別	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算見込額	構成比
議 会 費	683,321	% 0.6	681,393	% 0.6	641,922	% 0.6
総 務 費	9,060,270	8.2	9,750,476	8.6	7,902,435	7.6
民 生 費	40,222,165	36.5	40,606,330	35.8	40,084,153	38.7
衛 生 費	4,988,918	4.5	5,108,659	4.5	5,400,206	5.2
労 働 費	555,623	0.5	530,422	0.5	464,422	0.4
農 林 水 産 業 費	5,231,953	4.8	3,392,835	3.0	3,144,450	3.0
商 工 費	2,862,068	2.6	2,403,263	2.1	2,047,844	2.0
土 木 費	14,470,431	13.2	18,991,883	16.7	13,851,001	13.4
消 防 費	3,388,717	3.1	4,363,474	3.8	3,445,208	3.3
教 育 費	9,503,140	8.6	9,399,671	8.3	9,670,353	9.3
災 害 復 旧 費	3,697	0.0	184,445	0.2	196,715	0.2
公 債 費	19,168,094	17.4	18,003,663	15.9	16,700,733	16.1
諸 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0.0	159,715	0.2
合 計	110,138,397	100.0	113,416,514	100.0	103,709,157	100.0

## 2 一般会計決算性質別内訳

### (1) 歳 入

(単位：千円)

性 質 別	平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算見込額	構成比
自 主 財 源	52,498,494	47.1%	54,809,572	48.1%	51,965,955	49.2%
市 税	43,851,954	39.4	44,465,038	39.0	44,670,511	42.2
分担金及び負担金	580,836	0.5	426,783	0.4	289,259	0.3
使用料及び手数料	1,527,546	1.4	1,517,912	1.3	1,535,845	1.5
財 産 収 入	382,158	0.4	226,805	0.2	206,179	0.2
寄 附 金	47,041	0.0	62,692	0.1	187,838	0.2
繰 入 金	1,033,992	0.9	3,562,048	3.1	1,126,496	1.1
繰 越 金	1,713,204	1.5	1,282,711	1.1	880,768	0.8
諸 収 入	3,361,763	3.0	3,265,583	2.9	3,069,059	2.9
依 存 財 源	58,922,614	52.9	59,327,995	51.9	53,795,529	50.8
地 方 譲 与 税	874,997	0.8	873,005	0.8	880,418	0.8
利子割交付金	53,569	0.0	99,178	0.1	84,127	0.1
配当割交付金	151,787	0.1	201,620	0.2	160,159	0.2
株式等譲渡所得割交付金	91,213	0.1	210,367	0.2	138,058	0.1
地方消費税交付金	5,052,318	4.6	5,013,972	4.4	5,231,443	4.9
ゴルフ場利用税交付金	36,744	0.0	33,049	0.0	29,910	0.0
自動車取得税交付金	196,705	0.2	245,109	0.2	306,441	0.3
地方特例交付金	143,724	0.1	164,226	0.1	179,626	0.2
地 方 交 付 税	9,571,400	8.6	10,904,041	9.5	9,824,599	9.3
交通安全対策特別交付金	45,155	0.0	43,116	0.0	38,762	0.0
国 庫 支 出 金	14,210,751	12.8	15,738,260	13.8	14,811,131	14.0
県 支 出 金	9,037,756	8.1	8,911,519	7.8	8,687,600	8.2
市 債	19,456,495	17.5	16,890,533	14.8	13,423,255	12.7
合 計	111,421,108	100.0	114,137,567	100.0	105,761,484	100.0

## (2) 歳 出

(単位：千円)

性 質 別	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算見込額	構成比
義 務 的 経 費	60,946,238	% 55.4	61,464,985	% 54.2	59,282,936	% 57.1
人 件 費	17,280,890	15.7	18,164,880	16.0	17,377,485	16.8
公 債 費	19,168,094	17.4	18,003,663	15.9	16,700,733	16.1
扶 助 費	24,497,254	22.3	25,296,442	22.3	25,204,718	24.2
投 資 的 経 費	12,709,975	11.5	12,004,611	10.6	8,599,843	8.3
普通建設事業費	12,703,278	11.5	11,820,166	10.4	8,403,128	8.1
災害復旧事業費	3,697	0.0	184,445	0.2	196,715	0.2
そ の 他	36,485,184	33.1	39,946,918	35.2	35,826,378	34.6
物 件 費	14,342,952	13.0	17,975,192	15.8	13,285,417	12.8
維持補修費	455,698	0.4	424,525	0.4	852,019	0.8
補助費等	8,598,193	7.8	8,702,066	7.7	9,181,629	8.9
積 立 金	111,098	0.1	7,303	0.0	47,678	0.0
投資及び出資金	128,840	0.1	128,968	0.1	130,136	0.1
貸 付 金	1,861,424	1.7	1,593,905	1.4	1,408,896	1.4
繰 出 金	10,986,979	10.0	11,114,959	9.8	10,760,888	10.4
前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	159,715	0.2
合 計	110,138,397	100.0	113,416,514	100.0	103,709,157	100.0

### 3 特別会計決算

#### 平成30年度特別会計収支決算見込額

(単位：千円)

合計区分	歳入決算見込額	歳出決算見込額	差引
国民健康保険	23,298,393	23,179,228	119,165
国民健康保険診療所	3,603	2,634	969
後期高齢者医療	3,464,651	3,459,326	5,325
介護保険	25,088,798	24,735,037	353,761
競輪	12,308,546	12,143,207	165,339
簡易水道	373,309	332,621	40,688
宅地造成	3,581,311	3,368,969	212,342
中央卸売市場	751,077	750,897	180
駐車場	125,172	125,116	56
集落排水	843,472	843,412	60
地域生活排水	179,761	178,059	1,702
福井駅周辺整備	1,014,485	1,014,380	105
合計	71,032,579	70,132,886	899,693

### 4 企業会計決算

#### (1) 平成30年度下水道事業会計決算見込額

(損益計算書)

(単位：千円)

営業収益	6,162,659
営業外収益	2,753,133
特別利益	0
営業費用	7,171,786
営業外費用	1,121,877
特別損失	0
当年度純利益	622,129

(貸借対照表)

(単位：千円)

固定資産	135,478,228	固定負債	63,391,811
流動資産	6,610,028	流動負債	6,666,251
		繰延収益	57,351,448
		資本金	11,083,820
		剰余金	3,594,926
合計	142,088,256	合計	142,088,256

( 2 ) 平成30年度ガス事業会計決算見込額

( 損益計算書 )

( 単位 : 千円 )

ガ ス 売 上	2,522,023
営 業 雑 収 益	73,229
附 帯 事 業 収 益	13,611
営 業 外 収 益	42,278
特 別 利 益	0
売 上 原 価	1,113,421
供給販売及び一般管理費	923,781
営 業 雑 費 用	75,901
附 帯 事 業 費 用	14,323
営 業 外 費 用	71,310
特 別 損 失	78,425
当 年 度 純 利 益	373,980

( 貸借対照表 )

( 単位 : 千円 )

固 定 資 産	4,895,652	固 定 負 債	4,211,953
流 動 資 産	1,475,089	流 動 負 債	1,076,604
繰 延 資 産	0	繰 延 収 益	226,988
		資 本 金	1,437
		剰 余 金	853,759
合 計	6,370,741	合 計	6,370,741

( 3 ) 平成30年度水道事業会計決算見込額

( 損益計算書 )

( 単位 : 千円 )

営 業 収 益	3,912,093
営 業 外 収 益	549,823
特 別 利 益	0
営 業 費 用	3,595,182
営 業 外 費 用	291,874
特 別 損 失	0
当 年 度 純 利 益	574,860

( 貸借対照表 )

( 単位 : 千円 )

固 定 資 産	39,040,615	固 定 負 債	14,361,720
流 動 資 産	5,122,369	流 動 負 債	2,291,757
		繰 延 収 益	6,615,680
		資 本 金	17,713,923
		剰 余 金	3,179,904
合 計	44,162,984	合 計	44,162,984

# 市 税

## 1 税 目 ・ 税 率

(平成31年4月1日現在)

税 目	税 率 等				
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500円		
		所 得 割	6 %		
	法 人	法 人 税 割	12.1 %		
県 民 税	個 人	均 等 割	1,500円		
		所 得 割	4 %		
固 定 資 産 税	1.4 %				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等				
	種 別		税 額		
	原動機付 自 転 車	5 0 c c ( 0 . 6 K W ) 以 下	2,000円		
		9 0 c c ( 0 . 8 K W ) 以 下	2,000		
		1 2 5 c c ( 1 . 0 K W ) 以 下	2,400		
		ミ 二 カ ー	3,700		
	小型特殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	2,000		
		特 殊 作 業 用	5,900		
	二輪の軽自動車(125cc超 250cc以下)		3,600		
	二輪の小型自動車(250cc超)		6,000		
	被けん引車		3,600		
	三輪・四輪の軽自動車				
	次の(ア)(イ)(ウ)の区分に応じて課税される。				
	(ア)... 平成27年3月以前に最初の新規検査を受けた車両				
	(イ)... 平成27年4月以降に最初の新規検査を受けた車両				
	(ウ)... 最初の新規検査から13年を経過した車両				
種 別		税 額			
		(ア)	(イ)	(ウ)	
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四 輪	乗 用	営 業 用	5,500	6,900	8,200
		自 家 用	7,200	10,800	12,900
	貨 物	営 業 用	3,000	3,800	4,500
		自 家 用	4,000	5,000	6,000
市 た ば こ 税	1,000本につき5,692円				
都 市 計 画 税	0.3 %				
入 湯 税	1人1日 100円				

## 2 市税収入状況

(単位：千円)

区 分	令和元年度 当初予算額	平成30年度決算見込額			
		予 算 額	調 定 額	収 入 額	収 入 率
総 額	45,228,000	44,684,335	46,425,553	44,670,511	96.2%
市 民 税	20,504,000	20,121,000	20,741,783	20,126,424	97.0
個 人	15,757,000	15,584,000	16,194,356	15,649,378	96.6
法 人	4,747,000	4,537,000	4,547,427	4,477,046	98.5
固 定 資 産 税	18,781,000	18,632,335	19,611,292	18,676,340	95.2
土 地	7,201,000	7,284,000	7,494,929	7,133,637	95.2
家 屋	9,062,000	8,844,000	9,450,294	8,994,744	95.2
償 却 資 産	2,298,000	2,289,335	2,450,170	2,332,060	95.2
交 納 付 金	220,000	215,000	215,899	215,899	100.0
軽 自 動 車 税	699,000	654,000	699,049	662,827	94.8
市 た ば こ 税	1,905,000	1,961,000	1,888,902	1,888,902	100.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	1,946	0	0.0
都 市 計 画 税	3,274,000	3,247,000	3,416,945	3,250,382	95.1
入 湯 税	65,000	69,000	65,636	65,636	100.0

## 3 市民1人当たり・1世帯当たり負担額

区 分	令和元年度 予 算		平成30年度決算見込額	
	市民1人当たり 負 担 額	1世帯当たり 負 担 額	市民1人当たり 負 担 額	1世帯当たり 負 担 額
普 通 税	159,208 円	404,991 円	157,176 円	399,823 円
市 民 税	77,930	198,237	76,495	194,586
( 個 人 )	59,888	152,342	59,479	151,301
( 法 人 )	18,042	45,895	17,016	43,285
固 定 資 産 税	71,381	181,578	70,983	180,567
軽 自 動 車 税	2,657	6,758	2,519	6,408
市 た ば こ 税	7,240	18,418	7,179	18,262
目 的 税	12,690	32,282	12,603	32,060
都 市 計 画 税	12,443	31,654	12,354	31,425
入 湯 税	247	628	249	635
合 計	171,898	437,273	169,779	431,883

## 4 市 民 税

### (1) 納 税 義 務 者 数

(令和元年6月1日現在)

区 分	総 数	内 訳	
		均 等 割 の み	所得割と均等割
普 通 徴 収	25,035 人	1,881 人	23,154人
給 与 特 徴	94,987	3,759	91,228
年 金 特 徴	18,811	4,554	14,257
合 計	138,833	10,194	128,639

### (2) 業種別納税義務者数及び税額

(令和元年7月1日現在)

区 分	納 税 義 務 者 数	市 民 税 額
給 与 所 得 者	108,263 人	13,084,735千円
営 業 所 得 者	6,376	786,351
農 業 所 得 者	245	19,986
そ の 他 の 所 得 者	24,073	1,685,958
合 計	138,957	15,577,030

## 5 固 定 資 産 税

納税義務者数(実数) 103,993人 (平成31年4月1日現在)

区 分	納 税 義 務 者 数
土 地	76,150 人
家 屋	80,554
償 却 資 産	3,396

# 納 税 組 合

市税、国民健康保険税、水道料金、ガス料金の一括納付を取り扱っており、一定の地域、職域を単位として組織されている。

## 1 納税組合の状況

(平成30年度)

区 分	組 合 数 ( 組 )	組 合 員 数 ( 人 )	納 付 額 ( 円 )	税 奨 励 金 ( 円 )
地 域	380	16,457		
職 域	4	195		
合 計	384	16,652	3,541,987,000	16,363,370

市税、国民健康保険税のみ

## 2 奨 励 金

### (1) 市税、国民健康保険税

件数割奨励金

納付1件につき 5円

税割奨励金 (交付率)

納 付 率	納 付 の 方 法	
	取 り ま と め 納 付	口 座 振 替 納 付
97.5パーセント以上	1,000分の12.5	1,000分の7.5
90パーセント以上97.5パーセント未満	1,000分の10	1,000分の5
80パーセント以上90パーセント未満	1,000分の5	1,000分の2.5

ただし、組合員1人1税目について、年税額40万円(納期ごとに10万円)を超える分は、税割奨励金の計算から除く。  
税割奨励金及び納付率の計算の基礎となる市民税の額は、市・県民税の62%とする。

### (2) 水道料金、ガス料金

納付1件につき 5円

# 市 有 財 産

## 1 土地及び建物

(平成31年3月31日現在)

区 分	用 途	土 地	建 物	
行 政 財 産	公用 財産	庁 舎	15,054.33 m <sup>2</sup>	40,406.92 m <sup>2</sup>
		消 防 施 設	35,556.73	18,980.29
		そ の 他 の 施 設	11,973.02	13,486.92
	公 共 用 財 産	学 校	891,807.69	436,522.62
		公 営 住 宅	144,778.17	130,971.32
		公 園	1,892,088.93	9,895.76
		社 会 福 祉 施 設	63,465.78	44,924.79
		保 健 衛 生 施 設	254,539.43	25,052.30
		商 工 観 光 施 設	68,640.52	18,550.77
		農 林 水 産 施 設	1,433,945.44	9,888.44
		市 道 用 地	5,983,894.27	423.89
		保 健 体 育 施 設	196,161.19	39,438.46
		社 会 教 育 施 設	493,878.03	90,457.48
	そ の 他 の 施 設	367,730.34	47,001.72	
	山 林	2,571,008.58		
一 般 会 計 所 管		15,188,396.73	933,921.69	
行 政 財 産		14,424,522.45	926,001.68	
普 通 財 産		763,874.28	7,920.01	
特 別 会 計 所 管		816,735.14	94,666.79	
合 計		16,005,131.87	1,028,588.48	

## 2 市 庁 舎

### (1) 本 館

本館の建設に当たっては、センターコアシステム（中央部にエレベータ、階段部分を集合）とワンフロアシステム（大部屋オープン方式）を採用し、市民がわかりやすい構造で、機能的かつ合理的に事務処理ができるよう配慮されている。

5基あるエレベータすべてに24時間監視システムを備えており、身体障害者への配慮として、オートアナウンス装置・視覚障害者用点字表示を設置し、このうち1基には車いす用押しボタンを設置している。1階には、専用洗面所（オストメイト装置）を設置し、その他、議場の傍聴席に車イス専用のスペースを確保し、介助犬の入場にも対応している。

平成19年4月には、これまで大きさ、字体等ばらばらで統一されておらず分かりにくかった各種サインを統一し、全館において「わかりやすさ、みやすさ」を基本に庁舎内サインの整備を行うとともに1階に設置されたベビールームに清潔性を考慮し、手洗い用として洗面化粧台を取り付けた。また、平成26年度には、来庁者の利便性向上のため、正面入口案内所の移設を行った。

#### ・ 施 設 概 要

所在地 福井市大手3丁目10番1号

建築面積 2,063.51㎡ 延べ床面積 18,648.84㎡

構 造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート地下2階、地上9階、塔屋2階

着 工 昭和48年10月22日 完 成 昭和50年5月31日

工 費 32億578万3,000円（備品を含む）

### (2) 別 館

昭和37年4月に鉄筋コンクリート地下1階、地上5階、塔屋2階、建築面積888.72㎡、延べ床面積5,569.59㎡を建設費2億5,000万円で当時は新館として完成した。（本館完成を機に別館と改称）その後、設備等をより充実させるため、昭和50年11月から2ヵ年継続事業で改装工事を実施した。昭和50年度に外装、内装、電気、空調工事等主要工事を行い、昭和51年度は、冷房設備、防火戸を改修した。平成20年度には、2・4階の渡り廊下の防火戸改修工事等を行った。

また、平成27年11月から30年3月にかけて3ヵ年継続事業で耐震改修工事を実施した。耐震化工事では、地下1階の柱頭に積層ゴム等の免震装置を設置する免震工法を採用し、災害時の安全を確保した。大規模改修工事では、照明のLED化やペアガラスの入れ替えなど省エネや環境に配慮し改修を行い、渡り廊下のスロープの設置やトイレの段差を解消して、バリアフリー化を図った。また、各階の内外装の改修にあわせ、所属のレイアウトの見直しを行い、多目的トイレ・授乳室を新設し、キッズスペースを拡充した。

平成31年3月に防災拠点機能を確保するために別館用の非常用発電設備（300KVA）を設置した。併せて本館及び別館の発電機に燃料を供給できる地下燃料タンクの設置を行い、72時間稼働できるようにした。

### (3) 企 業 局 庁 舎

（旧）福井市商工会館（鉄筋コンクリート地下1階、地上5階、建築面積892.06㎡、延べ床面積5,301.88㎡）を平成5年10月購入（昭和39年12月建設）。平成5年10月から平成6年2月にかけて、改装工事を実施した。

また、平成16年2月から7月にかけて、耐震補強工事を行い、平成19年12月から平成20年2月にかけて、外壁及び煙突の補修工事を行った。

1階に企業局のガス水道料金センター、ガスショールーム及びガスッキングスタジオ、2階、3階に企業局（ガス、水道事業）、4階、5階に下水道部を配すると共に、企業局内の電算システムなどの集中管理を行い、ガス、水道事業の充実と事業拡張を行っている。

#### (4) 総合支所庁舎

総合支所名	構造等	建築面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	建築年度
美山総合支所	鉄骨造 3階一部 4階建	1,244.31	2,625.13	昭和61年度
越廼総合支所	鉄筋コンクリート造 4階建	304.16	1,120.99	昭和45年度
清水総合支所	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建	1,020.72	2,394.75	昭和46年度

### 3 フェニックス・プラザ

田園都市中核施設フェニックス・プラザは、住民の交流とふれあいの場として、昭和58年5月に建設工事を開始し、昭和60年11月に完成した。

この施設は、2,000人と500人収容の大・小ホール、大・小会議室・和室を始め、消費者センター等の各施設やふれあい広場、イベント広場など、多目的複合施設として多様な用途に対応できる機能を備えている。

#### (1) 建物概要

所在地	福井市田原1丁目13番6号
敷地面積	15,326.70㎡
建築面積	5,779.29㎡
延床面積	13,577.19㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階・地上4階・塔屋1階
着工	昭和58年5月21日
竣工	昭和60年11月1日
総工費	45億1,000万円

#### (2) 施設の概要

地下1階	大会議室A・B、楽屋1・2・3・4号室、楽屋事務室、控室、浴室、中央監視室、機械室
1階	大ホール(2,000人収容)、消費者センター、イベント広場(前庭) ふれあい広場、応接室
2階	小ホール(500人収容)、リハーサル室、楽屋5・6・7号室、レストラン
3階	多目的ルーム、会議室301号室A・B、ギャラリー
4階	和室大・小、茶室、会議室401・402・403・404・405号室

#### (3) 利用状況

平成30年度 利用者数 278,841人

大ホール利用者数	小ホール利用者数	集会室関係利用者数	その他の利用者数
143,873人	43,016人	37,365人	54,587人
大ホール利用料金	小ホール利用料金	集会室関係利用料金	その他の利用料金
52,515,785円	10,625,688円	17,456,834円	5,491,580円

## 4 フェニックス・プラザ自動車駐車場

フェニックス・プラザの建設に併せて、フェニックス・プラザ利用者をはじめ、多くの市民の利便に資するための自動車駐車場が整備され、フェニックス・プラザと一体となってその施設効用を高めている。

福井市田原1丁目11番1号、昭和60年10月26日開設、自走式 収容台数403台

平成30年度収入額 34,062,417円

時間制駐車延台数	時間制収入	月極契約車総数	月極・回数券収入
52,103台	23,776,100円	951台	10,149,780円

## 5 マイドーム清水

マイドーム清水は、平成7年7月に「ふくい健康の森」内にオープンした施設である。ドーム型で円形の多目的ホールが特徴的で、その周囲を会議室、和室、食品加工室などが囲んでいる。各種研修などに利用され、食品加工室ではそば打ち体験もできる。施設内には、(公社)福井市シルバー人材センター清水支所の事務所もあり、高齢者を中心とした地域住民のコミュニティ施設、また「ふくい健康の森」の情報拠点施設としての機能を果たしている。

### (1) 建物概要

所在地	福井市真栗町第48号2番地 (ふくい健康の森内)
建築面積	992m <sup>2</sup>
構造	木造1階
竣工	平成7年3月31日
総工費	3億4,000万円

### (2) 施設の概要

多目的ホール、会議室(60人収容)、  
和室(28畳 30人収容)、食品加工室、  
事務所((公社)福井市シルバー人材センター清  
水支所)

## 6 きらら館

きらら館は、農業関係団体等の活動の場・研修の場として平成6年9月に完成した。ホールや会議室は各種大会や講演会、会議等に利用されている。農業経営や生活改善、健康増進、社会教育など様々な分野の活動にも利用され、地域住民のコミュニティ活動の中心的施設となっている。

### (1) 建物概要

所在地	福井市風巻町第20号17番地
建築面積	1,323m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階
竣工	平成6年9月30日
総工費	4億2,000万円

### (2) 施設の概要

多目的ホール(250人収容)  
会議室1・2・3・4、調理実習室

## 7 伊 自 良 館

伊自良館は、中世の豪族、伊自良氏の史跡を中心とした山間の農村地帯に、都市と農村地域の交流とふれあいの場として、農村公園、資料館とともに整備した温泉を備えたコミュニティ施設であり、平成8年4月に開館した。

日本には数少ない「脳卒中に効能がある」といわれる天然温泉であると共に、「美肌の湯」ともいわれ、切り傷、火傷、慢性皮膚病、動脈硬化症等に効能があるといわれる。

### (1) 建 物 概 要

所在地	福井市中手町第29号3番地
敷地面積	3,195.00m <sup>2</sup>
建築面積	500.42m <sup>2</sup>
延床面積	467.11m <sup>2</sup>
構 造	木造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
着 工	平成7年10月7日
竣 工	平成8年3月25日
総 工 費	1億7,394万円

### (2) 施 設 の 概 要

浴 場	男女別内湯
休 憩 室	大広間(42畳)
個 室	和室(10畳、14畳)
駐 車 場	40台(屋外)
温泉分析	泉温 30.7 湧出量 65 <sup>リットル</sup> /min 掘削深 1,075m 泉質 ナトリウム - 塩化物・硫酸塩・炭酸水素塩泉(低張性弱アルカリ性低温泉)

## 8 福井市地域交流プラザ

地域交流プラザは、「市民が出会い、学び、語らい、生き生きと活動する場」として、平成19年3月に完成した手寄地区市街地再開発ビル「A O S S A (アオッサ)」の4～6階に設置され、平成19年4月19日に開館した。

### (1) 建 物 概 要 (アオッサ)

所在地	福井市手寄1丁目4番1号
敷地面積	4,499.96m <sup>2</sup>
建築面積	3,478.62m <sup>2</sup>
延床面積	33,170m <sup>2</sup>
構 造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階(一部10階)
工事着工	平成17年3月
工事完了	平成19年3月

## (2) 施設の概要(地域交流プラザ)

- 4 階 桜木図書館
- 5 階 事務所(中央公民館、女性活躍促進課、商工労働部、地域交流プラザ)、会議室、応接室、子育て支援室・相談室
- 6 階 研修室、実習室、和室、レクリエーションルーム

## 9 出資による権利(平成30年度末)

(単位:円)

区 分	金 額
福井県農業信用基金協会出資金	48,800,000
福井県漁業信用基金協会出資金	17,500,000
福井市土地開発公社出資金	5,000,000
福井県畜産経営安定基金協会寄託金	13,400,000
ふくい農林水産支援センター出資金	130,000
地方公共団体金融機構出資金	22,000,000
福井市ふれあい公社出資金	5,000,000
「旅の贈りもの 明日へ」制作委員会出資金	15,000,000
福井森林組合出資金	9,245,000
福井県信用保証協会出捐金	86,741,000
福井県労働者信用基金協会出捐金	60,510,000
福井県野菜生産価格安定事業協会出捐金	2,693,800
福井県産業廃棄物処理公社出捐金	302,500,000
福井県市町振興協会出捐金	147,000
福井県産業会館出捐金	3,000,000
日下部・グリフィス学術・文化交流基金出捐金	40,000,000
福井県労働者福祉基金協会出捐金	19,211,871
福井市漁業振興会出捐金	234,588,407
福井県下水道公社出捐金	714,000
漁港漁場漁村総合研究所出捐金	314,000
福井県文化振興事業団出捐金	15,897,000
福井県防犯協会出捐金	15,690,000
リバーフロント研究所出捐金	2,500,000
福井観光コンベンションビューロー出捐金	405,000,000

福井県国際交流協会出捐金	38,336,000
福井県臓器移植推進財団出捐金	3,301,000
砂防フロンティア整備推進機構出捐金	400,000
福井県林業従事者確保育成基金出捐金	54,627,000
福井県暴力追放センター出捐金	40,667,000
福井県消防協会出捐金	29,370,000
ふるさと市町村圏基金出捐金	59,188,000
足羽川水源地域対策基金出捐金	1,580,609,061
ふくい女性財団出捐金	31,523,000
歴史のみえるまちづくり協会出捐金	350,000,000
ふくい農林水産支援センター出捐金	15,350,000
太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会出捐金	400,000
ふくい産業支援センター出捐金	79,798,100
福井県社会福祉協議会出捐金	6,159,000
福井市ふれあい公社出捐金	60,000,000
福井県繊維協会出捐金	61,300,000
合 計	3,736,610,239

## 10 基金及び積立金 (平成30年度末)

(単位：円)

区 分	金 額
国民健康保険基金	18,664,491
育英等基金	82,229,104
財政調整基金	34,100,000
交通安全事業基金	49,291,272
市立図書館ふくしん文庫基金	60,000,000
災害対策基金	8,132,000
駐車場事業基金	15,348,711
減債基金	202,659,000
姉妹都市交流基金	167,813,675
福祉基金	140,422,294
都市緑化基金	294,137,051
ふるさとづくり基金	286,896,774
競輪事業基金	777,358,019
公共施設等維持管理基金	39,486,000
スポーツ振興基金	301,350,000
歴史博物館基金	115,059,305
中山間ふるさと・水と土保全対策基金	58,820
災害ボランティア活動支援基金	38,134,240
集落排水基金	22,952,747
介護給付費準備基金	1,097,397,400
非営利公益市民活動促進基金	12,942,006
小羽山整備基金	5,790,552
国民健康保険診療所基金	67,417,173
簡易水道事業基金	22,855,752
地域振興基金	750,000,000
教育振興基金	25,040,015
合 計	4,635,536,401

出納整理期間中の取崩は含まない



# 市 民 生 活



# 戸籍と住民基本台帳

市民の身分関係及び居住関係を登録し、公証する戸籍や住民基本台帳は、各種行政施策の基礎資料となるばかりでなく、市民の社会生活上においても重要な役割を果たしている。市民生活に直結するこれら住民票・戸籍の証明、住所異動届出、戸籍届出、印鑑登録、各種証明発行等の窓口業務は、高度な情報機器を活用したオンライン化によって効率的な事務処理が可能となり、時間短縮など市民サービスの向上が図られている。

さらに、平成15年度から住基ネットワークシステムによる住民基本台帳カードの発行や、住民票の写しの広域交付などのサービスが開始されたことに加え、本市では平成26年7月から住民基本台帳カードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを導入した。現在は、閉庁日・時間外における住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書の発行が可能となっている。

なお、住民基本台帳カードは平成27年12月28日をもって新規交付を終了し、平成28年1月からはマイナンバーカード（個人番号カード）の交付を開始している。

また、平成17年度から全ての戸籍事務のコンピュータ化による証明書発行の迅速化及び事務の効率化を図るほか、住所異動に伴う関連手続きを1箇所で行うなど、より質の高いサービスの向上を目指している。

## 1 戸籍数及び人口・世帯数

(各年度4月1日現在、カッコ内は日本人人口及び日本人を含む世帯)

年度	住 民 基 本 台 帳 人 口				本 籍 人 口	
	男	女	計	世 帯 数	人 口	本 籍 数
29	127,804 (126,266)	137,102 (134,644)	264,906 (260,910)	101,462 (99,166)	275,892	113,070
30	127,473 (125,848)	136,374 (133,894)	263,847 (259,742)	102,346 (99,983)	274,339	112,797
31	127,169 (125,343)	135,940 (133,328)	263,109 (258,671)	103,432 (99,799)	272,880	112,522

## 2 届出件数

(平成30年度)

区 分	件 数	
戸 籍	11,566	
内 訳	出 生	2,727
	死 亡	3,419
	婚 姻	2,457
	そ の 他	2,963
住民基本台帳	51,652	
内 訳	出 生	2,094
	死 亡	2,936
	転 入	6,415
	転 出	6,122
	転 居	5,492
	そ の 他	28,593
計	63,218	

## 3 証明等件数

(平成30年度)

区 分	件 数
戸 籍	94,268
住 基	191,830
印 鑑	74,320
通知カード	717
個人番号カード	2,722
税 証 明	67,231
臨 時 運 行	1,653
照 会 等	6,860
計	439,601

<内訳> (平成30年度)

区 分	件 数
本庁(公用含む)	232,257
美山総合支所	2,820
越廼総合支所	929
清水総合支所	6,410
川西連絡所	5,319
森田連絡所	30,686
東足羽連絡所	7,404
殿下連絡所	131
国見連絡所	683
東サービスセンター	50,865
南サービスセンター	39,226
西サービスセンター	24,669
北サービスセンター	38,202
計	439,601

## 4 年齢別人口統計

(平成31年4月1日現在、外国人を除く)

年齢	< 年齢毎の統計 >			< 累計 >			年齢	< 年齢毎の統計 >			< 累計 >		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計
0	1,060	967	2,027	1,060	967	2,027	55	1,594	1,658	3,252	79,227	76,174	155,401
1	1,051	1,041	2,092	2,111	2,008	4,119	56	1,546	1,516	3,062	80,773	77,690	158,463
2	1,090	1,059	2,149	3,201	3,067	6,268	57	1,523	1,558	3,081	82,296	79,248	161,544
3	1,177	1,070	2,247	4,378	4,137	8,515	58	1,587	1,781	3,368	83,883	81,029	164,912
4	1,113	1,060	2,173	5,491	5,197	10,688	59	1,471	1,596	3,067	85,354	82,625	167,979
5	1,098	1,097	2,195	6,589	6,294	12,883	60	1,644	1,740	3,384	86,998	84,365	171,363
6	1,182	1,052	2,234	7,771	7,346	15,117	61	1,475	1,499	2,974	88,473	85,864	174,337
7	1,245	1,073	2,318	9,016	8,419	17,435	62	1,486	1,550	3,036	89,959	87,414	177,373
8	1,188	1,132	2,320	10,204	9,551	19,755	63	1,467	1,678	3,145	91,426	89,092	180,518
9	1,254	1,165	2,419	11,458	10,716	22,174	64	1,622	1,636	3,258	93,048	90,728	183,776
10	1,241	1,185	2,426	12,699	11,901	24,600	65	1,602	1,715	3,317	94,650	92,443	187,093
11	1,245	1,200	2,445	13,944	13,101	27,045	66	1,605	1,748	3,353	96,255	94,191	190,446
12	1,267	1,178	2,445	15,211	14,279	29,490	67	1,698	1,871	3,569	97,953	96,062	194,015
13	1,189	1,154	2,343	16,400	15,433	31,833	68	1,855	2,050	3,905	99,808	98,112	197,920
14	1,269	1,172	2,441	17,669	16,605	34,274	69	2,058	2,291	4,349	101,866	100,403	202,269
15	1,179	1,120	2,299	18,848	17,725	36,573	70	2,295	2,435	4,730	104,161	102,838	206,999
16	1,279	1,216	2,495	20,127	18,941	39,068	71	2,159	2,433	4,592	106,320	105,271	211,591
17	1,327	1,260	2,587	21,454	20,201	41,655	72	1,426	1,629	3,055	107,746	106,900	214,646
18	1,241	1,199	2,440	22,695	21,400	44,095	73	1,013	1,122	2,135	108,759	108,022	216,781
19	1,240	1,172	2,412	23,935	22,572	46,507	74	1,338	1,611	2,949	110,097	109,633	219,730
20	1,281	1,243	2,524	25,216	23,815	49,031	75	1,402	1,684	3,086	111,499	111,317	222,816
21	1,251	1,126	2,377	26,467	24,941	51,408	76	1,513	1,827	3,340	113,012	113,144	226,156
22	1,222	1,139	2,361	27,689	26,080	53,769	77	1,419	1,695	3,114	114,431	114,839	229,270
23	1,226	1,078	2,304	28,915	27,158	56,073	78	1,185	1,479	2,664	115,616	116,318	231,934
24	1,184	1,131	2,315	30,099	28,289	58,388	79	1,014	1,253	2,267	116,630	117,571	234,201
25	1,160	1,097	2,257	31,259	29,386	60,645	80	777	1,135	1,912	117,407	118,706	236,113
26	1,126	1,154	2,280	32,385	30,540	62,925	81	992	1,475	2,467	118,399	120,181	238,580
27	1,245	1,105	2,350	33,630	31,645	65,275	82	961	1,332	2,293	119,360	121,513	240,873
28	1,183	1,214	2,397	34,813	32,859	67,672	83	965	1,373	2,338	120,325	122,886	243,211
29	1,243	1,172	2,415	36,056	34,031	70,087	84	726	1,169	1,895	121,051	124,055	245,106
30	1,305	1,267	2,572	37,361	35,298	72,659	85	762	1,194	1,956	121,813	125,249	247,062
31	1,376	1,330	2,706	38,737	36,628	75,365	86	674	1,222	1,896	122,487	126,471	248,958
32	1,351	1,308	2,659	40,088	37,936	78,024	87	578	1,011	1,589	123,065	127,482	250,547
33	1,460	1,409	2,869	41,548	39,345	80,893	88	534	957	1,491	123,599	128,439	252,038
34	1,562	1,405	2,967	43,110	40,750	83,860	89	388	818	1,206	123,987	129,257	253,244
35	1,591	1,479	3,070	44,701	42,229	86,930	90	366	819	1,185	124,353	130,076	254,429
36	1,505	1,515	3,020	46,206	43,744	89,950	91	261	656	917	124,614	130,732	255,346
37	1,473	1,381	2,854	47,679	45,125	92,804	92	213	532	745	124,827	131,264	256,091
38	1,532	1,532	3,064	49,211	46,657	95,868	93	167	495	662	124,994	131,759	256,753
39	1,640	1,502	3,142	50,851	48,159	99,010	94	114	438	552	125,108	132,197	257,305
40	1,741	1,659	3,400	52,592	49,818	102,410	95	76	299	375	125,184	132,496	257,680
41	1,708	1,637	3,345	54,300	51,455	105,755	96	53	231	284	125,237	132,727	257,964
42	1,739	1,645	3,384	56,039	53,100	109,139	97	36	186	222	125,273	132,913	258,186
43	1,860	1,794	3,654	57,899	54,894	112,793	98	25	152	177	125,298	133,065	258,363
44	1,862	1,857	3,719	59,761	56,751	116,512	99	25	93	118	125,323	133,158	258,481
45	2,037	1,957	3,994	61,798	58,708	120,506	100	9	62	71	125,332	133,220	258,552
46	2,070	1,987	4,057	63,868	60,695	124,563	101	4	42	46	125,336	133,262	258,598
47	1,926	1,937	3,863	65,794	62,632	128,426	102	4	30	34	125,340	133,292	258,632
48	1,915	1,816	3,731	67,709	64,448	132,157	103	1	16	17	125,341	133,308	258,649
49	1,755	1,751	3,506	69,464	66,199	135,663	104	1	10	11	125,342	133,318	258,660
50	1,751	1,765	3,516	71,215	67,964	139,179	105		6	6	125,342	133,324	258,666
51	1,725	1,753	3,478	72,940	69,717	142,657	106	1	3	4	125,343	133,327	258,670
52	1,450	1,453	2,903	74,390	71,170	145,560	107				125,343	133,327	258,670
53	1,532	1,603	3,135	75,922	72,773	148,695	108		1	1	125,343	133,328	258,671
54	1,711	1,743	3,454	77,633	74,516	152,149							

## 5 外国人住民関係

市内在留外国人の公正な管理に資するため、中長期在留者の居住関係及び特別永住者に関する事務を行っている。

### (1) 外国人住民数と世帯数

(各年度4月1日現在、日本人との混合世帯を除く)

年 度	世 帯 数	人 口	内 訳	
			男	女
29	2,296	3,996	1,538	2,458
30	2,363	4,105	1,625	2,480
31	2,700	4,438	1,826	2,612

### (2) 外国人住民国籍別人口

(平成31年4月1日現在)

国 籍	男	女	合 計	国 籍	男	女	合 計
アイルランド	2	1	3	パラグアイ	0	2	2
アフガニスタン	3	4	7	バングラデシュ	11	9	20
アルジェリア	0	1	1	フィリピン	114	414	528
イスラエル	1	0	1	フィンランド	0	1	1
イタリア	5	1	6	ブータン	0	3	3
イラン	1	0	1	ブラジル	111	91	202
インド	10	1	11	フランス	3	2	5
インドネシア	68	11	79	ベトナム	380	349	729
ウクライナ	0	5	5	ベラルーシ	0	1	1
ウズベキスタン	2	0	2	ペルー	20	28	48
エジプト	1	1	2	ポーランド	1	0	1
オーストラリア	3	3	6	ポルトガル	1	1	2
オランダ	1	0	1	マレーシア	33	23	56
カナダ	10	4	14	ミャンマー	10	27	37
カンボジア	7	5	12	メキシコ	1	0	1
キリバス	0	1	1	モルディブ	1	0	1
グアテマラ	0	1	1	モンゴル	5	2	7
コロンビア	0	1	1	リトアニア	0	2	2
ジャマイカ	2	0	2	ロシア	6	16	22
スペイン	1	0	1	英国	9	3	12
スリランカ	13	3	16	韓国	343	449	792
セネガル	1	0	1	台湾	23	43	66
タイ	32	119	151	中国	430	888	1,318
タンザニア	0	1	1	朝鮮	59	38	97
チェコ	1	0	1	南アフリカ共和国	1	0	1
チリ	0	1	1	米国	56	38	94
ドイツ	1	0	1	無国籍	0	1	1
ナイジェリア	1	0	1	未定	1	0	1
ニカラグア	1	0	1				
ニュージーランド	0	1	1				
ネパール	39	16	55	総 計	1,826	2,612	4,438

# 住 居 表 示

本市は昭和20年の戦災によって市街地の90%が灰燼に帰したため、同21年には、戦災復興特別都市計画法の適用を受け土地区画整理事業に着手し、同時に町界町名についても整備計画として道路鉄道、河川等の境界によって町界とする街区方式を採ったのであるが、学童の通学区域、自治会の区域、その他従来の町名分裂等を理由に住民の強い抵抗によって原案は大幅に修正せざるを得なくなった。

その結果、町の境界形状は極めて複雑なものとなっていた。

折しも昭和37年5月に「住居表示に関する法律」が制定され、従来の土地の地番を住所として使用することをやめ、地番とは別に家屋、事務所等に誰にでもわかりやすい番号を付ける制度が発足した。

本市は昭和39年度から住居表示に取り組み、整備方法として街区方式を採用し、市街地を南北に縦断するJR北陸本線を中心として東西に一定の方向に（丁目）を配列し、その境界は全て道路、河川等の恒久的施設の側線をもって区画した。住居表示の実施により市民にとって住所の呼称が簡素化されると同時に訪問、調査事務等その日常生活に大きな利便をもたらしている。

## 住居表示実施状況

（平成31年4月1日現在）

(a) 市街化区域面積 (km <sup>2</sup> )	(b) 住居表示実施面積 (km <sup>2</sup> )	(b)/(a): 面積ベース実施率
46.85	19.07	40.70%
(a) 市街化区域内人口 (人)	(b) 住居表示実施区域内人口 (人)	(b)/(a): 人口ベース実施率
206,390	95,484	46.26%
(a) 市街化区域内世帯数	(b) 住居表示実施区域内世帯数	(b)/(a): 世帯ベース実施率
84,024	41,377	49.24%

# 広 聴

開かれた市政となるよう市政全般にわたる相談に対応し、広く市民からの意見・提案等の把握に努めるほか、市民と市長が直接対話する「あじさいトーク」や、市職員が市の取組や事業・制度について市民に説明する「市政出前講座」を実施している。

## 1 フェニックス通信

市民の意見や要望等を、市民ポスト、メール、電話等で受け付け、市政に関わることは、関係課へ供覧又は対応を依頼し、生活に関わることは、内容に応じて専門機関を紹介する。

（平成30年度 市政に関わること236件）

## 2 東村市長と語ろう！「あじさいトーク」

市長が各地域・各種団体等の活動場所へ出向いて、市民及び団体の活動状況を聞きながら、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現を目指し、語り合う。

（平成30年度 12回）

### 3 市政出前講座

市民に市政への理解と関心を深めてもらうため、市職員が公民館や集会場等に出向き、市を取り巻く状況や施策等について説明する市政出前講座を開催する。

(平成30年度 122回)

### 4 パブリック・コメント(市民意見募集)

市民の意見・要望を施策等の立案に反映させる機会を確保するため、パブリック・コメントを実施する。

(平成30年度 10件 ・ 意見提出者12人、意見46件)

### 5 各種相談

(平成30年度)

区分	相談の内容	件数
無料法律相談	市民生活上の法的な問題に関する事	152件
心配ごと相談	日常生活における悩みや問題等幅広い心配ごと	35件
人権悩みごと相談	いじめ、体罰、暴行、虐待、差別、その他の人権に関する事	9件
行政相談	国・独立行政法人・特殊法人等への意見・苦情等	41件
行政書士相談	官公署への各種手続きに関する事	71件
社会保険労務士相談	年金・社会保険制度、雇用問題等に関する事	29件
合計		337件

### 6 その他

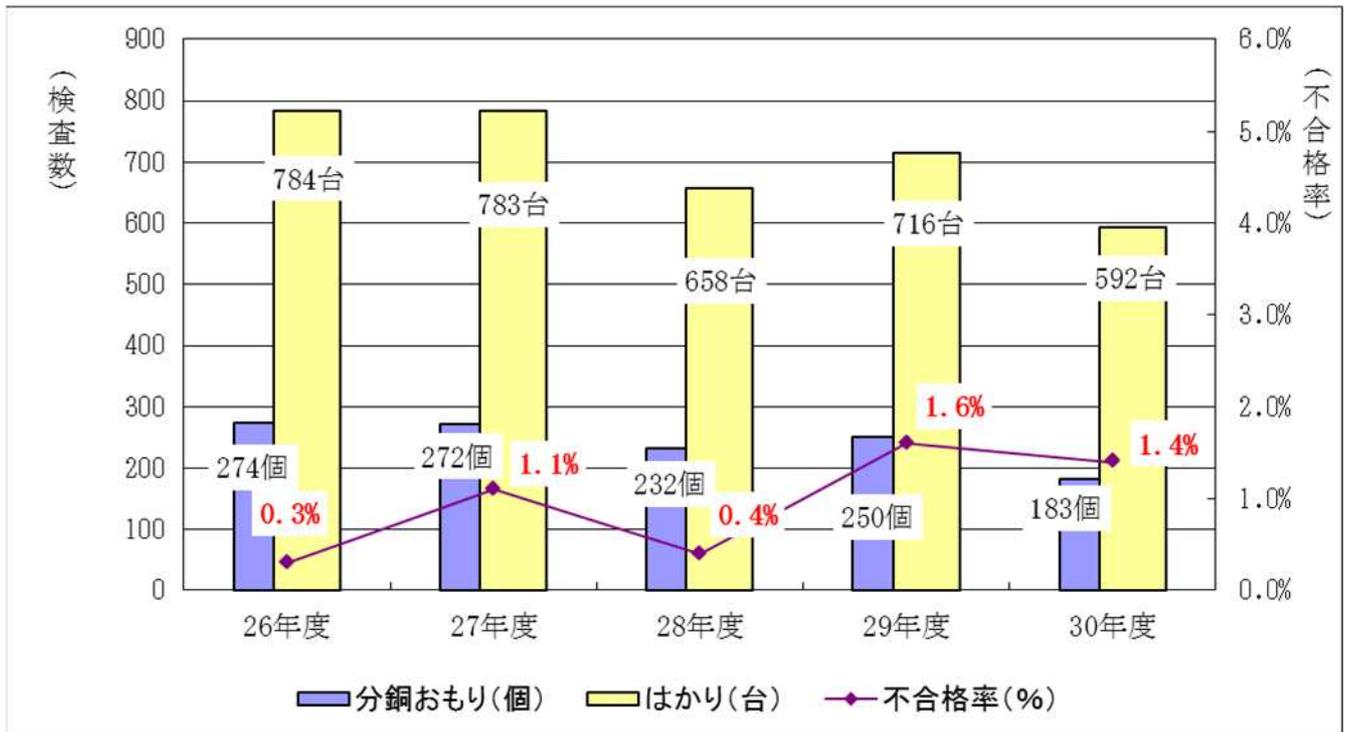
- ・市民サービスの向上を図るため、市の制度や手続き等の情報を掲載した「福井市市民便利帳」を、NTTタウンページ株式会社との共同により作成し、市内全世帯に配布した。(配布部数 約12万部)
- ・来庁者の利便性の向上を図るため、市役所内の課室等の配置や主な業務の担当課を掲載した「福井市役所庁舎フロアマップ」を作成し、庁舎内に配置した。
- ・市民に行政情報を提供するため、「市政情報コーナー」に市の広報紙をはじめ各部署のパンフレット等を配架した。

# 計 量 事 業

昭和58年4月1日、国より「特定市」の指定を受けたことに伴い、取引又は証明に使用されるはかりの定期検査、量目立入検査等、適正な計量を実施するため、計量法に基づき事業を行っている。

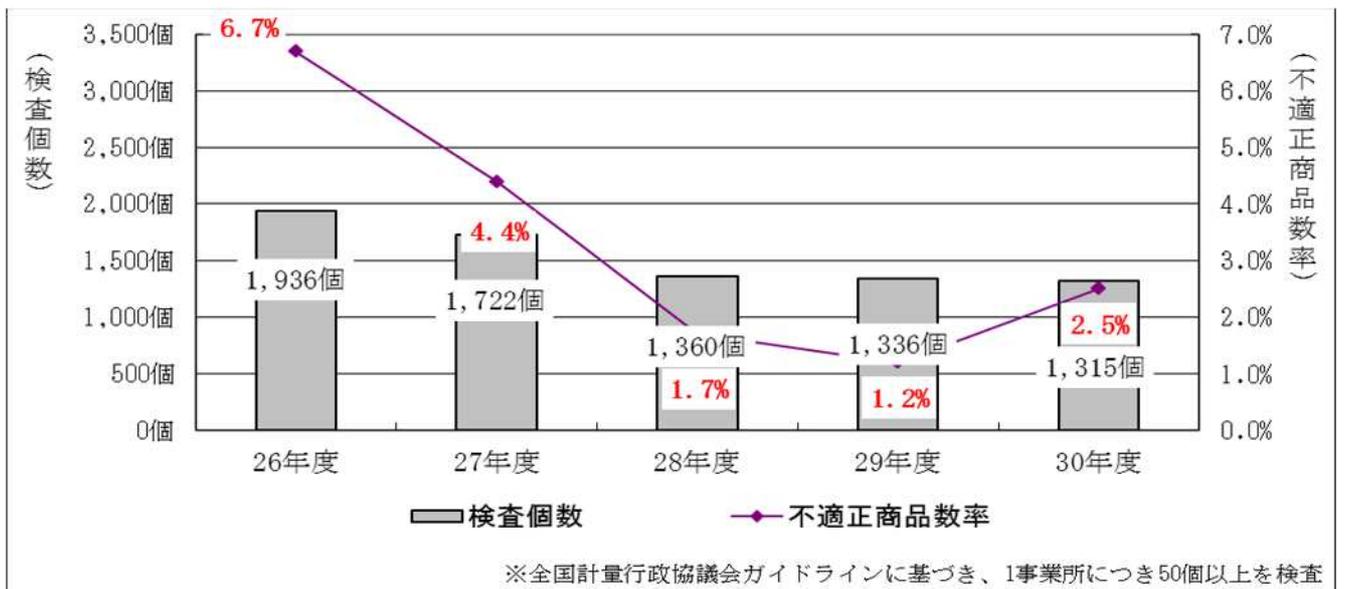
## 1 はかりの定期検査

計量法第19条の規定に基づき、スーパーや小売店、病院、薬局などで取引や証明に使用されるはかり等の検査を行う。



## 2 量目立入検査

計量法第148条の規定に基づき、食品の製造・販売を行っているスーパーや小売店に立ち入り、商品の量目検査を行う。



# 消費生活

高齢化の進展等による社会状況の変化や悪質商法の巧妙化に伴い、消費者問題はますます複雑かつ多様化してきており、これらに対する適切な対応が求められている。

本市では、消費者の自立と意識向上を図り、豊かで充実した暮らしを実現するため、消費生活相談や消費者教室の開催などの消費者保護・消費者教育、啓発の充実に努めている。

## 1 消費者保護事業

### (1) 消費生活相談事業

社会状況の変化に伴い、消費者のニーズも多様化、高度化し、消費者問題も複雑化している。

これらの苦情や相談に適切な助言と処置を講ずるため、消費生活相談員を配置し相談業務を行う。

また、消費者の利益と安全を守るため、商品・サービス等に関する苦情・意見・要望を適切に処理し、問題解決のための助言、あっせん等を行う。

消費生活相談件数

年度	件数（特殊販売関係内数）	前年比
28	1,665（904）	0.99
29	1,977（772）	1.19
30	1,995（678）	1.01

### (2) 消費生活用製品の立入検査

消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止し利益を保護するために、製品安全4法（「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」）に基づき、規制対象製品について、販売事業者への立入検査を実施する。

## 2 消費者教育・啓発事業

### (1) 消費者啓発事業

豊かで充実した暮らしを送るため、消費生活に関する幅広い知識や消費者問題についての情報を提供する。

#### ・「消費者月間」事業

5月の消費者月間に、全国統一テーマのもとパネル展示や街頭での啓発活動を実施する。

・消費生活や悪質商法等に関するパネル展示やパンフレット配布等の啓発活動を実施する。

・悪質商法による被害未然防止を目的に、劇団「王様」による寸劇公演をとおして啓発活動を実施する。

### (2) 消費者教育事業

消費生活に関する正しい知識・選択ができる自立したかっこいい消費者を目指し、教室や講座を開催する。

・くらしの講座    ・消費者教室出前講座    ・子ども消費者教室

### (3) 団体支援事業

（福井市くらしの会）

消費者意識の向上と自立する消費者の育成を目指す市内の3つの団体で構成されている。

加入団体・・・福井市連合婦人会、福井市母子寡婦福祉連合会、福井市消費者グループ連絡会

（福井市のくらしと環境をよくする会）

事業者、消費者、行政が一体となって、環境に配慮した循環型社会を実現するための事業に取り組んでいる。

# 市 民 協 働

少子・高齢、環境問題、教育問題、防災・防犯、魅力ある都市づくりなど、地域社会の課題はますます複雑多岐にわたり、法令などに基づく公平で画一的な行政サービスだけでは十分対応できないケースが多くなっている。これら地域社会の課題解決には、より質の高い公共サービスが求められており、市民と行政が互いに連携・協力していくことが重要である。

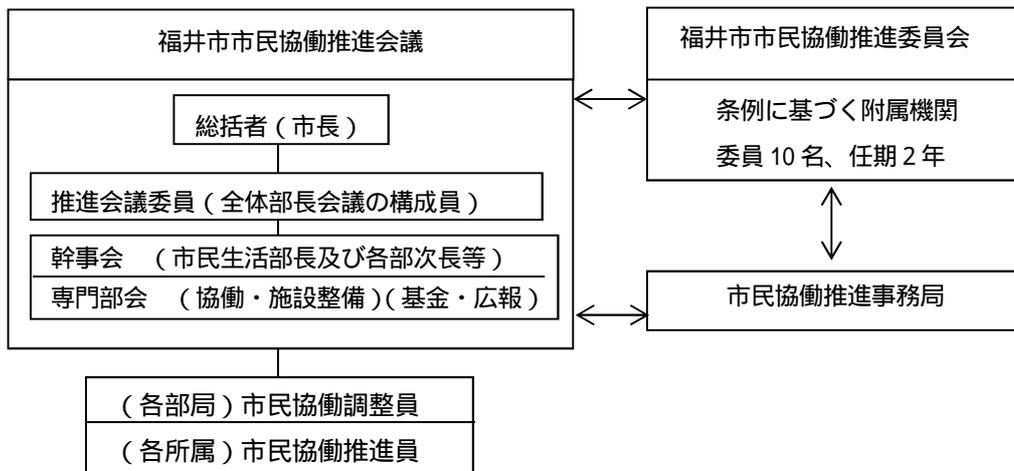
このような背景から、本市では「福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例」(福井市市民協働条例)を平成16年に施行した。この条例は、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市が行う施策等を定めており、『市民と行政との協働』が広く社会に浸透し、市民の多様で柔軟な取組みが実践されることが期待されている。

## 1 市民協働推進体制

### 福井市市民協働推進委員会の設置

市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関して市長等の執行機関の求めに応じて調査審議する附属機関を設置し、公募市民、学識経験者、非営利公益市民活動団体関係者、事業者で構成する委員10名を委嘱している。

市民協働推進体制図

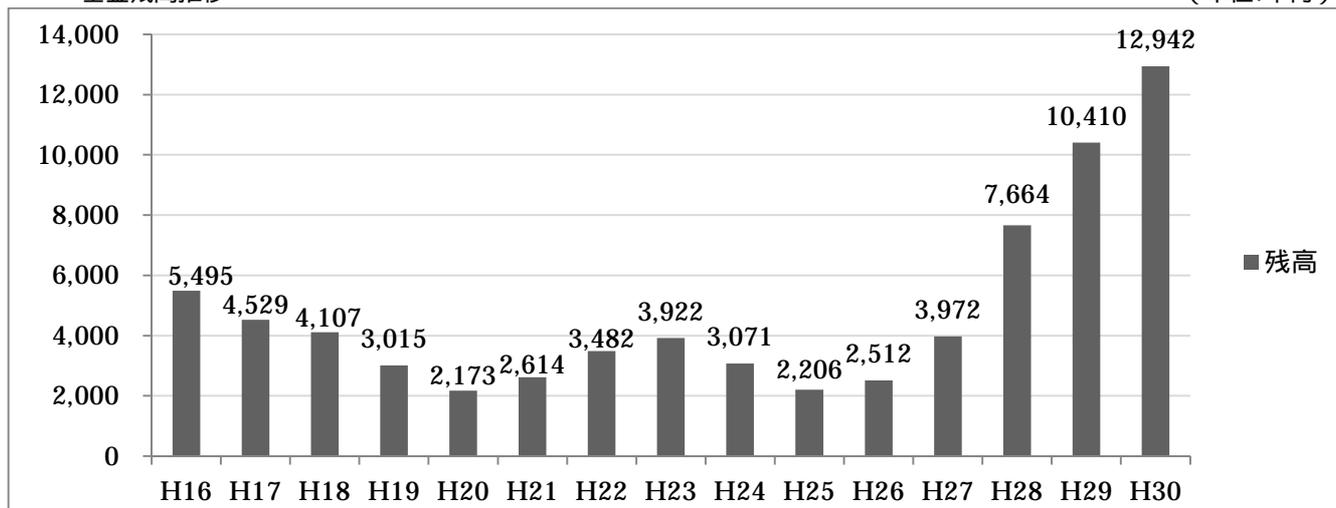


## 2 福井市非営利公益市民活動促進基金の設置及び助成

非営利公益市民活動を促進するため、基金を設置し、市費に加えて市民・事業者の寄附金を積み立てる。この基金を活用して、非営利公益市民活動団体が行う公益的な事業や小中学生が行うボランティア活動に助成する。

<基金残高推移>

(単位:千円)



<平成30年度 助成実績>

区分	実績	実施された事業の内容
非営利公益市民活動促進助成事業	6 団体申請 5 団体助成	「地域猫対策」の講演 & セミナー、観光通訳ボランティア養成講座、中央公園でのイベント、槇山園地にある遊具（ジャングルジム）の保全整備、そば処「ふくい」のPR
ボランティア活動協力校事業補助金	5 小学校 1 中学校	ボランティアについての学習会、福祉体験学習（車いす体験、アイマスク体験等） 老人福祉施設への訪問等

### 3 協働事業の実績

平成 30 年度の協働事業実績

(単位:件)

団体 \ 形態	業務委託	共催	実行委員会等	事業協力	補助・助成	後援	情報提供	合計
NPO 法人	10	0	0	3	4	0	0	17
NPO 法人を除く市民活動・ボランティア団体	7	5	0	12	6	9	1	40
行政関連団体	6	3	0	2	9	1	0	21
地域団体	4	0	0	4	15	2	4	29
実行委員会	1	0	6	1	11	0	0	19
合計	28	8	6	22	45	12	5	126

## 4 福井市総合ボランティアセンター

あらゆるボランティアに総合的に対応し、ボランティア活動の裾野を広げるための施設として、総合ボランティアセンターを設置している。ボランティアコーディネーターを配置し、相談業務やボランティアアカデミー等の事業を行うとともに、多様な市民活動を支援している。

< 施設の概要 >

所 在	福井市中央1丁目2-1 ハピリン4F
電話番号	0776-20-5107
開所時間	9時～21時(土、日は9時～17時)
休 所 日	月曜日、祝日、年末年始
主な業務	ボランティア活動・市民活動に関する相談、情報の収集・発信、講座の開催 ほか

## 危機・防災対策

福井市民の生命、身体及び財産を守り、市政に重大な影響を及ぼす危機の発生を抑止・軽減するため、「福井市危機管理計画」を策定した。危機事象のうち、自然災害及び油流出事故などの大規模な事故災害については、「福井市地域防災計画」に基づき、種々の対策を実施している。また、武力攻撃事態等、緊急対処事態については、「福井市国民保護計画」に基づき、必要な措置を講じる。災害時には、行政の「公助」としての防災活動と、市民の「自助」、「共助」の精神に基づく自主的な防災活動との連携が極めて重要となることから、市民の防災意識の高揚に努める。

### 1 防災訓練

平成10年6月に開催した福井震災50周年記念事業「世界震災都市会議」を契機として、福井地震の教訓を風化させることなく後世に伝えるため、平成11年度から市内全地区における自主避難訓練、平成12年度からは、6月の日曜日に市内4箇所の重点推進地区において市民参加型の防災訓練を実施している。平成17年度からは、平成16年7月に発生した福井豪雨災害から得た教訓をふまえ、総合的な防災訓練を実施している。

年 度	重 点 推 進 地 区
26	西藤島地区、木田地区、和田地区、宮ノ下地区
27	本郷地区、明新地区、清水北地区、一乗地区
28	春山地区、社西地区、美山地区、鷹巣地区
29	社北地区、松本地区、旭地区、大安寺地区
30	東藤島地区 河合地区 足羽地区 殿下地区

### 2 自主防災組織

昭和57年度から、災害時における地域防災活動の中心的存在となる自主防災組織の結成を促進しており、組織の結成に際しては、設置補助を行っている。

また、平成 17 年度から、各地区に対して自主防災組織連絡協議会の設置を推進し、結成率は平成 17 年度で 41.7%、平成 18 年度で 95.8%、平成 19 年度で 100% (48 地区) に達した。さらに、防災活動に対して、活動補助、防災資機材整備補助を行い、地域防災力の向上を図っている。

(自主防災組織結成率)

[年度末現在]

年 度	26	27	28	29	30
結成率 (%)	95.62	95.94	95.99	95.92	95.92

### 3 防災情報システム

災害時等に情報をいち早く伝達するための「デジタル防災行政無線固定系(同報系)システム」、情報を素早く収集し迅速な対応を行うための「デジタル防災行政無線移動系システム」を福井市内全域で整備した。また、屋外拡声子局等で放送した内容を電話で確認することができる自動応答装置を設置している。【電話 0 7 7 6 - 2 5 - 2 9 1 4 (にっこりふくいし)】

### 4 非常用貯水装置

災害時における飲料水を確保するため、昭和 57 年度から拠点避難所である小学校のグラウンド等に耐震性を有する非常用貯水装置を年次計画で設置し、非常用貯水装置設置困難地区にはペットボトル飲料水の備蓄を行っている。

年度	設置場所	年度	設置場所	年度	設置場所
57	順化・足羽小学校	14	社西小学校	25	大安寺・棗・清水北小学校・ 安居公民館 (飲料水備蓄) 上宇坂・下宇坂・羽生・越廼・ 鷹巣・文殊・上文殊・本郷地区
63	日之出小学校	15	東安居小学校		
2	湊小学校、防災センター	16	清明小学校		
3	松本小学校	17	河合小学校		
4	春山小学校	18	東郷小学校		
5	豊小学校	19	東藤島小学校	26	清水東小学校
6	和田小学校	20	酒生小学校	27	清水南小学校
7	宝永小学校	21	鶉小学校	28	清水西小学校
8	日新・木田・旭・円山・啓蒙・ 社北・明新・西藤島小学校	22	六条小学校	30	宮ノ下公民館
		23	国見小中学校		
9	社南小学校	24	岡保・中藤小学校 (飲料水備蓄) 一光・長橋・高須城・殿下 芦見・上味見・下味見地区		
11	森田小学校				
12	麻生津小学校				
13	中藤・一乗小学校				

### 5 防災備蓄倉庫

福井豪雨の教訓をふまえ、市民による災害時の防災活動が的確かつ迅速に実施できるよう、福井市内 56 ヶ所の小学校等に防災備蓄倉庫等を設置し、非常食、毛布及び簡易トイレ等を備蓄している。また、平常時においては、自治会や自主防災組織が防災訓練等に活用するなど、地域防災活動の拠点としている。

地区	設置場所	地区	設置場所	地区	設置場所	地区	設置場所
木田	木田小学校	西藤島	西藤島小学校	啓蒙	啓蒙小学校	鷹巣	高須城小学校
豊	豊小学校	河合	河合小学校	東藤島	東藤島小学校	国見	鮎川会館
足羽	足羽小学校	中藤島	中藤小学校	岡保	岡保公民館	殿下	殿下小中学校
清明	清明小学校	森田	森田公民館	和田	和田小学校	美山	美山公民館
麻生津	麻生津小学校	明新	明新小学校	酒生	酒生小学校	下宇坂	下宇坂分館
上文殊	上文殊小学校	日新	日新小学校	東郷	東郷小学校	羽生	羽生分館
文殊	文殊小学校	春山	春山小学校	一乗	一乗小学校	芦見	芦見分館
六条	六条小学校	宝永	宝永小学校	大安寺	大安寺小中学校	上味見	上味見分館
社南	社南小学校	松本	松本小学校	本郷	本郷小学校	下味見	下味見分館
社北	社北小学校	湊	湊小学校	棗	棗公民館	越廼	越廼中学校
社西	社西小学校	順化	順化小学校	鶉	鶉小学校	清水西	清水西小学校
安居	安居公民館	旭	旭小学校	宮ノ下	宮ノ下公民館	清水東	清水東小学校
一光	一光公民館	日之出	日之出小学校	鷹巣	鷹巣小中学校	清水南	清水南小学校
東安居	東安居小学校	円山	円山小学校	鷹巣	長橋小学校	清水北	清水北小学校

## 6 防災ステーション

阪神・淡路大震災の教訓を受け、災害時における支援物資の集積機能を持つ防災拠点施設として、平成12年9月に開館した。

### (1) 建物概要

- ・ 所在地 福井市土橋町3-80-1
- ・ 敷地面積 11,634.98 m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 1,215.09 m<sup>2</sup>
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造(地上2階建)  
一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 工期 平成11年9月～平成12年9月

### (2) 施設概要

- ・ 1階 多目的ホール、防災資機材展示室、水防工法展示、煙中体験室、炊出室、備蓄倉庫  
発電機室、事務所
- ・ 2階 対策指令室、待機室

### (3) 利用状況

年度	26	27	28	29	30	開館からの累計
入館者数(人)	1,901	1,145	1,172	2,268	1,732	39,443

## 7 福井市避難支援プラン(避難行動要支援者避難支援制度)

高齢者や障がい者の方などの災害時の避難に支援を必要とする方(避難行動要支援者)から、地域への情報提供に関する同意申請を受け付けている。申請者の情報は名簿形式で自治会や防災会などに提供され、地域での平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てられている。

# 生活安全対策

犯罪のない明るく住みよい地域社会を実現するため、全国でも福井県にしか設置されていない防犯隊を中心として、地域安全活動に取り組んでいる。

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

名 称	設置年度	構 成	事 業 内 容
福井市防犯隊	昭和 46 年度	隊員総数 892 名 内) 隊長 1 名 副隊長 7 名 支隊長 52 名 副支隊長 52 名 隊員 780 名	防犯広報、防犯診断、警備警戒、少年非行の防止、行方不明者の搜索、他市町との相互応援
暴力追放福井市民会議	平成 10 年度	会長 1 名 副会長 4 名 理事 23 名 監事 2 名 (顧問 3 名)	暴力追放のための広報・啓発活動 暴力追放に関する情報等の提供

# 環 境 対 策

福井市は、緑あふれる山々や、清らかな川、美しい海岸など潤いのある豊かな自然に恵まれている。良好な環境保全と創造を総合的かつ計画的に進めていくため、平成 28 年に第 3 次福井市環境基本計画を策定し、地球温暖化防止やごみの発生抑制と資源としての活用に引続き取り組むとともに、環境問題を自らの問題として捉え行動できる人づくりを推進している。

一方で、従来から監視を目的として、環境に関する各法令及び条例に基づく調査等を実施している。大気汚染については、大気環境の状況を迅速、的確に把握するため 6 観測局での常時監視、水質汚濁については、公共用水域の水質状況の把握、監視を目的に、河川及び海域にて水質調査、地盤沈下については 4 観測所において常時観測を実施している。その他、騒音についても、道路交通騒音の状況調査等を行っている。

また、中核市移行に伴い、これまで行ってきた一般廃棄物処理業の許可・指導監督に加え、産業廃棄物処理業の許可等の業務など、廃棄物関連の許認可業務を一元的に行うこととなった。産業廃棄物の適正処理が進むよう廃棄物処理業者や排出業者への指導を行っている。

本市の環境の現況は、全体として良好な状況にあるが、将来に向けて更に維持向上していくためには市民、事業者、行政が一体となった取組が求められ、市においても更に関係部署との一層の連携を図りつつ、市民の健康の保護と環境保全のため、よりきめ細かな施策を実施する。

## 1 主 要 事 業

( 1 ) 環境基本計画の策定・進捗管理

( 2 ) 環境推進会議推進事業

自然環境の保護・活用事業

低炭素まちづくり事業

環境活動普及・推進事業

「福井市環境フェア」開催事業

( 3 ) 自然活動促進事業

( 4 ) 環境学習プログラム推進事業

( 5 ) 環境アドバイザー派遣事業

( 6 ) 公害防止のための監視及び調査

大気汚染常時監視

公共用水域及び地下水の水質調査

自動車騒音の調査

地盤沈下常時観測

土壌環境調査

公害の防止、環境保全の意識の啓発

公害発生源の監視と指導

( 7 ) 廃棄物対策

廃棄物関係の許可・指導監督

不法投棄等不適正処理対策

P C B 廃棄物処理推進

## 2 陳情・苦情の受理と処理

公害に関する陳情、苦情については、原因の究明を行い、苦情の種類、性質に応じた解決策を検討し、発生源側に助言、指導を行うとともに、苦情申立者にも十分な説明を行っている。

近年の公害苦情の特徴としては、近隣公害的なものや、零細企業によるもの等が多くなっており、これらの対策が今後の課題である。

受理件数と解決件数

年度	大気汚染		水質・地盤沈下		騒音・振動		悪臭		その他		計	
	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決
28	21	21	33	34	39	36	15	13	48	47	156	151
29	22	21	33	31	30	29	13	11	30	30	128	122
30	36	36	20	22	40	43	13	17	39	38	148	156

## 3 大気環境監視テレメーターシステム

大気汚染状況を迅速かつ的確に把握するため、市内4カ所及び永平寺町2カ所の観測局で常時監視を行っている。また、テレメーターシステムにより福井市役所内の中央監視局に収集した各局の測定データに基づき、大気汚染状況の分析や公害の未然防止対策の実施等を行い、良好な環境の保全に努めている。

各観測局の測定項目（自動測定記録装置）

（平成31年4月1日現在）

観測局名	設置場所	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	オキシタンツ	炭化水素	一酸化炭素	風向・風速	塩化水素	設置年度
福井観測局	豊島2丁目5-26											昭和50年度 (H31.4.1県より移譲)
石橋観測局	石橋町32字イノ上254-1											平成19年度
岡保観測局	岡保小学校敷地内											平成元年度
吉野観測局	吉田郡永平寺町松岡上吉野 39-12-1											平成元年度
松岡観測局	吉田郡永平寺町松岡吉野 25-18											平成2年度
自排福井観測局	下六条町17字立原2番											平成14年度 (H31.4.1県より移譲)

## 4 地盤沈下観測システム

地盤沈下の状況を的確に把握し、地盤沈下を未然に防止するために、市内4カ所の観測所で常時観測している。観測データを、福井市役所に設置した処理システムに収集し、これを基に地盤沈下の状況を解析して地盤沈下防止対策に資している。

各観測局の測定項目(自動測定記録装置)

(平成31年4月1日現在)

観測所名	位置	井戸深度	地盤沈下	地下水位	設置年度
木田観測所	明倫中学校	28m 130m			昭和51年度
春山観測所	春山小学校	43m 150m			昭和59年度
湊観測所	湊小学校	204m			平成元年度(水位) 平成4年度(沈下)
下荒井観測所	八幡神社境内	51m			昭和51年度

(注)下荒井観測所、木田観測所28m井は県設置

## 5 公共用水域水質調査

公共用水域の水質を的確に把握するために、市内14河川の19地点において5項目から86項目について、また越前海岸の7地先海域において5項目から7項目について調査を行っている。これらの調査結果を基に、公共用水域水質の状況を解析して水質汚濁防止対策に資している。

公共用水域の水質測定地点一覧

番号	河川名	調査地点	番号	河川名	調査地点	番号	海域名	調査地点
1	日野川	清水山橋	11	八ヶ川	水門	20	石橋地先	
2	足羽川	美山橋	12	江端川	江守橋	21	浜住地先	
3	"	天神橋	13	朝六川	大島新橋	22	亀島地先	
4	"	水越橋	14	七瀬川	御鷹橋	23	菅生地先	
5	天王川	末端	15	未更毛川	やすだ橋	24	三本木川地先	
6	荒川	東今泉橋	16	底喰川	護国橋	25	一光川地先	
7	"	水門	17	"	西野橋	26	大味川地先	
8	狐川	狐橋	18	芳野川	古市ふれあい橋			
9	馬渡川	馬渡北橋	19	志津川	水門			
10	"	馬渡大橋						

# ごみ処理

平成26年2月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、国や県の基本計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合性をはかりごみ処理の方向性を定めた。

平成30年度に基本目標を見直し、令和5年度を目途に、市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量を850グラムに設定し、市民や事業者が2R（リデュース、リユース）に主体的に取り組めるよう次のような支援を行っている。

意識啓発や排出知識の周知のため説明会や広報物の配布を実施

資源物回収拠点（わかるば）を設置

使用済み小型家電の持込場所の増設

「ふくいマル優エコ事業所」認定制度の実施

多量排出事業者に対するごみ減量の指導

市民団体や民間事業者が取り組む資源化の支援

現有施設の維持管理と新たな処理施設等の検討

また、本市では、環境への負荷ができる限り小さくなるよう、効率的な収集運搬と、適切な焼却、破砕等の処理を行い、最終処分（埋立）を行っている。

## 1 ごみ分別収集

### （1）家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、下表のとおり分別収集を行っており、一部を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

ごみ集積所数 5,512カ所（内、資源ごみ集積所数 2,490カ所）		（平成31年4月1日現在）	
種 類 ・ 品 目	収 集 回 数	収 集 方 法	
燃やせるごみ	週2回（指定の曜日）	ステーション方式	
燃やせないごみ	月2回（第1、3又は2、4の指定の曜日）		
プラスチック製容器包装	週1回（指定の曜日）	ステーション方式、または資源回収拠点への自己搬入	
缶	月2回（指定の水曜日）		
びん（無色、青・緑、茶、黒）	月1回（指定の水曜日） 美山区域は1月、2月の収集なし		
ペットボトル	月1回（指定の水曜日）		
ダンボール・紙製容器包装・紙パック	月1回（指定の水曜日）		
乾電池	月1回（指定の水曜日） 美山区域は1月、2月の収集なし		
蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定の水曜日） 美山区域は1月の収集なし 越廼・清水区域は月1回第4木曜日		
スプレー缶・ライター	月2回（指定の曜日）		
燃やせる粗大ごみ	月～金曜日：戸別収集・自己搬入（祝日を除く） 第2日曜日：自己搬入		自己搬入、または申し込みによる戸別収集
燃やせない粗大ごみ	（広域圏清掃センターのみ第2・4日曜日）		

## (2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、原則として許可業者によって収集されている。ただし、少量排出事業者（月に50袋以内（約250kg））については、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業系指定ごみ袋を使用して排出することができる。

## (3) ごみ区分別 収集概要

（平成31年4月1日現在）

区 分	収 集 主 体	世帯数(世帯)	人口(人)	比率(%)
燃やせるごみ	直 営 (収集資源センター)	32,307	81,660	31.0
資源ごみ(缶)		68,733	175,587	66.7
燃やせるごみ	委 託	71,125	181,449	69.0
資源ごみ(缶)		34,699	87,522	33.3
燃やせないごみ		103,432	263,109	100
プラスチック製容器包装				
資源ごみ(びん・乾電池)				
〃 (ペットボトル)				
〃 (ダンボール・紙製容器包装・紙パック)				

## 2 ごみの処理・再資源化

### (1) ごみの処理・再資源化の状況

処理の方法・分別の種類		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
焼却等処理	燃やせるごみ	73,213	72,321	71,992	71,437	69,939
	燃やせないごみ	11,316	11,587	11,266	10,986	11,447
再資源化	びん	1,218	1,177	1,128	1,073	1,099
	缶	399	388	372	351	343
	ペットボトル	248	242	238	227	252
	プラスチック製容器包装	1,884	1,892	1,938	1,968	2,044
	ダンボール・紙製容器包装・紙パック	917	849	789	762	741
	乾電池	43	53	44	47	53
	スプレー缶	4	4	4	4	5
	蛍光灯	20	20	19	18	21
	新聞・雑誌	7	7	8	14	14
	小型家電	86	92	78	69	93
ごみの量(t)		89,355	88,632	87,876	86,956	86,052
1人一日あたりのごみの量(g) *1		917	909	907	900	894
古紙等集団資源回収等		5,891	5,645	5,516	5,039	4,904
総排出ごみ量(t) *2		95,246	94,277	93,392	91,995	90,956
1人一日あたりの総排出ごみ量(g) *3		978	967	964	951	944

\*1 ごみの量/人・日

\*2 ごみの量 + 古紙等集団資源回収等

\*3 総排出ごみ量/人・日

## (2) ごみ処理施設

福井・美山区域の燃やせるごみの焼却施設として福井市クリーンセンターを、燃やせないごみの処理施設として福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターを指定するとともに、越廼・清水区域の燃やせるごみ・燃やせないごみの処理施設として、鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターを指定している。

また、収集資源センターは、直営による収集業務の基地として、収集車両の整備保管を行うとともに、資源ごみ等の拠点回収施設として、市民がいつでも資源ごみ等を持ち込むことが出来る拠点と位置づけている。

なお、主な資源ごみは、市内の民間処理施設で選別・梱包等の中間処理を行うとともに、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において、最終処分が行われている。

(平成31年4月1日現在)

施設名	福井市クリーンセンター		福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	
	焼却施設		焼却施設	破碎処理施設
所在地	福井市寮町50-41		あわら市笹岡33-3-1	
敷地面積	14,100㎡		20,200㎡	
建物面積	5,187㎡		14,243㎡	
竣工年月	平成3年3月		平成7年9月	
公称能力	345t / 24h		222 t / 24h	90 t / 5h
基数	115t / 24h × 3基		74 t / 24h × 3基	1基
集塵装置	バグフィルター		バグフィルター 乾式有害ガス除去装置	サイクロン バグフィルター
型式	全連続燃焼式流動床炉		全連続燃焼式焼却炉	回転式破碎機
工事施工者	石川島播磨重工業(株)		JFE エンジニアリング(株)	
建設費	7,863,446千円		17,880,000千円	

施設名	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	破碎処理施設
所在地	鯖江市西番町15-30	
敷地面積	22,300㎡	
建物面積	3,304㎡	2,533㎡
竣工年月	昭和61年4月	平成5年4月
公称能力	120t / 16h	50 t / 5h
基数	60t / 16h × 2基	1基
集塵装置	バグフィルター	サイクロン バグフィルター
型式	准連続式流動床炉	回転式破碎機
工事施工者	荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	2,070,000千円	2,389,600千円

搬出施設別最終処分場施設

搬出施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残渣、 生成物	燃やせないごみの残渣、生成物	焼却残渣、砂礫
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場	夢の杜おた
埋立面積		41,300 m <sup>2</sup>	19,400 m <sup>2</sup>
埋立容積		231,000 m <sup>3</sup>	116,800 m <sup>3</sup>
竣工年月		平成 11 年 3 月	平成 7 年 3 月
埋立開始		平成 11 年 4 月	平成 14 年 4 月
浸出水 処理方式		カルシウム除去処理、生物処理、 凝集沈殿、砂ろ過、活性炭、滅菌	生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、滅菌

施設名	福井市収集資源センター			
	収集関係施設		資源ストックヤード	
所在地	福井市南江守町 2 - 1			
敷地面積	13,743 m <sup>2</sup>			
建物面積	管理棟	1,497.87 m <sup>2</sup>	資源物 ヤード	192 m <sup>2</sup>
	車庫	645.81 m <sup>2</sup>		
	倉庫等	600.35 m <sup>2</sup>		
	計	2,744.03 m <sup>2</sup>		
機種	高圧洗浄機	5 基		
開設年月	昭和 36 年 5 月		平成 5 年 1 月	

# 福祉保健



# 生 活 保 護

被保護世帯の世帯類型別内訳は高齢世帯57.5%、母子世帯3.6%、障害・傷病世帯23.3%、その他世帯15.6%となっており、高齢世帯が半数以上を占める一方で、構成比が年々増加していたその他の世帯は減少傾向となっている。入院の医療扶助人員数の増加に伴い、医療扶助費も増加傾向にある。

## 1 保 護 状 況

(年度月平均)

年 度	保 護 世 帯	保 護 人 員	保 護 率 (千 分 比)		
			福 井 市	福 井 県	国
28	1,919	2,469	9.29	5.33	16.9
29	1,960	2,480	9.35	5.36	16.8
30	1,970	2,453	9.29	-	-

## 2 世 帯 類 型 別

(年度末時点)

年 度	高 齢 世 帯	母 子 世 帯	障 害・傷 病 世 帯	そ の 他 の 世 帯	総 数
28	1,058	72	458	323	1,911
29	1,086	73	461	304	1,924
30	1,129	70	457	309	1,965

## 3 生 活 保 護 費

(単位：千円)

年 度	総 額	生 活 扶 助	教 育 扶 助	住 宅 扶 助	医 療 扶 助	介 護 扶 助	施 設 事 務 費	そ の 他
28	3,920,919	1,329,987	20,561	510,400	1,895,671	69,365	81,058	13,877
29	4,066,402	1,293,813	17,663	522,861	2,059,609	73,556	83,113	15,787
30	3,977,804	1,234,314	15,610	534,565	2,029,439	67,876	78,411	17,589

## 4 医 療 扶 助 人 員

(年度末時点)

年 度	総 数	入 院				入 院 外 総 数
		総 数	結 核	精 神	そ の 他	
28	1,941	105	0	50	55	1,836
29	1,888	129	0	49	80	1,759
30	1,921	133	0	59	74	1,788

# 民生委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるものとし、厚生労働大臣が委嘱している。

民生委員は児童委員を兼ねており、厚生労働大臣は民生委員（児童委員）のうちから主任児童委員を指名する。

## 1 民生委員児童委員の現況

### (1) 民生委員児童委員の人数

本市の民生委員児童委員及び主任児童委員定数は499名であり、一人あたり約207世帯を担当区域として配置されている。また全市を18地区に分け、それぞれ地区民生児童委員協議会が組織されている。

中核市移行に伴い、民生委員の定数決定の権限が市に移譲されたことから、令和元年12月1日の一斉改選に併せ、民生委員の定数を見直し（5人増）地域の課題解決力の向上を目指す。

〔現在の民生委員児童委員の任期〕 平成28年12月1日～令和元年11月30日

〔改選後の民生委員児童委員の任期〕 令和元年12月1日～令和4年11月30日

### (2) 各地域の民生委員児童委員の定数（令和元年12月1日～）

（単位：人）

単位民生児童委員協議会名	民生委員児童委員	主任児童委員	定数合計	単位民生児童委員協議会名	民生委員児童委員	主任児童委員	定数合計
東 部	29	2	31	大 東	24	2	26
成 和	26	2	28	九頭竜	49	3	52
西 部	38	2	40	あさむつ	23	2	25
南 部	36	2	38	川 西	28	2	30
北 部	22	2	24	森 田	17	2	19
中 部	22	2	24	東足羽	25	2	27
明 道	27	2	29	美 山	17	2	19
足 羽	19	2	21	越 迺	7	1	8
社	37	2	39	清 水	22	2	24
				計	468	36	504

### (3) 民生委員児童委員の役割

子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいや高齢等によって社会的に孤立する恐れのある人に対して、地域の身近な相談相手となり、さらに、行政など関係（支援）機関とのパイプ役を務める。

### (4) 民生委員児童委員の主な活動

- ・見守り活動（ひとり暮らし高齢者の訪問等）
- ・地域の福祉活動への参加
- ・調査、実態把握
- ・証明書作成事務
- ・各種事業、地区協議会、研修会等への参加

# 市民福祉会館

市民福祉会館は、健康で文化的な生活ができる福祉都市建設の一環として昭和48年春山2丁目に開館した。その後、老朽化により平成29年3月を持って閉館となり、平成29年4月から福祉会館機能をフェニックス・プラザ内に移転した。

福祉関係者が気軽に利用できるように、ホールに車椅子用の昇降機を設けるなど、きめ細かな配慮がなされている。

2階には500人収容の小ホール、3階には60人収容の会議室等があり、文化、福祉活動のシンボルとして広く市民に利用されている。

## 1 施設概要

所在地	福井市田原1丁目13-6
延面積	2,360.51㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り地下1階、地上4階
着工	昭和58年5月21日
竣工	昭和60年5月31日
改修完了	平成29年3月31日

## 2 主要設備

4階	ボランティアルームA・B
3階	301号室A・B
2階	小ホール 定員：500人（電動移動席196、スタッキングチェア席304） 楽屋、リハーサル室、ことばの教室、おもちゃ図書館
1階	（福）福井市社会福祉協議会、福井市身体障害者福祉連合会

# 障がい福祉

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供や、障がいのある方の地域生活支援、社会参加活動支援に関する業務を行っている。

また、平成27年3月に策定した福井市障がい者福祉基本計画に基づき、障がいのある人もない人も身近な地域で支え合うことができる共生社会の実現をめざして、各種施策の推進に取り組んでいる。

## 1 手帳交付

### （1）身体障害者手帳交付

身体に永続的な障がいがあり、「身体障害者障害程度等級表」（「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号）に該当すると認定された者に対し、各種の支援を受けやすくするため身体障害者手帳を交付する。

（単位：人）

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
28	3,465	1,707	2,371	2,746	571	716	11,576
29	3,356	1,586	2,286	2,647	568	656	11,099
30	3,354	1,584	2,270	2,597	537	648	10,990

## (2) 療育手帳交付

知的障がい児者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするため、福井県総合福祉相談所において知的障がいと判定された者に対して療育手帳を交付する。

(単位：人)

年度	A 1	A 2	B 1	B 2	計
28	705	46	569	665	1,985
29	710	49	582	650	1,991
30	717	53	609	746	2,125

## (3) 精神障害者保健福祉手帳交付

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付しており、手帳の交付を受けた者に対し、各種サービスの利用や社会復帰の促進と自立、および社会参加の促進を図ることを目的としている。

(単位：人)

年度	1 級	2 級	3 級	計
28	102	1,510	573	2,185
29	110	1,601	613	2,324
30	124	1,683	698	2,505

## 2 重度障害者（児）医療費助成制度

重度障がい者（児）の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費を助成する。なお、精神障がい者については通院医療のみの対象となる。

年度	受給対象者数（人）	助成件数（件）	助成費総額（円）
28	8,970	211,182	1,020,869,025
29	8,933	210,888	1,031,390,227
30	8,934	212,584	1,063,697,147

## 3 福祉手当の給付

精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され常時介護を必要とする者や、精神または身体に障がいのある児童を監護する者に、在宅生活の経済的一助となるよう手当を支給する。（特別児童扶養手当は申請手続のみ）

(単位：人)

種類	年度			30 年度支給額 (円/月)	
	28	29	30	1 級	2 級
特別障害者手当 (20 歳以上)	201	216	229	26,940	
障害児福祉手当 (20 歳未満)	150	146	138	14,650	
経過措置福祉手当 (20 歳以上)	5	5	5	14,650	
重症心身障害児（者） 福祉手当	3,046	2,949	2,970	3,000	
特別児童扶養手当 (20 歳未満)	523	520	537	1 級	51,700
				2 級	34,430

# 自立支援給付等

障害者総合支援法により、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの種別にかかわらず、共通の仕組みで障がい福祉サービスを提供する。障がい児を対象としたサービスは、平成24年度から児童福祉法の改正により体系が一元化され、障がい児通所支援事業として再編された。

## 1 障がい福祉サービス

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行う「介護給付」と、身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」がある。

訪問系サービス（在宅で訪問を受け生活を支援するサービス）

日中活動系サービス（施設などで昼間の活動を支援するサービス）

居住系サービス（在宅や入所施設で住まいの場におけるサービス）

障がい児通所支援（障がい児を対象とした通所による支援サービス）

障がい福祉サービス支給決定者数（単位：人） （各年度3月末）

年度	28	29	30
支給決定者実人数	2,266	2,326	2,441

訪問系サービス：支給決定者数

介護 給付	居宅介護（ホームヘルプ）	325	361	396
	重度訪問介護	7	7	9
	同行援護	65	63	63
	行動援護	4	5	4
	重度障害者等包括支援	0	0	0
計		401	436	472

日中活動系サービス：支給決定者数

介護 給付	生活介護	717	725	754	
	療養介護	30	32	31	
	短期入所（ショートステイ）	432	441	459	
訓練等 給付	自立訓練	82	70	68	
	就労移行支援	66	71	73	
	就労継続支援	A型	497	509	496
		B型	514	579	661
就労定着支援			9		
計		2,338	2,427	2,551	

居住系サービス：支給決定者数

介護 給付	施設入所支援	369	362	358
訓練等 給付	自立生活援助			0
	共同生活援助（グループホーム）	250	261	259
計		619	623	617

障がい児通所支援支給決定者数（単位：人）

（各年度3月末）

年度	28	29	30
支給決定者実人数	487	552	648

障がい児通所支援：支給決定者数

児童 通所 給付	児童発達支援	156	144	144
	医療型児童発達支援	0	0	0
	放課後等デイサービス	316	394	475
	保育所等訪問支援	75	66	84
	居宅訪問型児童発達支援			1

## （１）訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）＜介護給付＞

入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
28	3,035	58,541.0
29	3,377	61,478.0
30	3,596	64,957.0

重度訪問介護＜介護給付＞

重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出の移動支援までを総合的に行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
28	77	32,238
29	84	33,706
30	98	38,847

同行援護＜介護給付＞

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
28	438	5,559
29	465	6,455
30	480	6,967

行動援護＜介護給付＞

知的障がいまたは精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
28	35	177
29	29	147
30	31	167

重度障害者等包括支援＜介護給付＞

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する。

[実績：H28・H29・H30 支給決定者 0人]

## (2) 日中活動系サービス

### 生活介護<介護給付>

常に介護を必要とする人に施設で入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	8,179	163,078
29	8,231	161,610
30	8,403	164,857

### 療養介護<介護給付>

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	373	11,280
29	349	10,461
30	377	11,423

### 短期入所(ショートステイ)<介護給付>

自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間に施設入所による入浴、排泄、食事の介護などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	1,161	6,510
29	1,265	6,980
30	1,525	9,067

### 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)<訓練等給付>

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	955	16,051
29	854	15,173
30	789	14,771

### 就労移行支援<訓練等給付>

就労を希望する人に、一定期間における就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	802	14,829
29	799	14,287
30	877	15,453

### 就労継続支援(A型・B型)<訓練等給付>

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。雇用契約に基づく就労継続支援A型と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型がある。

#### 就労継続支援A型

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	5,517	110,610
29	6,137	112,252
30	5,497	110,492

#### 就労継続支援B型

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	5,843	104,538
29	6,706	111,434
30	7,069	123,114

#### 就労定着支援<訓練等給付>

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された人に、雇用に伴い生じる問題に関する助言などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
30	32	42

### (3) 居住系サービス

#### 施設入所支援<介護給付>

介護が必要な人や通所が困難で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	4,410	128,869
29	4,399	126,747
30	4,238	124,342

#### 自立生活援助<訓練等給付>

一人暮らしに移行した障がい者について、自立した地域生活が継続できるよう、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

[実績：H30 支給決定者 0人]

#### 共同生活援助(グループホーム)<訓練等給付>

主に日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	3,068	86,635
29	3,018	85,003
30	3,075	87,920

### (4) 障がい児通所支援

#### 児童発達支援

療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	1,449	7,482
29	1,498	7,550
30	1,411	7,304

#### 医療型児童発達支援

肢体不自由がある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行う。

[実績：H28・H29・H30 支給決定者 0人]

#### 放課後等デイサービス

放課後や休業日に支援が必要な就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	3,255	33,242
29	4,076	44,692
30	4,964	54,778

### 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供する。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	146	149
29	230	284
30	282	331

### 居宅訪問型児童発達支援(H30年度から新設)

重度の障がい等の状態があり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
30	4	26

## 2 補装具給付

障がい児者が身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付(修理)する費用から自己負担分を除いた金額を支援する。

年度	交付(件)	修理(件)	総計(件)
28	385	198	583
29	372	229	601
30	373	245	618

## 3 自立支援医療

### (1) 更生医療費の給付

障がいを軽減したり回復させるための手術等、身体障がい者(18歳以上)の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

年度	レセプト枚数	金額(円)			
		更生医療負担額	自己負担額	計	
28	5,399	281,272,095	11,025,611	292,297,706	
29	5,580	291,238,901	11,462,609	302,701,510	
30	5,610	275,939,073	11,315,984	287,255,057	
内 訳	腎臓分	5,390	260,908,333	10,360,011	271,268,344
	(うち人工透析)	(4,301)	(222,860,987)	(8,011,589)	(230,872,576)
	心臓分	6	307,030	15,000	322,030
	その他	214	14,723,710	940,973	15,644,683

## (2) 育成医療費の給付

障がいを経減したり回復させるための手術等、身体障がい者（18歳未満）の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

年度	レセプト枚数	金額(円)			
		更生医療負担額	自己負担額	計	
28	263	6,128,883	826,135	6,955,018	
29	302	6,701,735	909,661	7,611,396	
30	281	4,442,382	674,111	5,116,493	
内 訳	音声・言語 そしゃく分	190	1,518,823	348,536	1,867,359
	心臓分	16	1,204,351	106,101	1,310,452
	その他	75	1,719,208	219,474	1,938,682

## (3) 自立支援医療（精神通院）受給者証交付数

精神疾患患者で通院している者の自己負担軽減および通院治療の継続を図ることを目的に、指定自立支援医療機関で治療を受ける場合に、窓口の利用者負担を1割にし、さらに月額負担上限額を設定している。

年度	交付数(件)
28	4,132
29	4,362
30	4,672

## 4 地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に、障がい児者が有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域や利用者の実情に応じた支援を行うことを目的として、障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っている。

### (1) 相談支援事業

障がいのある方やご家族などの身近な相談窓口として、地区別に障がい種別を問わず相談支援を行う「地区障がい相談支援事業所」を4か所と、発達障がいの相談を専門に行う「発達障がい相談支援事業所」を1か所設置している。

また、総合的・専門的な相談機関である「基幹相談支援センター」では、24時間体制で障がい者虐待の通報受付・相談を行う障がい者虐待防止センターと、地域移行・地域定着の調整等を行う地域生活支援拠点の業務を行っている。

### (2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る。

年度	成年後見制度 申立件数(件)	事業費(円)	成年後見人報酬 支払件数(件)	事業費(円)
28	5	31,945	6	1,723,000
29	2	63,320	8	1,582,000
30	8	111,536	6	1,127,000

### (3) 意思疎通支援事業

聴覚障がい児者等のコミュニケーションを援助するため、地域における手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。

年度	手話通訳者等 延派遣回数(回)	要約筆記者等 延派遣回数(回)
28	536	130
29	567	136
30	790	153

### (4) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい児者等の交流活動を促進するため、日常会話程度の手話技術を取得した手話奉仕員を養成している。

修了者数(人)

年度	入門課程	基礎課程	入門・基礎課程
28	35	18	30
29	26	21	24
30	22	19	16

### (5) 日常生活用具の給付事業

障がい児者に対し、日常生活をより円滑に行うために、必要に応じて日常生活用具費を給付する。(ただし、給付は介護保険が優先する。)

年度	給付数(件)
28	6,029
29	5,772
30	6,060

### (6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児者に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援をする。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(時間)
28	25	102	8,984
29	28	124	10,159
30	30	134	9,240

### (7) 地域活動支援センター事業

障がい児者が通いながら、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流を図ることを目的とし、市が事業所に委託している。

年度	事業者数(か所)	利用実績(回)
28	8	18,878
29	8	17,008
30	8	14,744

### ( 8 ) 訪問入浴サービス事業

自宅浴槽や施設等で入浴することが困難な障がい者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、住宅への入浴車の訪問による入浴サービスを提供する。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(回)
28	4	12	630
29	4	13	699
30	3	14	866

### ( 9 ) 知的障害者職親委託事業

知的障がい者の自立更生を援護するために、職親(知的障がい者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者)に委託している。(平成30年度 対象者 1人 職親 1人)

### ( 10 ) 日中一時支援事業

障がい児者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい児者を一時的に預かり、日中活動の場や療養の場を確保する。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(回)
28	40	224	11,741
29	39	234	12,153
30	35	213	10,251

### ( 11 ) 障がい者就労促進事業

雇用調整員3名が就労系サービス事業所や企業を訪問し、一般就労に移行可能な障がい者の発掘調査や企業開拓をし、就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う。

### ( 12 ) 自動車改造費及び運転免許取得助成事業

重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車を利用する場合、その改造に必要な経費の一部を助成する。また、就労等社会活動への参加を促進するため自動車免許を取得する場合に、費用の一部を助成する。

年度	自動車改造費		運転免許取得助成	
	件数(件)	助成金額(円)	件数(件)	助成金額(円)
28	13	1,272,000	1	100,000
29	5	500,000	2	200,000
30	8	734,560	3	300,000

## 5 その他の事業

### (1) タクシー利用助成事業

在宅の重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、通院や社会活動等の外出を支援するため、タクシーの利用料金の一部を助成する。

年度	発行実人数(人)	助成回数(回)	助成金額(円)
28	2,555	38,615	24,706,680
29	2,689	39,205	24,221,820
30	2,719	38,009	22,455,430

### (2) 重度身体障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成する。

ただし、視力障がい者または肢体障がい者に限る。

助成限度額は60万円または80万円（改造費の8/10助成）

年度	助成件数(件)	助成金額(円)
28	17	8,863,092
29	13	6,759,471
30	12	5,971,391

### (3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション能力の向上を目的とし、補聴器の購入費用に対し、助成を行う。

年度	助成件数(件)	公費負担額(円)
28	9	302,000
29	18	495,000
30	22	500,000

### (4) 心身障害児童クラブ育成事業

昼間保護者のいない家庭で、特別支援学校等に通学する障がい児が、放課後に児童クラブや心身障害児童クラブを利用し、社会活動への参加促進を図ることを目的として、クラブの活動費を補助する。

年度	補助クラブ数	対象人数(人)
28	1	20
29	1	18
30	1	14

### (5) 障がい者福祉団体等活動支援事業

障がい者の自立と社会参加を促進することを目的に、心身障がい者及びその家族で組織し、障がい者の福祉向上のために活動する障がい者福祉団体等が実施する社会福祉活動に対して、その活動費を補助する。

年度	補助団体数	事業費(円)
28	8	1,435,148
29	8	1,425,801
30	8	1,188,286

# 地域包括ケア

## 1 高齢者の現況

平成 31 年 4 月 1 日現在、本市の人口総数 263,109 人のうち、65 歳以上の高齢者は 75,300 人で、高齢化率は 28.62%で、このうち 75 歳以上の後期高齢者は 39,098 人で 14.86%となっている。

また、総世帯 103,432 世帯のうち、在宅高齢者世帯は 51,520 世帯で、その内訳は高齢者ひとり暮らし世帯が 15,131 世帯、高齢者の夫婦及び高齢者のみの世帯が 11,696 世帯、高齢者とそれ以外の者の世帯が 24,693 世帯となっている。

### (1) 高齢者人口（平成 31 年 4 月 1 日現在）

#### 人口区分

年齢区分	男(人)	女(人)	小計(人)	累計(人)	人口比(%)
95 歳以上	237	1,135	1,372	1,327	0.52
85 ~ 94	4,067	8,166	12,233	13,605	5.17
75 ~ 84	11,014	14,479	25,493	39,098	14.86
65 ~ 74	17,167	19,035	36,202	75,300	28.62
(60 ~ 64)	(7,744)	(8,178)	(15,922)	(91,222)	(34.67)

【100 歳以上 男 20 人 女 171 人 合計 191 人】

#### 高齢化率（各年 4 月 1 日現在）

年度	総人口(人)	65 歳以上人口(人)	高齢化率(%)	75 歳以上人口(人)	後期・高齢化率(%)
24	268,106	64,269	23.97	33,973	12.67
25	267,509	66,821	24.98	34,873	13.04
26	266,836	69,333	25.98	34,910	13.08
27	266,358	71,453	26.83	35,422	13.30
28	265,521	73,018	27.50	36,255	13.65
29	264,906	73,985	27.93	37,226	14.05
30	263,847	74,683	28.31	38,305	14.52
31	263,109	75,300	28.62	39,098	14.86

日本の高齢化率：28.1%（平成 30 年 10 月 1 日）

\*（ ）は市民課データ）

### (2) 高齢者世帯（平成 31 年 4 月 1 日現在）

高齢者ひとり暮らし世帯	65 ~ 74 歳	5,730	(小計) 15,131	(合計) 51,520
	75 歳以上	9,401		
高齢者世帯	高齢者のみの複数世帯	11,696		
	高齢者同居世帯（高齢者と非高齢者の同居）	24,693		

### (3) ひとり暮らし等高齢者登録者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

4,566 人

## 2 高齢者福祉施策の概要

本市の基本計画である第七次福井市総合計画では、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」を将来都市像に掲げ、「豊かな地域づくり」「輝く未来への挑戦」の2つの重点方針に基づき、社会福祉を含む「住みよいまち」など4つの分野の政策・施策を掲げている。

平成28年度には、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を見据えて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した長期的な方向性を示す「福井市地域包括ケアビジョン」を策定した。

「福井市地域包括ケアビジョン」を基本構想とした実行計画である、「すまいるオアシスプラン2018（福井市第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画・高齢者居住安定確保計画）」では、「高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活を送れる社会づくり～市民総ぐるみで支え合う社会の実現に向けた挑戦～」を基本理念とし、地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりに取り組んでいる。

### （1）生活支援事業

#### ひとり暮らし等高齢者登録について

親族等との交流がなく、在宅の日常生活に不安を持つ65歳以上のひとり暮らし等高齢者の現状を把握し、在宅生活を支援していくことを目的としており、登録された方に福祉サービス等の支援を行っている。

#### 【H30実績】

基準日	登録者数（人）
31.4.1	4,566

#### 在宅福祉施設措置事業（平成12年度～）

虐待等やむを得ない事由により介護保険サービスを利用することが著しく困難な場合に、市長の職権により施設等に緊急的な措置を行っている。

#### 【H30実績】0件

#### 老人福祉施設入所措置

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに措置している。

また、養護老人ホーム入所の適正化を図るため入所措置の要否を総合的に判定するとともに入所の見直しを行う「老人ホーム入所判定委員会」（委員5名、昭和59年12月設置）を設置している。

#### 【H30実績】

基準日	措置人数（人）	年間申込件数（件）
31.3.31	133	18

#### 軽費老人ホーム事務費補助金（平成31年度～）

平成31年4月1日の中核市移行に伴い、軽費老人ホームごとに市が毎年定める事務費の基準単価と、施設が入居者から所得に応じて毎月徴収する利用料金の事務費分との差額を、福井市内にある9施設の運営法人に対し補助する。

#### 【H30は福井県が実施】

#### 日常生活用具給付事業（平成2年度～）

心身機能の低下により、防火の配慮が必要なひとり暮らし等高齢者に電磁調理器、自動消火器、火災警報器を給付し、在宅での安心した生活を支援している。

【H30実績】

電磁調理器（台）	自動消火器（台）	火災警報器（台）
24	9	1

**寝具洗濯サービス事業（昭和61年度～平成30年度）**

ひとり暮らし等高齢者の寝具を洗濯（丸洗い）、乾燥し、清潔で快適な生活が送れるよう支援を行った。

【H30実績】

延利用者数（人）
97

**ひとり暮らし高齢者見守り事業（平成16年度～）**

ひとり暮らし等高齢者を定期的に訪問し、声かけを行うことにより、安否の確認、異常の早期発見に繋げ、また、地域での会食会（配食）により、地域の見守り活動の充実を図っている。

**(7) 乳酸菌飲料配布**

ひとり暮らし等高齢者世帯の安否を確認するため、乳酸菌飲料を週1回（3本）配布している。

【H30実績】

配布者数（人）	延配布本数（本）
274	40,482

**(1) 会食会（配食）**

地区社会福祉協議会が主体となり、会食会（配食）を行い、地域での見守り活動を支援している。

【H30実績】

利用者実人数（人）	延利用者数（人）	実施回数（回）
3,037	18,148	477

**地域ぐるみ雪下ろし支援事業（平成4年度～）**

ひとり暮らし高齢者世帯等、自力で屋根の除雪が困難な方に対して、除雪費用の一部を補助し、地域での除雪作業が円滑に行われるよう支援している。

【H30実績】

登録件数（件）	実績件数（件）
1,548	0

**緊急通報システム（レンタル）事業（平成2年12月～）**

ひとり暮らし等高齢者等の相談及び急病や事故などの緊急時に対処できる体制を確立し、在宅での安心した生活を支援している。

【H30実績】

緊急通報装置貸与者数（人）	赤外線センサー設置数（件）
1,069	114

**福祉電話レンタル事業（昭和54年2月～）**

安否確認が必要なひとり暮らし等高齢者で、電話加入権を持つことが困難な方に、福祉電話（加入電話）を貸与している。

【H30実績】

新規（台）	撤去（台）	移設（台）	設置数（台）
13	11	3	64

### 軽度生活援助（えがおでサポート）事業（平成 13 年度～）

ひとり暮らし等高齢者で、在宅での日常生活において軽作業の援助が必要な方に買物等の軽度なサービスを提供し、安心して自立した生活を送れるよう支援している。

#### 【H30 実績】

利用登録者数（人）	延利用時間（h）
435	2,313

### オアシスキット配付事業（平成 23 年度～平成 30 年度）

在宅の高齢者が、かかりつけ医等の医療情報や緊急連絡先、保険証の写しなどの情報を容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の緊急事態に備え、救急隊が迅速かつ適切に救命措置ができるように、オアシスキットを配付した。

#### 【H30 実績】

配付延数（個）
22,455

### 住まい環境整備支援事業（平成 24 年度～）

要介護状態の高齢者等が在宅生活を長期間継続できるよう、住宅改修を行った場合の費用の一部を助成している。（平成 5 年度～24 年 6 月までは「要介護高齢者住環境整備事業」として実施）

#### 【H30 実績】

件数 （件）	内訳（件）						
	拡幅	洗面台	蛇口	階段昇降機	扉の新設	トイレの移設	その他
5	0	0	0	2	2	1	0

### 外国人高齢者福祉手当給付事業（平成 6 年度～）

無年金の外国人高齢者の方の福祉の増進を図るため、福祉手当を支給している。

#### 【H30 実績】

基準日	給付対象者（人）
3 回目支給現在	6

### 見守りネットワーク構築事業（平成 26 年度～）

高齢者と子どもが地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域団体や地域の民間事業者と連携し、高齢者と子どもの日頃の見守り活動と、認知症高齢者が行方不明となった場合の搜索活動を一体的に行う見守り体制を構築し運営している。

#### 【H30 実績】

協力事業者（団体）
69

## （2）生きがいと健康づくり推進事業

### すこやか長寿祭（平成元年～平成 30 年度）

活力ある高齢化社会の実現を目指すため、敬老意識の高揚と高齢者自身の健康と生きがいづくりを目的とした“長寿祭”を開催した。

【H30実績】

生きがいのつどい参加者数(人)	健康のつどい参加者数(人)
1,200	1,000

**高齢者いきいき展事業(平成元年～)**

高齢者の創作した絵画や手芸品等を展示し、広く一般市民に高齢者の培ってきた知恵や技術を披露している。

【H30実績】

出品者数(人)	出品数(点)	入場者数(人)
391	299	862

**地区敬老事業(平成10年度～)**

市内各地で開催される敬老会や敬老の精神を活かした生きがい支援事業等の経費の一部を助成している。

【H30実績】

地区数	参加者数(人)
49	32,362(敬老会12,556)

**老人クラブ助成事業**

老人クラブは、同じ地域の仲間が、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーションなどの活動を通して、自らの生きがいづくりと健康づくり、互いの親睦を図る自主的な団体である(概ね60歳以上の方が加入できる)

平成31年4月1日現在、市内167のクラブに7,817名の会員があり、市はその活動費の一部を助成するとともに、老人クラブの育成のため様々な支援を行っている。

【H31年4月1日現在】

30人以上のクラブ		30人未満のクラブ		計		加入率 (%)
クラブ数	会員数(人)	クラブ数	会員数(人)	クラブ数	会員数(人)	
161	7,678	6	139	167	7,817	8.6

**(ア) 福井市あじさい元気クラブ大会**

高齢者が集い、当面する諸問題を研究討議し、社会にアピールするとともに、お互いの意識の高揚と、積極的な社会参加を期して、年1回開催している。

**(イ) 友愛訪問活動(老人家庭相談員設置事業)**

地域の一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者を老人家庭相談員が友愛訪問し、悩みごとや心配ごとの相談相手となり、地域の連帯を深める活動を行っている(各単位老人クラブに1名設置)

【H30実績】

相談員数(人)
177

**(ウ) 健康づくり・介護予防支援事業**

高齢者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるように自立支援し、健康づくりの実践の場等を設けることにより、活動に目標と張り合いを持たせることを目的に、「高齢者向け体操普及事業」「屋内スポーツ大会等開催事業」及び「屋外スポーツ大会、囲碁・将棋大会等開催事業」を実施している。

【H30実績】

シバ-囲碁	将棋	ゲ-トボ-ル	パ-タンク	グランドゴルフ
83人	26人	7チーム、47人	14チーム、67人	46チーム、245人
いきいき健康体操		ワガ	刀アカ-リング	スティックリング
22会場、840人		148人	44チーム、171人	48チーム、191人

(I) 老人憩の家設置事業

各単位老人クラブの活動の拠点として、「老人憩の家」を設置し、より魅力あるクラブ活動ができるよう支援している。

【H30実績】

利用件数(件)
169

生きがい講座開催事業(平成16年度～)

すかっとランド九頭竜及び清水高齢者福祉センターで在宅の高齢者を対象に、生きがいや健康づくり活動、創作・趣味活動など公共施設を利用して実施することにより、生きがい・健康づくりと社会参加を促進している。

【H30実績】

すかっとランド九頭竜

講座数(講座)	受講者数(人)
25	16,283

清水高齢者福祉センター

講座等の数(講座)	受講者数(人)
講座:20	6,276
イベント:12	411

敬老祝金進呈事業(昭和34年度～)

毎年9月の敬老の日を中心とする行事の一環として、満100歳を迎えられる方を市長等が訪問し、敬老祝い金及び総理大臣からの表彰状と記念品(銀杯)をお贈りするとともに、満88歳を迎えられる方には敬老祝い品をお贈りし、長寿を祝福している。

【H30実績】

88歳(人)	100歳(人)
1,578	83

鍼灸マッサージ等施術費助成事業(平成8年度～)

高齢者の健康増進と福祉向上を図るため、鍼灸マッサージ等施術費の一部を助成している。

【H30実績】

実利用者数(人)	延利用回数(回)
810	3,475

三世代合同のつどい

高齢者と若い世代との交流により、各世代の諸問題を各世代の意見を交えて論議し、各世代がお互いに理解しあい、さらに高齢者の積極的な社会参加を目指している。

### (3) 高齢者福祉施設運営事業

#### すかっとランド九頭竜管理運営（平成6年度～）

すかっとランド九頭竜は、平成3年度に、高齢者を中心とした生きがいと健康づくり、交流と憩いの場（高齢者生きがい総合センター）として建設した。

平成28年度からイワシタ物産株式会社を指定管理者として管理運営を行っている。

#### ア 施設概要

所在地 福井市天菅生町第3号10番地

敷地面積 33,717.36㎡

構造 鉄筋コンクリート造り5階建

建築面積 4,691.68㎡

宿泊、研修センター（事務室、会議室、談話ホール、売店、ラウンジ、レストラン、  
宿泊30室、大・中広間、休養室、娯楽室、多目的ホール）

健康センター（体育館）

交流センター（大浴場、陶芸室、園芸室、伝承室）

屋外施設（ゲートボールコート6面、マレットゴルフ及びパットパットゴルフ  
18ホール、イベント広場、バーベキュー広場、ふれあいの森）

建設費 46億8,000万円

開館 平成6年4月6日

#### イ 利用料金

宿泊 午後4時から翌日の午前10時まで

（一般4,080円、高齢者3,560円、小学校の児童2,090円、幼児1,040円、乳児無料）

ただし、1月1日から同月3日までの期間、4月29日から5月5日までの期間及び8月14日から同月16日までの期間並びに祝日の前日及び土曜日は1,050円増（小学校の児童は520円増、乳幼児は除く）

日帰り 午前10時から午後4時まで（一般620円、高齢者520円、小学校の児童310円、幼児210円、乳児無料）

午後4時から午後9時まで（一般520円、高齢者520円、小学校の児童210円、幼児210円、乳児無料）

その他 午前10時から午後3時まで（休憩室3,140円、休養室10,470円）

午前10時から午後4時まで（中広間20,950円、大広間31,420円）

午前10時から午後9時まで（会議室1,040円/h、体育館無料）

#### ウ 利用状況

##### 【H30実績】

内訳	利用者数（人）
入館者	114,028
宿泊者	15,621
合計	129,649

#### すこやかドーム管理運営（平成8年度～）

すこやかドームは、スポーツの普及啓発を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを図るため、全天候型ゲートボール場としてすかっとランド九頭竜に併設して建設した。

平成28年度からイワシタ物産株式会社を指定管理者として管理運営を行っている。

#### ア 施設概要

所在地 福井市剣大谷町第2号6番地1

敷地面積 4,430.62㎡

構造 鉄骨造・平屋建

建築面積 1,673.22㎡  
 コート数 3コート  
 建設費 2億1,700万円  
 開館 平成8年4月1日

イ 利用料金

競技場 1コート1時間につき 620円  
 照明 1コート1時間につき 310円  
 器具 ゲートボール1セット1日につき 2,090円(スティック5本、ボール5個)

ウ 利用状況

【H30実績】

利用者数(人)	6,265
---------	-------

すかっとランド九頭竜送迎バス運行支援事業(平成6年度～)

自家用車等では来館することのできない高齢者等の利便の向上と施設利用の機会の確保を図るため、施設と福井駅前及び市内の各公民館の間の送迎バスを運行している。

【H30実績】

利用者数(人)		
駅前発	各公民館発	合計
8,945	3,580	12,525

大安寺温泉泉源管理運営(平成14年度～)

すかっとランド九頭竜の敷地内にある、大安寺温泉第2井の管理を行っている。

【H30実績】

配湯量(㎡)
51,098

美山楽く楽く亭管理運営(平成18年2月～)

美山楽く楽く亭は、高齢者等の生きがいと健康づくりのための施設として、休憩施設、入浴施設、室内温水プール及び屋外ゲートボール場を設け、利用者に開放している。また、美山地区内を巡回する無料送迎バスを毎週火・木曜日に運行している。

平成20年度から越前健康開発有限会社を指定管理者として管理運営を行っている。

ア 施設概要

所在地 福井市市波町26-15  
 敷地面積 7,833.14㎡  
 構造 本館 木造2階建、温水プール 鉄骨平屋建  
 建築面積 1,658.44㎡  
 いろいろの間、大広間、客室6室、男女浴室、屋内温水プール(22.5m×4コース)、ゲートボール場3面、駐車場35台  
 建設費 7億3,919万円  
 開館 平成3年5月20日

## イ 利用料金

市内居住者：16歳～59歳310円、60歳以上150円、3歳～15歳210円、3歳未満無料

市外居住者：16歳以上520円、3歳～15歳210円、3歳未満無料

## ウ 利用状況

【H30実績】

利用者数(人)
13,607

### こしの高齢者ふれあいセンター管理運営(平成18年2月～)

こしの高齢者ふれあいセンターは、高齢者の自主的活動、寝たきりの予防等及び生きがいとふれあいの活動のための施設として、高齢者のグループなどに開放している。

## ア 施設概要

所在地 福井市蒲生町第1号91番地2

敷地面積 887.57m<sup>2</sup>

構造 RC造りタイル貼り1階建

建築面積 160.00m<sup>2</sup>

建設費 3,956万円

開館 平成13年7月10日

## イ 利用料金

無料

## ウ 利用状況

【H30実績】

利用者数(人)
303

### こしのゲートボール場管理運営(平成18年2月～)

こしのゲートボール場は、市民の憩いの場として高齢者の福祉施策、青少年の健全育成及び世代間の交流による地域の活性化を図るための施設として、ゲートボール利用者に開放している。

## ア 施設概要

所在地 福井市大味町第33号34番地1

敷地面積 1230.89m<sup>2</sup> (更地)

建設費 1,900万円

開場 平成6年7月1日

## イ 利用料金

無料

## ウ 利用状況

【H30実績】

利用者数(人)
28

### 清水高齢者福祉センター管理運営(平成18年8月～)

清水高齢者福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設として、高齢者のグループなどに開放している。

## ア 施設概要

所在地	福井市風巻町第28号8番地1
敷地面積	14,789㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建築面積	3,883㎡
建設費	9億5,387万円
開館	平成18年8月1日

## イ 利用料金

入館料 3歳未満無料、3歳～小学生300円、一般（中学生以上）500円、  
市内居住者：60歳以上300円、身体障がい者手帳をお持ちの方300円

## ウ 利用状況

### 【H30実績】

利用者数（人）
3,952

## 美山地域デイサービスセンター管理運営（平成18年2月～）

美山地域デイサービスセンターは、介護サービス事業所の少ない美山地区において、介護を必要とする高齢者が在宅での生活を継続することができるよう通所介護サービスが提供される施設である。

平成22年度からは、公募により選定された福井市農業協同組合（平成30年7月1日以降は、株式会社JA福井市ライフサービス）が管理運営を行っている。

## ア 施設概要

所在地	福井市市波町第32号7番地
敷地面積	3,592㎡
構造	鉄骨一部鉄筋コンクリート造平屋建等（4棟）
建築面積	1,051㎡
建設費	2億2,678万円

## イ 利用状況

### 【H30実績】

利用者数（人）
5,005

## （4）一般介護予防事業

### 自治会型デイホーム事業（平成12年度～）

在宅の高齢者を対象に、全地区において、月5回以上、最も身近な集会場等を利用し、介護予防（転倒骨折予防・認知症予防など）・健康チェック、創作・趣味活動及び各種相談等を行っている。専門の職員や地域のボランティア等との日常的なふれあいを通じて、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、高齢者同士及び地域の人々との仲間づくりやふれあいの輪を広げていくとともに、介護予防の様々な取組みを行っている。

### 【H30実績】

開催地区（地区）	開催回数（回）	実施会場（会場）	延参加者数（人）
49	3,752	535	50,485

### 介護予防対象者把握事業（平成29年度～）

元気度調査票（あたまの元気度調査票と、からだの元気度調査票「基本チェックリスト」）を各世帯に配布し、自己チェックの結果、生活機能の低下（運動機能・口腔機能・低栄養、認知機能）が疑われる場合には、地域包括支援

センターに相談を促し、早期に介護予防活動に取り組めるようアドバイス等を行っている。また公民館、市図書館等の公共施設及び、医療機関、薬局等に元気度調査票を設置し、気軽に自己チェックできる機会を確保している。

その他、自治会型デイホーム、いきいき長寿よろず茶屋等、高齢者が集まる場を活用し、元気度調査の周知と自己チェックを行ない、必要に応じて介護予防活動の取組につなげている。

### 介護サポーターポイント制度（平成 21 年度～）

高齢者が介護サポーターポイント制度に基づく活動を通して地域貢献することにより、はつらつと元気に暮らせる笑顔のコミュニティづくりを進めるとともに、サポーター自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進している。

対象者	本市に住所を有する 65 歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方
受入機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入機関として登録している市内の介護施設等</li> <li>・自治会型デイホームの自主開催会場</li> <li>・ひとり暮らし高齢者宅</li> </ul>
活動の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し相手、お茶出しや配膳などの補助、レクレーション等の参加支援、特技・芸能披露など行事の手伝い、館内移動の補助、洗濯物の整理、シーツの交換 等</li> <li>・ひとり暮らし高齢者宅での生活支援</li> </ul>
ポイントの付与と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間の活動を1回とし、1日に2回までを限度とする。</li> <li>・1回の活動で10～100ポイントが付与される。（100ポイント＝100円）</li> <li>・ポイントの活用を申し出ること、1年に10回または500円以上から5,000円まで交付金として換金できる。</li> </ul>

### 【H30実績】（見込み）

活動者数（人）
347

### いきいき長寿よろず茶屋設置事業（平成 19 年度～）

#### ア いきいき長寿よろず茶屋設置事業（平成 19 年度～）

元気な高齢者が自由に楽しく集える地域の仲間との交流拠点として、集会場などを利用した「よろず茶屋」を設置し、高齢者自身の生きがいづくりと地域との一層のネットワークづくりを支援している。

#### 【設置状況】

設置年度	実施箇所（計 30 箇所）
19	4（みなみ会、あすわ、じゅんか、わだ憩い）
20	1（清明）
21	4（みのり、照手ふれあい、花堂、宝永ふれあい）
22	2（きらめき、一乗）
23	3（あじさい、大丹生、麻生津）
24	2（青葉会、わかば）
25	2（東安居、昭和町）
26	5（まちよか、足羽憩いの広場、みどり、足羽団地、しんたな）
27	5（福井いきいき会駅前、たわら屋、やしるにし、岡保、江守の里夢プラン）
28	5（社北寄って遊んで、やまびこ、門前、松本、ほっこりカフェ舟橋）
29	2（わかば、大久保）
30	3（宮ノ下、日新、森田）

【H30実績】

よろず茶屋名	回数(回)	参加者数(人)	よろず茶屋名	回数(回)	参加者数(人)
みなみ会	97	940	足羽憩いの広場	226	2,297
あすわ	36	470	みどり	58	549
じゅんか	90	1,617	足羽団地	92	1,942
わだ憩い	137	1,450	しんたな	185	2,140
清明	225	5,119	福井いきいき会駅前	359	7,186
みのり	35	325	たわら屋	49	753
照手	261	2,630	やしろにし	48	1,124
花堂	270	3,114	岡保	98	1,140
宝永	93	1,808	江守の里夢プラン	112	1,335
きらめき	100	853	社北寄って遊んで	38	321
一乗	91	742	やまびこ	44	474
あじさい	44	420	門前	36	345
麻生津	43	1,059	松本	48	431
東安居	365	2,475	ほっこりカフェ舟橋	37	442
昭和町	90	1,127	わかば	41	781
まちよか	249	2,583	大久保	48	647

イ 多機能よろず茶屋設置事業(平成28年度～)

小規模での見守り・サロン・互助活動を一体的に提供する多機能よろず茶屋(=「ささえあいの家」)設置に補助し、地域による支え合い活動を支援している。

【H30実績】

設置箇所(箇所)
2

口腔機能向上サービス事業(平成29年度～)

介護予防と関わりが深い口腔機能について、歯科医療機関における適切な指導を受けることにより、要介護状態になることを予防するとともに、かかりつけ歯科医療機関における定期的な歯科検診と指導につなげる。

【H30実績】

利用者数(人)
1,224

地域リハビリテーション活動支援事業(平成29年度～)

高齢者の介護予防を目的に、リハビリ専門職等を活用し、高齢者の自立支援に資する取組を推進している。

・地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上支援

要支援者に加え事業対象者等のより軽度者の自立支援を目的に、ケアプランに対する助言や利用者の同行訪問等、リハビリ専門職を活用した地域包括支援センターのケアマネジメントの支援を行っている。

・高齢者の通いの場への支援

高齢者の通いの場で、リハビリ専門職による介護予防活動の普及啓発及び実践的な取組の指導を行ない、可能な限り高齢者が自立した生活が送れるように支援している。また介護予防に効果がある「いきいき百歳体操」に取り

組む自主グループへの支援を行っている。

・介護予防のための人材育成

「いきいき百歳体操」を地域に広める役割を担う、「いきいき百歳体操サポーター」を養成している。また、自治会型デイホーム専任職員およびいきいき長寿よろず茶屋の介護予防推進員等を対象に、介護予防に関する研修会等を行ない、地域の介護予防活動を推進する人材を育成している。

【H30実績】

事業内容	実施回数（回）
地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上支援	156回
高齢者の通いの場への支援	33回
介護予防のための人材育成	3回

認知症検診（平成26年度～）

平成29年度、保健センターからの業務移管

認知機能の低下を自己チェック・自己判定できる「あたまの元気度調査」を実施し、認知機能の低下が疑われる高齢者には医療機関でのMMSE検査を行い、認知症の早期発見に努める。

【H30実績】

一次検診	二次検診（MMSE）	
	該当者（人）	受診者（人）
6,467	1,864	403

（5）包括的支援事業

地域包括支援センター（平成18年度～）

包括的なケアを市民の身近な地域で行う中核機関として「地域包括支援センター（ほやねっと）」を日常生活圏域毎に設置し、包括的支援事業（ ）を一体的に実施している。

平成28年4月、日常生活圏域の見直しにより包括支援センターを9か所から13か所に増設、広範囲な日常生活圏域の包括支援センター3か所にランチ（相談所）を設置している。

	名称	担当地域	住所	電話番号
1	ほやねっと明倫	豊・木田	木田1丁目3308	33-5777
2	ほやねっとあたご	足羽・湊	明里町9-20	33-6800
3	ほやねっと中央北	宝永・春山・松本	文京2丁目12-23	28-7271
4	ほやねっと不死鳥	順化・日之出・旭	日之出4丁目3-12	20-5683
5	ほやねっとあずま	和田・円山	和田中町舟橋7-1	28-8511
6	ほやねっと大東	啓蒙・岡保・東藤島	丸山町40-7	53-4092
7	ほやねっと九頭竜	中藤島・森田	高木中央3丁目1701	57-0040
8	ほやねっと北	西藤島・河合・明新	新田塚1丁目42-1	25-2510
9	ほやねっとみなみ	清明・麻生津	下荒井町20-6	43-1316
10	ほやねっと社	社南・社北・社西	福1丁目1710	36-1246
11	ほやねっと光	東安居・安居・一光・殿下・日新・清水東・	大瀬町23字101	35-0313
	こしの相談所	清水西・清水南・清水北・越廼	蒲生町1-90-1	65-0699

12	ほやねっと川西	大安寺・国見・鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ	南楯原町 20 字大畑 2	59-1551
	あゆかわ相談所	下	鮎川町 107-2-2	88-2011
13	ほやねっと東足羽	酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・	下六条町 201	41-4135
	すいだに相談所	美山	梶谷町 12-9-2	90-3858

( 包括的支援事業： 総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント業務 介護予防マネジメント業務 )

### 地域包括ケア推進協議会 (平成 27 年度～)

地域包括ケアに向けた施策の調査審議、オアシスプランの進行管理、介護保険サービスに関する情報の調査分析及び検討、地域支援事業、地域密着型(介護予防)サービス事業の実施に必要な事項その他介護保険の円滑な運営について審議するため附属機関を設置している。

【委員】 20 名

【委 嘱】 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

【会 議】 4 回 (30 年度)

### 在宅医療・介護連携推進事業 (平成 26 年度～)

高齢者等が住みなれた地域で安心して在宅での生活を続けることができるよう、関係機関と調整を図り、医療と介護の連携を強化することを目的に、在宅の医療・介護に関わる多職種が相互に関係づくりを進めるための会議や研修会、地域住民に在宅ケアを普及啓発するための講習会を開催している。

【H30 実績】

福井市在宅医療・介護検討協議会

開催回数(回)
2

委員 13 名 (医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等)

在宅ケア講習会等

開催回数(回)	参加者数(人)
13	371

### 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービス検討会議 (平成 27 年度～)

介護保険法の改正により、これまで全国共通の基準で提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、市が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、新しい総合事業)に移行されることになり、新たなサービス供給体制の整備に必要な事項を協議するため、検討会議を設置した。

【H30 開催実績】 2 回

【会議構成員】 委員 14 名 (社会福祉関係団体、市民団体、サービス提供団体等)

### 認知症施策総合推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、以下の事業を実施している。

#### (ア) 認知症施策検討委員会設置事業 (平成 26 年度～)

認知症に関わる医療や介護、福祉等の関係団体の代表が、施策の進行管理や問題点の検討を行い、新たな課題についても対応策を協議している。

【H30実績】

開催回数（回）
3

委員 15名（医師、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、民生児童委員等）

(I) 認知症地域支援推進員等設置促進事業（平成23年度～）

認知症の人や家族への効果的な支援を行うために、医療と介護、地域の支援機関等の連携強化、本人や家族への相談業務等の地域における支援体制の構築を図ることを目的に配置している。

配置事業所	人数
ほやねっと中央北	1

(I) 認知症初期集中支援チーム等設置事業（平成26年度～）

高齢者宅を訪問し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的に医師、看護師、精神保健福祉士等で構成する「認知症初期集中支援チーム」を配置している。

【H30実績】

新規訪問件数（件）
251

(I) 認知症カフェ運営補助金交付事業（平成26年度～）

認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集う場所として「認知症カフェ」を運営する団体に対し補助金を交付している。

【H30実績】

団体数	実施回数（回）	延べ参加者数（人）
8	360	3,844

(6) 地域支援任意事業

介護者のつどい事業（平成12年度～）

要支援1・2及び要介護1から5までの在宅の要介護者の介護者を対象に、介護の仕方や健康に関する情報を提供し、介護者相互の意見交換や交流を通して在宅介護を支援している。

【H30実績】

開催回数（回）	参加者数（人）
19	173

認知症理解普及促進事業（平成22年度～）

認知症に対する正しい知識を広め、偏見のない住みやすい地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座の開催を支援している。企業や団体で、顧客に対応する従業員の半数以上が受講した場合、「認知症の人にやさしいお店等」として認定している。さらに、認知症サポーター養成講座受講者のうち、希望者を対象としたステップアップ研修を開催し、知識の向上を図っている。

また、認知症理解普及啓発のための街頭キャンペーン等広報活動を実施するほか、普及啓発を行う団体に対して活動補助金を交付している。

【H30実績】

認知症サポーター養成講座		ステップアップ研修		活動補助金		認知症の人にやさしいお店等
実施回数 （回）	サポーター 養成数（人）	実施回数 （回）	受講者 数（人）	団体数 （件）	助成金額 （円）	団体数 （件）
138	5,121	1	20	4	250,000	109

### 認知症高齢者ひとり歩き見守り事業（平成 27 年度～）

高齢者の認知症による行方不明等の事案が多く発生していることから、地域住民が認知症に関する正しい知識を持ち、日頃からの見守りや適切な対応等が行える地域づくりを目的に、公民館区で実施する。

#### 【H30 実績】

実施地区（件）
8

### 認知症行方不明高齢者事前登録制度（平成 27 年度～）

認知症等で行方不明となるおそれのある高齢者の氏名・住所・身体的特徴等を事前に市に登録し、万が一、行方不明になった場合に早期発見と早期保護につなげる。

#### 【H30 実績】

登録人数（人）
249

### 成年後見制度支援事業（平成 12 年度～）

判断能力の不十分な高齢者を支援していくために、成年後見制度があり、申立ての手続きや必要な書類、費用などについての問い合わせ先は、福井家庭裁判所となっている。申立てをする親族がいない場合は、市長が申立てをし、後見人報酬を負担できない方には、その費用を市が助成している。

#### 【H30 実績】

申立件数（件）	報酬助成申請件数（件）
30	42

### 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（平成 17 年度～）

高齢者の虐待防止、早期発見及び早期対応のための支援方を充実させるため、保健、福祉、介護、医療をはじめ法曹、警察等の関係機関、関係諸団体の有機的な連携ネットワークを運営している。（「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」、平成 17 年 7 月設置）

#### 【H30 実績】

高齢者虐待事例相談件数（件）	虐待と判断した件数（件）
100	59

### 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（平成 15 年度～）

福井市シルバーハウジング（福町市営住宅 S 棟）に入居している高齢者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援するため、生活援助員（LSA）を派遣し、生活指導、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等を行っている。

#### 【H30 実績】

入居世帯数（戸）	相談生活指導件数（件）	安否確認（件）
25	28	4,344

### 介護サービス事業者連絡会（平成13年度～）

介護サービス事業者の横の連携を強めることによって、質の高い介護保険サービスをスムーズに提供することを目的として、福井市介護サービス事業者連絡会が設立された。市ではこの事業者連絡会に対し、必要な支援を行っている。

#### 【H30実績】

会員数	講演会等	
	回数	参加者（人）
147 法人	5	420

### （7）介護予防・生活支援サービス事業

#### 介護予防・生活支援サービス事業（平成29年度～）

介護保険法の改正により、平成29年度から要支援者を対象にした訪問介護・通所介護が市の実施する地域支援事業に移行し、それぞれ訪問型サービス・通所型サービスとして実施している。

#### 【H30実績】

サービス種別	延べ利用者数（人）
訪問型サービス	7,824
通所型サービス	22,690

#### 介護予防ケアマネジメント事業（平成29年度～）

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標達成に取り組んでいけるよう支援している。

#### 【H30実績】

	件数（件）
介護予防ケアマネジメント	18,280

### （8）地域密着型サービス

#### 地域密着型サービス事業者の指定

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活を送れるように支援するため、市が地域密着型サービスを提供する事業者の指定を行っている。

（平成30年4月1日現在の指定状況）

指定地域密着型サービス事業者	数
1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6
2. 夜間対応型訪問介護	1
3. 認知症対応型通所介護	24
4. 小規模多機能型居宅介護	32
5. 認知症対応型共同生活介護	34
6. 地域密着型介護老人福祉施設	12
7. 看護小規模多機能型居宅介護	6
8. 地域密着型特定施設入居者生活介護	0
9. 地域密着型通所介護	38

#### 地域密着型サービス事業者等の指導監督

保険給付対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図るため、実地指導、監査、集団指導を実施している。

#### 【H30実績】

実地指導（回）	監査（回）	集団指導（回）
36	0	1

# 児 童 福 祉

## 1 幼児教育・保育

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育園や認定こども園などの特定教育・保育施設における教育・保育の利用を希望する場合には、申請に基づき、市から支給認定を受ける必要がある。

< 支給認定区分 >

認定区分 (子ども・子育て支援法の根拠規定)	要件		給付内容	利用できる 特定教育・保育施設
	児童年齢	保育の必要性		
1号認定(第19条第1項第1号)	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定(第19条第1項第2号)	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定(第19条第1項第3号)	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園

市から保育の必要性の認定(2・3号認定)を受けるためには、子どもの保護者のいずれもが、次に掲げる保育の必要性の事由のいずれかに該当しなければならない。

< 保育の必要性の認定事由 >

事由	基準
就労	1月あたり64時間以上労働することが常態であること。
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
保護者の疾病、障がい	次のいずれかに該当すること。 ・疾病にかかっていること。 ・負傷していること。 ・精神若しくは身体に障がいを有していること。
親族の介護・看護	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時看護又は介護していること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。
就学	次のいずれかに該当すること。 ・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
育児休業による育児	育児休業を取得しており、その子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。
育休によらない育児	子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。

< 保育の必要量 >

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分する。

保育必要量	保育の利用時間(1日上限)	対象事由
保育標準時間	11時間まで	月120時間以上の就労 妊娠・出産(予定日3か月前~産後8週まで) 災害復旧
保育短時間	8時間まで	月64時間以上120時間未満の就労 求職活動 育児休業(産後8週~満1歳到達まで) 育休によらない育児(産後8週~満1歳到達まで)

(1) 特定教育・保育施設

ア) 公立保育園 (20か所、休園1か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
西部	80	花月2丁目	S24. 4	松本	70	幾久町	S33. 1
北部	100	松本2丁目	S27. 2	上北野	110	上北野1丁目	S36. 1
日之出	80	日之出5丁目	S27.10	啓蒙	160	開発1丁目	S39. 1
湊	60	光陽1丁目	S27.10	牧島	80	文京3丁目	S39.10
西藤島	120	三郎丸1丁目	S28.10	本郷	30	大年町	S30. 5
御幸	100	御幸2丁目	S29. 3	森田東	85	上森田4丁目	S29. 4
社	105	種池1丁目	S30. 3	森田浜	135	栗森町浜	S41. 4
花堂	休園	花堂北2丁目	S31. 4	森田栄	110	栄町	S48. 4
河合	80	山室町	S30. 3	みやま	100	境寺町	H17. 6
清明	60	江端町	S34. 4	森田栄 古市分園	29	古市3丁目	H30. 4
西安居	85	本堂町	S34. 4				

イ) 公立認定こども園 (7か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
六条	55	天王町	H28. 4	東藤島	90	藤島町	H30. 4
文殊	60	太田町	H28. 4	麻生津	110	浅水二日町	H31. 4
鶉	110	砂子坂町	H29. 4	東郷	120	東郷二ヶ町	H31. 4
棗	70	石新保町	H29. 4				

ウ) 私立保育園 (8か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
緑ヶ丘	30	鮎川町	S35. 4	仁愛	110	天池町	S49. 4
中藤	120	高木北4丁目	S40. 4	大和田	80	大和田町	H 8. 4
西光寺	60	左内町	S42. 9	曙	20	蒲生町	S43. 2
高木	100	高木北2丁目	S45. 8	ゆきんこ森田	100	石盛町	H27. 4

エ) 私立認定こども園 (56か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
昭和	160	みのり1丁目	H23. 4	玉ノ江	230	大島町柳	H28. 4
福井倭成	250	春日3丁目	H23. 4	社中央第二	95	運動公園1丁目	H28. 4
みどり	135	足羽1丁目	H23. 4	あさひ	160	梅野町	H28. 4
梅園	270	今市町	H23. 4	みづこし	145	豊岡1丁目	H28. 4
栄冠	95	大手3丁目	H25. 4	花園	130	松本1丁目	H28. 4
新田塚幼	297	新田塚2丁目	H27. 4	えばた	105	江端町	H28. 4
暁	200	久喜津町	H29. 4	さくらんぼ	125	高木中央2丁目	H28. 4
城之橋	85	日之出3丁目	H29. 4	杉の木台	180	中野1丁目	H28. 4
花園幼稚園	115	文京5丁目	H29. 4	鷹巣ひかり	105	西二ツ屋町	H28. 4
聖三一幼稚園	80	宝永2丁目	H30. 4	清水台	180	グリーンハイツ1丁目	H28. 4
光の子	110	日光2丁目	H30. 4	やわらぎ木田	130	木田2丁目	H28. 4
尾上幼稚園	90	松本4丁目	H30. 4	三心えんざん	145	今泉町	H28. 4

藤島幼稚園	253	経田2丁目	H30. 4	木の実	125	北四ツ居1丁目	H28. 4
藤島幼稚園 分園	17	新田塚町	H30. 6	千寿たんぼぼ	135	栗森2丁目	H28. 4
エンゼル 幼稚園	270	加茂河原3丁目	H31. 4	鹿苑	145	みのり2丁目	H29. 4
いずみ	145	若杉浜2丁目	H27. 4	文京	109	文京4丁目	H29. 4
竹里	125	成和1丁目	H27. 4	経田	160	二の宮3丁目	H29. 4
めぐみ	165	久喜津町	H27. 4	はちまん	110	月見4丁目	H29. 4
青い鳥	45	中央2丁目	H27. 4	あさむつ	96	下荒井町	H29. 4
さくら	155	文京1丁目	H27. 4	若草	116	城東2丁目	H29. 4
足羽東	136	東大味町	H27. 4	ゆりかご	160	灯明寺3丁目	H30. 4
あさかぜ	150	淵1丁目	H27. 4	岡保	120	河水町	H30. 4
三谷館	85	中央2丁目	H27. 4	日光	106	日光2丁目	H30. 4
エンゼル 保育園	135	西谷2丁目	H27. 4	ゆきんこ光陽	98	光陽2丁目	H30. 4
しみず	195	風巻町	H28. 4	ふじしま	130	四ツ井1丁目	H30. 4
ひまわり	150	足羽3丁目	H28. 4	中藤東	140	高柳3丁目	H30. 4
社中央第一	135	淵4丁目	H28. 4	新田塚	140	新田塚1丁目	H31. 4
和田	265	和田3丁目	H28. 4	めいりん	170	花堂東2丁目	H31. 4

認可定員は、1号、2号、3号認定の合計

#### オ) 公立幼稚園 (7か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年	施設名	認可定員	所在地	開設年
大安寺	70	田ノ谷町	S31	一乗	35	西新町	S26
麻生津	105	浅水二日町	S26	下宇坂	30	市波町	S25
鶉東部	40	仙町	S32	羽生	30	大宮町	S32
鷹巣	35	和布町	S22				

#### カ) 私立幼稚園 (4か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
聖徳	180	松本3丁目	S25. 4	常葉	210	花月1丁目	S62. 12
つぼみ	110	花月4丁目	S31. 5	報徳	140	手寄1丁目	S30. 11

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設のみ

(2) 保育時間帯表

ア) 昼間 保育園・認定こども園 (2・3号認定)

< 保育標準時間 >

	7:00	7:30	8:00	16:00	18:00	18:30	19:00	22:00
7時開所	利用可能な保育時間 7時～18時(11時間)					延長保育		
7時30分開所	利用可能な保育時間 7時30分～18時30分(11時間)					延長保育		

< 保育短時間 >

	7:00	7:30	8:00	16:00	18:00	19:00
7時開所	延長保育	利用可能な保育時間 8時～16時(8時間)			延長保育	
7時30分開所	延長保育	利用可能な保育時間 8時～16時(8時間)			延長保育	

イ) 幼稚園・認定こども園 (1号認定)

開園時間	閉園時間		
一時預かり (幼稚園型)	教育標準時間 4時間～(園によって異なる)		一時預かり (幼稚園型)

(3) 利用者負担額階層区分別入所児童数

2・3号認定

単位：人 (平成31年4月1日現在)

総人員	階層別児童の内訳												
	A	B	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	D <sub>1</sub>	D <sub>2</sub>	D <sub>3</sub>	D <sub>4</sub>	D <sub>5</sub>	D <sub>6</sub>	D <sub>7</sub>	D <sub>8</sub>	D <sub>9</sub>
8,336	33	520	312	351	384	514	619	1,019	961	881	2,144	338	260

(広域委託児40人を含み、広域受託児47人を除く。)

1号認定

単位：人 (平成31年4月1日現在)

総人員	階層別児童の内訳									
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10
1,273	0	52	8	23	40	29	341	334	241	205

(広域委託児2人を含み、広域受託児46人を除く。)

1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

2・3号認定の階層記号、1号認定の階層番号は、それぞれ(9)平成31年度 福井市利用者負担額表を参照

#### (4) 年齢別入所児童数

2・3号認定

単位：人（平成31年4月1日現在）

区分		年齢	入所児童数（単位：人）				
			0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計
管内	保育園	公立	66	491	297	564	1,418
		私立	23	199	121	253	596
	認定 こども園	公立	10	126	82	160	378
		私立	263	2,211	1,163	3,267	5,904
	計			362	3,027	1,663	3,244
広域委託	保育園	公立	0	4	0	3	7
		私立	0	6	2	6	14
	認定 こども園	公立	0	1	0	0	1
		私立	2	6	5	5	18
	計			2	17	7	14
合計			364	3,044	1,670	3,258	8,336

（広域委託児40人を含み、広域受託児47人を除く）

1号認定

単位：人（平成31年4月1日現在）

区分		年齢	入所児童数（単位：人）				
			0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計
幼稚園	公立			6	26	32	
	私立			40	93	133	
認定こども園	公立			4	22	26	
	私立			381	701	1,082	
計				431	842	1,273	

（広域委託児2人を含み、広域受託児46人を除く）

1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

#### (5) 要保育児童数の推移

（平成31年4月1日現在）

年度	人口 (A) 人	就学前児童数 (B) 人	定員 (C) 人	入所児童数 (D) 人	定員充足率 (D/C) %	入所率 (D/B) %
28	265,521	13,689	8,684	7,889	90.8	57.6
29	264,906	13,519	9,044	8,039	88.7	59.5
30	263,847	13,223	9,249	8,151	88.1	61.6
31	263,109	12,968	9,504	8,336	87.7	64.3

2・3号認定のみ

## (6) 障がい児等保育

心身の発達に障がいのある幼児に対しては、早期から適切な療育を行い、成長、発達を積極的に促進させていくことが必要であり、また、保育園に入園した障がい児についても指導内容や方法、設備、施設の面で特別の配慮が必要となる。

本市では、家庭や専門機関との連携のもと、早期発見、早期支援を目指し、専門委員による面接等を通して障がい児及び保護者に対し適正な指導及び相談、判定を行いながら加配保育士制度による障がい児の保育を行っている。また、専門講師（保育カウンセラー）が訪園し、専門的な指導・助言を行い、障がい児保育の充実を図っている。

（障がい児等保育児童数：3月末現在）

単位：人

区分	28年度	29年度	30年度
公立	96	94	76
私立	134	131	107
計	230	225	183

## (7) 一時預かり事業

### ア 一般型

週平均3日程度断続的に家庭保育が困難となる児童や、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童を預かり、保育を行っている。

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度
非定型的保育	3,822	3,924	2,423	3,398
緊急保育	1,296	1,194	1,478	1,368
私的理由保育	3,129	3,340	4,490	5,449
合計	8,247	8,458	8,391	10,215

### イ 幼稚園型

平成27年度から、従来の幼稚園における預かり保育の後継として実施。

教育標準時間認定（1号認定）を受けて特定教育・保育施設に在籍している子どもに対して、教育標準時間の前後に当該施設において保育を行っている。

	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者（延数）	6,150人	68,582人	89,799人	107,013人

## (8) 休日保育

就労形態の多様化に対応するため、認定こども園において、日曜日、国民の祝日等において保育を行っている。

	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者（延数）	287人	382人	288人	327人

(9) 令和元年度 利用者負担額(保育料)表

< 2号・3号認定 >

各月初日に在籍する支給認定 子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額 単位:円)						
			保育標準時間 (1日の利用時間11時間まで)			保育短時間 (1日の利用時間8時間まで)			
層	定義		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	
A階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0	
B階層	市町村民税非 課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
		上記以外の世帯	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)			
C階層	第1	市町村民税所得割額 24,300円未満 (市町村民税均等割課 税世帯を含む。)	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)		
		上記以外の世帯	9,100 (4,550)	6,100 (3,050)	8,900 (4,450)	6,000 (3,000)			
	第2	市町村民税 所得割額 24,300円以上 48,600円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)		
			上記以外の世帯	13,100 (6,550)	10,100 (5,050)	12,800 (6,400)	9,900 (4,950)		
D階層	第1	市町村民税所得割額 48,600円以上64,700 円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)		
			上記以外の世帯	16,400 (8,200)	13,500 (6,750)	16,100 (8,050)	13,200 (6,600)		
	第2	市町村民税所得割額 64,700円以上77,101 円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)		
			上記以外の世帯	21,800 (10,900)	18,900 (9,450)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)		
			市町村民税所得割額 77,101円以上80,800円未満		21,800 (10,900)	18,900 (9,450)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)	
	第3	市町村民税所得割額 80,800円以上97,000円未満		27,200 (13,600)	24,300 (12,150)	26,700 (13,350)	23,800 (11,900)		
	第4	市町村民税所得割額 97,000円以上121,000円未満		33,400 (16,700)		32,800 (16,400)			
	第5	市町村民税所得割額 121,000円以上145,000円未満		36,700 (18,350)	30,000 (15,000)	25,900 (12,950)	36,000 (18,000)	29,400 (14,700)	25,400 (12,700)
第6	市町村民税所得割額 145,000円以上169,000円未満		41,100 (20,550)		40,400 (20,200)				

第7	市町村民税所得割額	45,600			44,800		
	169,000 円以上 301,000 円未満	(22,800)			(22,400)		
第8	市町村民税所得割額	48,600	31,600	26,400	47,700	31,000	25,900
	301,000 円以上 397,000 円未満	(24,300)			(15,800)		
第9	市町村民税所得割額	54,900			53,900		
	397,000 円以上	(27,450)			(26,950)		

表中( )内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

<注意事項>

(1) 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

(2) 多子軽減

当該世帯内で施設(保育園、認定こども園、幼稚園)等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、の多子計算の算定対象となる子どもについての第一子の年齢制限(小学校就学前まで)がなくなり、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」となります。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(第一子の年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。

(3) すくすく保育支援事業(多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、(2)に掲げる多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。

<1号認定>

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額 単位:円)	
階層	定義		
第1	生活保護法による被保護世帯	0	
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	2,000 (0)
第3	市町村民税所得割額 24,300 円以下	ひとり親世帯等	1,650 (0)
		上記以外の世帯	3,000 (1,500)
第4	市町村民税所得割額 24,301 円以上 48,600 円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	4,700 (2,350)

第 5	市町村民税所得割額 48,601 円以上 64,700 円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	6,300 (3,150)
第 6	市町村民税所得割額 64,701 円以上 77,100 円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	8,100 (4,050)
第 7	市町村民税所得割額 77,101 円以上 144,100 円以下		13,600 (6,800)
第 8	市町村民税所得割額 144,101 円以上 211,200 円以下		15,800 (7,900)
第 9	市町村民税所得割額 211,201 円以上 301,000 円以下		18,400 (9,200)
第 10	市町村民税所得割額 301,001 円以上		21,000 (10,500)

表中( )内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

<注意事項>

(1) 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

(2) 多子軽減

幼稚園年少(3歳児)から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから数えて順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下の場合、の多子計算の算定対象となる子どもについての第一子の年齢制限(小学校第3学年まで)がなくなり、年齢に関わらず「保護者と生計を一にする子ども」となります。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等については、の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(第一子の年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。

(3) すくすく保育支援事業(多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、(2)に掲げる多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。

## 2 子育て支援

### (1) 児童手当の給付

家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、中学校修了前までの児童を養育している人に手当を給付する。

(手当額)	(月額)	
0～3歳未満(3歳誕生日まで)	15,000円	
3歳～小学校終了前	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限世帯	5,000円	

#### (給付実績)

年度	受給者数	給付額
28年度	19,856人	4,267,895千円
29年度	19,382人	4,188,880千円
30年度	19,024人	4,115,885千円

### (2) 子ども医療費の助成

子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、中学校修了前までの子どもに対し、医療費等の一部を助成する。

・自己負担 小中学生には自己負担あり

通院 1月・1医療機関(薬局を除く)あたり500円

入院 1月・1医療機関(薬局を除く)あたり500円×8日まで(500円×8日=月4,000円を上限)

#### (助成実績)

年度	受給対象者数	助成件数	助成額
28年度	35,204人	393,765件	750,408,543円
29年度	34,730人	372,426件	707,199,192円
30年度	34,127人	382,753件	765,981,726円

### (3) 未熟児養育医療の給付

医師に入院養育が必要と認められた未熟児に対し、医療費等の一部を給付する。

#### (給付実績)

年度	助成件数	支払額	うち、自己負担額 (子ども医療費等により公金振替)
28年度	217件	19,736,159円	3,721,580円
29年度	197件	18,946,133円	3,457,750円
30年度	180件	18,354,816円	3,716,291円

#### (4) 児童相談

(相談件数：実件数)

年度	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談						
28年度	99件	491件	3件	2件	1件	104件	11件	711件
29年度	109件	687件	10件	12件	5件	174件	33件	1,030件
30年度	154件	779件	3件	4件	8件	128件	38件	1,114件

#### (5) 子育て支援等相談事業

「男女共同参画・子ども家庭センター」内の子育て支援室・相談室で、子育てや家庭及び女性に関する相談業務を実施し、情報提供や助言等の適切な支援を行う。

(相談件数：延件数)

事業内容		28年度	29年度	30年度
子育て支援室		18,213名(同伴者を含む)	17,801名(同伴者を含む)	16,598名(同伴者を含む)
相談室	子ども相談	771件	1,348件	1,832件
	女性相談	705件	957件	921件
	専門相談(小児科・発達・弁護士)	151件	96件	96件
	子育てママダイヤル	265件	209件	197件

#### (6) 病児保育事業(病児保育施設送迎サービス含む)

病気治療中又は病気回復期にあり、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった児童について、一時的受入れ先を確保することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としている。

また、保育園等において保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師が保護者に代わって送迎を行うことで保護者の子育てと就労の両立を図る病児保育施設送迎サービスを実施した。

〔病児保育実施施設〕

- ・福井県済生会乳児院(病後児保育)
- ・福井総合クリニック(病後児保育)
- ・福井愛育病院 愛育ちびっこハウス(病後児・病児保育)
- ・大滝病院 病児保育園(病後児・病児保育)

(延利用人数) 単位：人

年度	28年度	29年度	30年度
病後児保育	1,278	1,343	1,181
病児保育	4,379	4,172	4,441

〔病児保育施設送迎サービス実施施設〕

- ・福井愛育病院 愛育ちびっこハウス

(延利用人数) 単位：人

28年度	29年度	30年度
2	1	2

## (7) 子育て支援短期利用事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的に養育することによって、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

- ・ショートステイ：24時間体制で養育し、利用期間は月7日以内とする。
- ・トワイライトステイ：基本的に17時～22時まで養育し、利用期間は6ヵ月以内とする。

〔実施施設〕

- ・福井県済生会乳児院（3歳未満）
- ・ふれ愛園（平成29年10月から「ほほ咲みの郷」）（3歳以上）
- ・吉江学園（3歳以上）

年度	(延利用人数)		
	28年度	29年度	30年度
ショートステイ	233	190	258
トワイライトステイ	2	36	11

単位：人

## (8) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流の場と、子育てに関する支援情報の提供など、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを行うことにより、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができることを目的としている。

〔実施施設〕

- ばんだルーム、ひよこ広場、ぴょんぴょんルーム、  
 すくすくキッズ、A O S S A子ども家庭センター子育て支援室・相談室、  
 おやこの広場 あ・の・ね、赤とんぼ、たんぼぼ広場、  
 ハーツきっず羽水・学園・志比口、きのこルーム

28年度	(延利用人数)	
	29年度	30年度
147,509	130,579	133,995

単位：人

## (9) すみずみ子育てサポート事業

社会的にやむを得ない事由により、児童を養育できない保護者に対し、一時預かりや家庭支援などのサービスを提供することにより、子育て家庭の経済的・精神的負担を軽減することを目的としている。

〔実施施設〕

- ・福井市（の～び・のび）
- ・シルバー人材センター（ひだまりの家、えくぼ、家庭支援サービス）
- ・ベビーシッターサービスきらきらぼし
- ・福井県民生活協同組合（ハーツきっず羽水、ハーツきっず学園、ハーツきっず志比口、きらめきくらしのサポート）
- ・社会福祉法人 町屋福祉会（託児所「くるみ」）
- ・社会福祉法人 新清会（こどもの国 あさむつ苑）
- ・アイビーエージェント株式会社（託児所「とらいあぐる」）
- ・株式会社Select（すまいいきっず）

28年度	(延利用人数)	
	29年度	30年度
23,177	21,844	22,633

単位：人

### 3 児童健全育成

#### (1) 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えてその健康及び体力を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。また、各児童館で、保護者が共働きなどで学校から家に帰っても誰もいない家庭の児童を対象に、放課後児童会事業を実施している。

開館日等

毎週月曜日から金曜日まで（12時から18時まで）

長期休暇中（春休み・夏休み・秋休み・冬休み）及び土曜日（8時30分から18時まで）

平成11年5月から放課後児童会時間延長事業を実施している（希望者のみ。別途保護者負担あり）。

休館日 日曜日、祝日、年末年始

指定管理者 （福）福井市社会福祉協議会（くりのみ児童館を除く）（福）竹伸会（くりのみ児童館）

児童館一覧

（H31.4.1現在）

児童館名	所在地	児童館名	所在地
つばき	種池2丁目309	あさがお	浅水町107-12-1
ひまわり	文京6丁目20-21	たんぼぼ	和田1丁目7-26
さざんか	春日町221-2	すみれ	上野本町2丁目1302
とちのき	松本1丁目30-24	どんぐり	北四ツ居2丁目7-14
もくせい	太田町14-7	くるみ	若杉4丁目2102
とまと	大瀬町24-5-1	つくし	西堀町8-107
すいせん	灯明寺2丁目2109	すぎのこ	市波町25-3-4
すずらん	江端町29-101	くりのみ	グリーンハイツ9丁目165
ふじ	高木北2丁目1106	まきやま	東郷二ヶ町25-16
もみじ	新保1丁目920	たけのこ	砂子坂町5-58
こすもす	日之出5丁目14-1	さくらんぼ	林町48-25
くすのき	花堂北2丁目5-3	ちゅうりっぷ	荒木新保町45-7-1
たちばな	光陽1丁目25-29	まつのき	松本4丁目8-4

平成28年4月1日から春山小学校及び足羽小学校、平成30年4月1日から旭小学校の余裕教室等を活用し、遊びを通して心身ともに健やかな児童を育成することを目的とした、げんキッズ育成事業を実施している。（事業実施時間及び事業休止日は児童館と同様）

名称	所在地
さくらじどうかん	文京3丁目13番1号（春山小学校内）
あじさいじどうかん	足羽3丁目1番1号（足羽小学校内）
さつきじどうかん	手寄2丁目2番5号（旭小学校内）

## (2) 児童クラブ

児童クラブは、児童館以外の場所（学校の余裕教室等）を利用して、留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供している。

	名 称	所 在 地		運営団体
1	社児童クラブ	下江守町	社西小学校内	地区社協
2	安居児童クラブ	本堂町	安居小学校内	地区運営委員会
3	国見児童クラブ	鮎川町	緑ヶ丘保育園内	社会福祉法人
4	清水西児童クラブ	大森町	旧清水西保育園内	社会福祉法人
5	啓明児童クラブ	朝谷町	美山啓明幼稚園内	社会福祉法人
6	順化児童クラブ	大手3丁目	順化小学校内	社会福祉法人
7	鷹巣児童クラブ	大窪町	民家	社会福祉法人
8	殿下児童クラブ	風尾町	殿下小中学校内	地区運営委員会
9	一乗児童クラブ	西新町	一乗小学校内	地区運営委員会
10	越廼児童クラブ	茶崎町	越廼保健センター内	地区運営委員会
11	社南児童クラブ江守の里	江守の里1丁目	社会福祉法人施設内	社会福祉法人
12	のびっ子クラブ中藤	高柳3丁目	中藤小学校内	NPO法人
13	のびっ子クラブ社南	淵4丁目	旧至民中学校内	NPO法人
14	のびっ子クラブ清明	江端町	旧清明公民館内	NPO法人
15	のびっ子クラブ豊	月見3丁目	豊小学校内	NPO法人
16	河合児童クラブ	山室町	河合小学校内	地区運営委員会
17	わかば児童クラブ	灯明寺1丁目	旧明新公民館内	地区運営委員会
18	木田児童クラブ	春日町	旧木田公民館内	地区運営委員会
19	岡保児童クラブ	河水町	岡保幼小学校内	地区運営委員会
20	清水南児童クラブ	真栗町	清水南小学校内	NPO法人
21	森田児童クラブ	八重巻中町	八重巻公会堂内	地区運営委員会
22	なつめ児童クラブ	石新保町	棗中学校内	地区運営委員会
23	大安寺児童クラブ	田ノ谷町	大安寺幼稚園内	地区運営委員会
24	和田児童クラブ	和田東1丁目	旧和田公民館内	地区運営委員会
25	社北児童クラブ	若杉4丁目	社北小学校内	地区運営委員会
26	六条児童クラブ	上筋生田町	六条小学校内	地区運営委員会
27	まつもと児童クラブ	町屋3丁目	松本小学校内	社会福祉法人
28	わかば第2児童クラブ	灯明寺1丁目	旧明新公民館内	地区運営委員会
29	第2木田児童クラブ	木田1丁目	旧木田保育園内	地区運営委員会
30	日新児童クラブ	文京5丁目	日新小学校内	地区運営委員会
31	東安居児童クラブ	水越2丁目	東安居小学校内	NPO法人
32	ハーツきっず日之出児童クラブ	日之出5丁目	日之出小学校内	福井県民生活協同組合
33	円山なごみ児童クラブ	北四ツ居3丁目	円山小学校内	地区運営委員会
34	森田第2児童クラブ	下森田新町	福井市森田会館内	地区運営委員会
35	のびっ子クラブ中藤第2	高柳3丁目	中藤小学校内	NPO法人

36	ハーツきっず湊児童クラブ	学園1丁目	湊小学校内	福井県民生活協同組合
37	のびっ子クラブ清たん	江端町	旧清明公民館内	NPO法人
38	わかば第3なかよし児童クラブ	灯明寺1丁目	明新小学校内	地区運営委員会
39	森田第3児童クラブ	下森田新町	森田小学校内	NPO法人
40	上文殊児童クラブ	生部町	上文殊小学校内	社会福祉法人
41	社第2児童クラブ	下江守町	社西小学校内	地区社協
42	ハーツきっず啓蒙児童クラブ	開発1丁目	啓蒙小学校内	福井県民生活協同組合
43	社南児童クラブあさかぜ	湊1丁目	認定こども園あさかぜ内	社会福祉法人
44	本郷児童クラブ	大年町	本郷小学校内	地区運営委員会
45	和田第2児童クラブ	勝見3丁目	いちごの森内	医療法人
46	わかば第4なかよし児童クラブ	灯明寺1丁目	明新小学校内	地区運営委員会
47	のびっ子クラブ豊第2	月見3丁目	豊小学校内	NPO法人
48	のびっ子クラブ中藤第3	高柳3丁目	中藤小学校内	NPO法人
49	森田第4児童クラブ	下森田新町	森田小学校内	NPO法人
50	森田第5児童クラブ	下森田新町	森田小学校内	NPO法人
51	さざんかクラブ	木田1丁目	木田小学校内	福井市社会福祉協議会
52	こすもすクラブ	日之出5丁目	日之出小学校内	福井市社会福祉協議会
53	あさがおクラブ	浅水二日町	麻生津小学校内	福井市社会福祉協議会

### (3) 児童小遊園遊具整備費補助事業

児童の健全育成を支援するため、地域の神社や寺院の敷地等に遊具を設置している自治会に、遊具の整備に要する費用の一部を補助する。

(遊具整備状況)

	28年度	29年度	30年度
所有自治会数	152自治会	148自治会	148自治会
増設	1カ所	-	2カ所
取替	2カ所	-	-
修繕	3カ所	8カ所	6カ所
撤去	2カ所	5カ所	1カ所

### (4) 地域組織活動育成事業(母親クラブ)

地域の児童の健全育成を図るため、親子及び世代間の交流や文化活動、児童養育に関する研修活動等の取組に対し、1クラブあたり10万円を補助した。

- 主な活動
1. 親子及び世代間の交流・文化活動
  2. 児童養育に関する研修活動
  3. 児童の事故防止のための活動
  4. その他・児童福祉の向上に寄与する活動

(母親クラブ数)

28年度	29年度	30年度
8カ所	8カ所	7カ所

# 母子福祉等

## 1 児童扶養手当の給付

ひとり親家庭、あるいは父または母が極めて重度の障がいにある家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童を監護している父親や母親、あるいは父または母に代わってその児童を養育している人に、児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで手当を給付する（所得制限有り）

（手当額）

	全部支給	一部支給
児童1人	42,910円	42,900円～10,120円
児童2人	10,140円	10,130円～5,070円
児童3人以降	6,080円	6,070円～3,040円

（給付実績）

年度	受給対象者数	支給額
28年度	2,239人	973,313千円
29年度	2,161人	965,813千円
30年度	2,088人	930,986千円

## 2 母子家庭等医療費等の助成

母子家庭、父子家庭、養育者家庭及び一人暮らしの寡婦等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費等の一部を助成する（所得制限有り）

（助成実績）

年度	受給対象者数	助成件数	助成額
28年度	6,018人	54,820件	153,491,994円
29年度	5,795人	51,716件	144,398,240円
30年度	5,495人	50,117件	142,936,336円

## 3 母子相談

母子・父子自立支援員1人を配置し、ひとり親家庭等の自立のため各種の相談、助言等の支援を行う。

（相談件数）

年度	件数（実人数）
28年度	1,615件（364人）
29年度	1,351件（347人）
30年度	1,610件（343人）

## 4 母子家庭自立支援事業

ひとり親家庭等の自立を支援するため、指定された講座の受講者に対し、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を給付する。

(給付実績)

年度	自立支援教育訓練給付金		高等職業訓練促進給付金	
	受給者数	助成額	受給者数	助成額
28年度	0人	0円	5人	5,392,000円
29年度	4人	140,400円	5人	4,871,000円
30年度	3人	99,388円	1人	1,200,000円

## 5 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、一時的な生活援助や保育サービス等を必要とする場合に、生活を支援する家庭生活支援員を派遣する。

(派遣実績)

年度	延回数
28年度	524 回
29年度	421 回
30年度	291 回

## 6 母子生活支援事業

母子生活支援施設において、DV被害者等の母子の社会適応を図るため、母親と児童への援助、指導、母子のグループ指導等を実施し、入所者の自立支援を行う。

年度	入所世帯数(人数)
28年度	0世帯 (0人)
29年度	1世帯 (2人)
30年度	1世帯 (2人)

## 7 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の経済的自立の助成と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行う。

平成28年度から30年度は新規貸付の実績なし。

# 国民健康保険

## 1 被保険者の概況

(年度平均)

区 分	28 年 度	29 年 度	30 年 度
被 保 険 者 数 加 入 率	52,651人 19.80%	49,831人 18.79%	47,525人 17.99%
世 帯 数 加 入 率	33,003世帯 32.63%	31,832世帯 31.14%	30,848世帯 29.91%

## 2 保険税賦課基準

(平成30年度)

区 分	課 税 対 象	税 率		
		医療保険分	後期高齢者 支援金等分	介護保険分
所 得 割	課税総所得金額	100分の7.89	100分の2.4	100分の2.95
資 産 割	土地家屋の固定資産税額	100分の2.9		
均 等 割	被保険者1人につき	29,900円	8,200円	9,900円
平 等 割	1世帯につき	17,400円	5,400円	6,000円

## 3 保険税賦課状況

(平成30年度)

賦 課 期 日	4月1日
納 期	普通徴収 8回(7、8、9、10、11、12、1、2月) 特別徴収 6回(4、6、8、10、12、2月)
賦 課 方 式	4方式(所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額)
賦 課 限 度 額	医療分 58万円、支援分 19万円、介護分 16万円
限度額超過世帯数	医療分 659世帯、支援分 537世帯、介護分 438世帯

## 4 保険税収納状況(現年課税分)

(各年度末)

区 分	28 年 度 決 算 額	29 年 度 決 算 額	30 年 度 決 算 額
調 定 額	5,581,361,000円	5,331,401,998円	4,969,922,700円
収 納 額	5,090,173,247円	4,909,184,186円	4,625,896,584円
収 納 率	91.20%	92.08%	93.08%
1世帯当たり調定額	169,117円	167,486円	161,110円
1人当たり調定額	106,007円	106,990円	104,575円

## 5 低所得世帯の保険税軽減状況

(平成30年度)

区 分	軽 減 額	被 保 険 者 数	世 帯 数
7 割 軽 減	462,006,510円	11,003人	8,462世帯
5 割 軽 減	211,573,500円	7,898人	4,517世帯
2 割 軽 減	63,437,220円	5,909人	3,427世帯
計	737,017,230円	24,810人	16,406世帯

## 6 保険給付の種類

(平成30年度)

### (1) 療養の給付

年齢	給付割合
未就学児	8割
就学児から69歳まで	7割
70歳以上	8割 現役並み所得者は7割

### (2) 給付の内容

診療、治療材料の支給、処置手術、その他の治療、  
病院または診療所への収容、看護、移送、柔整、鍼灸の施術

### (3) 高額療養費の支給

昭和50年1月実施

### (4) 出産育児一時金の支給

分娩年月日	出産・満22週以降の死産	満12週以降22週未満の死産
分娩施設	H21.10.1~	H21.10.1~
産科医療補償 制度加入施設	420,000円	分娩年月日 ~ H26.12.31 390,000円 分娩年月日 H27.1.1~ 404,000円
産科医療補償 制度未加入施設	分娩年月日 ~ H26.12.31 390,000円 分娩年月日 H27.1.1~ 404,000円	

(5) 葬祭費の支給 1件 50,000円

## 7 保険給付状況

### (1) 一般被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	705,446件	19,185,715,701円	14,025,085,917円	4,712,585,667円	448,044,117円
29	676,090件	18,910,155,625円	13,809,662,513円	4,713,435,256円	387,057,856円
30	674,386件	18,512,860,318円	13,541,007,077円	4,599,010,346円	372,842,895円

### (2) 退職被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	27,356件	672,572,356円	469,572,708円	191,869,038円	11,130,610円
29	15,029件	382,008,107円	266,798,900円	108,774,589円	6,434,618円
30	6,943件	166,784,676円	116,338,743円	47,563,918円	2,882,015円

### (3) 高額療養費給付状況

(各年度末)

年 度	一 般 被 保 険 者 分		退 職 被 保 険 者 分		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
28	33,504件	2,061,397,000円	941件	76,666,473円	34,445件	2,138,063,473円
29	32,099件	2,046,768,203円	493件	44,712,767円	32,592件	2,091,480,970円
30	33,556件	2,020,794,614円	252件	18,713,086円	33,808件	2,039,507,700円

### (4) その他の保険給付費

(各年度末)

年 度	出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
28	171件	71,298,562円	309件	15,450,000円	480件	86,748,562円
29	156件	64,151,018円	280件	14,000,000円	436件	78,151,018円
30	114件	47,650,830円	282件	14,100,000円	396件	61,750,830円

## 8 国民健康保険基金

国民健康保険の保険給付に要する費用に不足を生じた際の財源とするため、各会計年度において生じた剰余金の範囲内で基金として積み立てをする。

平成29年度末 現在残高	平成30年度		平成30年度末 現在残高
	積立額	処分額	
18,659,823円	4,668円	0円	18,664,491円

# 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳～74歳までの方が加入する医療保険制度である。制度の運営は福井県内のすべての市町が加入する「福井県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町と役割分担して実施している。

## 1 被保険者の概況 (平成30年度末)

区 分	30 年 度
75歳以上	38,486人
障害認定	883人
計	39,369人

## 2 保険料賦課基準 (平成30年度末)

区 分	賦 課 対 象	料 率
所 得 割	賦課のもととなる所得金額	100分の8.1
均 等 割	被保険者1人につき	45,000円

## 3 保険料賦課状況 (平成30年度末)

賦 課 期 日	4月1日		
納 期	普通徴収 8回(7、8、9、10、11、12、1、2月) 特別徴収 6回(4、6、8、10、12、2月)		
賦 課 方 法	旧ただし書き方式(所得割、均等割の合計額)		
賦 課 限 度 額	62万円	限度額を超える被保険者数	544人

## 4 保険料収納状況(現年課税分) (平成30年度末)

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率	1 人 当 たり 調 定 額
30 年 度	2,749,379,500円	2,738,837,590円	99.62%	69,836円

## 5 低所得者の保険料軽減状況 (平成30年度末)

均等割軽減	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	被用者保険の被扶養者	小計
30年度	6,098人	8,870人	4,604人	3,944人	2,180人	25,696人

所得割軽減	2割軽減		小計	保険料軽減者合計
	均等割軽減あり	均等割軽減なし		
30年度	0人	0人	0人	25,696人

## 6 申請・届出受付状況 (平成30年度末)

区 分	資 格 関 係	給 付 関 係	そ の 他	計
30 年 度	3,171件	5,706件	1,654件	10,531件

福井県後期高齢者医療広域連合提出分

# 国民年金

## 1 基礎年金

国民年金は、従来は被用者年金制度に加入していない自営業者等を対象としていたが、昭和61年4月1日の国民年金法改正に伴い、被用者年金制度の被保険者等及び被扶養配偶者も国民年金の被保険者となった。老齢・障害・死亡についての年金給付として「基礎年金」が支給される。

### 加入状況

(平成31年3月31日現在)

加入者数			計
第1号加入者	任意加入者	第3号被保険者	
25,956人	285人	13,634人	39,875人

### 納付状況

(平成31年3月31日現在)

年度	納付対象月数	納付実施月数	納付率
28	210,086	148,868	70.9 %
29	196,857	143,079	72.7 %
30	189,253	140,089	74.0 %

### 保険料免除状況

(平成31年3月31日現在)

年度	法定免除	申請免除	若年者納付猶予	学生納付特例	計	免除率
28	2,419	4,479	996	3,442	11,336	41.0 %
29	2,451	4,120	1,121	3,508	11,200	42.1 %
30	2,497	3,942	1,136	3,603	11,178	43.1 %

### 免除申請等所得基準額

〔申請免除〕

本人、配偶者及び世帯主の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることでいずれかの免除となる。

(基準額) 所得 : (扶養親族等数 + 1) × 35万円 + 22万円	全額免除
所得 : 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	4分の3免除
所得 : 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	半額免除
所得 : 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	4分の1免除

〔納付猶予制度〕

本人(50歳未満)及び配偶者の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることで納付猶予となる。

平成28年6月分までの申請については、本人(30歳未満)。

(基準額) 所得 : (扶養親族等数 + 1) × 35万円 + 22万円

〔学生納付特例制度〕

学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されることで学生納付特例となる。

(基準額) 所得 : 118万円 + 扶養親族等数 × 38万円 + 社会保険料控除額等

## 国民年金裁定請求受給要件

(平成31年4月1日現在)

給付名	受給要件	年金額
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として保険料納付済期間・カラ期間・保険料免除期間を合算し、25年以上(平成29年8月1日からは、10年以上)ある場合は65歳から支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>:平成20年度までは1/3、平成21年度からは1/2</li> <li>:平成20年度までは1/2、平成21年度からは5/8</li> <li>:平成20年度までは2/3、平成21年度からは3/4</li> <li>:平成20年度までは5/6、平成21年度からは7/8</li> </ul> </li> </ul>	$\{780,100 \times (\text{納付月数} + \text{全額免除月数} \times 1/2 + 3/4 \text{免除月数} \times 5/8 + \text{半額免除月数} \times 3/4 + 1/4 \text{免除月数} \times 7/8)\} \div (\text{加入可能年数} \times 12)$
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>初診日において国民年金の被保険者であること</li> <li>初診日の前々月までに3分の2以上の保険料の納付済期間(免除期間等含む)があるか、又は初診日の前々月までの1年間に未納がなく、障害等級に該当する障害状態となったとき支給</li> <li>20歳前の傷病により、年金の障害等級に該当する障害の状態に該当するときは20歳から支給</li> </ul>	1級 975,125円 2級 780,100円 (子の加算有) 1~2人 各224,500円 3人以降 各74,800円
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の納付期間及び免除期間が加入期間の3分の2以上ある人が亡くなったときに、死亡した者によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫または子に支給</li> <li>子とは18歳に到達する年度末までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害者をいう</li> </ul>	780,100円 (子の加算有) 1~2人 各224,500円 3人以降 各74,800円
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢基礎年金を受ける資格のある夫が年金を受けず死亡したとき、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給</li> </ul>	夫が受けられる 老齢基礎年金の3/4

## 2 福祉年金

福祉年金は、昭和34年の制度創設から今日に至るまで幾度かの制度を経て、内容の充実が図られてきた。なお、障害福祉年金及び母子福祉年金は、昭和61年4月の年金制度改正により、それぞれ障害基礎年金・遺族基礎年金へ移行した。

### 受給要件

(平成31年4月1日現在)

種別	要件	年金額
老齢福祉年金	原則として明治44年4月1日までに生まれた者	399,700円 所得制限及び公的年金併給制限により一部または全額停止あり

## 3 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として平成17年4月に「特別障害給付金制度」が創設された。

### 受給要件

(平成31年4月1日現在)

種別	要件	年金額
特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</li> <li>昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある者。ただし、65歳に達する日の前日までに障害状態に該当した者に限る。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給できる者は対象外</li> </ul>	1級 52,150円(月額) 2級 41,720円(月額) 一定額以上の所得及び老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合は、半額または全額停止あり

# 介 護 保 険

## 1 第1号被保険者の概況

(平成31年3月末現在)

65歳以上75歳未満 (人)	36,117
75歳以上85歳未満 (人)	25,469
85歳以上 (人)	13,578
(再掲)外国人被保険者	404
(再掲)住所地特例被保険者	175
計	75,164

## 2 要介護認定者数

(3月末現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定者総数(人)	13,621	13,441	13,858
内訳			
要支援1	1,594	1,309	1,449
要支援2	1,771	1,715	1,915
要介護1	2,534	2,672	2,668
要介護2	2,560	2,562	2,508
要介護3	2,062	2,049	2,055
要介護4	1,851	1,881	1,960
要介護5	1,249	1,253	1,303

## 3 介護保険料

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、介護保険法の定めにより介護保険事業計画に基づき3年ごとに設定される。

第7期福井市介護保険事業計画に基づく保険料(平成30~令和2年度)は、保険料の上昇幅をできるだけ抑制するため、基金の取り崩しや低所得者層の方の保険料率に配慮しながら保険料月額(基準額)を6,300円に設定した。

### 介護保険料基準額の推移

年度	第2期 平成15~17年度	第3期 平成18~20年度	第4期 平成21~23年度	第5期 平成24~26年度	第6期 平成27~29年度	第7期 平成30~令和2年度
基準額(円/月)	3,600	4,400	4,400	5,560	6,100	6,300
年額(円)	43,200	52,800	52,800	66,720	73,200	75,600

### 介護保険料の所得段階

所得段階区分		保険料率	年額(円)
第1段階	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.225	17,010
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.525	39,690
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	基準額 ×0.675	51,030
第4段階	本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.85	64,260
第5段階	本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で第4段階に該当しない方	基準額	75,600
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.15	86,940
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	94,500
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	113,400
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.55	117,180
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.75	132,300
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上900万円未満の方	基準額 ×1.85	139,860
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上の方	基準額 ×2.00	151,200

## 4 納 期

特別徴収（年金年額18万円以上）

仮徴収 = 4月、6月、8月

本徴収 = 10月、12月、2月

普通徴収（年金年額18万円未満、65歳到達・転入により資格取得した当初の一定期間）

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の月末納期の年8期払い

## 5 保険給付の種類

### 居宅サービス

訪 問 介 護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の世話をを行う。
訪 問 入 浴 介 護 介護予防訪問入浴介護	入浴設備を積んだ入浴車が居宅を訪問して、入浴の介助を行う。
訪 問 看 護 介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、必要なりハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、療養上の管理指導を行う。
通 所 介 護 ( デ イ サ ー ビ ス )	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行う。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション ( デ イ ケ ア )	主治医の判断にもとづき、日帰りで医療機関等のデイケアセンターなどに通い、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを行う。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 ( ショートステイ )	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 ( ショートステイ )	老人保健施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行う。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等で、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話をを行う。
福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具貸与	居宅で可能な限り自立した日常生活が送れるよう、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与する。 1歩行器 2歩行補助つえ 3手すり（取り付けに工事不要なもの） 4スロープ（段差解消のもので、取り付けに工事不要なもの） 5車いす 6車いす付属品（クッション、電動補助装置など）7特殊寝台 8特殊寝台付属品（マットレスなど） 9床ずれ防止用具（エアーマットなど） 10体位変換器 11認知症高齢者徘徊感知機器 12移動用リフト 13自動排泄処理装置 5～12の品目は原則、要介護2～5の方のみ利用可。 13の装置のうち便を吸引できるものは原則、要介護4・5の方のみ利用可。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に用いる用具の購入費の一部を支給する。 ・ 腰掛便座 ・ 入浴補助用具 ・ 移動用リフトのつり具の部分 ・ 簡易浴槽 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
住 宅 改 修 費 介護予防住宅改修費	居住する住宅に、手すりを取り付けるなどの小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を支給する。 ・ 廊下や階段、浴室等への手すり設置 ・ 段差の解消 ・ 滑り防止のための床または通路面の床材の変更 ・ 洋式便器等への便器の取り替え ・ 引き戸等への扉の取り替え

居宅介護支援 介護予防支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅サービス計画や介護予防サービス計画を作成するとともに、計画にもとづくサービス提供確保のため、サービス事業者等と連絡調整を行う。
------------------	---

### 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況、環境等に応じて「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的なサービスを行う。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の利用者に、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の利用者に、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行う。
夜間対応型訪問介護	巡回又は備え付けの通報装置による連絡等で、夜間専用の訪問介護を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等の入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行う。
地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンターなどに日帰りを通い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話と機能訓練を行う。

### 施設サービス

指定介護老人福祉施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。
指定介護療養型医療施設	入院する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療を行う。
介護医療院	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。

### 特定入所者介護（予防）サービス費

低所得者に対して、介護保険施設やショートステイを利用する場合の「食費」・「居住費・滞在費」について、負担が過重にならないよう軽減された負担限度額が設定される。

### 高額介護（予防）サービス費

要介護者や要支援者が支払った自己負担額が所定の上限を超えた分は、高額介護（予防）サービス費として払い戻される。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された上限額が設定される。

### 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険上の世帯を単位とし、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合に、超えた金額が払い戻される。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された限度額が設定される。

## 6 保険給付状況

### (1) 居宅介護(予防)サービス費(住宅改修費及び福祉用具購入費は除く)

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	284,099	9,579,210,512
29	273,711	9,476,712,849
30	265,497	9,343,392,051

### (2) 地域密着型(予防)サービス費

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	24,143	3,963,429,161
29	26,397	4,471,106,258
30	28,104	4,810,459,622

### (3) 施設介護サービス費

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	29,516	7,520,087,290
29	28,737	7,393,665,966
30	28,660	7,460,855,928

### (4) 居宅介護(予防)住宅改修費

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	821	74,017,232
29	726	65,194,171
30	691	60,829,661

### (5) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	823	21,023,259
29	804	21,095,496
30	892	21,780,369

### (6) 特定入所者介護(予防)サービス費

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	16,286	610,358,278
29	15,937	572,245,149
30	16,273	575,215,616

### (7) 高額介護(予防)サービス費

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	37,182	388,532,543
29	37,355	392,160,948
30	37,248	425,679,892

## (8) 高額医療合算介護(予防)サービス費

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	1,552	40,257,131
29	2,080	61,515,810
30	1,708	49,672,836

## 7 居宅サービス利用者負担軽減事業

利用者負担額の2分の1を市が助成することにより、低所得者の自己負担額を軽減し、併せて居宅サービス利用の機会拡大を図る。

【施 行】 平成15年7月1日

【対象者】 以下の条件をすべて満たす人

世帯全員が市民税非課税(生活保護受給者を除く)

世帯収入が130万円未満(世帯が2人以上の場合は1人につき75万円を上乗せ)

世帯で保有する預貯金の額が300万円以下

本人に地代等の不動産所得がないこと

本人が負担能力のある親族等に扶養されていないこと

本人が介護保険料を滞納していないこと

本人が給付制限を受けていないこと

【対象サービス】訪問介護、訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護、訪問看護/介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、訪問型予防給付相当サービス、通所型予防給付相当サービス、訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービス、短期集中予防サービス

【助 成 額】 利用者負担額(1割)の2分の1

【事業実績】 認定者数 281人

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	3,250	10,706,356
29	2,794	9,365,493
30	2,943	9,704,507

## 8 すこやか介護用品支給事業

要支援以上の常時おむつを使用している在宅の高齢者及び40歳から64歳の第2号被保険者で要支援以上の市民税非課税世帯の者に介護用品(紙おむつ等)の購入費用を補助し、快適な在宅生活の維持を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることを目的としている。

年 度	登録者数(人)	保険者負担額(円)
28	3,758	66,755,152
29	3,835	74,192,335
30	3,868	74,443,159

## 9 介護相談員派遣事業

介護サービス事業所を訪問し、利用者の話を聞き相談に応じるなど、介護サービスの質的向上を図ることを目的に活動を行っている。

- 【設置】 平成15年6月1日
- 【委嘱】 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
- 【相談員】 11名（平成31年4月1日現在）
- 【連絡会】 12回
- 【訪問事業所】 134事業所（令和元年度予定）

## 10（公財）福井市ふれあい公社運営支援

居宅介護支援事業や、高齢者の在宅介護事業等を行うために必要な事務局運営を支援している。

# 保 健 衛 生

本市は、平成31年4月に中核市となり、それまで県が行っていた保健所業務の移譲を受け、福井市保健所を開設した。福井市保健所においては「公衆衛生の拠点」として、医事・薬事、感染症対策、食品衛生、精神保健、難病支援等広域的、専門的な業務を行っている。

感染症や食中毒によって生じる市民の生命や健康の安全を脅かす事態に対して、その発生予防に努め、発生時には被害の拡大防止に迅速に対応している。また、精神保健や難病支援では、相談者の状況に応じて保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行っている。

一方、健康管理センターでは、健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちをつくるために、第2次福井市健康増進計画「健康ふくふくプラン21」に基づき、各種保健事業により市民の生涯にわたる健康づくりを支援している。

母子保健事業では、妊産婦や乳幼児の健康づくりのため健康教育・健康相談・訪問指導を行うとともに、疾病の予防・早期発見のため妊婦及び乳幼児の健康診査を実施している。

健康増進事業としては、健康づくりと生活習慣病の発症と重症化予防のため各種健康教育・健康相談・訪問指導を行っている。また、疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるため、健康診査や各種がん検診等を実施している。

感染症予防事業で、定期予防接種を実施するほか、救急医療対策として、夜間や休日における初期救急医療の提供を行っている。

## 1 医 事 薬 事

### （1）医療施設

診療所や歯科診療所を開設する場合や、構造設備（診察室、給食施設等）診療科目等を変更する場合には、医療法に基づく許可申請や届出が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行う。

### （2）薬事施設

薬局を開設する場合や、店舗販売業の営業、または毒物劇物の販売等を行う場合には、関係法令に基づく許可申請や登録申請等が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行う。

## 2 感染症対策

### (1) 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、一類から四類及び五類感染症の一部（全数把握対象感染症）の患者を診断した医師からの届出を受理する。保健所において発生届出を受理後、必要に応じ感染源との接触状況や発症までの行動等の調査を実施し、感染拡大を防止するための措置を講じる。

### (2) 結核対策

結核の感染拡大を防止するため、結核発生届出があった際は、必要に応じて入院勧告や接触者の健康診断等を実施する。

### (3) HIV抗体検査

HIV感染症及びエイズの発生予防とまん延防止を図るため、受検者のプライバシーを保護した匿名でのHIV抗体検査を実施する。

### (4) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し適切な治療につなげるため、肝炎ウイルス検査を実施する。

### (5) 風しん抗体検査

妊婦が風しんの感染により胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して、予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を実施する。

## 3 保健支援

### (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定

小児期の難治性の疾患は、その治療期間が長期にわたり医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の負担軽減に資することを目的として、児童福祉法に基づき医療費の助成を行う。

### (2) 難病支援

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病の患者及び家族の療養上の不安解消を図るとともに、要支援難病患者に対し、地域の関係機関や庁内関係課等と連携し、適切な在宅療養支援を行う。

### (3) 精神保健支援

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がい者の早期治療と社会参加の促進、市民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に精神保健支援事業を実施する。

### (4) 栄養管理支援

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導を実施する。

## 4 生活衛生

### (1) 食品衛生

食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行う。

また、流通食品の細菌等の検査を行い、安全性を確認する。食中毒の疑いがある事案を探知した際には、迅速に調査を行い、健康被害の拡大防止、原因究明及び再発防止を図る。

## (2) 環境衛生

興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法に基づき、各種営業許可や届出、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行う。

## (3) 動物愛護

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の保護、引取り、返還、譲渡等の業務を行う（実務は県に委託）、また、動物取扱業の登録届出、特定動物の飼養許可等の手続きを行うとともに飼養施設に対する監視指導等を行う。

また、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行う。

## (4) 狂犬病予防と畜犬登録

年 度	犬の登録数（件）		予防注射数（頭）
	年度末登録数	うち新規登録数	
28	11,248	647	7,368
29	10,798	653	7,276
30	11,028	1,043	7,759

## 5 成 人 保 健

### (1) 長寿（後期高齢者）健康診査

年 度	長寿健康診査	
	受診数（人）	受診率（％）
28	5,571	15.2
29	6,074	17.8
30	6,450	18.3

### (2) 一般健康診査

年 度	生活保護受給者の健康診査		39歳以下の健康診査
	受診数（人）	受診率（％）	受診数（人）
28	100	5.4	272
29	120	6.5	248
30	113	6.1	219

### (3)がん検診

年 度	肺 が ん			胃 が ん			大 腸 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
28	72,017	13,370	18.6	72,017	6,611	9.2	72,017	15,249	21.2
29	73,626	13,675	18.6	73,626	3,313	13.5	73,626	14,913	20.3
30	73,626	14,644	19.9	73,626	5,747	12.3	73,626	16,036	21.8

年 度	子 宮 頸 が ん			乳 が ん			前 立 腺 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
28	54,413	10,209	35.8	46,245	6,768	28.7	24,167	4,821	19.9
29	52,721	11,178	39.5	46,084	6,642	28.9	25,641	4,989	19.5
30	52,721	11,076	41.2	46,084	7,291	29.9	25,641	5,294	20.6

子宮頸がん検診は、妊婦健診を含む。

胃、子宮頸、乳がんの検診間隔は2年度に1回。

受診率は国勢調査をもとに算出した県独自調査による就業者を引いた対象者数にて算出。

### (4)健康教室

内 容	28年度		29年度		30年度	
	回数 (回)	受講者数 (人)	回数 (回)	受講者数 (人)	回数 (回)	受講者数 (人)
健 康 教 室	283	9,370	266	9,442	260	9,643

### (5)健康相談

内 容	28年度		29年度		30年度	
	回数 (回)	相談者数 (人)	回数 (回)	相談者数 (人)	回数 (回)	相談者数 (人)
健 康 相 談	122	807	115	751	100	991

## 6 母 子 保 健

### (1)母子健康診査

年 度	妊 婦 健康診査	1 か 月 児 健 康 診 査			4 か 月 児 健 康 診 査			1 0 か 月 児 健 康 診 査			1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査			3 歳 児 健 康 診 査		
	受診延べ 人数(人)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)
28	27,690	2,219	2,159	97.3	2,241	2,175	97.1	2,308	2,241	97.1	2,368	2,309	97.5	2,287	2,213	96.8
29	26,141	2,177	2,165	99.4	2,289	2,237	97.7	2,259	2,181	96.5	2,234	2,162	96.8	2,273	2,203	96.9
30	25,189	2,097	2,057	98.1	2,145	2,069	96.5	2,197	2,123	96.6	2,197	2,158	98.2	2,321	2,249	96.9

妊婦健康診査は、全妊婦に14回分助成。

(2) 母子健康教育・相談

年度	両親学級		離乳食教室		親子遊びの教室			健康教育 (センター・地区教室)		口腔衛生教育	
	回数 (回)	参加者数 (組)	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)
28	5	184	60	1,521	12	25	87	62	649	128	3,751
29	5	131	60	1,509	12	34	95	64	678	104	3,400
30	5	177	60	1,408	12	28	113	45	574	104	3,408

年度	にこにこ 子育て相談		発達相談会		電話相談	来所相談	訪問指導	助産師ママくらぶ	
	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)	延べ人数 (人)	延べ人数 (人)	延べ件数 (件)	回数 (回)	参加者数 (人)
28	16	1,092	23	305	322	38	2,544		
29	12	778	23	362	380	108	2,573	14	179
30	12	892	23	379	335	98	2,712	16	146

(3) 特定不妊治療費助成事業

年度	28	29	30
助成人数(人)	498	450	382

7 予防接種

(1) 個別予防接種事業

年度	4種混合			3種混合			2種混合		
	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)
28	8,803	8,853	100.6	-	0	-	2,368	1,681	71.0
29	8,480	8,731	102.9	-	0	-	2,482	1,688	68.0
30	8,226	8,445	102.7	-	1	-	2,458	1,785	72.6

4種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ

3種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風

2種混合：ジフテリア・破傷風

年度	不活化ポリオ			麻しん風しん1期			麻しん風しん2期			日本脳炎		
	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	延べ回数 (人)
28	-	94	-	2,331	2,276	97.6	2,362	2,210	93.6	-	-	8,774
29	-	59	-	2,161	2,129	98.5	2,356	2,225	94.4	-	-	9,271
30	-	26	-	2,173	2,176	100.1	2,279	2,168	95.1	-	-	10,277

日本脳炎は、平成17年度から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度から再開した。

年度	B C G			ヒ ブ			小児用肺炎球菌			子宮頸がん予防		
	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	延べ回 数(回)	対象数 (人)	実施数 (人)	延べ回 数(回)	対象数 (人)	実施数 (人)	延べ回 数(回)
28	2,183	2,175	99.6	2,183	-	8,829	2,183	-	8,836	-	-	14
29	2,100	2,193	104.4	2,100	-	8,713	2,100	-	8,763	-	-	18
30	2,039	2,076	101.8	2,039	-	8,528	2,039	-	8,554	-	-	56

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始月齢により1～4回接種、子宮頸がん予防ワクチンは3回接種とする。  
 ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月から定期予防接種となった。  
 子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月から、積極的な接種勧奨を差控えている。

年度	水痘			B型肝炎			高齢者インフルエンザ			高齢者肺炎球菌		
	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)									
28	4,466	4,297	96.2	6,549	3,749	57.2	76,726	43,646	56.9	15,786	6,477	41.0
29	4,431	4,013	90.6	6,300	6,624	105.1	75,782	43,095	56.9	17,544	7,048	40.2
30	4,274	4,148	97.1	6,117	6,319	103.3	76,375	44,527	58.3	16,911	6,778	40.1

水痘は、平成26年10月から定期予防接種となった。

B型肝炎は、平成28年10月から定期予防接種となった。

高齢者肺炎球菌は、平成26年10月から定期予防接種となった。

## 8 救急医療

### (1) 福井市消防局による救急活動

救急告示施設（救急病院）23救急医療機関（平成31年4月1日現在）

### (2) 救急医療対策

#### 1次救急医療体制

- ・福井市休日急患センター（平成4年10月から開設、平成23年4月から診療時間変更）  
 福井市城東4丁目14 - 30（保健センター東隣）TEL22 - 2099  
 診療科目 内科  
 日曜・祝日、12月30日～1月3日...午前9時～午後11時  
 土曜夜間.....午後7時～午後11時
- ・福井県子ども急患センター（平成23年4月から開設）  
 福井市城東4丁目14 - 30（福井市休日急患センター内）TEL26 - 8800  
 診療科目 小児科  
 日曜・祝日、12月30日～1月3日...午前9時～午後11時  
 月曜～土曜夜間.....午後7時～午後11時
- ・福井市休日急患歯科診療所（平成4年10月から開設）  
 福井市大願寺3丁目4 - 1（福井県歯科医師会館内）TEL26 - 8468  
 日曜・祝日、12月30日～1月3日、8月14日・15日・16日...午前9時～午後5時
- ・休日昼間在宅当番医制（昭和40年から実施）  
 外科1院を当番医に指定  
 在宅当番医の問い合わせはTEL21 - 2119（週末のみ）で対応。

## 2次救急医療体制

### <嶺北地区病院群輪番制>

1次救急医療機関からの搬送及び入院治療を必要とする重症患者に対する医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院、福井勝山総合病院、福井総合病院、公立丹南病院が輪番制により担当（昭和53年から実施）

### <嶺北地区小児救急医療支援>

毎日の夜間における1次救急医療機関から搬送される小児救急医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院が輪番制により担当（平成15年度から実施）

## 3次救急医療体制

主に2次救急医療機関からの搬送による重篤な救急患者が対象となり、福井県立病院の救命救急センターが担当（昭和58年から実施）

# 9 医 療 施 設

1病院、診療所当たり市民923名、また1歯科診療所当たり1,921名となっている。（平成31年3月31日現在）

医 療 施 設	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局
施 設 数	27	258	137	115

# 保 健 所

平成31年4月の中核市移行に伴い、本市の公衆衛生の拠点として、感染症対策や食中毒予防等の広域的、専門的な業務のほか、精神保健や難病等の相談支援などを行っている。

## 1 概 要

名 称	福井市保健所
所 在 地	福井市西木田2丁目8番8号 (福井健康福祉センター内)
開 設 年 月	平成31年4月
延 床 面 積	3,236.33㎡の一部915.90㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4階建

# 健康管理センター

市民の健康ですこやかな日常生活を確保するため、市民に密着した対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、市民一人ひとりが自主的な保健活動の場とすることを目的としている。

## 1 概 要

名 称	福井市健康管理センター	福井市清水健康管理センター
所 在 地	福井市城東4丁目14番30号	福井市風巻町第28号8番地 1
開 設 年 月	平成4年10月	平成18年8月
敷 地 面 積	7,839.48㎡	15,230.98㎡
建 物 面 積	1,867.06㎡	4,353.98㎡ ( 検診車スペース等を含む )
延 床 面 積	3,508.36㎡	3,883.47㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
工 期	平成2年12月21日～平成4年3月25日 増築分 平成25年5月14日～平成25年10月18日	平成17年7月29日～平成18年7月10日
総 工 費	2,845,140千円 ( 用地費を含む ) 増築分 13,785千円	979,743千円

福井市清水健康管理センターの各面積及び総工費には福井市清水高齢者福祉センターを含む。

# 診 療 所

地域住民の健康増進、健康管理及び疾病等の治癒を図るため、診療所を設置している。

## 1 施 設 概 要

(平成31年4月1日現在)

施設名	美山診療所	下味見診療所	国民健康保険上味見診療所
所在地	美山町7-1 (美山総合支所内)	西河原町18-33-1 (美山公民館下味見分館内)	中手町10-3-1 (美山公民館上味見分館内)
開設年月	昭和40年6月	昭和41年3月	昭和30年2月
建設年月	昭和48年9月	平成28年2月	昭和53年2月
建物構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建	鉄骨造2階建
延べ床面積	2,543㎡の一部167㎡	332.41㎡の一部36.49㎡	448㎡の一部64㎡
診療科目	リハビリテーション科 内 科	内 科	内 科
診療日	火 曜 日 木 曜 日	木 曜 日	木 曜 日
診療時間	13:00～14:30 16:15～16:45	15:30～16:00	13:45～15:15

## 2 利 用 状 況

施設名	美山診療所		下味見診療所	国民健康保険 上味見診療所
	リハビリテーション科	内科		
平成28年度	診療日数(日)	49	47	47
	利用者数(人)	322	32	41
平成29年度	診療日数(日)	47	45	45
	利用者数(人)	173	19	53
平成30年度	診療日数(日)	49	48	48
	利用者数(人)	139	28	38

# 聖 苑

市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進に資するため、施設内には、火葬炉10基のほか葬儀式場、告別室、収骨室、待合室、待合ロビー等を設け、人生の終焉の場として、遺族の方々にやすらぎと心の和む雰囲気を与える施設となっている。平成19年4月から指定管理者制に移行し、市民サービスの向上につなげている。

## 1 施設概要

(単位：㎡)

所在地	福井市安田町第11号1番地	敷地面積	46,670
建設年度	平成11年10月1日	建物面積	4,676
規模	火葬棟	鉄筋コンクリート2階建	2,525
	待合棟	鉄筋コンクリート2階建	1,470
	火葬炉	灯油 10基	
	斎場棟	鉄筋コンクリート平屋建	558
	その他	鉄筋コンクリート平屋建	123

## 2 使用料

(単位：円)

種 別		金 額	
		市 内 住 民	市 外 住 民
火 葬	12歳以上の者	10,000	50,000
	1歳以上12歳未満の者	5,000	30,000
式 場		49,400	102,900
待 合 室	和 室	2,600	5,100
	洋 室	2,600	5,100

式場及び待合室料金には消費税が加算。

## 3 使用状況

年 度	29			30			
	市 内	市 外	計	市 内	市 外	計	
12歳以上(人)	2,916	229	3,145	2,869	184	3,053	
1歳以上12歳未満(人)	6	2	8	3	0	3	
1歳未満・死胎児(人)	52	22	74	53	13	66	
身体の一部産汚物含む(件)	28	15	43	7	10	17	
式 場(件)	106	2	108	105	3	108	
待合室(件)	和 室	401	44	445	417	42	459
	洋 室	229	18	247	212	15	227

# 商 工 勞 働



# 産 業 政 策

現在の日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調が続いており、北陸地方においても個人消費が回復するなど、同様の動きがみられる。また、先行きについては、海外経済の不確実性等に留意する必要があるものの、各種政策の効果もあって、回復基調が続くことが期待される。

政府は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めており、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しており、地方創生の本格展開に取り組んでいる。

このような状況下、本市としては、繊維、機械などのものづくり産業の伝統と技術を活かしながら、継続して福井の産業の競争力強化に取り組んでいる。また、企業立地の推進による雇用の創出や今後の商工業を担う人材の育成などにも積極的に取り組み、活力と魅力あふれる商工業のまちづくりを展開していく。

## 1 起 業 の 促 進

### (1) 熱意ある創業支援事業

新たな需要の創出が期待できる事業、地域課題の解決につながる事業、高い発展性が見込まれる事業等の創業に対して、事業費の一部を支援することで、起業の促進を図る。

### (2) 起業女子支援事業

起業を考えている女性や起業間もない女性起業家を対象に、事業プランの作成やネットワークづくりを目的としたセミナーを開催することで、女性による起業の促進を図る。

## 2 製 品 開 発 ・ 販 路 拡 大 の 支 援

### (1) 新製品開発支援事業

中小企業者等の新技術開発や新製品の開発に対して経費の一部を助成することで、ものづくり力の強化を促進し、地域産業の活性化を図る。

### (2) 新事業創出支援事業

中小企業者等の新製品や新技術、新サービスの開発に対し、研究開発から製造、販路開拓に係る経費の一部を助成することで、地域産業の底上げ及び競争力の強化を図る。

### (3) 中小企業団体販路開拓支援事業

中小企業団体等が国内外への販路拡大を目的に開催または出展する展示会等に対して助成し、新規需要の開拓と地域経済の発展を図る。

### (4) 中小企業団体人材育成支援事業

経営管理や技能向上等の研修会に対して経費の一部を助成し、未来を担う企業人材の育成を図る。

### (5) アジアビジネスキャンパス開催事業

大学院生を対象に、貿易や海外進出などのビジネス実務を学ぶ講座を開催することで、アジアをはじめとしたグローバルビジネスを担う人材を育成する。

### (6) 地域産品販路拡大促進事業

中小企業者等が地域資源を活用して開発した加工食品の販路拡大を支援することで、地域産業の活性化を図る。

### (7) チャレンジ発注推進事業

中小企業者やベンチャー企業が開発した新商品等を随意契約で購入できる制度を運用することで、新たな事業分野の販路開拓を支援する。

## (8) ものづくり企業縁活サイト事業

ものづくり中小企業者の企業情報や技術力、製品に関する情報を検索・収集できるインターネット検索システムを活用し、企業認知度の向上及び販路拡大を促進する。

## 3 産業・企業連携の推進

### (1) ビジネスプランコンテスト開催事業

地域産業の担い手となる起業家の創出と育成、地域企業や団体、大学等との連携による新たなビジネス展開の創出を目指し、ビジネスプランコンテストを開催する。

### (2) 北陸技術交流テクノフェアの開催

福井商工会議所等との共催で、産学官が一堂に会して北陸内外の優秀な新技術・新製品等を幅広く展示・実演する北陸技術交流テクノフェアを開催する。

## 4 繊維産業の振興

本市の繊維産業の更なるステップアップのため、成長分野と見込まれる農業（園芸）分野での繊維技術応用・新製品開発や、衣料分野における販路開拓を支援する。

## 5 企業立地の推進

産業の高度化及び雇用機会の拡大を図るため、「福井市企業立地促進条例」に基づく各種助成措置等により、企業立地を推進するとともに、受け皿となる工場用地等の情報収集に努める。

制度名	制度の概要
企業立地助成金	対象：工場等の建設に要する経費 要件：投下固定資産取得額及び新規雇用者等 助成：投下固定資産相当額の10%又は20%（限度額1億円～8億円）
研究開発施設立地助成金	対象：研究開発施設の建設に要する経費 要件：投下固定資産取得額及び新規雇用者等 助成：投下固定資産相当額の10%又は20%（限度額1億円又は2億円）
本社機能施設立地助成金	対象：本社機能施設の建設に要する経費 要件：投下固定資産取得額及び新規雇用者等 助成：投下固定資産相当額の10%（限度額2億円）
研究員雇用奨励助成金	対象：研究員として雇用した新規雇用者等に要する経費 要件：研究開発施設を設置する企業 助成：新規雇用者1人につき80万円、転属者1人につき40万円（限度額1億円）
空き工場等活用助成金	対象：市に事前登録している、空き工場等（延べ床面積概ね500㎡以上）の取得又は賃貸に要する経費 助成：取得）投下固定資産相当額の10%以内（限度額1千万円） 賃貸）賃借料の2の1以内（最長3年間）（限度額月額20万円）

<p>中心市街地オフィス立地 助成金</p>	<p>対象：市に事前登録している、中心市街地に立地する空きオフィス（延べ床面積 20 m<sup>2</sup>以上）に製造業等のオフィス（従業員 2 名以上）を新設する経費</p> <p>助成：家賃補助（賃借料の 2 分の 1、最大 3 年間）</p> <p>限度額：10 万円 / 月（従業員 10 人以下） 20 万円 / 月（従業員 11 人以上 20 人以下） 30 万円 / 月（従業員 21 人以上）</p> <p>雇用奨励金（営業開始後 3 年間、限度額 300 万円） 新規雇用者 1 人につき 20 万円、転属者 1 人につき 10 万円</p>
----------------------------	---

## 6 商業の振興

### (1) 福井市商店街連合会活性化事業

福井市商店街連合会が実施する商店街の経営力向上及び活性化のための事業を支援することで、商店街の健全な発展を図る。

### (2) 装飾灯・路上融雪装置維持管理支援

来街者の利便性を向上し、商店街の活性化を図るため、商店街等が維持管理する装飾灯及び路上融雪装置の電気料の一部を助成する。

### (3) 魅力ある商店街創出支援事業

商店街の魅力向上を図る取り組みについて、ハード・ソフトの両面から支援を行い、商店街の活性化を図る。

### (4) アキナイフクイ展開事業

消費の県外流出を防ぐとともに、県外からも消費を取り込むため、市内事業者が連携して行う販売促進や集客力向上の取り組みを支援し、市内の商圈維持と拡大を図る。

## 7 中小企業金融支援

### (1) 小規模企業者サポート資金

小規模企業者の事業運営を支援する。

### (2) 社会貢献サポート資金

子育て支援企業または環境保全に取り組む企業の事業運営を支援する。

### (3) 経営安定借換資金

中小企業者の資金繰りの改善を行い、経営安定を図ることにより、中小企業の振興を促進する。

### (4) 効率アップ設備促進資金

経営の効率化を目的とした設備導入を行う中小企業者を支援する。

### (5) ものづくり開発支援資金

新製品・新技術の研究、開発、販路開拓などの新しい取り組みを支援する。

### (6) 企業立地促進資金

工場建設等の資金の円滑化を図ることにより、企業立地を促進する。

### (7) 観光施設整備資金

市外からの観光客を呼び込むための設備投資を行う中小企業者を支援する。

### (8) 創業支援資金（若者・女性等）

創業資金の円滑化を図り、新事業の創出を支援する。

## 8 中小企業経営支援

経営上の問題を抱える中小企業者や制度融資の利用者等に対して、市が助成する商工会議所のサポートチーム又は市の経営専門指導員による経営アドバイスやフォローを実施する。

また、事業継承の課題を抱えている企業のサポート体制を充実させ、市内企業の事業承継の円滑化を図るため、税理士等の専門家を対象にしたセミナーを開催し、税理士等のスキル向上を促進する。

### 市内の事業所数及び従業者数（民営）

（28年経済センサス活動調査）

産 業 大 分 類		事 業 所 数 (事業所)	従 業 者 数 (人)
総	数	15,789	149,061
第 一 次 産 業	農 業 、 林 業	53	694
	漁 業	3	49
第 二 次 産 業	鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	7	32
	建 設 業	1,525	11,445
	製 造 業	1,441	20,796
第 三 次 産 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	5	396
	情 報 通 信 業	195	3,411
	運 輸 業 、 郵 便 業	310	7,119
	卸 売 業 、 小 売 業	4,305	34,043
	金 融 業 、 保 険 業	394	5,552
	不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	697	2,900
	学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	757	4,136
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	1,977	13,787
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	1,333	6,418
	教 育 、 学 習 支 援 業	413	4,626
	医 療 、 福 祉	1,024	20,340
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	116	1,431
	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の )	1,234	11,886

# 観 光

人口減少社会において、裾野の広い総合産業である観光産業には、地域への生産波及効果や雇用創出効果などが期待されており、これまでの「通過型観光」から、福井ならではの魅力や地元との交流を楽しむ「交流滞在型観光」への転換が求められている。

そのためには、観光スタイルの変化や外国人旅行者の増加など、観光を取り巻く状況の変化に対応しながら、本市の「住んでよし」の魅力を再認識し、福井を訪れたお客様に誇りと自信を持って発信していくことが大切である。

本市の代表的な観光地である特別史跡「一乗谷朝倉氏遺跡」や名勝「養浩館庭園」、越前海岸を、誰もが認める「本物」へと磨き上げるとともに、お客様への「おもてなし」向上と情報発信、本市の生活文化や食の魅力を活かした観光メニューの充実などに取り組み、「また来たくなるまち ふくい」の実現を目指す。

## 1 観光客誘致対策

### (1) 観光地別観光客入り込み状況

(平成30年)

区 分		各観光地の 合 計	観 光 地 の 内 訳		
			朝倉氏遺跡	越前海岸	福 井
入 込 観 光 客 合 計 (人)		4,188,000	722,000	414,000	3,052,000
日 帰 り ・ 宿 泊 の 別	日帰り(立寄客を含む)客 (人)	3,381,000	667,000	299,000	2,415,000
	宿 泊 数 (人)	807,000	55,000	115,000	637,000
	ホテル・旅館利用 (人)	339,000	25,000	41,000	273,000
	公共の宿泊施設 (人)	43,000		9,000	34,000
	社会教育施設 (人)	5,000			5,000
	ユースホステル (人)	0			0
	民宿、ペンション、 民間宿泊施設 (人)	402,000	30,000	49,000	323,000
	キャンプ場 (人)	18,000		16,000	2,000
居 住 地 別	県 内 客 (人)	2,536,000	65,000	250,000	2,221,000
	県 外 客 (人)	1,652,000	657,000	164,000	831,000
消 費 額 合 計 (千円)		30,416,988	5,297,962	3,688,054	21,430,972
消 費 額 の 内 訳	宿 泊 費 (千円)	8,853,216	715,083	1,380,731	6,757,402
	土 産 品 購 入 費 (千円)	6,737,259	1,415,988	728,701	4,592,570
	そ の 他 入 場 料 等 (千円)	14,826,513	3,166,891	1,578,622	10,081,000

1. 入込観光客数の単位... 1,000人未満四捨五入し(人)単位で記入
2. 消費額の単位 ..... 1,000円 " (千円) "
3. 消費額は福井県観光客入込数(推計)の平成28年平均観光消費額を用いた推計

(参考) これまで使用してきた福井県観光客入込数(推計)の平成16年平均観光消費額を用いて算出した消費額

区 分		各観光地の 合 計	観 光 地 の 内 訳		
			朝倉氏遺跡	越 前 海 岸	福 井
消 費 額 合 計 (千円)		28,772,354	4,138,357	3,620,018	21,013,979
消費額の内訳	宿 泊 費 (千円)	14,200,841	998,405	2,056,365	11,146,071
	土 産 品 購 入 費 (千円)	8,847,021	1,830,836	987,863	6,028,322
	そ の 他 入 場 料 等 (千円)	5,724,492	1,309,116	575,790	3,839,586

## (2) 観 光 案 内 所

ウェルカムセンター( JR福井駅西口「ハピリン」1階所在、(公財)福井観光コンベンションビューロー受託運営)、その他各地区の観光協会等にて観光案内を実施

## (3) 印 刷 物

- ・福井市観光ガイド&マップ
- ・イメージアップ総合パンフレット「FUKUI CITY GUIDE」
- ・ポスター(一乗谷朝倉氏遺跡、足羽川桜並木、足羽山あじさい、愛宕坂、養浩館、越前海岸、越前がに、おろしそば)

## (4) 情 報 発 信

国内外のテレビ番組、新聞、観光雑誌等への情報提供、ホームページ等での情報発信

## (5) 観 光 イ ベ ン ト

ふくい桜まつり(3月下旬~4月中旬)

関連行事 足羽山・足羽河原桜並木ライトアップ、まち歩き

水仙まつり(12月中旬~1月中旬)

水仙いけばな展、海産物抽選会、水仙プレゼント

## (6) そ の 他

市内観光素材の掘り起こし、観光客へのおもてなし向上の取組み、永平寺町等周辺自治体との広域観光の推進等

## 2 国際会議観光都市“福井”

### (1) これまでの経過

本市におけるコンベンション事業の取組みは、昭和63年10月に会議・大会などを積極的に誘致する専門機関として、また、コンベンション関係の情報提供や、プロモーション機能を有するサービス機関として財団法人福井コンベンションビューローが設立された。

コンベンションビューローでは設立以来、誘致・支援活動を中心に、コンベンションの育成・創設や受入れ体制の充実、PR用・支援用各種パンフレットなどの作成、福井らしさ創出のためのイベントを手掛けるなどの事業を積極的に推進してきた。

そうした中、コンベンションビューローは、国内はもとより国際的なコンベンションの誘致に力を注ぎ、国際化の推進に寄与するため、平成3年10月25日に県認可から国認可の財団に変更、さらにこれまでの実績に基づき、平成5年度には県内広域的事業の推進を図るため、コンベンション対象エリアを県下に拡大、県内全市町村に賛助会員として参画を得た。

また、平成6年10月には、福井市が「国際会議観光都市」に認定されたことに伴い、国際コンベンションの誘致にも努めることとした。

さらに、平成18年4月には、「地域経済の活性化」という同じ目的の社団法人福井市観光協会を統合し、財団法人福井観光コンベンション協会として、組織や財政力の強化を図りながら、「観光振興」とこれに資する「コンベンション振興」とが密接なつながりを持つことから一体的な取組みを進めている。

また、公益法人制度改革(平成20年12月1日施行)に伴い、平成24年4月1日付けで公益法人に移行登記し、公益財団法人福井観光コンベンションビューローを設置した。

### (2) コンベンション振興事業

本市における学会会議や各種大会は、交流人口の拡大に寄与するとともに、開催に係る経費支出、参加者の来訪に伴う経済的な波及効果が期待できることから、首都圏や中部・関西などの主催者に関する情報収集に努める。また、広報・宣伝活動などによる誘致活動を行い、開催の決定した主催者に対しては、各種助成制度による支援を行うなどしてコンベンション振興に努める。

本年度の主な支援内容は

開催助成金の交付

アトラクション助成金の交付

シャトル便運行助成金の交付

観光視察助成金の交付

海外MICE助成金の交付

歓迎看板の掲示

観光関係パンフレット、コンベンションバッグの提供

タクシードアに歓迎ステッカーを掲示

液晶プロジェクター、福井県観光案内DVD等各種備品の貸し出し

観光案内ブース設置

## 市内の主な観光地

### 一乗谷朝倉氏遺跡（城戸ノ内町）

一乗谷朝倉氏遺跡は、文明3年（1471）から天正元年（1573）まで、戦国大名朝倉氏が5代103年にわたって支配の本拠地としていた都市の遺跡である。当時の様子は、京の文化を取り入れた非常に華やかな街であったことが、発掘などの調査により明らかになっている。昭和46年、山城跡を含む延べ278haが国の特別史跡に指定され、平成3年には、遺跡内の朝倉館跡庭園、湯殿跡庭園、諏訪館跡庭園、南陽寺跡庭園が特別名勝に、平成19年には、遺跡出土品2,343点が重要文化財に指定され、令和元年には、「石」をテーマに、日本遺産（「400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり越前・福井～」）に認定され、現在も発掘調査や研究が進められている。

一帯は史跡公園化され、遺跡内には県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、町屋・武家屋敷を再現した復原町並、史跡公園センター等の施設がある。

また、史跡公園センター内には、コンセプトやメニューに“福井ならではの”を盛り込んだレストラン「一乗谷レストラン」があり、ここにしかない遺跡が見えるレストランとして、特別な空間で地元の食を楽しむことができる。

### 名勝養浩館庭園（宝永3丁目）

旧福井藩主松平家の別邸で、かつては「御泉水」と呼ばれ、明暦2年（1656）頃には庭園も完成していたと考えられている。建物は戦災で焼失したが、庭園は文政6年（1823）の御泉水指図と合致し、よく旧態を残し優秀であるとして、昭和57年国の名勝に指定された。現況の廻遊式林泉庭園と復原された数寄屋造りの優雅な建物は、元禄年間の改修時に、7代藩主吉品の創意によって茶師山田宗偏が設計したと伝えられる。

### 越前加賀海岸国定公園（三里浜・鷹巣・鮎川・越廼海岸）

越前海岸は奇岩怪石が相並ぶ海岸であり、その中に砂丘地や山岳、さらに温泉もあり美しい変化に富んだ景観を持っている。この日本海の眺めを求め、また海水浴、磯釣り、キャンプに訪れる観光客が多く訪れている。そのため、市は、亀島鷹巣遊歩道、鮎川園地、鮎川旅情公園、越前水仙の里公園、波の華温泉、江津浦自然公園、城有自然公園、赤坂海浜公園等のほか、自然美の保存に留意した諸施設の整備を進めている。

### 足羽山公園

市の南西部にある標高116mの丘陵で、緑に包まれた自然公園である。全山植物園化され、ここからの展望は極めてよく、東に白山連峰を仰ぎ、北は越前平野の広野を越え日本海を望み、眼下には足羽川の清流を挟んで市街を一望におさめている。頂上には、開拓の祖継体天皇の石像や同天皇を主祭神とする足羽神社を始め、自然史博物館、橘曙覧記念文学館などの文化施設や平和のシンボルとしての平和塔、親子で楽しめるミニ動物園、フィールドアスレチックなどがあり、春の桜を始め、あじさい等四季の花木3万本が植え込まれている。付近の史跡、名勝とともに市民の憩いの場として、四季を通じて観光客を楽しませている。

### 足羽川桜並木

市の中心を流れる足羽川の堤防（木田橋・新明里橋の間）には、「さくらの名所100選」にも選ばれた約600本・約2.2kmもの桜並木があり、春にはピンク色の花のトンネルくぐりが楽しめる。

## 藤 島 神 社 (毛矢3丁目)

足羽山の中腹に鎮座する。吉野時代の忠臣新田義貞公を主祭神とし、明治9年別格官幣社に列せられた。近年まで皇室や越前松平家の御崇敬厚く、文書や重要文化財を蔵し、明暦年間に、灯明寺躰より発掘されたとされる兜とともに貴重な御宝物がある。

## 福 井 神 社 (大手3丁目)

福井城址西側に鎮座し、幕末の明君 松平春嶽（慶永）公が祀られている。春嶽公は橋本左内をはじめ、優秀な人材を登用するなど開明的な思想の持ち主で「幕末四賢侯」と称され、現在も市民からひとしく敬われている。

## きたのしょう 北の庄城址・柴田公園 (中央1丁目)

天正3年（1575年）に柴田勝家が政治拠点として建築した北の庄城の本丸であったと伝えられている。園内には、勝家公、お市の方と茶々、初、江の三姉妹の銅像が建てられているほか、資料館では勝家公が行った偉業を紹介し、北の庄城に関する遺物や史料も展示している。

## 福 井 城 址 (大手3丁目)

慶長5年（1601）家康の二男結城秀康が越前68万石に封ぜられ北庄城に入城した。翌年、城の大改修に着手し、同11年に完成した。壮大な4重5階の天守閣は寛文9年（1669）の大火で類焼したまま再建されなかったが、明治4年の廃藩になるまで藩主松平家17代の居城であり続けた。北の庄の名称は、寛永元年（1624）に福居、元禄14年（1701）頃に福井と改められた。この改称は、本丸にある名井「福ノ井」に由来したものであるとも言われている。

往時は本丸を中心に4重の堀が廻り、櫓や城門が立ち並ぶ広大な城郭であったが、廃藩後次々に壊され、現在は本丸を残すのみである。

## 橋 本 左 内 の 墓 (左内公園内)

早くから蘭学を修め、藩主松平春嶽（慶永）に仕えて藩政の改革に尽力した。安政6年（1859）26歳のとき、安政の大獄で梅田雲浜などとともに江戸伝馬町獄舎刑場で死罪となり江戸小塚原の回向院に埋葬されたが、間もなく国許（くにもと）福井のこの地に移葬された。

なお、墓所前の銅像は、昭和38年10月建立された。

## たちばなのあけみ 橋 曙 覧 の 生 家 跡 及 び 宅 跡 (宅跡 照手2丁目・生家跡碑 つくも1丁目)

郷土が生んだ偉大なる歌人橋曙覧は、旧家の紙商であった正玄五郎右衛門の長子として足羽山山ろくに生まれた。足羽山の黄金舎に隠棲するまで住んだ生家跡と、37歳のとき足羽山から居を移し病没するまでの21年間、家族とともに過ごした宅「藁屋（わらや）」跡がある。作品に詠まれている井戸側は今もなおここに形を残し、その傍らに歌碑が建てられている。

## 橋曙覧記念文学館 (足羽1丁目)

正岡子規に絶賛され、クリントン大統領のスピーチにも引用された幕末の歌人・国学者橋曙覧を記念した文学館。曙覧の生涯や業績を紹介する展示の他、曙覧の住居であった「藁屋（わらや）」の復原コーナーや著名な連作を記した独楽吟を紹介した展示などがある。

## 愛宕坂茶道美術館（足羽1丁目）

茶道史の概説や、戦国時代の茶の湯、華道や建築など市の茶道の歴史をわかりやすく紹介している。

## グリフィス記念館（中央3丁目）

福井藩初の留学生・日下部太郎との親交を縁に、お雇い外国人教師として来福したグリフィスが住んでいた洋館を再現した記念館。館内には、アンティーク家具が配され、当時の雰囲気味わえる。

## 福井市立郷土歴史博物館（宝永3丁目）

福井城の一角にあたり養浩館庭園に隣接する。外堀や門などを再現した屋外展示「福井城舎人門遺構」を歩くことができる。また、福井城本丸の模型や九十九橋の実物大模型を常設展示しており、主な休日には江戸時代の衣装を体験できる「へんしん越前屋」が開催されるなど、楽しみながら歴史を学ぶことができる。

## 大安禅寺（田ノ谷町）

萬松山大安禅寺は、歴代福井藩主の廟所で、万治元年（1658）第4代松平光通が師父として推服した播磨法幢寺の大愚禅師を招いて、竜王山田谷寺跡に創建した。本堂、他の建物は国の重要文化財に指定されており、宝物は宝物庫で公開している。また、境内には橘曙覧、笠原白翁の墓がある。

## 丹巖洞（加茂河原1丁目）

弘化3年（1846）福井藩医山本端庵が建てた草庵で、平成28年に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。幕末のころ、勤皇派の志士や文人墨客がひそかに交遊した所と伝えられており、松平春嶽をはじめ、横井小楠、小原鉄心、橘曙覧などの墨跡がある。

## 五太子の滝（五太子町）

落差20m、年中変わらぬ水量で、緑の谷間を縫って激しく流れ落ちる清流は、真夏の太陽の下でも涼風を呼び、滝つぼから流れ出るせせらぎの中で河鹿の美しい声が響き、静けさが心にしみるやすらぎの世界がある。

## 一乗滝・一乗滝小次郎の里ファミリーパーク（浄教寺町）

落差17m、泰澄大師がここに小白山大権現を祭り、滝水山浄教寺を建て、また佐々木小次郎がこの滝で燕返し秘技を編み出したと伝えられる。近くの一乗滝小次郎の里ファミリーパークでは、バーベキューの施設が完備されアウトドアライフを楽しむことができる。

## 二枚田幹線林道（奥平町～和布町）と国見岳森林公園

標高の656mの国見岳を中心として、越前加賀海岸国定公園を眼下に見おろす延長22kmの山岳道路で、越前平野を隔てて奥越の山並みや白山連峰も一望できる。

市は国見岳山頂一帯を森林公園として整備し、管理棟、芝生広場などがあり、ゆったり大自然を満喫することができる。

## 榎山園地（小安地係榎山）

15世紀初め頃、朝倉正景によりつくられた城で、朝倉氏が一乗谷を本拠とすると、その出城となった。その後、長谷川秀一が入り、現在の城に改修し、秀一の後丹羽長秀の第二子、長昌が5万石を賜りここにいたが、関ヶ原の役で、西軍について除封となり、以後廃城となった。

## 木ごころの森(朝谷町)

平成21年に開催された全国植樹祭の植樹会場を、自由に自然とふれあい、森林への理解を深める場として整備した森林公園。オリエンテーリングや森林浴を楽しめる散策道や走り回れる芝生広場があり、自然を肌で感じることができる。

## 清水きららの森 ~おばやま自然公園~ (小羽町)

野鳥観察や昆虫採取が出来るような森と複合遊具などを設置している広場を併設した森の中で遊べる森林公園である。また、民間企業と連携して森林の育成にも取り組んでいる。

## おさごえ民家園(月見5丁目)

福井に生きた先人たちの暮らしを垣間見ることができる古民家園。県内各地を代表する古民家5棟、板倉1棟のほか、土蔵や灰小屋などの建物が移築・復原され、平成元年に市の文化財として指定されている。

## 伊自良館(伊自良温泉)(中手町)

日本には数少ない「脳卒中の湯」といわれる天然温泉である。泉質は、ナトリウム・塩化物・硫酸塩・炭酸水素・塩泉で、「美肌の湯」ともいわれる。動脈硬化症・火傷・慢性皮膚病・神経痛・筋肉痛など多様な効能を有している。

## みやま長寿そば道場 ごつつおさん亭(獺ヶ口町)

清らかな水と自然豊かな美山で育まれたそばから作られる「みやま長寿そば」。最大100名が同時にそば打ちを体験し、その場で食べることができる施設である。そば粉は、希少な美山南宮地在来種を使用し、地元のそば打ち名人が指導、調理する。また、食堂では、福井定番のおろしそばをはじめとした各種そばメニューを堪能することもできる。「みやま長寿そば」や美山南宮地在来種のそば粉、地域特産農産物の販売も行っている。

## リズムの森(西中町)

バーベキューやアスレチックなど多彩な施設を備え、自然に親しみ楽しく遊べるキャンプ場である。キャンプファイヤー広場もあり、大自然の中で高らかに燃える炎をみんなで囲むなど、特別な思い出をつくることできる。夜はテント・バンガロー・コテージなど自然に包まれながら眠りにつくことができる。

## 足見滝(浜北山町)

高さ18m、幅10mの滝で、滝口から二つの流れをつくって日本海を目の前に控えた国道305号線沿いに清水を落とす。岩浜づたいの危険な道中を旅する人の安息の場であり、滝水にふれて旅の安全を祈願したという滝である。

## 越前水仙の里公園(居倉町)

水仙にまつわる歴史、文化、世界の水仙等の資料が展示された「水仙ドーム」、越前地区の暮らしの移り変わりや歴史を垣間見ることができる「越前ふるさと資料館」からなる施設である。

また、公園内の芝生広場には俵万智女史の短歌の歌碑も設置されている。

## ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場(赤坂町)

ログキャビンをはじめ、オートキャンプ場やドッグラン、テニスコートや遊具を備えたキャンプ場で、越前海岸が一望できる絶好のリゾート地である。各ログキャビンでは、温泉を楽しむことができる。

潮の香りと緑に囲まれたキャンプ場等で、贅沢なアウトドアライフを楽しむことができる。

平成27年6月より改修工事のため休園、平成29年4月よりリニューアルオープンした。

## S S T ら ん ど (笹谷町)

SUN (太陽)、STAR (星)、TREE (木)の頭文字を組み合わせて名付けられたS S T ら ん ど。名前のとおり自然を満喫できる緑のスポットである。

総合案内所を中心に、バーベキューハウス、アスレチック、バンガロー(5棟)、パターゴルフ場(27ホール)などがあり、家族や友人で太陽の光を浴び、星を眺め、木々の香りを楽しむのに最適の場所である。

## 主な市の観光施設

### 国民宿舎「鷹巣荘」

国民宿舎「鷹巣荘」は越前加賀海岸国定公園の景勝地において、誰もが気軽に利用でき、福祉の向上と健康の増進を図ることを目的として建設された施設である。

平成17年10月より指定管理者制度が導入された。

平成25年4月よりリニューアル工事のため休館、平成26年10月にリニューアルオープンした。

#### 1 施設概要

【所在地】	福井市蓑町3字下の浜11の1	【開設】	昭和44年7月
【客室数】	12室	【利用定員】	宿泊48名

#### 2 利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
宿泊者数(人)	9,498	9,685	9,504

### 一乗滝・一乗滝小次郎の里ファミリーパーク

落差17m、泰澄大師がここに小白山大権現を祭り、滝水山浄教寺を建て、また佐々木小次郎がこの滝で燕返し秘技を編み出したと伝えられる。近くの一乗滝小次郎の里ファミリーパークではバーベキューやキャンプなどの施設が完備されアウトドアライフを楽しむことができる。

一乗滝及び一乗滝小次郎の里ファミリーパークはともに、平成16年7月18日の福井豪雨の災害により休園を余儀なくされたが、平成18年7月7日に2年ぶりに開園した。

#### 1 施設概要

【所在地】	福井市浄教寺町16字堰ノ谷8番地1	【施設】	バーベキュー広場
【敷地面積】	15,180㎡		

#### 2 利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	8,701	7,609	6,349

## 福井市美山森林温泉「みらくる亭」

市民及び観光客の保養と健康増進に資するため、設置された自然の環境を生かした温泉保養施設である。

地下1,001メートルから湧き出る天然温泉は、無色透明でにおいもなく、飲用としても特効があるナトリウム・カルシウム硫酸塩泉で、主に浴用では高血圧、動脈硬化や慢性関節リウマチ等、飲用では便秘・肥満・胆道疾患に効果があると言われている。

平成19年10月より指定管理者制度が導入された。

### 1 施設概要

【所在地】	福井市市波町第38号2番地	【開設】	平成元年7月
【客室数】	和室12室、特別室（バス付）2室、露天風呂付和室2室		
【収容人員】	90名		

### 2 利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
宿泊者数（人）	12,872	12,241	12,571

## 越前水仙の里公園

越前水仙の里公園は「越前水仙」発祥の地と云われている居倉町において、通年の越前水仙栽培展示及び水仙関連資料展示による観光客の増加と越前水仙の消費拡大を目的とした「水仙ドーム」と「水仙ギャラリー」、更に越前地域の文化の保存とPR及び将来への継承を目的として建設された「越前ふるさと資料館」からなる施設である。

### 1 施設概要

水仙ドーム		越前ふるさと資料館	
【所在地】	福井市居倉町第43号25番地	【所在地】	福井市居倉町第50号1番地2
【敷地面積】	8,443.51㎡	【建物総面積】	1,247.84㎡
【建物総面積】	624㎡（内水仙コーナー 140㎡）	【建物の構造】	鉄筋コンクリート3階建て
【建物の構造】	鉄筋コンクリート平屋建	【開設】	平成15年4月
【開設】	平成3年4月		

### 2 利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
水仙ドーム	6,212	5,416	9,091
越前ふるさと資料館	2,615	2,106	2,534
総利用者数（人）	8,827	7,522	11,625

## 越前水仙の里温泉「波の華」

越前水仙の里温泉「波の華」は越前加賀海岸国定公園の景勝地において、誰もが気軽に利用でき、市民及び観光客の保養と健康増進に資することを目的として建設された施設である。

平成27年4月より、指定管理者制度が導入された。

### 1 施設概要

【所在地】	福井市蒲生町第1号94番地		
【敷地面積】	5,998.88㎡	【建物総面積】	1,145.75㎡
【建物の構造】	鉄筋コンクリート平屋建て、一部地下1階		
【施設内容】	男・女大浴場（露天風呂・サウナ室有）、大広間、個室2室（和室8畳）、お食事処		
【開設】	平成16年7月		
【利用時間】	午前10時～午後10時	【休館日】	第3火曜日

### 2 利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	57,554	59,087	56,352

## ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場

近年、アウトドアレジャー志向の拡大、レクリエーション需要の多様化の時期を迎え、自然に親しむ野外活動の場を提供し、健康づくりの推進と地域の観光の発展に寄与し、勤労者やその家族がそろって楽しめる余暇の健康的な利用を図り、日本海に面した越前加賀国定公園の山間部にこの施設を建設した。

平成27年6月より改修工事のため休園、平成29年4月より営業再開した。

### 1 施設概要

【所在地】	福井市赤坂町第66号84番地
【敷地面積】	68,325.95㎡

施設名	設 備
キャンプ場	ログキャビン 8人用・・・6棟 4人用・・・11棟 オートキャンプサイト・・・16区画 屋内バーベキューハウス
運動広場	テニスコート・・・2面 多目的広場・・・1面
その他	ドッグラン、遊具広場

### 2 利用状況

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	休園	9,867	12,657

# 国 際

姉妹友好都市との市民交流を支援し、多様な文化との交流を進め、地域の国際化を推進する。また、外国人市民の増加に対応し、日本人も外国人もともに安心して暮らせる多文化共生の地域づくりを推進する。

## 1 国際化推進事業

### (1) 目的

国際化の進展に対応し、多様な文化に触れ合う機会を増やすため、海外の姉妹友好都市と、青少年や市民訪問団の相互訪問などを中心とした交流を推進する。

### (2) 主な事業の内容

#### ・福井市ジュニア大使派遣事業

国際的視野を持った青少年の健全育成を目的に、福井市の中学生をジュニア大使として姉妹友好都市に派遣し、学校訪問などを通して国際理解を深める。

#### ・ジュニア大使受け入れ事業

青少年の相互交流を促進し国際理解を深めることを目的として、姉妹友好都市から学生を受け入れ、学校訪問やホームステイなどを実施する。

#### ・周年における市代表者相互派遣

周年事業として、節目の年となる姉妹友好都市と市代表者の相互訪問を行う。

#### ・福井市国際文化交流大使活用事業

本市の国際化の推進を目的として、姉妹都市米国ニューブランズウィック市及びフラトン市から人材を招聘し、保育園・幼稚園・認定こども園や地域行事における国際理解活動、市職員の英語研修、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した福井の情報発信等に従事している。

### (3) 各姉妹友好都市について

アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューブランズウィック市

#### ・姉妹都市提携の経過について

慶応3年(1867年)福井藩初の海外留学生として、日下部太郎が渡米、ニューブランズウィック市のラトガース大学で学んだ。日夜勉学に励み、優秀な成績を修めた日下部太郎だが、貧しい生活の中で、過労から病に倒れ、26歳の若さで亡くなってしまった。

当時、ラトガース大学入学前の日下部太郎にラテン語を教え、交流があったウィリアム・E・グリフィスは、志半ばで亡くなった日下部の友情に報いるため、福井行きを決断し、福井の藩校である「明新館」で英語や物理、化学などを教えた。

福井市とニューブランズウィック市とは、日下部とグリフィスの時代からおよそ100年後の昭和49年(1974年)郷土史を研究していた青年会議所の人々が、日下部太郎の足跡を訪ねるため渡米したことが契機となり、その交流が再び始まった。さらに、福井大学とラトガース大学の間で、昭和56年(1981年)に締結された姉妹大学盟約などをきっかけとし、昭和57年(1982年)5月25日、福井市とニューブランズウィック市の両市長は、両市の永遠の友好を約束し、姉妹都市盟約書に調印した。



## ・ニューブランズウィック市の概要

ニューブランズウィック市は、ラリタン河のほとりの木々の緑に囲まれた、静かな美しい学園都市であり、市内には、ラトガース大学を中心に 15 の公立学校と 3 つの私立学校があり、人口の約半数を学生で占めている。

古くからニューヨークとフィラデルフィア、首都ワシントンなどの大都市を結ぶ交通の要衝の地にあり、アムトラック鉄道が市と、ニューヨーク、フィラデルフィアと連絡し、市の郊外には数本のハイウェイが走り、交通網が良く発達している。

### 【概況】

提携日：1982 年（昭和 57 年）5 月 25 日（37 年目）

位置：ニューヨーク市の南西約 50Km  
北緯 40° 49" 西経 74° 45"

時差：- 14 時間（夏時間中 - 13 時間）

気候：日本同様四季があるが、寒暖の差が激しい。降水量は少なく乾燥している。（年平均 12 ）

面積：15.02K m<sup>2</sup>

人口：5.7 万人（2018 年 12 月）

主要産業：医療産業

特産物：ブルーベリー、クランベリー

アメリカ合衆国カリフォルニア州フラトン市

## ・姉妹都市提携の経過について

1980 年に福井北ロータリークラブとフラトンサウスロータリークラブ間で姉妹クラブ提携がなされ、それ以来、学生の相互派遣などが続けられてきた。両クラブの交流を契機とした両市長の往来を経て、1987 年 11 月に開催された福井カリフォルニア展参加のため、フラトン市長一行が福井市を訪れたことから、姉妹都市締結への機運が盛り上がり、姉妹都市提携が実現した。



## ・フラトン市の概要

フラトン市は、1860 年頃にアメリカ東部から移住した開拓者が牧場を開き、オレンジや野菜などを生産していたが、1887 年にサンタフェ鉄道が開通すると、街並みが本格的に形成され、現在のフラトン市発展の基盤となった。その時の功労者であるジョージ・フラトンにちなんでフラトン市の名前がつけられた。

交通機関は、オレンジ郡が運営するバス路線、アムトラック鉄道、そして年間 25 万人を超す乗降客が利用するフラトン市営空港があり、南カリフォルニア全域の主要交通路である高速道路網（フリーウェイ）に囲まれた非常に便利な立地条件を備えている。

### 【概況】

提携日：1989 年（平成元年）11 月 5 日（30 年目）

位置：ロサンゼルス市の南東 36Km（南カリフォルニア地域）  
北緯 33° 53" 西経 117° 55"

時差：- 17 時間（夏時間中 - 16 時間）

気候：半乾燥性亜熱帯に属し、乾燥している。（年間平均 16.8 ）

面積：57.8K m<sup>2</sup>

人口：14.0 万人（2018 年 12 月）

主要産業：石油産業、航空機械関連産業

特産物：オレンジ

セッコウショウコウシュウシ  
中国浙江省 杭州市

・友好都市提携の経過について

浙江省と福井県との関わりは、永平寺を開山した道元禅寺が寧波市で禅の修業を行ったことや、文豪魯迅と福井出身の師・藤野巖九郎との関係があげられる。また、杭州市と福井市はそれぞれ省都と県都であり、繊維産業が盛んであることなど多くの共通点があった。

1975年に第一次中日友好福井県青年の翼一行が杭州市を訪問して以来、福井市からは、書道、小学校、婦人、放送局などの交流団の訪問やファッションフェアの開催、杭州市からは雑技団、歌謡団の訪問など活発な交流が行われた。その熱意が実を結び、1988年9月、両市の間で人の交流を柱とする「友好会談合意書」を交わし、1989年11月23日杭州市において友好都市提携に関する議定書の調印が行われた。



・杭州市の概要

杭州市は、中国の東南沿海、長江の南を流れる銭塘江下流の北岸にあり、北京、杭州をつなぐ大運河の最南端に位置している。浙江省の省都であり、政治、経済、科学、教育、文化の中心を担う都市である。近年著しい経済発展を遂げており、中国内都市競争力ランキングでも上位に位置している。

白居易や蘇東坡の詩にうたわれ、人々にこよなく愛され続けている西湖のほか多数の観光資源を備え、国内外観光客で賑わいをみせる観光都市で、13世紀のイタリアの旅行家マルコポーロが「世界で最も美しく華やかな都市」と誉め讃えたことでも有名である。

【概況】

提携日：1989年（平成元年）11月23日（30年目）

位置：上海市の南西約170km（上海市まで車で2時間、高速列車『和諧号』で1時間20分）  
北緯30°16" 東経120°12"

時差：-1時間

気候：亜熱帯季節風気候に属し、四季がはっきりしている。（年間平均18.0℃）

面積：16,596km<sup>2</sup>

人口：980.6万人（2018年12月）

主要産業：機械、電子、食品、紡績、化学、医学産業

特産物：杭州シルク、龍井（ろんじん）茶

キョングド スウォンシ  
大韓民国京畿道水原市

・友好都市提携の経過について

福井青年会議所と水原青年会議所は、1964年11月に姉妹提携を締結してから、さまざまな分野で交流を行ってきた。この事がきっかけとなり、1983年に両市の商工会議所が姉妹提携を結び、また、学校間においては、水原市の新豊国民学校と福井市の粟小中学校が姉妹校となった。それ以降、絵画交換等の交流も実施されており、文化・スポーツ・教育など民間レベルでの多様な交流が行われている。

ワールドカップサッカー大会共同開催の2002年、両国は「日韓国民交流年」として多様な交流を積極的に推進していくことで合意。このような社会情勢を背景に、両市の友好都市提携へ向けた動きは急速に進展し、2001年12月22日友好都市提携にいたった。



## ・水原市の概要

水原市は、朝鮮半島のほぼ中央、京畿道（キョンギド）にある道庁所在地であり、バイオテクノロジー研究開発、先端電子産業、教育、文化、芸術の中核を担う都市である。

市内中心部には「水原華城（スウォンファソン）」という李氏朝鮮王朝末期（18世紀末）に造られた行宮と城壁があり、これらはユネスコ世界文化遺産に登録され、国内外からたくさんの観光客が訪れる。

2002年のサッカーワールドカップ開催時には、市内にワールドカップ競技場が建設された。また、ソウル地下鉄の乗り入れがソウルから水原市へ、そして天安（チョナン）市まで延長され、ソウルと地方都市を結ぶ重要な企業団地としても発展している。

### 【概況】

提携日：2001年（平成13年）12月22日（18年目）

位置：首都ソウル特別市から南に約35キロ（地下鉄で約1時間）

北緯37° 東経127°

時差：なし

気候：温帯性気候に属する。（年間平均11.8℃）

面積：121.00K m<sup>2</sup>

人口：124.1万人（2019年6月）

主要産業：電気電子産業

特産物：水原カルビ

## 熊本県熊本市

### ・姉妹都市提携の経過について

天保11年（1840年）熊本藩主・細川斉護の三女勇姫が福井藩主・松平春嶽のもとに輿入れし、また安政5年（1858年）には、熊本藩士・横井小楠が春嶽に招かれ、藩政改革を指導した。このような縁を礎として、両市の恒久的な友好関係を確立するため、姉妹都市提携調印を行った。



### ・熊本市の概要

熊本市は、九州のほぼ中央に位置し、「水と緑の都」と呼ばれる美しい街である。日本三大名城の一つである熊本城をはじめ、豊かな自然と歴史に彩られた多くの観光資源が残されており、九州の一大観光拠点として、国内外から多くの観光客を集めている。

2016年（平成28年）4月の熊本地震では多大な被害を被った。

### 【概況】

提携日：1994年（平成6年）11月16日（25年目）

位置：熊本県北西部

北緯32°48′ 東経130°42′

気候：内陸盆地的な地形のため寒暖の差が大きく、夏は蒸し暑い。

（年間平均16.5℃）

面積：390.32 k m<sup>2</sup>

人口：73.9万人（2019年5月）

主要産業：サービス産業、IC産業、都市型農業・水産業

特産物：デコポン、馬刺し、大平燕

## 茨城県結城市

### ・友好都市提携の経過について

福井市と結城市は、初代福井藩主である結城秀康公の歴史的な繋がりを縁として、市民の方々による交流が行われてきた。平成12年12月に民間組織による福井結城会が発足し、平成13年7月には、初代藩主結城秀康公の越前入国400年を迎えるなど、両市の交流の気運が生じているこの時期に、結城市との友好都市提携を図ることに両市の合意が得られ友好提携を行った。



### ・結城市の概要

結城市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西北端に位置し、東西6km、南北13kmと南北に長い形をしている。

鎌倉時代には、結城朝光が築城し、以来結城家歴代の城下町で、常陸紬（結城紬）の特産地として発展し、江戸時代には、結城水野家の城下町となり、結城紬をはじめ各種農産物の集散地として発達した。「本場結城紬」は、国最古の織機を使って生産され、国の重要無形文化財に指定されている。現在でも、市内には神社・寺院等が点在し、まちなみには土蔵等もみられ城下町の名残を残している。

#### 【概況】

提携日：2002年（平成14年）4月13日（17年目）

位置：茨城県西北端の県境

北緯 36° 19'      東経 139° 54'

気候：年間を通して温暖（年間平均 13.2℃）

面積：65.76 K㎡

人口：5.2万人（2019年6月）

主要産業：伝統産業、桐工芸

特産物：結城紬、日本酒

## 2 多文化共生の推進事業

### （1）目的

外国人市民の増加に対応し、すべての市民が互いのちがいを認めあい、対等な関わりを築きながら共に安心して暮らせる地域づくりを実現するために、平成27年度に改定した福井市多文化共生推進プランを基に事業を実施する。

### （2）主な事業の内容

#### ・行政通訳員配置事業

日本語が不自由な外国人市民にも等しく行政情報を提供できるよう、行政通訳員を配置し、各窓口の手続きや制度説明の通訳及び通知等の翻訳を行う。

#### ・職員対象多文化共生推進研修会の開催

多文化共生の啓発を目的に、職員を対象に研修会を実施する。

#### ・市民対象多文化共生啓発事業の開催

多文化共生の啓発を目的に、（公社）ふくい市民国際交流協会と協働して、市民対象の事業を実施する。

### 3 国際化市民活動促進事業

#### (1) 目的

市民が主体となった本市の国際化を推進するために、中核的な役割を担う「(公社)ふくい市民国際交流協会」等の各市民団体を支援する。

#### (2) 主な事業の内容

・(公社)ふくい市民国際交流協会支援事業

市と市民の中核的な役割を担う「(公社)ふくい市民国際交流協会」を支援し、市民の国際化意識の醸成を図る。

#### (3) (公社)ふくい市民国際交流協会の概要

令和元年度体制

・役員 26人 (会長1人 副会長3人 常務理事(兼)1人 理事19人 監事2人)

・事務局 3人 (事務局長(兼)1人 事務局員2人)

・会員 合計204人 (法人33人 個人171人)

・事業推進体制

(1) 姉妹都市交流委員会 ... 海外姉妹友好都市との交流イベント等企画

(2) 多文化共生交流委員会 ... 在住外国人への支援・交流イベント等企画

令和元年度事業計画(予算)

・補助事業 (13,000,000円) 計14事業

青少年文化交流事業、市民訪問団受入事業、市民訪問団派遣事業、市民文化交流促進事業、交流型日本語教室事業、技能実習生日本語学習支援事業、日本文化体験学習事業、外国人の防災対策事業、異文化理解推進事業、異文化理解地域交流事業、外国人児童生徒サポーター研修事業、福井の歴史文化通訳研修事業、会員等研修事業、広報誌発行・情報発信事業

・受託事業 (8,169,000円) 計5事業

ジュニア大使受入れ事業、ジュニア大使派遣事業、外国人児童生徒サポート事業、市民対象多文化共生推進事業、おもてなし通訳ボランティア育成事業

# 文化振興・歴史文化

本市では、市民の誇りとなる文化の振興と、歴史や文化遺産の保存継承に努めるとともに、文化芸術活動の交流と発信を促進し、歴史や文化を活かした個性的で魅力あるまちづくりを進めている。

## 1 文化振興

市民の文化活動の振興に努め、優れた文化芸術に触れる機会を創出するとともに、文化芸術活動を支える人材育成を支援している。

### (1) 文化団体の育成

福井市文化協会

設立年月 昭和26年4月

加入団体 70団体（平成31年4月1日現在）

主な事業 「福井市民文化祭」の開催

福井県市町文協選抜美術展参加

福井県市町文協選抜芸能祭参加

市補助金 平成30年度 1,500千円

NPO法人 福井芸術・文化フォーラム

設立年月 平成11年7月（NPO法人認証：平成13年9月）

事業目的 「文化は人をつくり、まちをつくるコミュニケーションの礎である」との基本理念に立ち、地域社会に豊かな文化環境を構築することを目的に、多彩な文化事業への主体的な市民参画を図り、行政と連携して地域文化の創造と発展に寄与する。

市補助金 平成30年度 14,000千円

福井芸術・文化フォーラム事業

事業内容	平成29年度		平成30年度	
	事業数	入場者数	事業数	入場者数
舞台芸術鑑賞事業	3	4,918	4	4,521
市民の芸術文化企画を支援する事業	2	733	1	484
企画・運営・舞台技術などの担い手育成	4	1,855	2	1,332
文化交流の促進	2	445	4	791

### (2) 文化奨励賞の授与

文化・芸術の分野において、すぐれた活動と業績をあげた市民の榮譽を賞賛し、併せて文化創造を志す者の努力目標として、福井市文化奨励賞を授与する。

### (3) 文化会館

文化会館は、明治100年、福井市制80年、震災20周年及び第23回国民体育大会の開催を記念して建設されたもので、文化の殿堂として広く市民に利用されている。

施設概要

所在地	福井市春山2丁目7番1号
電話番号	0776-20-5010
開設年月日	昭和43年5月（着工：昭和41年12月24日、竣工：昭和43年4月20日）
敷地面積	2,600㎡
建築面積	1,974.21㎡
建築延床面積	5,439.13㎡
建物の概要	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階（冷暖房完備）
建設費	総工費519,400千円（厚生年金還元融資施設） （国庫支出金：35,000千円、市債：260,000千円、 寄付金：51,460千円、一般財源：172,940千円）
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）
開館時間	午前9時～午後10時
主要施設	ホール 固定席1,162席（ワンフロアシステム） 楽屋2室、浴室、化粧室、映写室、放送室、 じゅうたん敷
	舞台 間口18m、奥行14m、高さ8m 回り舞台 直径12m せり1.8m×3.6m どん帳（馬おどし、旭勢、明治初期の福井城、しぼりどん帳）
	会議室棟 会議室4室、応接室3室、事務室

各室の利用料金

（単位：円）

区分	午前	午後	夜間	全日	昼間	昼夜間	冷暖房 加算率	定員 (人)	
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	9時～17時	13時～22時			
	3時間	4時間	4時間	13時間	8時間	9時間			
ホール	平日	28,600	40,700	44,000	101,200	68,200	84,700	8割増	1,162
	土・日・休日	34,100	49,500	52,800	123,200	83,600	102,300		
集 会 室	第1応接室	770	1,100	1,210	2,860	1,870	2,310	6割増	10
	第2応接室	1,650	2,420	2,640	6,160	4,180	5,060		12
	第3応接室	2,530	3,740	3,960	9,240	6,270	7,700	4割増	6
	第2会議室	3,410	4,840	5,280	12,210	8,250	10,120	6割増	60
	第3会議室	2,970	4,290	4,620	10,780	7,260	8,910		48
	第5会議室	1,210	1,760	1,870	4,290	2,860	3,520		16
	大会議室	6,490	9,460	10,120	23,650	15,950	19,580		144
楽屋1号	1,210	1,650	1,760	4,180	2,860	3,520	6割増	13	
楽屋2号	2,310	3,300	3,520	8,250	5,610	6,820		27	
浴室	880	1,210	1,320	3,080	2,090	2,530			

入場料等を徴収する場合は、別に定める率を乗じて得た額を加算する。

## 2 歴史文化

### (1) 一乗谷朝倉氏遺跡

一乗谷朝倉氏遺跡は、文明3（1471）年から天正元（1573）年まで、戦国大名朝倉氏が5代103年にわたって支配の本拠地としていた戦国時代の歴史が残された貴重な中世の都市遺跡である。昭和46年、山城跡を含む延べ278haが国の特別史跡に指定され、平成3年には、遺跡内の主要な4庭園が特別名勝に、平成19年には、遺跡出土品2,343点が重要文化財に指定され、現在も発掘調査や研究が進められている。

#### 指定年月日、面積等

特別史跡	昭和46年7月29日指定	278ha	(うち公有地 29.1ha)
特別名勝	平成3年5月28日指定	15,549m <sup>2</sup>	(特別史跡指定区域内ですべて公有地)
重要文化財	平成19年6月8日指定	出土品	(2,343点)

#### 施設の概要

施設	一乗谷史跡公園センター			復原町並管理棟
所在地	福井市城戸ノ内町10字48番			福井市城戸ノ内町28字37番
電話番号	0776-41-2173			0776-41-2330
開設年月日	昭和58年5月15日			平成7年11月1日
着工年月日	平成19年9月10日			平成7年5月12日
竣工年月日	平成20年3月7日			平成7年9月14日
敷地面積	1,919.87m <sup>2</sup>			
建物面積	619.4 m <sup>2</sup>			92.74m <sup>2</sup>
建物区分	管理棟	休憩棟	渡廊下	管理棟
建築面積	115.9m <sup>2</sup>	429m <sup>2</sup>	74.5m <sup>2</sup>	92.74m <sup>2</sup>
主要施設	管理事務所	レストラン 休憩所		案内所 保存協会事務所
建物概要	木造2階建、屋根亜鉛メッキ葺			木造平屋建て、屋根銅板葺
総事業費	129,627千円			25,235千円

施設	復原町並（立体復原地区）		
所在地	福井市城戸ノ内町川合殿、平井地区		
開設年月日	平成7年4月28日（武家屋敷は昭和59年3月31日）		
着工年度	平成3年度（武家屋敷は昭和57年12月1日）		
竣工年度	平成7年度（武家屋敷は昭和59年3月31日）		
敷地面積	約3ha		
主要施設	武家屋敷構	武家主屋、蔵、便所、使用人小屋、薬医門、棟門、土塀	
	町屋構	町屋、便所、井戸、土塀、柴垣	
	ガイダンス施設	展示室、案内所	
総事業費	663,800千円		
入場料	大人220円、団体（20人以上）割引 中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者無料		
使用料	立体復原建造物	武家主屋	6,600円（1棟当たり 1回につき）
		町屋	4,400円（1棟当たり 1回につき）
	平面復原遺構		8,800円（1区画当たり 1回につき）
休場日	年末年始（12月28日～1月4日）		
開場時間	午前9時から午後5時まで（ただし、入場は午後4時30分まで）		

## (2) 名勝 養浩館(旧御泉水屋敷)庭園

養浩館庭園は、江戸時代「御泉水屋敷」と呼称された福井藩松平家の別邸の庭園である。庭園は、方形に近い広い池を中心に展開し、園池の東岸には池を望んで書院を、南岸には白ノ茶屋を配し、南西隅にも清廉と呼ばれた小規模の建物が設けられた回遊式林泉庭園である。現状が文政6年(1823)の御泉水指図とも合致しており、よく旧態を残した優秀な庭園であるとして、昭和57年国の名勝に指定され、昭和60年度から平成4年度までの8カ年で庭園及び建造物の復原整備を実施し、平成5年6月に開園した。

### 指定年月日、面積等

名勝 昭和57年7月26日指定 8,595.91㎡ (敷地面積の内)

### 施設の概要

所在地	福井市宝永3丁目11番36号	
電話番号	0776-21-0489 (福井市郷土歴史博物館)	
開設年月日	平成5年6月17日	
敷地面積	12,309.25㎡	
建築面積	書院、清廉、雪隠、門、塀(復原面積 384.87㎡) お花作り居宅(規模外観復原、復原面積59.49㎡)	
復原整備費	庭園関係 513,734千円 建物関係 712,313千円 合計 1,226,047千円	
用地買収費	1,372,570千円	
総事業費	2,598,617千円 (調査関係費を除く)	
用地買収面積	5,844.48㎡	
復原の方針	文政6年(1823)の「御泉水指図」を基礎にして復原	
復原の期間	昭和60年度から平成4年度	
入園料	大人220円、団体(20人以上)割引 中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者無料 歴史博物館との共通券 大人350円	
休園日	年末年始(12月28日～1月4日)	
開園時間	午前9時から午後7時まで(ただし、入園は午後6時30分まで) (11月6日～2月末日 午前9時～午後5時まで 入園は午後4時30分まで)  早朝無料開園(東門のみ開門、庭園の散策のみ可、建物への立入不可) 4月1日～10月31日: 午前5時30分～午前8時45分 (9月1日～10月31日: 午前6時～午前8時45分)	
使用料	1回につき3時間以内の使用料 (閉園時間後、特別に使用する場合の使用料は下記の額に5割加算) ----- 御月見ノ間、鎖ノ間、金砂子ノ間、御座ノ間 御次ノ間、櫛形ノ間、御台子、土間、御台所 御廊下、御上り場、御湯殿、内池空間 御花造蔵、芝生広場  1部屋(箇所) 1,650円	

### (3) 愛宕坂茶道美術館

茶道文化の果たした歴史的な役割について市民の理解を深め、文化教養の向上を図るため、足羽山の中腹にこの施設を建設した。

#### 施設の概要

所在地	福井市足羽1丁目8番5号
電話番号	0776-33-3933
開設年月	平成11年10月
敷地面積	634.22m <sup>2</sup>
延床面積	〔美術館〕409.45m <sup>2</sup> 〔茶室〕85.43m <sup>2</sup>
施設内容	常設展示室、企画展示室、映像コーナー、展示会議室（貸室）、茶室（貸室）、庭園
建物の構造	〔美術館〕鉄筋コンクリート造4階建 〔茶室〕木造平屋建

#### 利用状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	10,480	10,478	8,406

### (4) 橘曙覧記念文学館

幕末の歌人で国学者でもあった橘曙覧の業績を顕彰し、郷土の文学活動の振興を図るため、足羽山の中腹にこの施設を建設した。

#### 施設の概要

所在地	福井市足羽1丁目6番34号
電話番号	0776-35-1110
開設年月	平成12年4月
敷地面積	870.24m <sup>2</sup>
延床面積	553.52m <sup>2</sup>
施設内容	第1展示室（企画展示）、第2展示室（常設展示）、「藁屋（わらや）」復原コーナー、映像コーナー、図書閲覧室、収蔵庫、五嶽テラス、庭園
建物の構造	鉄骨造2階建

#### 利用状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	9,240	8,799	7,441

## (5) グリフィス記念館

福井藩のお雇い外国人教師であったウィリアム・エリオット・グリフィスの功績を中心に郷土の歴史等を学ぶ場を提供すると共に、まちなか散策の拠点としてにぎわいを創出するため、浜町にこの施設を建設した。

施設の概要	
所在地	福井市中央3丁目5番4号
電話番号	0776-50-2911
開設年月	平成27年10月
敷地面積	1,510.84㎡
延床面積	〔グリフィス館〕134.86㎡ 〔おもてなし館〕54.98㎡
施設内容	〔グリフィス館〕1階展示室、2階展示室、グリフィスの執務室復元コーナー、映像コーナー、収蔵庫、テラス、ベランダ 〔おもてなし館〕休憩スペース、職員事務室、トイレ
建物の構造	〔グリフィス館〕木造2階建 〔おもてなし館〕木造平屋建

利用状況			
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	19,099	15,684	16,137

## (6) 歴史のみえるまちづくり事業

歴史拠点整備事業

愛宕坂にぎわい事業(灯の回廊)

公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会委託・補助事業

- ・令和独楽吟事業
- ・伝統行事の後継者育成、歴史人材バンク育成支援事業
- ・歴史講座、重要建造物詳細調査

# 博 物 館 ・ 美 術 館

## 1 自然史博物館

自然史博物館は、自然豊かな足羽山に位置し、全国的にも歴史の古い博物館であり、平成29年には旧館が国登録有形文化財に登録された。常設展示室は、実物標本・ジオラマ・映像などで、自然やその生き立ちについてわかりやすく展示し、ビクターセンター的役割を担い、足羽山の動植物のほとんどを実物標本で展示している。また、様々な市民対象の講座や観察会を開催し、郷土福井の自然について一緒に考える生涯学習の拠点を目指している。更に、平成30年9月には新館1階に足羽山ビクターセンターを開設し、足羽山の自然と観光についての最新情報を発信している。

宇宙・天文分野では、福井駅西口のハピリン5階に、展示室とリアル8Kドームシアターを持つセーレンプラネット（自然史博物館分館）を平成28年4月28日に開館した。自然科学教育の推進と中心市街地のにぎわいと交流を目的に、展示室は福井、地球、太陽系、宇宙、文化の5ゾーン（スフィア）で、福井からはるか遠くの銀河までを解説し、ドームシアターは日本一の解像度を活かしたプラネタリウム番組や映像番組を中心に、朗読会や音楽会など様々なプログラムを提供する。

### （1）施設概要

#### 【自然史博物館】

所在地	福井市足羽上町147（足羽山公園内）		
設立	昭和27年4月（建設費2,330万円） 昭和27年7月（福井市立郷土博物館として開館）		
増設	第一次増設	昭和33年5月（建設費	230万円）
	第二次増設	昭和56年3月（建設費	1億6,944万円）
	第三次増設	平成4年3月（建設費	5億5,810万円）
		平成4年6月（展示委託費	4億9,400万円）
建物構造	鉄筋コンクリート地下1階、地上3階		
建物延面積	1,989㎡		

#### 【セーレンプラネット（自然史博物館分館）】

所在地	福井市中央1丁目2番1号（ハピリン5階）
設立	平成28年4月（展示物等設計製作費 約8億7,000万円）
建物構造	鉄筋コンクリート地下2階、地上21階のビル5階部分
面積	約2,000㎡

### （2）主要設備・展示内容

#### 【自然史博物館】

屋上	天文台（20cm屈折望遠鏡）展望所
3階	講堂（レクチャーホール）収蔵庫
2階	特別展示室、研究室、実習室、展望所（白山テラス）
1階	常設展示室（郷土のおいたち、郷土の自然、足羽山自然大図鑑）、足羽山ビクターセンター 普及図書コーナー、事務室等
地下	作業室、収蔵庫

#### 【セーレンプラネット（自然史博物館分館）】

展示室	カルチュラルスフィア、ふくいスフィア、アーススフィア、ヘリオスフィア、ユニバーススフィア等
ドームシアター	水平式全天周スクリーン160席（内径17m）
その他	多目的室、シアター工房、受付・エントランス、事務室等

### (3) 入 館 料

#### [自然史博物館]

常 設 展 大人 100円 (20人以上の団体は半額) ただし、中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者は無料  
企 画 展 その都度定める額

#### [セーレンプラネット(自然史博物館分館)]

常 設 展 一般 410円、高校生・学生 310円、ただし、中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者は無料 (20人以上の団体は2割引)  
企 画 展 その都度定める額  
ドームシアター 一般・70歳以上 620円、高校生・学生510円、3歳以上中学生以下 310円、ただし、3歳未満は無料 (20人以上の団体は2割引)

常設展・ドームシアターセット券、年間パスポート有

### (4) 所 蔵 資 料

#### [自然史博物館]

平成31年4月1日現在 (単位:点)

動物	植物	キノコ	昆虫	貝類	岩石	化石	鉱物	天文	参考標本	合計
5,886	74,909	1,902	31,988	16,603	2,504	13,916	2,710	109	219	150,746

#### [セーレンプラネット(自然史博物館分館)]

平成31年4月1日現在 (単位:点)

動物	植物	キノコ	昆虫	貝類	岩石	化石	鉱物	天文	参考標本	合計
					2			109*		111

\* ドームシアター用映像資料 (81点) 含む

## 2 美 術 館

市民が気軽に美術に親しめる美術文化活動の拠点として、地域に根ざした市民の創造的な美術活動を支援育成することを目的に平成9年10月1日に開館した。

建物は、自然との関係を意識し、外壁の大部分がガラス張りで、曲線を多用した有機な形とすることにより、周辺の自然と調和した美術空間を演出している。

事業は、優れた芸術作品に直に触れ、鑑賞するだけでなく、創作することもできるようにし、「みる」と「つくる」を一体化した活動を通して、市民がより芸術を体感し、感動できるよう工夫している。

「みる」場として、福井市ゆかりの彫刻家・高田博厚の足跡と業績を常設展示するほか、自主企画を初めマスコミ、他の美術館、美術団体等と提携した様々な分野の展覧会を企画し、幅広い芸術作品に触れる機会の提供に努めている。

一方、「つくる」場として、公募による“市美展ふくい”を初めとした展覧会の開催により、「つくる」市民に作品発表の機会を提供することはもとより、「みる」市民とのコミュニケーションの場も創出している。さらに、子どもから大人までが「つくる」ことの楽しさを通して、豊かな創造力を育むとともに、新たな創作活動へのいざないとなることを願って、アトリエ事業(市民アトリエ、子どもアトリエ、アトリエチャレンジ等)を開催している。

### (1) 施設概要

所在地	福井市下馬3丁目1111番地
建物構造	鉄骨造り(一部鉄筋コンクリート造り)地上3階、地下1階
敷地面積	34,113.77㎡
建築延面積	5,262.84㎡
建設費	3,773,220,000円
開館	平成9年10月

### (2) 建物概要

展示部門	常設展示室 福井市ゆかりの彫刻家・高田博厚の全貌を紹介するとともに福井ゆかりの美術家の作品も紹介 企画展示室・市民ギャラリー 当館主催の企画展の他、共催展や公募展の開催、市民の美術創作活動の発表の場としても活用
教育普及部門	市民アトリエ1、市民アトリエ2、子どもアトリエ 市民や子どもたちの創作活動の場
収蔵部門	収蔵庫(絵画収蔵庫、彫刻収蔵庫、前室)、荷解室
管理部門他	喫茶室、エントランスホール、講堂、会議室、事務室、学芸員室等
屋外施設	屋外アトリエ、屋外ギャラリー、ピオトープ、庭園等

### (3) 観覧料

常設展	大人 100円(20人以上の団体は50円) ただし、中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者は無料
企画展	その都度定める額

### (4) 収蔵作品

高田博厚作品	211点
福井ゆかりの美術作家の絵画造形作品	63点

## 3 郷土歴史博物館

郷土歴史博物館は、昭和28年足羽山に開館して以来、地方の草分けの博物館として郷土の歴史啓発を進めてきた。平成16年には名勝「養浩館(旧御泉水屋敷)庭園」の隣接地へ移転し、郷土への誇りと愛情を育み、知る喜び学ぶ楽しみの輪を広げる博物館となることを活動の理念として、資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及等に関する様々な事業を行っており、養浩館庭園を含む「福井 歴史の庭 散策ゾーン」として情報発信にも努めている。

また、清水郷土資料館を所管している。

### (1) 施設概要

所在地	福井市宝永3丁目12番1号
電話番号	0776-21-0489 / FAX 0776-21-1489
建物構造	鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造 地上2階地下1階
敷地面積	6,574.93㎡ / 建物延面積 3,915.19㎡
移転開館	平成16年3月

## (2) 主要設備

展示部門	平常展示 常設展示室(ふくいのおゆみ、古代のふくい、城下町と近代都市、幕末維新の人物) 松平家史料展示室(越前松平家に伝来した資料などの展示、概ね2カ月で展示替え) 館藏品ギャラリー(収蔵資料紹介や時季にあわせたタイムリーな展示、概ね1カ月半で展示替え) 企画展示室(特別展覧会を、概ね春、夏、秋の年3回開催)
収蔵部門	考古収蔵庫、収蔵庫1、収蔵庫2、特別収蔵庫
教育普及部門	講堂
その他	エントランスホール、授乳・救護室、休息スペース等
駐車場	一般車30台 * 養浩館庭園駐車場バス6台

## (3) 観覧料等

平常展示観覧料	220円(20人以上、団体割引あり)、ただし、中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者は無料
特別展覧会観覧料	その都度定める額(平常展示観覧料含む)
休館日	年末年始(12月28日～1月4日)及び展示替え等による臨時休館日
開館時間	午前9時～午後7時(11月6日～2月末日は、午後5時閉館)

## (4) 収蔵資料(41,048点) (平成31年4月1日現在)

歴史資料	考古資料
35,324点	5,724点

## (5) 所管施設の概要

施設名称	清水郷土資料館
所在地	福井市風巻町21-17(清水図書館内)
電話番号	0776-98-3820(清水図書館)
建築面積	312.6㎡(展示面積230㎡)
観覧料	無料
休館日	月曜日(第3日曜日の翌日除く)、第3日曜日、国民の祝日、年末年始、他に臨時休館有り
開館時間	10時～18時(4月～10月) 9時～17時15分(11月～3月)

# 政 労

県内の雇用情勢は着実に改善が進んではいるものの、少子高齢化の進行や若者の県外流出に伴う労働力不足が深刻化している。人口減少社会を迎えた今、U・Iターン者の増加を図るとともに、若者、女性、高齢者、障がい者など、就労を希望する全ての人々が安心して働き続けられる環境を整備することが、地域経済の活性化にとって不可欠となっている。特に、若者の正規雇用化やワーク・ライフ・バランスの推進など、誰もが活躍できる職場環境を整備することが企業に求められている。

市では、雇用環境の改善に取り組む企業を積極的に支援するとともに、学生やU・Iターン希望者を含めた就労希望者に対し、市内企業の情報を発信するなど、就労支援に取り組む。

## 1 雇用促進事業

### (1) 雇用奨励金事業

就職困難者の雇用の促進と安定を図るため、障がい者、発達障がい者、母子家庭の母及び東日本大震災被災者等を国の雇用開発助成金の支給後も引き続き1年以上雇用継続する企業に雇用奨励金を交付する。

### (2) 障害者雇用促進事業

障害者の雇用促進について市民及び事業主の理解を醸成するため、国・県等の関係機関と連携して、毎年9月の障害者雇用支援月間に「ふくい障害者ワークフェア」及び「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催する。

### (3) 就職支援事業

障害者や子育てママ対象の就職支援セミナーを開催する。一般就労が困難な方にシルバー人材センターを通じた働き方を紹介する。また、地元学生と地元企業経営者等との交流会や、保護者を対象とした就活相談会などを実施し、地元企業への就職を促進する。

### (4) U・Iターン就職促進事業

国・県と共催し県内外で合同企業説明会・面接会を実施する。また、学生・社会人の対象別に就職推進事業を実施し、福井の企業や生活の魅力を伝え、福井で働くことについて考える機会を提供する。また、社会人U・Iターン者を正規雇用した企業を対象に、雇用奨励金を交付する。

### (5) 企業情報発信事業

企業情報紹介サイト「ふくいおしごとネット」や企業パンフレットを配置し、企業に情報発信の場を提供する。

## 2 就業機会確保推進事業

福井市シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の生活と社会参加による生きがいの充実を図る。

## 3 技能振興事業

技能労働者の職業能力を促進するため、技能の向上及び後継者の育成に貢献し、市の産業発展に貢献した市内在住の技能者を表彰する。人材開発促進月間に合わせ、表彰式及びパネル展示を開催する。

## 4 福井市研修センター運営事業

勤労者等の資質・能力及び文化教養の向上を図るため、各種会議、社員研修、サークル活動等を行うための場を、広く市民へ提供する。

指定管理者制度を導入し、充実したサービス提供を行い、市民が利用しやすい施設づくりに努める。

指定管理者：福井市ふれあい公社

指定管理期間：平成28年度～令和2年度

### 施設概要

場 所	福井市文京6丁目8番18号	
敷地面積	4,254.39㎡	
施設内容		
(1) 建 物	構 造	鉄筋(一部鉄骨)コンクリート造2階建
	建築面積	1,474.25㎡
	建築延面積	1,850.53㎡
(2) 研修施設	1 階	事務室、談話ホール、研修室101・102・103、軽運動場
	2 階	研修室201・202・203・204(和室)・205(和室)
	建設費	約3億円 昭和58年12月7日開館
(3) 実習施設	1 階	実習場、工具室
	建設費	36,749千円 昭和53年11月24日開館

開館時間 午前9時から午後10時

駐車台数 69台

### 利用状況

年 度	26	27	28	29	30
利 用 者 数	82,881人	83,334人	90,090人	87,626人	80,869人

## 5 勤労者生活安定対策推進事業

勤労者等が必要な資金の融資を安心して受けられるよう、融資制度の原資及び信用保証料の原資を金融機関等に預託する。また、勤労者に対して、信用保証料並びに住宅資金及び育児・介護休業生活資金の融資に係る利子の一部を市が負担することにより、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図る。

## 6 雇用環境改善促進事業

中小企業雇用促進相談員を配置し、労働問題全般について、労使双方からの相談に応じるほか、中小企業の雇用環境改善に関する制度等の周知・啓発を行う。

また、企業の取り組みを促進するため、「中小企業退職金等共済制度」への加入奨励金のほか、育児・介護休業の取得促進、多様で柔軟な働き方の実現など職場環境の改善等を行う企業の取り組みに対して補助を行う。

さらに、企業経営者及び人事担当者を対象とした職場環境改善に関するセミナーを実施し、市内企業に対し職場環境整備の重要性を啓発する。

# 福井競輪場

競輪事業は、自転車競技法に基づき、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため実施されている。福井競輪においても昭和25年の開設以来、収益金の一部を一般会計に繰り入れ、学校教育、住宅建設、下水道整備、道路建設等の公共事業の振興に寄与しており、本市における貴重な自主財源となっている。

- 【所在地】 福井市明里町2番65号
- 【所有管理施行者】 福井市（昭和25年4月6日総理府告示第81号）
- 【設置者】 福井市（敷地所有者 福井市）
- 【登録】 昭和25年5月26日

## 1 施設概要 【平成31年4月1日現在】

### (1)敷地

29,411.32㎡

### (2)駐車場

市有地 12カ所 36,453.65㎡ 借上地 4カ所・6筆 1,260.00㎡

### (3)収容人員

10,500人（内 特別観覧室 60人 サイクルシアター 270人）

### (4)観客席

メインスタンド 947㎡ 第1北スタンド 540㎡  
サイクルシアター 1,138㎡ 特別観覧室 279㎡  
中央客溜り（屋根面積） 2,058㎡

### (5)競走路

周長 400m 設計速度 15.00m / s  
軸の長さ 長軸 156.582m、短軸 80.444m  
幅員 ホーム 10.5m、バック 9.0m、センター 7.5m  
傾斜角 直線部 2° 51' 45"、センター部 31° 28' 37"  
退避路 1.1m 内周路 2.0m、曲線種類 マッコーネル  
フィールド内 芝生植樹

### (6)入場券発売所

正門 コインゲート 2台、両替機 2台  
南門 コインゲート 1台、両替機 1台  
サイクルシアター入口 座席指定券発売機 3台

### (7)車券発売所

第2～4投票所 37窓 前売投票所 8窓 特別観覧室 3窓 サイクルシアター 15窓 計 63窓（発払機含む）

### (8)発売機器

有人発売機（28窓分） 自動発売機（35窓分）

### (9)車券払戻所

前売払戻所	4窓(手払1、自動3)
第4払戻所	11窓(手払1、自動10)
特別観覧室	3窓(手払1、自動2)
サイクルシアター	5窓(手払3、自動2)
計	23窓(発払機含む)

### (10)サービス施設

湯茶接待所	5カ所	手荷物預り所	2カ所	食堂・売店	2カ所
救護所	1カ所	トイレ	6カ所	景品交換所	1カ所

## 2 主な施設整備・改修状況

整備・改修内容	竣工(購入)年月	事業費(千円)
選手宿舎(福井サイクルハウス)新築工事	平成6年3月	1,155,660
サイクルシアター新築工事	平成10年3月	680,000
中央コンコース・入場門整備・ゲート・便所新築及び選手管理棟等増築工事	平成16年3月	219,000
バンク補修工事	平成18年5月	22,000
特別観覧室改修工事	平成19年5月	70,000
選手管理棟大規模改修工事及び選手宿舎改修工事	平成20年3月	96,000
客溜空調機改修工事(委託)	平成21年3月	20,630
バンク補修工事	平成21年11月	17,640
中央スタンド棟・中央コンコース屋根塗装改修工事	平成21年12月	17,140
備品:投票コンバータ購入	平成23年2月	12,910
バンク補修工事	平成25年11月	21,850
競輪場中央スタンド棟耐震補強及び改修工事	平成29年7月	358,533
バンク補修工事	平成30年7月	30,844
外周塀改修工事	平成30年9月	68,299

## 3 従業員数と賃金手当

従業員	60人(女性57人、男性3人)...平成31年4月1日現在(非常勤、アルバイトは除く)
賃金	日額平均 6,163円...平成31年4月1日現在
手当	夏期(基本給+職務給)×6.8日分 6月29日支給(平成30年度実績) 年末(基本給+職務給)×7.3日分 12月10日支給(平成30年度実績)

## 4 事業実績状況

区 分		28年度	29年度	30年度		
開 催 回 数		12回	12回	12回		
開 催 日 数		46日	46日	52日		
入 場 者 数		37,965人	33,243人	27,259人		
車 券 発 売 額		10,993,009,600円	10,176,988,700円	11,867,684,100円		
一日平均	入 場 者 数	825人	722人	524人		
	売 上 高	238,978,469円	221,238,884円	228,224,694円		
経 常	歳 入	車 券 発 売 金	10,993,010千円	10,176,989千円	11,867,684千円	
		そ の 他	506,118千円	804,770千円	440,862千円	
		計	11,499,128千円	10,981,759千円	12,308,546千円	
	歳 出	総 務 費	193,680千円	472,677千円	142,232千円	
		開 催 事 業 費	賞 金	488,942千円	495,060千円	512,324千円
			従 業 員 人 件 費	116,970千円	107,919千円	105,053千円
			払 戻 金	8,237,415千円	7,623,971千円	8,888,037千円
			競 輪 振 興 法 人 交 付 金	208,415千円	189,914千円	226,058千円
			そ の 他	1,974,203千円	1,866,735千円	2,169,503千円
		公 営 企 業 金 融 公 庫 納 付 金	0円	0円	0円	
一 般 会 計 繰 出 金		100,000千円	100,000千円	100,000千円		
計	11,319,625千円	10,856,276千円	12,143,207千円			
翌 年 度 繰 越 金		179,503千円	125,482千円	165,339千円		

## 5 過去の最高記録

種 別		年 月 日	記 録
車(自 券売場 上分) 高)	1 開 催 最 高 ( 特 別 )	平成12年8月31日～9月3日	22,432,651,700 円
	1 開 催 最 高 ( 普 通 )	昭和54年12月22日～昭和55年1月4日	1,997,823,700 円
	1 日 最 高	平成12年9月3日	8,162,007,900 円
	1 レ - ス 最 高	平成12年9月3日	2,312,348,100 円
入 場 者	1 開 催 最 高	昭和47年1月3日～16日	71,767 人
	1 日 最 高	昭和49年1月3日	21,012 人
最 高 払 戻 金		平成15年4月12日	2,340,220円



農  
林  
水  
産



# 農 業

本市の農業形態は、九頭竜、足羽、日野の三大河川流域を中心とした水稲単作で、越前の米どころとして長い歴史をもち、地域特性を生かした農業等が営まれている。

農業の構造は、都市化の影響により農家戸数、就業人口は減少しているものの、農地中間管理事業を活用した農地の集積に併せ、集落営農組織等の法人化が進み、1経営体当たりの経営規模は拡大している。

また、本市の農地は約95%を水田が占めているが、近年の米の需要低下、米価の低迷により、水稲+大麦+大豆、そばの2年3作や水稲にキャベツやネギなどの園芸作物を組み合わせた水稲と園芸の複合経営が進んでいる。

## 1 県農業に占める本市農業

### (1) 農家戸数

(2015年センサス・2015年国勢調査)

区分	総世帯数	農家戸数	販売農家	専業	第1種兼業	第2種兼業
県	279,687 戸	22,872 戸	15,245 戸	2,468 戸	1,235 戸	11,542 戸
市	99,872	4,859	3,405	555	236	2,614
市/県(%)	35.7	21.2	22.3	22.5	19.1	22.6

### (2) 耕地面積

(福井農林水産統計年報：平成29年耕地面積調査)

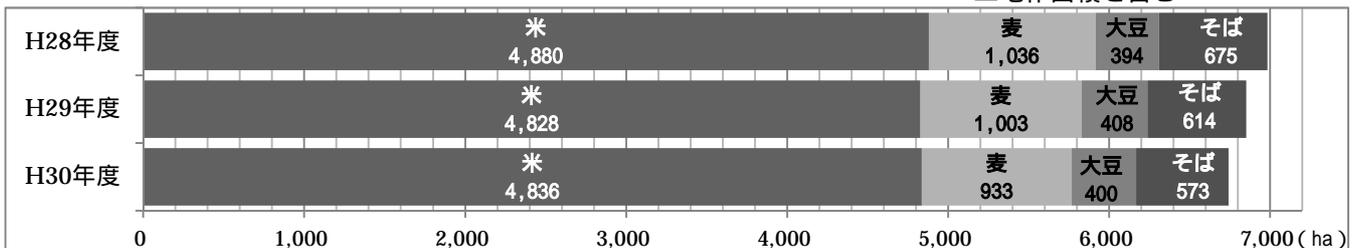
区分	畑	田	畑
県	40,300 ha	36,600 ha	3,760 ha
市	7,950	7,550	396
市/県(%)	19.7	20.6	10.5

## 2 農産物作付面積

(農政企画課)

区分	作付面積		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
米	4,880 ha	4,828 ha	4,836 ha
麦	1,036 ha	1,003 ha	933 ha
大豆	394 ha	408 ha	400 ha
そば	675 ha	614 ha	573 ha

二毛作面積を含む



### 3 中山間地域等対策

中山間地域は、まとまった平坦な耕地が少なく農業生産条件が不利な地域である一方、農業生産活動の営みは、多様な農林水産物を供給するとともに、水資源の涵養や洪水の防止など公益的な役割を果たしている。

本市における中山間地域（特定農山村地域）は16地区（152集落）で、高齢化や過疎化、担い手不足が進む中、生産・生活条件の改善と多面的機能の維持増進をめざし、各種の活性化策を講じており、中山間地域等における適切な農業生産活動の継続と多面的機能の確保を図るための施策として、中山間地域等直接支払制度を実施している。

< 中山間地域等直接支払制度実績 >

年 度	協定締結集落	対象面積（ha）	交付金額（円）
28	50集落	348.4	55,559,260
29	51集落	351.0	56,038,415
30	51集落	353.7	56,255,526

### 4 家畜家きん飼養頭羽数

（農政企画課）

調 査 年 月 日	乳用牛			肉 用 牛										豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養戸数	飼養頭数		飼 養 戸 数				飼 養 頭 数						飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養羽数	飼養戸数	飼養羽数
		総 数	左 の 産 内	繁殖 経営	肥 育 経営	一 貫 経営	計	繁 殖 牛			肥 育 牛								
								繁殖 牛	仔 牛	小 計	肉 専用 種	交 雑 種	小 計						
29. 3. 31	3	126	124	1	3	1	5	9	5	14	17	224	241	0	0	7	8,170	1	25,000
30. 3. 31	3	139	131	1	4	0	5	10	0	10	19	224	243	1	2	6	6,150	1	25,000
31. 3. 31	3	132	127	1	4	0	5	10	6	16	17	199	216	0	0	5	5,740	1	26,000

# 林 業

本市の森林面積は31,910haで全面積の59.7%を占め、林業生産の重要な基盤であるとともに、国土の保全及び水資源の確保、さらには市民の保健休養の場としての役割も極めて大きいものがある。

しかしながら社会経済情勢の変化に伴い、山村地域の過疎化及び国産材の価格の低迷等、森林、林業には非常に厳しい現況となっている。

そのため、今日では、木材生産を主体としたものから、水源かん養・土砂流出の防止・二酸化炭素の吸収等、森林の多面的機能の持続的な発揮を目的とした適正な森林の管理が必要となっている。

## 1 森 林 面 積

(単位：ha)

区 分	民 有 林			国 有 林		合 計
	公 有 林	私 有 林	小 計	官行造林	林野庁所管外	
面 積	1,530	30,292	31,822	57	32	31,910
人 工 林	1,141	18,231	19,372	45	14	19,431
人 工 林 率	74.5%	60.1%	60.8%	78.9%	43.7%	60.8%

(注) 合計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。(平成29年度福井県林業統計書抜粋)

## 2 林 道

### (1) 林道網整備計画

(越前地域森林計画書 H28.4.1～R8.3.31)

幅 員	2.5m～3.0 m	3.5m～4.0 m	5.0 m	計
路 線 数	16	24	1	41
計 画 延 長	12,680 m	25,454m	1,000 m	39,134m

### (2) 既設林道の状況

(平成31年3月31日 現在)

軽 車 道	46,716m	65路線
自 動 車 道	351,966m	199路線
計	398,682m	264路線

### (3) 林道による森林保全計画

(平成30年12月現在)

区 分	計 画 面 積	蓄 積
林 道 に よ る 保 全	4,477.70 ha	922,912 m <sup>3</sup>

## 3 林産物生産状況

### (1) 特 用 林 産 物

き の こ 類 (kg)						樹 実 類 (kg)		木 炭 (kg)	木 酢 液 ( )	山 菜 ・ 薬 草 類 (kg)		
乾しいたけ	生しいたけ	なめこ	えのきたけ	まいたけ	ひらたけしめじ	柴 栗	栽 培 栗			わらび	ぜんまい	おうれん
418	9,966		298,273	10,100	7,496			17,900	350			

(平成29年度福井県林業統計書抜粋)

## 4 保安林面積

(単位：ha)

水源 かん養	土砂流出 防備	土砂崩壊 防備	潮害 防備	干害 防備	なだれ 防止	落石 防止	魚つき	保健	風致	合計
4,381	659	65	33	26	278		9	111	1	5,563

(平成29年度福井県林業統計書抜粋)

## 5 造林事業

### (1) 福井市公団造林及び市有林の実施概要

単位：ha (平成31年3月31日現在)

地係	鮎川	国見	国見元	五太子	二ツ屋	国山	鷹巣	奥平	西大味	東郷	大丹生	四の谷	上一光	横谷
総面積	35.36	63.30	43.97	95.99	51.36	8.63	162.08	24.84	1.81	6.10	1.22	44.92	2.01	3.45
造林面積	33.75	56.39	36.33	63.40	41.04	8.60	92.59	20.00	1.00	3.82	1.22	28.40	1.10	2.20

地係	河内	仁位	合計
総面積	6.40	4.97	556.89
造林面積	6.40	4.97	401.21

## 6 森林公園(キャンプ・バーベキュー施設等)

### 国見岳森林公園

本市の北西部は、国見岳(標高656m)を中心とした森林地帯であり、この山頂からは越前加賀国定公園の美しい海岸線を眺望できるほか、都市近郊林として恵まれた自然環境を有しているため、観光林業として地域産業の転換を期待し、林間キャンプ場等野外レクリエーション施設の整備を行った。

当施設は市民のアウトドア指向の高まりから、森林の総合的機能を生かし、昭和56年8月1日オープンしたもので、その後、市民のニーズに対応したオートキャンプ場、サイクリングロード等施設の充実を図った。

しかし、施設設置から35年以上が経過し、施設・設備の改善に多くの費用が要することから、当施設の見直しを行った結果、平成30年度から宿泊機能を停止し、日帰り利用を主とした運営方式に変更した。

### (1) 施設概要

管理センター (管理棟)	1棟 252㎡ 休憩室、救護室
芝生広場	5,000㎡
バーベキュー広場	700㎡
屋外バーベキュー炉	6基
バーベキュー棟	3棟
サイクリングロード	1,100m
水辺の広場	1ヶ所

## (2) 利用状況

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
27	413	1,639	815	963	1,628	1,481	787	627	8,353
28	410	1,167	367	965	1,758	1,090	1,775	512	8,044
29	309	1,292	730	881	1,282	2,902	615	552	8,563
30	0	20	5	9	39	8	37	10	128

## リズムの森

バーベキューやアスレチック、カブト虫飼育場など多彩な施設を備え、自然に親しみ楽しく遊べるキャンプ場である。キャンプファイヤー広場もあり、大自然の中で高らかに燃える炎をみんなで囲むなど、特別な思い出をつることができる。夜はテント・バンガロー・コテージなど自然に包まれながら眠りにつくことができる。大型バス用も備えた無料駐車場があり、団体での利用も可能である。

### (1) 施設概要

管 理 棟	1棟 235㎡ 事務室・避難室・保健室・会議室・シャワー室など
バンガロー施設	5棟(6人用)
コテージ	3棟(4人用)シャワー室、トイレ、ミニキッチン付
テント	11張(5人用)
芝生広場	2,000㎡(キャンプファイヤー)
バーベキューテーブル	5テーブル(10人用)、5テーブル(12人用)
バーベキュー炉	12炉(6人用)
魚のつかみ取り池	1ヶ所(予約必要)
駐 車 場	普通車70台 大型バス3台

## (2) 利用状況

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
27	109	748	382	502	1,309	365	301		3,716
28	187	541	292	1,085	1,230	402	196		3,933
29	102	517	159	612	754	192	172		2,508
30	70	749	138	323	2,005	419	114		3,818

## S S Tらんど

SUN(太陽)、STAR(星)、TREE(木)の頭文字を組み合わせて名付けられたS S Tらんど。名前のとおり自然を満喫できる緑のスポットである。

総合案内所を中心に、バーベキューハウス、アスレチック、「オズの魔法使い」がテーマの童話の森、ログハウス風のバンガロー(5棟)、パターゴルフ場(27ホール)などがあり、家族や友人で太陽の光を浴び、星を眺め、木々の香りを楽しむのに最適の場所である。

## (1) 施設概要

管 理 棟	1 棟 受付
バンガロー施設	5 棟 (4 人用) 収容能力20人 (エアコン・シャワー付)
テントサイト	24区画
芝生広場	4,000㎡ (コンビネーション遊具1基、キャンプファイヤー)
バーベキューテーブル	6 テーブル (8 人用)
バーベキュー炉	23 炉 (10 人用)
バーベキューステージ	11 区画 (10 人用)
パターゴルフ場	27ホール
アスレチック	1ヶ所
水車広場	2,893㎡
童話の森	10,000㎡
しょうぶ園	2,000㎡

## (2) 利用状況

(単位：人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	計
27	1,366	4,914	2,157	2,864	4,871	2,525	2,220	482	21,399
28	1,758	4,222	2,447	3,251	3,599	2,176	2,377	424	20,254
29	1,508	3,359	2,563	3,586	3,277	1,729	1,654	424	18,100
30	1,856	4,172	2,825	2,292	3,017	2,903	1,915	899	19,879

## 木ごころの森

樹木とふれあい自然の豊かさを体感できる森林公園である。散策道では、森林浴で癒されながら、クイズラリーを楽しむことができ、家族や友人で森林の多面的な役割への理解を深めることができる。

### 施設概要

・広場エリア	
多目的広場	940㎡ (ウッドデッキ)
芝生広場	2,290㎡
あずまや	1 棟
屋外便所	1 棟
駐車場	普通車27台 (内 障がい者用2台) 大型バス1台
・里山エリア	
遊歩場	724m
散策道	608m

## 清水きららの森～おばやま自然公園～

遠足や自然学習の場として自然とふれあえ、子ども連れの家族が森の中で遊べる公園。冒険の広場には複合遊具などがあり、野鳥の森、昆虫の森は、企業と連携して野鳥、昆虫の集まる樹木を植栽している。

## 施設概要

冒険の広場 (複合遊具を含む。)	5,260 m <sup>2</sup>
野鳥の森	5,250 m <sup>2</sup>
昆虫の森	4,040 m <sup>2</sup>
展望台	1棟
あずまや	1棟
遊歩道	350.00m
屋外便所	35.41 m <sup>2</sup> (木造)
駐車場	普通車 39台 (内身障者用 1台) 大型バス 1台

## 水産

本市の海岸線は単調なうえ、日本海特有の地勢急峻で天然の港勢に恵まれないため漁港の整備促進を図ってきた。漁業形態は定置網、イカ釣、刺網、底曳網、一本釣、はえ縄、その他浅海漁業で、その規模は多種多様である。平成29年の属人生産量は、1,292 tとなっている。漁船数は3 t未満 197隻、3～5 t 45隻、5～10 t 17隻、10～20 t 13隻、総数272隻 (H31.3.31) で、日本海中部における、玄達瀬、松出し瀬付近で操業している。近年の産業構造の推移状況を踏まえ、沿岸漁業生産基盤の確立のために漁港の整備や沿岸漁業構造改善事業を推進するとともに、海底耕耘による漁場環境の改善やマダイ、ヒラメ、アワビ、キジハタの種苗を放流するなど栽培漁業にも継続的に取り組み水産振興を図っている。

### 1 漁港施設 (市管理)

(平成31年3月31日現在)

漁港名		白浜(国見)	長橋菅生	鮎川	大丹生	大味	居倉
種別		第2種	第1種	第1種	第1種	第1種	第1種
外郭施設	防波堤	408.9 m	613.9 m	267.5 m	394.4 m	69.3 m	318.8 m
	防砂堤・突堤	10.0 m	34.2 m	49.9 m		58.0 m	
	護岸	290.5 m	1108.7m	197.4 m	957.7 m	133.2 m	557.1 m
係留施設	物揚場	217.9 m	192.0 m	128.0 m	126.0 m		51.0 m
	船揚場	125.1 m	226.1 m	103.9 m	190.8 m	30.8 m	111.7 m
航行補助施設 水域施設 輸送施設	灯台	1基	1基				
	泊地	9,100 m <sup>2</sup>	18,392 m <sup>2</sup>	8,063 m <sup>2</sup>	9,232 m <sup>2</sup>	3,592 m <sup>2</sup>	1,470 m <sup>2</sup>
	航路	3,300 m <sup>2</sup>					
	道路	201.8 m	264.0 m	29.1 m	111.9 m	170.0 m	
漁獲物施設 及び保存 加工施設	冷蔵庫	1棟					
	荷さばき所	1棟	1棟				

## 2 稚魚の放流

水産資源の確保を図るため、ヒラメ・アワビの中間育成・放流、及びマダイ・キジハタの放流を行っている。

魚種名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ヒラメ	45,000尾	45,000尾	45,000尾	45,000尾	45,000尾
アワビ	27,000個	15,000個	27,000個	27,000個	21,000個
マダイ	12,000尾	12,000尾	12,000尾	10,000尾	10,000尾
キジハタ	-	-	-	2,000尾	2,000尾

## 3 海岸保全施設

(平成31年3月31日現在)

漁港名	白浜(国見)	菅生	鮎川	大丹生	大味	居倉
海岸保全区域延長	148.0m	592.0m	390.0m	489.0m	390.0m	446.0m
護岸	148.0	592.2	101.0	442.0	113.2	490.1
消波堤	20.0	93.8				84.0
離岸堤			127.1	219.6	135.0	

## 4 漁業協同組合

漁業協同組合は、共済、購買、販売、利用、指導等の各事業を営み、漁業者の経済的、社会的地位の向上を図っている。

(平成30年12月31日現在)

区分	福井市漁業協同組合	越廼漁業協同組合
設立年月日	昭和46年4月1日	昭和38年6月1日
組合員数	902人	308人
出資金	66,330,000円	23,875,000円
役員数	11人	8人

# 土地改良

## 1 土地改良施設

### (1) 農業排水(施設)

(平成31年4月1日現在)

区分	施設の個所数			
	排機	樋門	樋管	計
河川に排水される農業排水	17	184	93	294

### (2) 農業用道路

(平成31年4月1日現在)

全延長	801 km
舗装延長	304 km
舗装率	38.0 %

**(3) 圃場整備状況**

(平成28年度末現在)

整備対象水田面積	7,582.8ha
一次整備済	6,310.7ha (83.2%)
大規模圃場整備済	747.6 ha (9.9%)

**(4) 集落排水処理施設**

(平成31年4月1日現在)

区分	施設数	備考
集落排水処理施設	28	農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設

**2 農業農村整備事業****(1) 市単事業**

(平成30年度)

事業内容	用排水施設整備	農道整備	区画整理	ため池整備	農地海岸整備	集落内環境整備	災害復旧
件数	46	34	2	2	2	9	62
市負担額	43,638千円	27,566千円	548千円	2,426千円	540千円	602千円	28,848千円

**(2) 県単事業**

(平成30年度)

事業内容	用排水施設整備	水閘門	集落内環境整備
件数	12	2	1
市負担額	17,942千円	1,086千円	2,450千円

**(3) 国庫補助事業****(ア) 団体営事業**

(平成30年度)

事業内容	かんがい排水	ほ場	集落排水	災害復旧
件数	11	1	8	20
市負担額	18,340千円	400千円	103,600千円	40,133千円

**(イ) 県営事業**

(平成30年度)

事業内容	かんがい排水	ほ場	農道	農地防災
件数	7	4	1	4
市負担額	34,531千円	9,920千円	19,750千円	24,556千円

# 園芸センター

福井市の農業は稲作が主体であるが、都市近郊としての立地条件を生かした野菜を始め、花卉、果樹などの園芸作物の振興を図るため園芸技術の普及・支援を行ってきた。

また、国の農業施策に呼応しながら消費者ニーズを的確にとらえ将来を展望した園芸作物の栽培試験、特産ブランドの開発など、地域に適応した作物の園芸振興促進のため、産地の育成・指導等に力を入れてきた。

さらに、市民からの園芸相談や、生涯学習のための講習内容を充実するなど園芸に関する拠点として幅広く市民が利用できる施設を目指している。

**施設の概要**    **総面積2.46ha**    **圃場面積0.48ha**    (平成31年4月1日現在)

名 称	構 造	棟 数	面 積
本館（作業場合）	鉄骨平屋建て	1棟	1,168 m <sup>2</sup>
堆肥・農機具格納庫舎	〃	1	172
温室	鉄骨アルミ製	11	2,988
ビニールハウス	鉄パイプ製	19	2,275
屋外トイレ	鉄筋コンクリート	1	21

## 令和元年度主要事業計画の概要

### 1 試験研究事業

#### (1) 野菜に関する試験

- 金福すいか及び銀福すいか高品質株の選抜試験
- 金福すいかと銀福すいか3畝栽培及び補光栽培試験
- 金福すいか及び銀福すいか品質向上に向けた台木の選抜試験
- 銀福すいか後継品種の開発（雑種第二代）
- 銀福すいか後継品種の開発（雑種第三代）
- 金福すいか後継品種の開発（種なし果実の確認と特性調査）
- 金福すいか後継品種の開発（コルヒチン種子浸漬処理と幼芽滴下処理）
- 金福すいか後継品種の開発（秋作）
- きゃろふく根色固定化、根形選抜試験
- きゃろふく採種量増加試験
- きゃろふく種子小型化試験
- きゃろふく父本品種選抜試験
- カーボロネロの栽植密度の検討
- 加工・業務用キャベツ向き大玉品種選抜調査
- パプリカの摘果（花）による可販収量向上試験
- 耐暑性品種を用いた夏季キャベツ出荷時期の拡大
- 単為結果性トマトによる省力化と経費削減の調査

#### (2) 果樹に関する試験

- オリーブの施肥指針の確立試験
- オリーブの灌水指針の確立に向けた調査
- オリーブの挿し木苗生産の試験
- ナツメの剪定方法の確立試験

### (3) 花卉に関する試験

コンテナ栽培における水仙球根養成方法の確立試験  
鷹巣・国見地区に移植した越前水仙の草丈に関する試験  
切花ハボタンの栽植密度が切花品質に及ぼす影響

## 2 実証栽培事業

### (1) 野菜

金福すいか・銀福すいか  
きゃろふくニンジン  
カーボロネロ  
ミディトマト  
スイートコーン

### (3) 養液栽培

葉菜類の水耕栽培  
ミディトマトのロックウール栽培  
イチゴのロックウール栽培

### (2) 花卉

アスター  
デルフィニウム  
菊(夏～冬咲き)  
ハボタン  
原種系水仙

### (4) 果樹栽培

ナシ  
カキ  
ウメ  
ブルーベリー  
イチジク  
ブドウ  
モモ  
オリーブ

## 3 特産物の産地育成事業

### (1) 産地育成技術指導及び生産者支援

金福すいか・銀福すいかの特産化推進  
きゃろふくの特産化  
カーボロネロの普及  
越のルビーの巡回指導  
栽培技術現地指導  
花卉生産者の育苗受注  
伝統野菜(新保ナス)現地指導  
越前水仙現地指導  
水田園芸の推進  
オリーブの産地育成  
ブドウ・モモ・イチジク等の巡回指導

### (2) 新規就農支援講座

講座

野菜、切花、果樹 年間講座 64回

## 4 各種講座、講習会、緑化推進への支援など

### (1) 家庭園芸の普及

定期園芸講座

野菜、切花、盆養、果樹 5班 受講生 105名

活動期間 4月～12月

園芸講習会 4月～3月の8講座 (会場：園芸センター)

その他講座(不定期) J A、農業団体等からの要請により講師として職員を派遣

園芸相談 来園者による直接の相談、電話、メールによる相談など

### (2) 栽培体験学習推進

親子園芸教室 (対象：市内に在住の小中学校の子とその保護者)

会場 園芸センター

定員 15組

### (3) 緑化推進への支援

春・夏花壇用苗の供給 (対象：公民館 約51,000本)

即売会協賛 福井を美しくする会連絡協議会 4月

市民憲章推進協議会 6月

フェニックスプラザ・フラワーハウスへの鉢花供給

団体やイベントへの花苗の提供

# 中央卸売市場

福井市を中心に福井県の生鮮食料品等の集配拠点市場として、卸売市場法に基づき昭和49年10月7日農林水産大臣の認可を受けて開設したものである。この中央卸売市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市（県）民の生活安定を目的としており、生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な諸施設並びに駐車場を完備し、法及び業務条例等に基づき市の指導監督のもとに的確な集荷と公正な卸売業務を行っている。

## 1 施設概要

【所在地】	福井市大和田1丁目101番地		
【敷地面積】	140,198㎡		
【構造】	鉄筋、鉄骨2階～3階、塔屋4階		
【着工】	昭和48年1月	【完成】	昭和49年9月
【工費】	36億円		

## 2 中央卸売市場のしくみ

### (1) 開設者 / 福井市

市場施設の維持管理、市場の運営にあたり、法律・条例・規則に基づいて指導監督を行っている。また卸売業者・仲卸業者の業務を検査し、毎日の入荷量や価格などの市場統計情報を市民に知らせる者。

### (2) 卸売業者 / 集荷・販売代行機関、青果部1社、水産物部1社、花き部1社

全国各地の出荷者から生鮮食料品等の販売の委託を受け（買付けをする場合もある）これをせり売り、入札売り又は相対売りで仲卸業者や売買参加者に販売し、出荷者から決められた手数料を受け取る者。

### (3) 仲卸業者 / 評価・分荷機関、青果部13社、水産物部4社、花き部1社

せり売り、入札売り又は相対売りに参加して、卸売業者から買い取った生鮮食料品等を市場内の店で、売買参加者や買出人に細かい単位に分けて、販売（相対売り）する者。

### (4) 売買参加者 / 評価・小売機関、青果部198人、水産物部198人、花き部41人

小売商、加工業者、大口消費者のうち、卸売業者のせり売り、入札売り又は相対売りに参加できる資格を持ち、市場外で主として一般消費者へ販売する者。

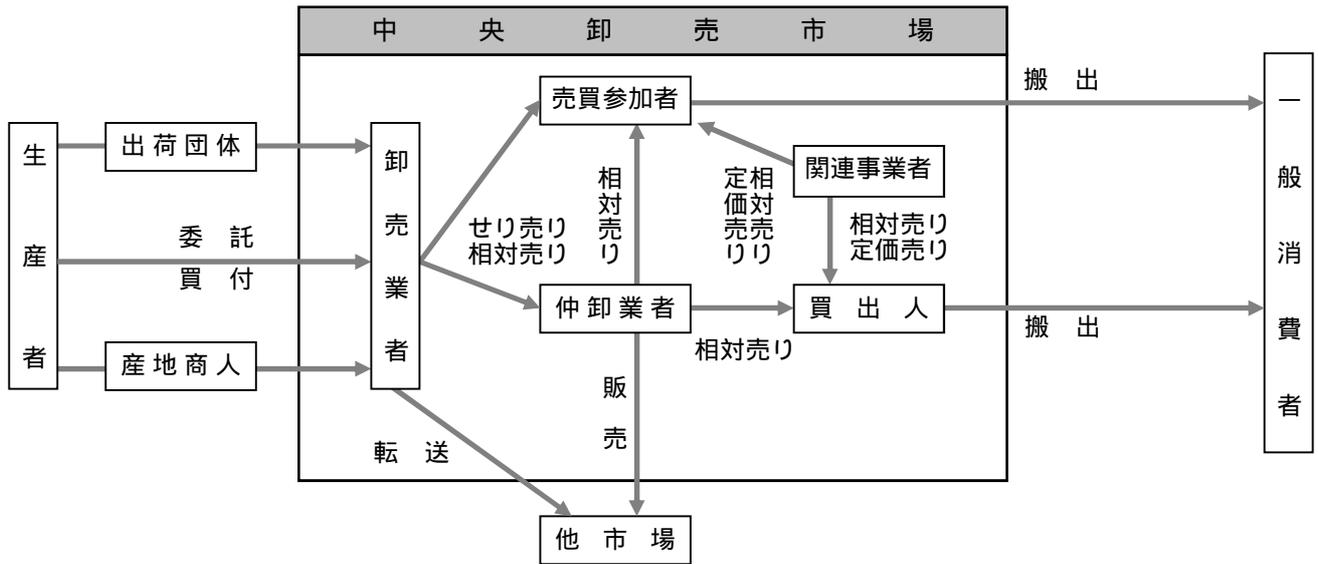
### (5) 関連事業者 / 市場機能の充実及び市場利用者へのサービス機関60社

開設者の許可を受けて、市場機能を補完するため又は市場を利用する人達の便益を図るため、市場内の店舗、その他の施設において営業している者で、関連商品、冷蔵庫業、飲食業などを営む者。

### (6) 買出人 / 小売機関等、青果部27人、水産物部89人、花き部42人

小売商、加工業者、大口消費者のうち、仲卸業者から生鮮食料品等を購入している者。

### 3 流通の経路



### 4 取扱高

年度	青果部		水産物部		花き部		総取扱高
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
28	t	千円	t	千円	千本	千円	千円
	32,735	9,413,190	11,342	10,606,781	10,994	722,995	20,742,966
29	31,111	8,958,531	9,904	10,238,407	9,585	618,968	19,815,906
30	30,403	8,468,517	8,338	8,807,413	8,276	540,213	17,816,143

### 5 1日あたりの取扱高

区分	青果部	水産物部	花き部
数量	117t	27 t	37 千本
金額	32,697 千円	28,049 千円	2,390 千円

建

設



# 道 路

安全で快適な道路環境を確保するため、道路及び橋梁の新設改良や維持補修を行っている。特に、国道・県道とネットワークを構成する幹線市道や生活市道の整備、子供・高齢者・障害のある方等の誰もが安全安心で快適な通行が図れる歩行者空間を確保するための歩道バリアフリー整備及び防災・震災対策に配慮した橋梁の整備を重点的に行っている。

## 1 道路・橋梁現況

### (1) 道 路 (H30.3.31 道路台帳整備済数値 専用自歩道を除く)

区 分	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	路 線 数
国 道	123,341	5.5~36.0	123,341	100.0	6
県 道	300,709	4.0~44.0	290,815	96.7	52
市 道	1 級	165,767	163,051	98.4	127
	2 級	159,193	154,214	96.9	175
	そ の 他	1,749,703	1,675,305	95.7	6,861
道 計	2,074,663		1,992,570	96.0	7,163

### (2) 橋 梁 (専用自歩道を含む)

区 分	橋 数	橋 長 ( m )
永 久 橋	1,677	13,111.8
木 橋	0	0
計	1,677	13,111.8

### (3) 市道認定基準(抜粋)

幅員が6m以上で、用地が市に帰属され、かつ、国道、県道、市道又は公共施設に接続するもの。ただし、通り抜けが不可能な場合は、回転広場を有すること。

その他都市計画法、土地区画整理法等により築造された道路で、法定の手続きが完了しているもの。

## 2 整 備 状 況

### (1) 生活道路整備

道路パトロールにより道路不良箇所の早期発見、事故防止を図るほか、道路改良、舗装、側溝整備、補修・修繕等を行っている。

### (2) 歩 道 整 備

高齢者や障がい者をはじめ、市民が安全で安心して歩けるまちを実現するため、歩道の段差解消や視線誘導ブロックを設置し、歩道のバリアフリー化を行っている。

平成30年度 環状西線、高木市場線、福井駅北通線 等

歩道整備延長 81km

### (3) 橋 梁 整 備

橋梁長寿命化修繕計画に基づく、橋梁の修繕や架替を行うとともに近視目視による点検を行っている。

### (4) 幹線道路整備

道路ネットワークの充実を図るため、市街地と周辺地域を結ぶ幹線道路の整備を行っている。

### 3 交通安全施設の整備・拡充

交通事故を防止するため、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯等の交通安全施設を必要箇所に整備・更新する。

#### 交通安全施設の整備状況

事業名	平成30年度
	事業量
防護柵	1.4km
道路反射鏡	82基
路通学路照明灯 路通学路照明灯	2基
視線誘導標	157本
区画線	25.3km

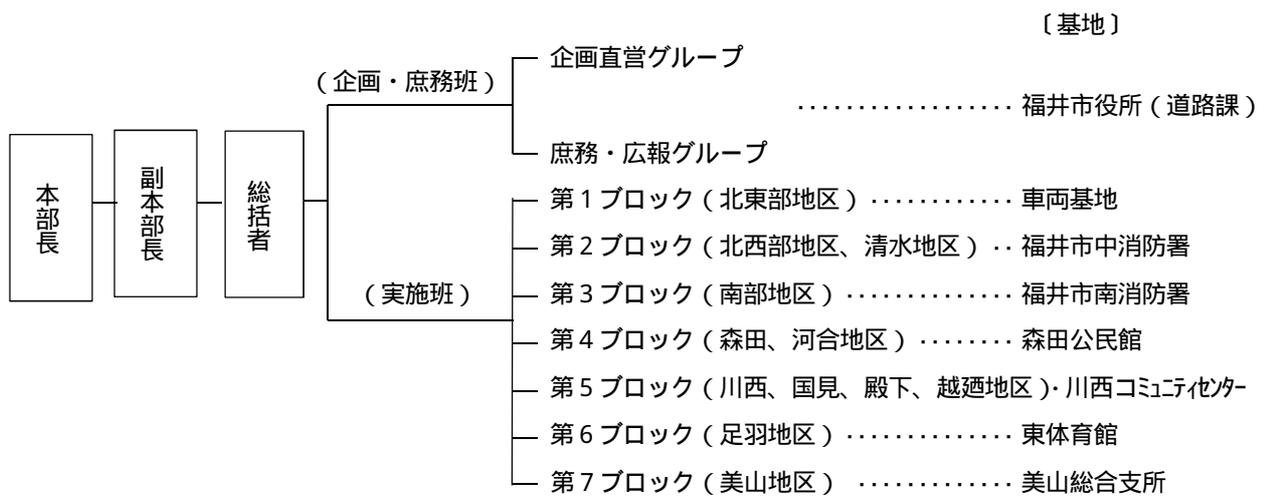
## 除 雪 業 務

市の除雪業務は市民協働のもと、国、県及び関係機関と連携を図りながら効果的な除雪作業を実施することにより、安全かつ安心な市民生活と地域の経済活動の確保を図るものである。

### 1 除 雪 組 織 (平成30年度)

建設部に除雪対策本部を設置し、市内に7カ所の除雪基地を設ける。

#### 除雪対策本部



## 2 除雪実施計画

### (1) 除雪体制(平成30年度)

除雪対策本部は本部長(建設部長)の指揮のもとに適切な道路除排雪を実施する。除雪体制は次表のとおりとする。

体制	降積雪の状況	内容
準備体制	気象情報等により、降雪が予想される場合	除雪協力企業及び職員の待機
平常体制	積雪深が、10cm以上ある場合	出勤基準に基づき除雪出動(最重点路線は5cm) 排雪場の準備・開設 主要交差点部の排雪 (歩行者・自動車の交通安全上、視認性の確保が難しいと判断される高さの雪山が多数ある場合)
警戒準備体制	積雪深が、60cm以上ある場合	情報連絡の強化 道路雪害対策本部設置準備
警戒体制	積雪深が、警戒積雪深の90cmに達した場合	<b>道路雪害対策本部の設置</b> 除雪協力企業による相互支援による除雪の実施 必要箇所の拡幅除雪 必要箇所の排雪 情報連絡の強化

### (2) 除雪計画路線及び出勤基準

(平成30年度)

路線名	区分内容	延長
最重点除雪路線	県の最重点除雪路線とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路 中核サービスステーションへのアクセス道路 積雪5cm以上を目安とし、県の最重点除雪路線出動と連携し出動する。	22.0km
緊急確保路線	国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路 新降雪深が10cmを超え、県の除雪出動と連携し出動する。	220.5km
一般除雪路線	その他の未除雪路線、自治会等協力路線を除いた道路 新降雪深が10cmを超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき、早朝2時頃までに出勤する。	1,438.2km
消雪施設路線	消雪施設が設置された道路	78.6km
春期除雪路線	冬期間閉鎖し、融雪期を待ち除雪を行う道路	46.3km
合計		1,805.6km

# 河川・水路

市内を流れる河川は、九頭竜川など1級河川37、大味川など2級河川4、一本木川など準用河川13、その他の河川、水路は約900で、総延長はおよそ480kmにも及んでいる。

このうち1級河川は国と県において、また2級河川は県において、その他の河川、水路は市において、それぞれ管理している。

## 1 河川（水路）改修事業等状況

（平成30年度）

事業区分	個所数	事業量	事業費
河川整備事業	37	延長計 503.1m	75,846 千円
水路整備事業	66	延長計 1446.5m	46,790
都市基盤河川改修事業 （馬渡川）	1	護岸工 ほか	78,159
総合流域防災事業 （底喰川）	1	橋梁下部工 ほか	141,999
浸水対策事業	2	測量・設計 ほか	14,005
計	107	2,452.6m	356,799

## 2 河川改修状況

（平成30年度末）

区分	流路延長	改修延長	改修率
普通河川	158.28 km	83.86 km	52.98%
準用河川	15.18	14.79	97.46
計	173.46	98.65	56.87

## 3 福井市治水記念館

福井市は日野川と江端川の合流点に設置されていた江端川排水機場の改築にともない、昭和12年に完成した当時東洋一を誇る排水ポンプを後世に残すため、治水記念館を建設した。当館は、市民の方々に治水行政の重要性、自然と文明の調和の大切さを感じていただく場として設置したものである。

### 記念館概要

- (1) 所在地 福井市種池2丁目305番地
- (2) 規模 鉄筋コンクリート造 地上2階建（空掘1階）  
敷地面積 1,258.59m<sup>2</sup> 建築面積 467.25m<sup>2</sup> 建物延床面積 737.67m<sup>2</sup>
- (3) 建設概要 平成2年度 建設工事着工  
平成3年度 建設工事完了（総事業費 5億円）  
平成4年7月 オープン  
平成18年4月 指定管理者制度導入

# 公園緑地

戦後、戦災・震災の復興計画として、戦災復興土地区画整理事業に着手し、その計画の中で公園緑地を画期的に増加すべく、都市緑化と市民の憩いの場をつくる配慮をした。その後も土地区画整理事業が目覚ましく進行され、これにより多くの公園が確保され、都市計画区域内の市民1人当たりの公園面積（15.3㎡）は全国平均（10.5㎡）を上回っている。

また、市民が楽しめる公園として、足羽山公園やカルチャーパーク、西部緑道などの公園の整備を進めてきたほか、既存公園の再整備に取り組んでいる。

昨年には、野球場やサッカー・ラグビー場、各種スポーツ施設を備えた福井市総合運動公園の整備や、中央公園の再整備が完了した。

## 1 公園緑地の現況

（平成31年4月1日現在）

区分	都市公園		整備済公園			未整備公園	
	個所数	面積（ha）	個所数	面積（ha）	率（%）	個所数	面積（ha）
街区公園	339	62.47	338	62.36	99	1	0.11
近隣公園	29	43.14	29	43.14	100	0	0.00
地区公園	5	19.44	5	19.44	100	0	0.00
総合公園	2	210.30	(2)	82.94	39	2	127.36
運動公園	3	89.93	2(1)	70.90	79	1	19.03
都市緑地	11	28.71	10(1)	25.39	88	1	3.32
広場公園	1	0.02	1	0.02	100	0	0.00
緩衝緑地	1	61.39	1	61.39	100	0	0.00
緑道	1	2.50	1	2.50	100	0	0.00
風致公園	1	4.60	1	4.60	100	0	0.00
歴史公園	2	1.10	2	1.10	100	0	0.00
墓園	2	5.56	2	5.56	100	0	0.00
合計	397	529.16	392(4)	379.34	72	5	149.82

（ ）は一部供用開始外数 一部供用開始の公園については未整備公園の箇所数に計上。

## 2 主な公園

名称	面積	施設概要
足羽山公園	1,233,000 m <sup>2</sup>	自然史博物館、郷土植物園、展望台、遊具、冒険広場、小動物園、おさごえ民家園、カルチャーパーク、愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館
東山公園	870,000	芝生休憩広場、遊歩道、コミュニティプール、ウォーターライダー、日本庭園、ゲートボール場
中央公園	22,600	日本庭園、ビジターセンター御座所、堀割広場、堀割噴水、梅広場
左内公園	6,100	橋本左内像、遊具（石の動物）植栽

東 公 園	31,000	サブグラウンド、遊具、芝生広場、植栽
西 公 園	14,000	遊具、植栽、テニスコート
三 秀 公 園	5,300	遊具、植栽
福井市総合運動公園	520,000	サッカー場（兼ラグビー場）、ゲートボール場、ソフトボール場、マレット・グランドゴルフ場、管理棟、野球場、サブグラウンド
西 部 緑 道	25,000	カルチャースクエアゾーン、アスレチックスクエアゾーン、オープンスクエアゾーン、フラワーガーデン、ウォーターフロントスクエアゾーン、古墳広場ゾーン、和風庭園ゾーン
養 浩 館 庭 園	10,000	名勝養浩館（旧御泉水屋敷）庭園
福井運動公園 （ 県 管 理 ）	280,000	陸上競技場、野球場、水泳場、テニス場、体育館
福井少年運動公園 （ 県 管 理 ）	39,000	屋内休憩場、遊具等

### 3 足羽山総合公園

足羽山公園は、足羽山、八幡山、兎越山を含めた三山で形成されており、昭和37年都市公園としての指定を受け、休養慰安、観光等の施設拡充を図り、市民の憩いの場とするように計画された。

足羽山は多年にわたり整備されてきたが、八幡山及び兎越山は未開発であったため、陸上自衛隊の協力を得て道路の新設、広場の造成を図り、その後年次計画により改良整備を行ってきた。

標高116.8mの足羽山には福井の礎を築いた継体天皇像や十数基の古墳群があり、「日本さくらの名所100選」にも選ばれている。

足羽山三段広場を中心にツバキやサザンカ等、数々の花木が四季それぞれに咲くように植栽してある。特に市の花アジサイは、市政80周年記念として植栽したものを含め、足羽山の各所で植栽されている。

区 分	足 羽 山	兎 越 山	八 幡 山	計
公 園 面 積	49.4 ha	25.0	48.9	123.3
道 路 延 長	6,528 m	1,990	2,758	11,276
広 場 数	2カ所	1	2	5
広 場 面 積	10,100 m <sup>2</sup>	3,300	3,300	16,700

足羽山公園内にある足羽山公園遊園地は、市民が楽しく憩い、自然の中で動物と親しみ、健全な運動を行いながら、豊かな情操を養うことを目的に昭和52年から整備を開始した。

さらに、昭和53年6月には羊、ロバ、ポニー、鳥類など動物と一緒に遊べる小動物園を建設し、昭和55年7月21日に福井市足羽山公園遊園地として開園した。

以降、園内での繁殖や寄贈等により動物の種類も増やし、動物に関連した体験や工作等の様々なイベントを実施するなど、市民に親しまれている。

平成30年9月には、新たに全天候型の動物舎を整備し、カピバラやナマケモノなど熱帯地方に生息する動物を中心に展示をしている。

## 墓 地 造 成

墓園として戦災復興事業にて都市計画により決定した西墓地は、市街地の南西に位置する足羽山にあり、足羽山自然公園に通じる車道も新設された。戦災復興事業で墓碑数の約9割を西墓地に、残余は南墓地に収容した。特に西墓地造成にあたっては、天然の風致を生かし、休憩所、便所、水道施設、照明、花壇、幹線道路の舗装も完備し、親しみやすいようにした。

また、市民からの墓地造成の要望により岡保地区に、風致景観・環境に留意した広域な東山墓地公園を計画し、昭和41年度には、陸上自衛隊により幹線道路を築造し、翌42年度から市土地開発公社が園地造成に着手し、昭和53年度に完成した。さらに、平成17年8月の足羽山西墓地の陥没災害による代替墓地として、兔越山に兔越山墓地を新たに造成した。

名 称	総 面 積	区 画 数	工 事 費	着 工	竣 工
西 墓 地	176,000 m <sup>2</sup>	8,645区画	56,811 千円	昭和23年	昭和34年
南 墓 地	3,960	1,090	420	昭和27年	昭和27年
東 山 墓 地	60,500	4,836	278,976	昭和42年	昭和53年
兔 越 山 墓 地	5,100	601	101,769	平成18年	平成19年

### 使 用 料

使 用 面 積 基 準	3.3m <sup>2</sup> 当りの単価
1.65m <sup>2</sup> (0.5坪) から 3.30 m <sup>2</sup> (1.0坪) までの区画	65,000円
3.30m <sup>2</sup> (1.0坪) を超え 4.95m <sup>2</sup> (1.5坪) までの区画	78,000
4.95m <sup>2</sup> (1.5坪) を超え 6.61m <sup>2</sup> (2.0坪) までの区画	91,000
6.61m <sup>2</sup> (2.0坪) を超え 8.26m <sup>2</sup> (2.5坪) までの区画	110,000
8.26m <sup>2</sup> (2.5坪) を超え 9.91m <sup>2</sup> (3.0坪) までの区画	130,000
9.91m <sup>2</sup> (3.0坪) を超え 13.22m <sup>2</sup> (4.0坪) までの区画	156,000
13.22m <sup>2</sup> (4.0坪) を超える区画	182,000

# 住 宅 政 策

人口減少に対応するため、U・Iターン者への住宅取得のための支援や多世代同居・近居のための住宅支援及び空き家の循環利用促進支援などを行い、住環境の向上に努めている。また、民間活力を活用した、まちなか地区の地域優良賃貸住宅の家賃減額に対する支援を行い、高齢者や子育て世帯に配慮した良質な賃貸住宅の供給を促している。

さらに、市民の安全で安心な環境を確保するため、老朽化して周囲に悪影響を及ぼす空き家等の所有者等に対し、適正な管理を促している。

## 1 居住推進支援事業

補助メニュー	補助の内容	平成30年度 補助実績
<b>移住定住サポート事業</b>		
二世帯型戸建て住宅取得補助	まちなか地区での二世帯型戸建て住宅の建設等への補助	2戸
多世帯同居リフォーム補助	多世帯同居するために必要なリフォームに要する費用への補助	17戸
多世帯近居住宅取得補助	多世帯で近居するための住宅建設等への補助	17戸
若年夫婦・子育て世帯家賃補助 (民間)	市外・県外からまちなか地区の民間賃貸住宅に入居する若年夫婦世帯や子育て世帯に対して家賃の一部を補助	30戸
若年夫婦・子育て世帯家賃補助 (特公賃)	若年夫婦世帯や子育て世帯に対し、良好な特定公共賃貸住宅を提供し家賃を補助	10戸
U・Iターン若年夫婦世帯等 住宅取得補助	県外からのU・Iターン世帯の住宅建設等への補助	8戸
<b>空き家循環利用促進事業</b>		
空き家取得補助	県外から移住する世帯、または子育て世帯の空き家購入への補助	2戸
空き家リフォーム補助	空き家所有者、または空き家の購入・賃借者が行う空き家のリフォームへの補助	4戸
U・Iターン世帯空き家居住家賃補助	U・Iターン世帯の空き家の家賃への補助	1戸
空き家流通アドバイザー派遣	空き家の売買・賃貸を検討する所有者に対し、専門業者をアドバイザーとして派遣。	3件
空き家診断補助	空き家診断への補助	1戸

## 2 地域優良賃貸住宅概要

まちなか地区において、高齢者世帯など居住の安定を図る必要がある世帯に優良な民間賃貸住宅を供給するための整備及び低所得世帯の家賃減額に対する支援を行う。これらの支援を通し、優良な賃貸住宅の供給拡大を図り、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、まちなか地区の人口減少に対応することを目的としている。

平成30年度 地域優良賃貸住宅家賃支援 3棟(84戸)

### 3 空き家等対策事業概要

福井市内において空き家等が増加している中、空き家等の所有者等に適正な管理を促すとともに、老朽化し危険なものは修繕・除却してもらうことにより、安全で住みよいまちづくりの形成を目的としている。

平成30年度 福井市老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付 17件

## 市 営 住 宅

市民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、市営住宅として公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅を管理している。(平成31年4月1日現在：1,918戸)これらの市営住宅の整備に当たっては、快適なまちづくりの推進、入居者の居住水準の向上、周辺住環境との調和を図ることとし、建替事業や改修事業は、「福井市住宅基本計画」に基づき推進している。

建替事業では、東安居団地において、平成23年度に基本設計を行い、平成30年度までにA・B・C・E棟の建替えを完了した。令和元年度より、東安居F棟の建替えに着手する。

また、改修事業では、外壁や屋上防水の改修のほか、高齢者等への配慮の観点から、既存団地へのエレベーターの設置を進めており(平成30年度末現在：25基)今後も継続する予定である。

今後も市営住宅の適切な管理運営に努め、住宅に困窮する市民に対し住宅の供給を行う。

### 1 市営住宅建設概要

#### (1) 公 営 住 宅 概 要

公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

団地名	所在地	建設年度	構 造	管理戸数	間 取	使用料(月額・円)	棟 数
湫	湫町	S62～63	中耐4～5階建	72	3DK	24,200～48,300	2
			木造2階建	24	3DK	24,500～48,200	6
江端	江端町	S56～60	中耐3～5階建	199	3DK	20,400～45,800	5
福	福新町	S39～42	中耐4階建	87	2K	7,200～13,100	5
				30	1K	11,000～23,800	
				3	2K	10,600～21,900	
		H8～23	中耐3階建	36	3DK	31,100～61,100	2
				30	2DK	24,300～47,900	1
				26	1LDK～2LDK	25,900～60,000	1
				27	1LDK～3DK	29,500～69,900	1
39	2K～3DK	19,200～63,000	1				

社	運動公園 1・2丁目	S43～48	簡易平屋建	28	2 K	*募集停止中	7
			簡易2階建	60	3 K	*募集停止中	10
			中耐4階建	88	2 K	7,900～13,600	5
				2	2 K	11,100～23,300	
				22	1 K	11,600～24,400	
21	2 K	11,800～23,300					
加茂河原	加茂河原 3丁目	S33～34	簡易2階建	24	2 K	*募集停止中	4
明里	桃園1丁目	S28～31	簡易2階建	11	1DK	*募集停止中	8
				33	3 K	*募集停止中	
東安居	豊岡2丁目	S45～50	中耐5階建	120	3DK	*募集停止中	2
		H25	高耐8階建	32	1LDK～4DK	*募集停止中	1
			高耐6階建	26			1
		H27	高耐8階建	72	2DK～4DK	*募集停止中	1
H30	高耐7階建	43	1LDK,2LDK 2DK～4DK	*募集停止中	1		
新田塚	新田塚 2丁目	H4～5	耐火2階建 中耐3～4階建	18	2LDK,3DK	28,200～58,500	1
			中耐3階建	30	2DK	20,600～44,600	1
御幸	御幸2丁目	S29	簡易2階建	12	2 K	*募集停止中	2
新保	丸山2丁目	S32	簡易2階建	8	1DK	*募集停止中	2
				2	2 K	*募集停止中	
上野	上野本町新	H元～3	中耐3階建	84	3DK	24,500～49,500	5
森田東	河合寄安町 漆原町	S51～54	中耐5階建	165	3DK	14,900～37,300	4

## (2) 改良住宅概要

改良住宅は、不良住宅が密集する地区の環境改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、公共の福祉に寄与することを目的としている。福井市の改良住宅は、戦後又は震災後、生活困窮者のために建てられた応急市営住宅や民間不良住宅が老朽化などしたため、環境整備事業を行い建設したものである。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取	使用料(月額・円)	棟数
月見	月見2丁目	S45～46	中耐5階建	60	2 K	*募集停止中	2
明里	明里町	S46～47	中耐5階建	98	3 K	*募集停止中	2
立矢	足羽3丁目	S39～44	中耐4階建	120	2 K	6,600～7,900	5
経田	大宮2丁目	S39～42	中耐4階建	64	2 K	7,300～7,800	4
新保	新保1丁目	S47	中耐4階建	60	3 K	13,000 *B棟募集停止中	2

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘(52戸)を含まない。

### (3) 特定公共賃貸住宅(特公賃住宅)概要

特公賃住宅は、中堅所得者層の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としている。

福井市の特公賃住宅は、公営住宅の入居希望者のうち収入超過世帯の受け皿を目的として建設している。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取り	使用料(月額・円)	棟数
新田塚	新田塚2丁目	H6	中耐3階建	12	3DK	58,000	1
福	福新町	H8	中耐3階建	18	3DK	64,000	1

### (4) 定住促進住宅概要

定住促進住宅は、人口の過疎化・高齢化・少子化対策として、都市部の人口流入を図るべく、特に若年層を中心としたU・Iターン者を受け入れ、さらに若年世代等の人口流失に歯止めをかけるとともに、高齢者にも配慮したバリアフリー対策を施して建設したものである。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取り	使用料(月額・円)	棟数
越廼定住促進住宅	茱崎	H13	中層3階建	3	2LDK	28,000	1
				9	3LDK	33,000	

## 2 市営住宅の申込件数の推移

年度	新築住宅			既設住宅				摘要
	建設戸数	申込件数	倍率	管理戸数	申込件数	入居戸数	倍率	
21				1,957	320	114	2.8	22.3.31 現在
22				1,957	255	96	2.7	23.3.31 現在
23	39	64	1.6	1,996	274	93	2.9	24.3.31 現在
24				1,931	212	75	2.8	25.3.31 現在
25	58	58		1,989	214	86	2.5	26.3.31 現在
26				1,942	201	71	2.8	27.3.31 現在
27	72	72		2,011	165	51	3.2	28.3.31 現在
28		—	—	1,931	125	48	2.6	29.3.31 現在
29		—	—	1,919	82	46	1.8	30.3.31 現在
30	43	37	—	1,918	120	75	1.6	31.3.31 現在

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘(52戸)を含まない。

## 3 市営住宅の構造別管理戸数

団地名	公 営				特公賃	改 良	定住促進	合 計
	木 造	簡 平	簡 二	耐 火	耐 火	耐 火	耐 火	
淵	24			72				96
江 端				199				199
福				278	18			296
社		28	60	133				221
加 茂 河 原			24					24
東 安 居				293				293

新田塚				48	12			60
御幸			12					12
上野				84				84
森田東				165				165
月見						60		60
明里			44			98		142
立矢						120		120
経田						64		64
新保			10			60		70
越廼							12	12
合計	24	28	150	1,272	30	402	12	1,918

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘（52戸）を含まない。

## 建 築 指 導

生活の基盤をなす建築物について、安全性の確保や良好な環境の確保、住み良いまちづくりに資するため、建築基準法等に基づく審査・指導等を行っている。また、既存の特定建築物や昇降機の定期調査報告等による維持管理への指導、建築物の耐震化への指導や支援により、建築物の安全性の向上に努めている。

さらに、長期優良住宅、低炭素建築物の認定や建設リサイクル法に基づく届出制度の運用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けたまちづくりの一翼を担っている。

### 1 建築確認申請等受付件数及び手数料徴収状況

年度		28	29	30
確認申請	建築物	(354件) 5,725,000円	(363件) 5,487,000円	(447件) 6,736,000円
	昇降機	(16件) 139,000円	(17件) 143,000円	(13件) 113,000円
	工作物	(41件) 324,000円	(12件) 96,000円	(18件) 152,000円
計画通知		(44件) 0円	(35件) 0円	(22件) 0円
仮使用		(3件) 360,000円	(1件) 120,000円	(2件) 240,000円
許可 認定		(20件) 1,025,000円	(14件) 643,000円	(21件) 1,429,000円
長期優良 低炭素		(197件) (12件) 1,339,000円	(167件) (10件) 1,179,000円	(175件) (11件) 1,111,000円
エネ向 エネ適			(7件) (3件) 1,087,200円	(8件) (7件) 1,852,600円
合計		(687件) 8,912,000円	(629件) 8,755,200円	(724件) 11,633,600円

## 2 特定建築物・昇降機の定期調査報告制度

不特定多数の人々が利用する特定建築物（病院、ホテル、百貨店等）については、その構造及び避難設備などの不備による大きな災害の発生を防止するため、規模、時期等を定め、報告することが義務づけられている。

### 特定建築物等定期報告件数

（平成30年度 単位：件）

	特定建築物（建築設備）[防火設備]	昇降機[小荷物専用]
定期報告対象件数	461 (731)	1,671
報告件数	281 (343) [151]	1,625[99]
報告の結果改善を必要とする件数	136 (128) [51]	31[0]
改善を指示した件数	136 (128) [51]	31[0]
改善報告のあった件数	11 (14)[6]	13[0]

## 3 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性などに一定の性能を有し、かつ、居住環境への配慮や一定の住戸面積を有する住宅の建築・維持保全計画の認定を行っている。

認定件数 平成28年度：197件  
平成29年度：166件  
平成30年度：178件

## 4 低炭素建築物の認定

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、二酸化炭素の排出の抑制に資する措置（節水対策・エネルギーマネジメント・ヒートアイランド対策等）が講じられている建築物の新築等計画の認定を行っている。

認定件数 平成28年度：13件  
平成29年度：10件  
平成30年度：11件

## 5 エネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定

「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、省エネ基準に適合した措置が講じられている建築物の新築等計画の認定を行っている。

認定件数 平成29年度：7件  
平成30年度：8件

## 6 エネルギー消費性能適合判定

「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、建築確認に際して、非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上の建築物を新築等する場合に義務付けられている、省エネ基準への適合性の判定を行っている。

判定件数 平成29年度：3件  
平成30年度：6件

## 7 建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な分別解体及び再資源化を促進するため、解体工事等の事前届出（通知）書の審査及び現場パトロールを実施している。

平成30年度建設リサイクル法（建築工事関係）届出件数：888件

建設リサイクル一斉パトロールの実施結果（平成30年度 単位：件）

実施月日	確認件数				現場標識 未揭示件数
	解体工事	新築工事	リフォーム工事	土木工事	
5月30日	32	5	0	10	5
10月29日	19	6	1	10	4

## 8 中高層建築物等の届出

中高層建築物等は、一般的にその規模が大きいことから、近隣の住民の居住環境に影響を及ぼす恐れがある。このため、周辺への日照の確保やプライバシーの保護、電波障害の防止等について十分な説明がなされなければ、トラブルが発生する恐れがある。このようなトラブルを未然に防止するために「福井市中高層建築物等に係る紛争の予防と調整に関する条例」を制定し、あっせんを行っている。（平成19年10月1日施行）

（単位：件）

年度	届出	あっせん
28	12	
29	18	
30	8	

## 9 住宅金融支援機構受託業務

災害関連融資業務について、独立行政法人住宅金融支援機構と契約を結び、受託業務（工事審査）を行っている。

## 10 木造住宅耐震診断等促進事業・木造住宅耐震改修促進事業

昭和56年6月の建築基準法改正以前に建築された一戸建て木造住宅の耐震診断及び補強プラン作成費用の一部を支援している。また、耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判断された木造住宅の個人所有者に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助している。

（単位：件）

年度	耐震診断	補強プラン作成	耐震改修
28	80	86	12
29	44	44	13
30	32	32	10

## 1 1 吹付けアスベスト対策事業

吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物の所有者に対し、アスベスト含有調査に要する費用の一部を補助している。

取扱件数 平成28年度： 17件  
 平成29年度： 144件  
 平成30年度： 15件

## 土 地 区 画 整 理

街路・公園・その他の都市基盤施設を整備し、健全な住環境の整備を図るため、昭和21年から実施した戦災復興土地区画整理事業および昭和23年から実施した震災復旧土地区画整理事業に引き続き、市街化区域内の土地区画整理事業を実施している。

現在、本市においては、107地区、約3,715haが完了または施行中である。市街化区域内では、104地区、約3,684haが完了または施行中となっており、これは市街化区域約4,685haの約78.6%に当たる。

市街化区域内での施行者別の内訳は、県施行の1地区、約98haと、組合及び個人等施行の76地区、約1,345haの事業が完了または施行中となっている。また、市施行の事業は、27地区、約2,241haが完了または施行中である。

### 1 市施行の土地区画整理事業

名 称	面 積 (㎡)	認 可 年 月 日	事 業 費 (千円)	施 行 年 度	減 歩 率 (%)
北 部	1,283,712	昭33.12. 5	604,604	昭33～44	16.50
南 部	1,140,662	37. 4. 6	510,149	37～47	22.58
西 部	1,153,815	39.12.25	951,823	39～50	24.17
東 部	1,401,366	40. 3. 5	1,450,000	39～50	23.67
南部第二	449,690	40. 9.28	447,022	39～50	25.50
北部第二	273,997	41. 4. 6	119,535	40～45	20.60
西部第二	922,110	41. 4.12	870,509	40～50	25.92
東部第三	884,161	42.12.27	426,547	42～48	24.83
北部第三	806,700	44. 4.16	2,860,724	44～59	26.17
東部第四	244,823	45. 9.22	152,578	44～52	25.16
東部第五	1,037,496	47. 8.17	4,083,350	46～62	24.19
北部第四	234,586	48. 3.16	538,637	47～57	21.70
南部第四	1,258,745	49. 3.20	5,974,000	48～平 4	24.19
西部第三	249,435	49. 9. 6	787,140	49～昭62	24.94
北部第六	557,986	50. 3.29	146,000	49～55	27.33
北部第五	419,638	51. 2.18	1,525,000	50～61	23.00

南部第五	310,706	52. 6.25	1,313,398	51~平 3	24.03
東部第六	713,010	53. 1.10	4,280,000	52~ 5	26.95
南部第六	680,235	57. 5.27	4,312,000	57~ 9	24.54
南三社北	1,196,811	57.10. 6	10,037,000	57~15	25.93
南三社南	1,176,582	57.11.19	9,265,000	57~13	21.90
東部第七	799,901	58. 5.31	6,193,900	58~ 9	24.66
南部第七	151,006	平 4. 9.16	2,306,000	平 4~18	23.27
福井駅周辺	165,817	4.12. 1	43,635,000	4~30	8.99
北部第七	746,885	4.12.28	13,813,000	4~25	24.06
市場周辺	1,919,466	8. 8.29	20,245,000	8~26	21.76
森田北東部	2,404,056	8. 8.27	39,650,000	8~令2	24.57

## 2 市街化区域内の土地区画整理事業

### (1) 施行者別状況

土地区画整理法	地区数	面積 (ha)	面積比率 (%)	備考
第3条第1項	19	162.10	4.40	個人、共同
〃 第2項	55	582.73	15.82	組合
〃 第4項	28	2,339.41	63.50	公共団体 (県1、市27)
〃 第5項	2	599.85	16.28	行政庁
計	104	3,684.10	100.00	

# 下水道



# 下 水 道

本市は、東に美しい山並みを有し、西は雄大な日本海に面し、清らかな九頭竜川、日野川、足羽川の三大河川を有するみどり豊かな自然環境に恵まれた都市である。

昭和20年、市街地の大部分が戦災を受け、戦災復興特別都市計画の実施が決定するや、長年の懸案であった公共下水道を実施に移そうと、昭和23年、旧市街地666haの全域を対象に画期的な本事業に着手した。

昭和34年、境下水処理場で下水簡易処理を開始し、その後も市街地の拡大に伴い、計画区域を順次拡大しながら整備が進められた。昭和56年には日野川浄化センターの第1期工事に着手、また、昭和62年より九頭竜川流域関連公共下水道も一部区域で供用開始した。

平成4年には越前海岸の水質保全と海洋資源保護を目的に、鷹巣・国見処理区特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成10年から供用開始している。

平成24年度には「福井市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽の3つの整備方式により、汚水処理人口普及率100%を目指している。

さらに、平成16年の福井豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けた経験をもとに、特に浸水頻度の高い地区について、平成16年度から5ヵ年計画で整備してきた雨水貯留管等が平成21年度に完成した。施設概要は、雨水貯留施設11ヵ所、総貯留量約22,000m<sup>3</sup>である。

また、大雨によって浸水が予想される区域や避難場所などの情報提供として、平成19年度に浸水ハザードマップを作成した。

## 1 下水道の計画規模

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道
協 議 完 了 年 月 日	平成30年11月14日 平成31年3月26日	平成30年4月23日	平成30年11月14日
予 定 処 理 区 域 面 積	5,130ha	679ha	246ha
計 画 人 口	208,270人	16,770人	6,480人
主 要 な 管 渠 の 延 長	汚水 97,160m 雨水 53,710m 合流 40,640m	汚水 17,900m 雨水 4,510m	汚水 16,910m 雨水
ポ ン プ 場	20カ所	1カ所	1カ所
処 理 場	3カ所		3カ所
排 除 方 式	分流式及び合流式	分流式	分流式
処 理 方 式	標準活性汚泥法及び オキシデーションディッチ法		オキシデーションディッチ法
事 業 費	246,021,662千円	28,033,591千円	16,484,948千円

## 2 事業進捗状況

(平成31年4月1日現在)

区分	単独公共下水道		流域関連公共下水道		特定環境保全公共下水道	
	計画	現在	計画	現在	計画	現在
工期	昭和23年～令和2年度末まで	平成30年度末	昭和58年～令和2年度末まで	平成30年度末	平成4年～令和6年度末まで	平成30年度末
事業費	246,021,662千円	205,063,145千円	28,033,591千円	18,412,803千円	16,484,948千円	9,714,911千円
処理面積	5,130 ha	4,285.6 ha	679 ha	537.5 ha	246 ha	233.6 ha
処理人口	208,270 人	203,239 人	16,770 人	18,766 人	6,480 人	7,146 人
ポンプ場	20カ所	17カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
処理場	3カ所	3カ所			3カ所	4カ所
普及率	87.1%					

## 3 事業費と財源

区分	単独公共下水道			流域関連公共下水道			特定環境保全公共下水道			
	計画	平成30年度末実施状況		計画	平成30年度末実施状況		計画	平成30年度末実施状況		
事業費	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	
	246,021,662	100.0	205,063,145	28,033,591	100.0	18,412,803	16,484,948	100.0	9,714,911	
財源	起債	132,958,586	54.1	106,792,220	16,836,794	60.1	10,382,907	8,088,190	49.1	4,658,200
	国補助金	80,161,487	32.6	67,053,649	6,419,312	22.9	4,939,768	6,172,475	37.4	3,491,354
	負担金	8,697,854	3.5	7,923,485	1,231,869	4.4	838,169	573,832	3.5	278,046
源	一般財源	24,203,735	9.8	23,293,791	3,545,616	12.6	2,251,959	1,650,451	10.0	1,287,311
	計	246,021,662		205,063,145	28,033,591		18,412,803	16,484,948		9,714,911

## 4 下水道受益者負担金・分担金制度

- (1) 根拠 省令昭和23年5月8日総理庁第25号 福井都市計画事業下水道受益者負担に関する件  
 条例昭和45年3月30日条例第16号 福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例  
 条例平成5年12月24日条例第40号 福井市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例  
 条例平成9年3月24日条例第2号 福井市公共下水道事業及び九頭竜川流域関連福井市公共下水道事業に係る分担金に関する条例

### (2) 受益者負担金・分担金賦課の方法

下水道事業における受益者負担金及び分担金とは、公共下水道を計画的かつ早期に整備するため、下水道の整備により利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただく制度で、都市計画法及び地方自治法を根拠法令として、福井市の条例に基づき賦課徴収を行っている。

受益者負担金等の額は、原則、所有又は地上権等を有する土地の面積に受益者負担金等の単価を乗じて算定している。受益者負担金等の単価は、下水道事業の計画区域ごとに下表のとおり定めている。

【受益者負担金等の単価】

計画区域	第1次	第2次	第3次	第4次 流域関連	特環	第4次	第4次
負担区域 (決定年次)	第1次 (S23年度)	第2次 (S37年度)	第3次 (S44年度)	第4次 (S58年度)	特環 (H5年度)	第5次 (H9年度)	第6次 (H26年度)
単価	48 円/m <sup>2</sup>	106 円/m <sup>2</sup>	190 円/m <sup>2</sup>	350 円/m <sup>2</sup>	410 円/m <sup>2</sup>	530 円/m <sup>2</sup>	460 円/m <sup>2</sup>

なお、合併した平成 18 年 2 月の時点では、公共下水道事業が美山地区では整備中であり、清水地区では整備が完了していたことから、既存の事業計画区域の分担金については旧町における賦課方法を適用することとし、美山地区にあっては、建設費のうち補助事業分の 6% に単独事業分の 30% を加えた額（但し、単独事業費分は 20 万円を限度とする。）であり、清水地区では、1 敷地当たり 30 万円となっている。

（3）納付の方法等

受益者負担金等の納付方法は、当初、5 年分割の年 1 回納付としていたが、昭和 33 年から、下水道が完成する約 1 カ月前に、下水道を整備する区域毎に賦課徴収する方法に改めている。さらに、昭和 58 年度に福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正を行った際に、3 年間、年 2 回、計 6 回の分割納付を認めることとし、平成 3 年度からは、納付期間はそのままに、年 4 回、計 12 回の分割納付に改め、平成 12 年度には、工事完了後に賦課徴収することとしている。更に、第 6 次負担区域及び平成 26 年 9 月 1 日以降に「受益者申告書」を送付するものについては、5 年間、年 4 回、計 20 回に分割して取扱うこととしている。

なお、美山地区及び清水地区における分担金の納付方法は、分担金の額の算定と同様に旧町における納付方法を踏襲し、一括払いとしている。

受益者負担金及び分担金は、公共下水道の整備を推進するうえで、欠くことのできない制度である。そのため、下水道工事の説明会や、各受益者に対する資料配布などを通して、当該制度に対する理解と協力をお願いしている。

5 下水道使用料

（平成 31 年 1 月 1 日改正）

用途	基本使用料 (1 月につき)	従量使用料	
		汚水量	金額 (1 m <sup>3</sup> につき)
一般汚水	1,155 円	10 m <sup>3</sup> までの分	12.1 円
		10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	134.2 円
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分	151.8 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分	177.1 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> までの分	228.8 円
		200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分	244.2 円
		500 m <sup>3</sup> を超える分	253 円
公衆浴場汚水	4,554 円	100 m <sup>3</sup> までの分	0 円
		100 m <sup>3</sup> を超える分	50.6 円

上記使用料には、消費税相当額（10%）が加算されている。

## 6 水洗化の普及促進

下水道法及び福井市公共下水道条例では、下水道が供用開始された区域において、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に、又、し尿浄化槽付便所、浴室、台所、洗面所等からの汚水は、6ヵ月以内に下水道に接続することが義務付けられている。そこで本市においては、下水道に接続する排水設備工事に必要な資金を無利子で貸付けする制度（排水設備工事資金貸付金）を設け、水洗化の普及促進に努めている。

### <排水設備工事資金貸付金の内容>

#### （１）貸付対象工事

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う排水設備工事

単独浄化槽の廃止に伴う排水設備工事

公共下水道処理区域における合併処理浄化槽の廃止に伴う排水設備工事

（２）貸付金額 当該工事に要した費用の範囲内で、100万円（1万円単位）を限度

（３）貸付利子 無利子

（４）償還方法 貸付けした月の翌月から月2万円の均等返済

### 普及状況

年 度	事 業 対 象 件 数	左の内貸付制度利用数	貸 付 金 額（円）
26	744	5	3,770,000
27	325	4	1,370,000
28	406	2	2,000,000
29	279	1	550,000
30	294	3	1,540,000

## 7 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽は、し尿のみならず、台所や浴室、洗濯の排水を併せて処理し、短期間でかつ比較的少ない費用で設置できるという特徴を有している施設である。また、放流水の水質も良いことから、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に有効な手段であり、福井市においても平成2年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度（浄化槽設置整備事業補助金）を設けた。平成15年度には、「福井市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、当該基本構想において合併処理浄化槽区域に位置付けられた区域における合併処理浄化槽の設置に要する費用に対し、従来の4割補助から9割補助（住宅以外については7割補助）に補助率を改正した。さらに、平成20年度には川西・大安寺地区、平成21年度には高須町を合併処理浄化槽区域に加え、更なる普及促進に努めている。

また、平成16年度には維持管理補助金制度を新設し、維持管理に係る経費の一部を補助することによって、適正な維持管理の促進に努めるとともに、公共下水道区域の住民との格差是正を図っている。

さらに、合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助対象経費以外の必要な資金を無利子で貸付けする制度（排水設備工事資金貸付）を設け、普及促進を図っている。

### 普及状況

年 度	合併処理浄化槽区域内設置世帯数	合併処理浄化槽区域内人口普及率
28	3,004	88.3%
29	2,998	88.8%
30	3,022	89.1%

## 8 ポンプ場

区 分				ポンプ場（施設数）				雨水ポンプ（台数）				汚水ポンプ（台数）				
				認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	
単 独 公 共 下 水	境 処 理 区	合 流	雨水汚水	5		5		14		14		18		18		
			雨水	2	2	2	2	4	3	4	3					
	日 野 川 処 理 区	合 流	雨水汚水	3		3		9		8		9		9		
			雨水	1		1		2		2						
		分 流	汚水	2	28	2	28					7	56	6	56	
			雨水	7	2	4	2	20	4	7	4					
	東 部 清 水	分 流	汚水		23		23					46		46		
	小計				20	55	17	55	49	7	35	7	34	102	33	102
	流 域 関 連	第 1 福 井	分 流	汚水	1	11	1	11					3	22	2	22
		第 2 福 井	分 流	汚水		1		1					2			2
第 3 福 井		分 流	汚水		5		5					10			10	
特 環 公 共	国 見 鷹 巣	分 流	汚水	1	41	1	41					3	82	2	82	
	西 部 清 水	分 流	汚水		21		21					0	43	0	43	
	美 山	分 流	汚水		20		20					40			40	
小計				2	99	2	99					6	199	4	199	
計				22	154	19	154	49	7	35	7	40	301	37	301	

## 9 終末処理場

本市の下水処理場は、市街中心部より約4km、市街地周辺部より約1kmの市街地西北部の境町に昭和30年度より着工された。昭和32年12月には、まずくみ取りし尿の処理を開始し、昭和34年4月には一部区域の簡易処理を開始した。処理区域の増加とともに施設の増設を行い、処理能力92,800m<sup>3</sup>/日で中級処理と高級処理の併用運転を行っていたが、現在は処理能力23,800m<sup>3</sup>/日の高級処理のみの運転を行っている。

また昭和56年度からは日野川浄化センターの建設に着手し、昭和60年10月8日より処理能力22,000m<sup>3</sup>/日で一部供用開始、翌年3月31日には処理能力44,000m<sup>3</sup>/日の施設が完成し、現在は128,800m<sup>3</sup>/日の処理能力である。(各処理場の処理能力は、晴天時日最大処理能力。)

さらに、鷹巣浄化センターは平成6年度より着工し、平成10年4月1日より一部供用を開始、平成12年度には施設が完成し、現在は2,300m<sup>3</sup>/日の処理能力である。平成18年2月1日の市町村合併に伴い羽生浄化センター、美山浄化センター、清水東部環境センター、清水西部環境センターが市の下水道事業に加わった。

### (1) 境浄化センター

#### 施設概要

所在地	福井市菅谷1丁目1番1号	着工	昭和30年4月1日
全体計画人口	47,240人	処理開始	昭和34年4月1日
計画処理能力	23,800m <sup>3</sup> /日	処理方法	標準活性汚泥法

### (2) 日野川浄化センター

#### 施設概要

所在地	福井市黒丸町第3号1番地	着工	昭和56年7月
全体計画人口	157,600人	処理開始	昭和60年10月8日
計画処理能力	128,800m <sup>3</sup> /日	処理方法	標準活性汚泥法

### (3) 清水東部環境センター

#### 施設概要

所在地	福井市竹生町第112号38番地	着工	昭和46年度
全体計画人口	4,600人	処理開始	昭和48年8月20日
計画処理能力	3,100m <sup>3</sup> /日	処理方法	オキシデーシオンディッチ法

### (4) 鷹巣浄化センター

#### 施設概要

所在地	福井市蓑町21字1番	着工	平成6年6月
全体計画人口	2,390人	処理開始	平成10年4月1日
計画処理能力	2,300m <sup>3</sup> /日	処理方法	オキシデーシオンディッチ法

### (5) 清水西部環境センター

#### 施設概要

所在地	福井市大森町第77号33番地1	着工	平成4年度
全体計画人口	3,820人	処理開始	平成6年3月31日
計画処理能力	1,970m <sup>3</sup> /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

### (6) 羽生浄化センター

#### 施設概要

所在地	福井市薬師町第37号42番地1	着工	平成12年7月
全体計画人口	850人	処理開始	平成14年4月1日
計画処理能力	500m <sup>3</sup> /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

### (7) 美山浄化センター

#### 施設概要

所在地	福井市小宇坂町第16号16番地1	着工	平成17年7月
全体計画人口	520人	処理開始	平成20年5月1日
計画処理能力	400m <sup>3</sup> /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

## 10 し尿投入所

### (1) 施設の概要

所在地	福井市菅谷1丁目1番1号	処理能力	170kl/日（し尿：45kl/日、浄化槽 汚泥：120kl/日、その他：5kl/日）
着工	平成4年9月（更新）	敷地面積	2,543m <sup>2</sup>
竣工	平成6年2月		

### (2) 主な設備

- 受入設備……トラックスケール、受入槽、揚砂装置
- 前処理設備……破砕機、細目スクリーン、スクリュープレス
- 貯留設備……貯留槽、投入ポンプ
- 脱臭設備……高濃度：薬品による湿式脱臭＋活性炭吸着  
低濃度：活性炭吸着（収集車排ガス吸引装置付き）

### (3) し尿処理状況

#### し尿処理

（平成31年3月31日現在）

区分	世帯数	人口	人口比率 （%）
公共下水道	87,417	218,491	83.04
浄化槽水洗	15,485	43,176	16.41
くみとり	509	1,387	0.53
自家処理	21	55	0.02
計	103,432	263,109	100.00

し尿等の収集量

(キロリットル)

年度	収 集 量			
	し 尿	浄 化 槽 汚 泥	そ の 他	計
28	2,497	34,171	1,027	37,695
29	2,169	31,511	912	34,592
30	1,979	31,905	850	34,734

(4) 収集運搬許可業者

(平成31年3月31日現在)

業者数	従業員数	許可車両	
		台数	総積載量
3社	54人	22台	94.36 t

(5) し尿収集運搬料金

180ℓ毎に176円

(6) し尿処理手数料

し尿処理手数料として、投入量180ℓ毎に搬入業者より徴収する。

180ℓ毎に27.5円

## 11 下水道記念室

下水道管は地下に埋設されるものであり、いったん埋設されてしまうと多額の費用を費やした工事でも、その後は一切人の目に触れることがない。下水道に対する理解と普及促進のため、昭和28年、当時の福井市長熊谷太郎氏が、埋設後の下水道管を見せるために整備したものが下水道記念室である。

かつて高松宮殿下もご覧になられたことのある下水道記念室は、福井市西呉服町（現在の春山2丁目）にあり、地下鉄の入口のような階段を降りると、広さ100平方メートルの地下室には、1,370ミリメートルと1,500ミリメートルの幹線が、1,800ミリメートルの幹線につながる接合点が目で見えるようになっている。

また、下水道に関する資料や水道管、ガス管も同時に見ることができるようになっている。

通常は、安全のために施錠してあるが、下水道部に連絡すれば見学が可能である。

# 工事検査



# 工 事 検 査

請負工事の工事目的物や設計委託業務の納品物が、契約図書に定められた出来形や品質を確保し適正に契約が履行されているかを検査し、また工事等の成績を評定することにより受注者の指導育成、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図る。

さらに公正入札調査等委員会の事務並びに、公共工事の入札から履行までの総合監察を行い、公共工事の品質確保を図る。

## 1 工 事 検 査

福井市財務会計規則及び福井市工事執行規則に基づき、下記の検査・設計審査を行った。

	平成30年度
完 成 ・ 完 了 検 査	592 回
中 間 検 査	16 回
部 分 引 渡 検 査	0 回
部 分 払 検 査	5 回
製 品 ・ 材 料 検 査	1 回
段 階 検 査	119 回
計	733 回
設 計 審 査	82 件

## 2 工 事 監 察

建設工事現場の施工体制・技術者の適正配置・下請負等に関する各関連法規の遵守状況を監察し、公共工事の品質確保を図る。

また、第三者としての公平かつ中立な立場から本市が行う建設工事の入札及び契約に係る事務の適正な施行を確保するため、福井市公正入札調査等委員会を設置しており、その事務局として事務処理を行う。

# 技 術 管 理

各種共通仕様書、設計積算基準等の改定、改正及び土木積算システムによる設計、積算業務の合理化、省力化とともに工事の適正な執行を図る。

「福井市工事コスト構造改善推進委員会設置要綱」、「福井市公共事業コスト構造改善マネジメント指針」に基づき施策の周知徹底を図り、組織的に施策を実行し工事コスト構造改善を推進する。

市発注工事における建設副産物の発生を抑制するとともに再資源化を推進し、循環型社会の形成を図る。

「福井市建設CALS/EC運用指針」に基づき、計画的に建設CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）を推進する。

## 1 技 術 管 理

土木工事積算システムの運用並びに設計積算基準にかかる単価等は原則年4回改正、歩掛においては原則年1回の改定作業を行ない、工事担当課の設計・積算に活用している。

土木工事積算システムは、国土交通省、林野庁、厚生労働省の基準に即した工事及び業務委託の積算が可能となっている。

## 2 工 事 コ ス ト 縮 減

限られた財源を有効に活用し、コストと品質の両面を重視した、社会資本の効率的な整備・維持を図るため、「福井市公共事業コスト構造改善マネジメント指針」の施策に基づき公共工事のコスト構造改善を図る。

コスト構造改善マネジメント指針実績報告

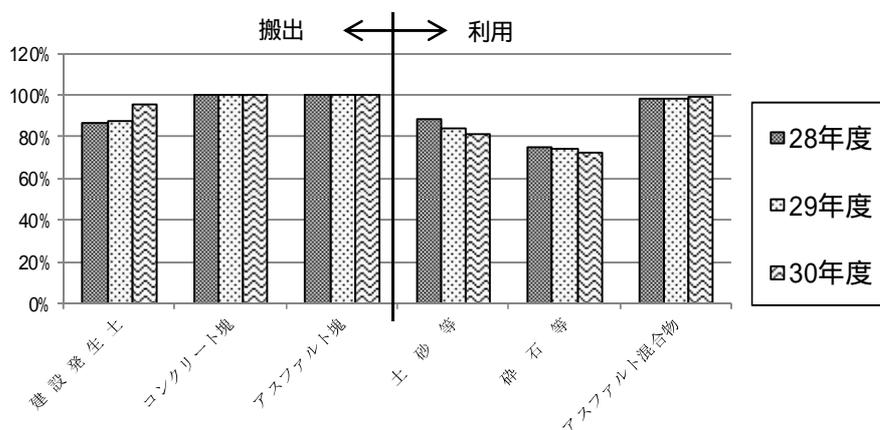
	平成29年度	平成30年度
事業のスピードアップ	146件	201件
計画・設計・施工の最適化	464件	615件
維持管理の最適化	173件	199件
調達の最適化	25件	26件
人材育成の推進	45件	57件
設計金額1千万円以上の発注工事	261件	299件
対象設計金額	8,941,364千円	9,592,313千円
取組件数	853件	1,098件
改善額	116,158千円	222,440千円

### 3 建設副産物

「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」「福井市建設副産物対策指針」に基づき建設副産物の発生の抑制、再使用、再資源化を図り、建設副産物の有効な利用促進を図る。

建設副産物の「発生・処理・利用実態調査」

		28年度	29年度	30年度
建設副産物の再利 用（搬出）	建設発生土	86.9%	87.5%	95.5%
	コンクリート塊	100.0%	100.0%	100.0%
	アスファルト塊	100.0%	100.0%	100.0%
建設資材の再利 用（使用）	土砂等	88.0%	84.1%	80.7%
	砕石等	75.2%	74.4%	72.5%
	アスファルト混合物	97.8%	98.3%	98.8%



### 4 建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成14年5月30日施行）に基づき、解体・新築工事等の事前届出（通知・届出）書の審査及び現場パトロールを実施し、適正な分別解体及び再資源化を図る。

建設リサイクル法（土木工事関係）受付・審査・パトロール件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通知	533件	513件	529件
届出	78件	70件	62件
合計	611件	583件	591件
パトロール回数	5回	5回	5回
パトロール件数	50件	50件	50件

### 5 建設CALS/EC

建設CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）を推進することで、公共事業の受発注者間の情報の電子化、通信ネットワークの利用による情報の交換・共有・連携により、コスト縮減、品質の確保・向上、透明性の確保、事業執行の効率化を図る。



# 国 体 推 進



## 第73回国民体育大会及び第18回全国障害者スポーツ大会開催

本市で開催した国体では県内最多となる正式・特別競技14競技16種目、デモンストレーションスポーツ3競技、また、障スポでは、正式競技4競技、オープン競技1競技を実施した。国体会期中は、台風の接近により、一部の競技に日程変更などがあったが、大会関係者の協力により、全日程を終了することができた。また、国体会期中に車いすバスケットボール競技を開催し、障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむ交流の場を設けるなど、全国初となった「国体と障スポの融合」の取組が、障がい者スポーツに関心を持ち、障がいに対する理解を深める機会となった。

さらに、花プランターの育成、手作り応援のぼり旗の制作、おもてなし料理のふるまい、クリーンアップ運動、ボランティア、競技観戦など、多くの市民にご協力いただき、「つるつるいっばいのおもてなし」で全国から訪れた多くの方々をお迎えすることができた。

結果として、福井県選手団が国体では天皇杯と皇后杯を獲得、また障スポでは過去最多となるメダルを獲得するなど、人々の記憶に残る大会となった。

### 1 国体正式・特別競技（福井市）

	競技名	開催会場	開催期間	来場者数（延べ人数）			
				選手等	大会関係者	観戦者	合計
1	陸上競技	9.98スタジアム （福井県営陸上競技場）	H30.10.5(金) ～H30.10.9(火)	12,820	8,074	25,102	45,996
2	テニス	福井市わかばテニスコート 福井県営テニス場	H30.9.30(日) ～H30.10.3(水)	1,151	2,907	3,712	7,770
3	ボクシング	福井県産業会館	H30.10.4(木) ～H30.10.8(月・祝)	950	2,218	2,609	5,777
4	バスケットボール	福井県営体育館 福井市体育館	H30.10.1(月) ～H30.10.5(金)	1,943	2,735	7,725	12,403
5	ハンドボール	福井県営体育館 福井市体育館	H30.9.13(木) ～H30.9.17(月・祝)	1,096	2,720	7,630	11,446
6	自転車（トラック・レース）	福井競輪場	H30.9.25(火) ～H30.9.28(金)	2,528	1,562	3,877	7,967
7	ソフトテニス	福井市わかばテニスコート	H30.10.5(金) ・H30.10.7(日)	383	737	2,237	3,357
8	柔道	福井県立武道館	H30.10.6(土) ～H30.10.8(月・祝)	759	2,462	3,440	6,661
9	ソフトボール	福井市きららパーク多目的 グラウンド	H30.9.30(日) ～H30.10.2(火)	325	1,044	1,459	2,828
10	ライフル射撃 （CP以外）	福井県立ライフル射撃場 福井県立足羽高等学校第一 体育館	H30.10.3(火) ～H30.10.6(土)	2,048	1,610	1,737	5,395
	ライフル射撃 （CP）	福井県警察学校射撃場	H30.10.4日(木) ～H30.10.6(土)	282	704	403	1,389

11	剣道	福井県立武道館	H30.9.30(日) ~H30.10.2(火)	2,094	2,052	2,683	6,829
12	アーチェリー	福井市スポーツ公園サッカー場(兼ラグビー場)	H30.10.6(土) ~H30.10.8(月・祝)	846	1,592	4,898	7,336
13	ボウリング	スポーツプラザWAVE 40	H30.10.2(火) ~H30.10.6(土)	2,130	1,514	924	4,568
14	高等学校野球 (硬式)	福井県営野球場	H30.9.30(日) ~H30.10.3(水)	400	2,276	19,303	21,979
14	高等学校野球 (軟式)	福井市スポーツ公園野球場 「福井フェニックススタジアム」	H30.9.30(日) ~H30.10.3(水)	357	1,111	675	2,143

特別競技：高等学校野球（硬式・軟式）

## 2 デモンストレーションスポーツ（福井市）

	競技名	開催会場	開催期間	来場者数（延べ人数）			
				選手等	大会関係者	観戦者	合計
1	少林寺拳法	福井県立武道館	H30.8.19(日)	248	94	127	469
2	エスキーテニス	福井市南体育館	H30.9.16(日)	268	48	25	341
3	スティックリング	福井県営体育館	H30.9.2(日)	431	71	81	1,393

## 3 全国障害者スポーツ大会 正式競技（福井市）

	競技名	開催会場	開催期間	来場者数（延べ人数）			
				選手等	大会関係者	観戦者	合計
1	陸上競技 (身体・知的)	9.98スタジアム (福井県営陸上競技場)	H30.10.13(土) ~H30.10.15(月)	6,300	4,454	7,833	18,587
2	車いすバスケットボール(身体)	福井県営体育館	H30.10.7(日) ~H30.10.8(月・祝)	216	666	3,679	4,561
3	アーチェリー (身体)	福井市スポーツ公園サッカー場(兼ラグビー場)	H30.10.14(日)	130	426	782	1,338
4	ボウリング (知的)	スポーツプラザWAVE 40	H30.10.13(土) ・H30.10.14(日)	556	492	397	1,445

## 4 全国障害者スポーツ大会 オープン競技（福井市）

	競技名	開催会場	開催期間	来場者数（延べ人数）			
				選手等	大会関係者	観戦者	合計
1	卓球バレー (身体・知的・精神)	福井県社会福祉センター体育館	H30.10.14(日)	373	160	200	733

## 5 競技会運営

国体会期中は、台風が接近し、一部の競技に日程変更等があったが、関係機関や競技団体と緊密に連携を図るとともに、ボランティアの方々の協力も得ながら円滑な競技会運営を行った。また、競技会場周辺での交通混雑を緩和するため、選手・監督、競技役員等の大会関係者は計画輸送を行い、一般観戦者には主要駅やパーク・アンド・バスライド駐車場から無料シャトルバスを運行した。

## 6 市民運動・おもてなし

### 国体ボランティア

競技会場などで、受付案内、環境美化、記録（写真）などのボランティア活動を行った。（運営ボランティア：延べ1,079名 広報ボランティア：延べ69名）

### 花いっぱい運動

市民が育てた花プランターを、競技会場、JR福井駅等に設置した。

（育成団体数：133団体 育成プランター数 4,700基）

### 手作り応援のぼり旗

市内の小中学生や自治会等が制作した各都道府県を応援するのぼり旗を競技会場に設置した。

（制作団体数：127団体 制作数：611枚）

### クリーンアップ運動

競技会場周辺、JR福井駅周辺の清掃活動を行った。また、市内全域で実施している「福井を美しくする運動」を国体・障スポ会期直前にも実施した。（参加者数：延べ1,410人）

### 歓迎装飾

歓迎のぼり旗、横断幕等を競技会場に設置した。また、JR福井駅周辺に歓迎のぼり旗、アーケードフラッグ、歓迎看板、歓迎シート（床面）等を設置した。

### 総合案内所

本市開催競技や観光等の案内を行うため、JR福井駅、はぴりゅう広場（福井運動公園）に総合案内所を設置した。（利用者数：延べ9,696名）

### 売店

福井の特産品等を販売する売店を競技会場、はぴりゅう広場（福井運動公園）に設置した。

（出店数：延べ232店）

### ドリンクサービス

スポーツドリンク、ご当地飲料等の無償提供を競技会場で行った。

（提供数：コールドドリンク9,603本 ホットドリンク：9,346杯）

### おもてなし料理のふるまい

ふるマイスター（料理提供団体）が福井の食材を活用した料理または特産品等を競技会場でふるまった。

（料理提供団体数：26団体 提供食数：14,850食）（食品提供団体数：1団体 提供食数：2,800食）

### 総合ガイドブック

国体・障スポ福井市開催競技、アクセス情報、食、歴史、文化等を紹介した総合ガイドブックを配布した。

（作成数：50,000部）

### 競技観戦

小中学校、特別支援学校を対象として学校観戦を行った。

（学校数：延べ107校 観戦者数：延べ18,827人）

#### 交流ひろばイベント

選手と市民の交流の場を創出し、福井ならではの食と文化でおもてなしすることを目的として国体総合開会式前日の9月28日、総合開会式当日の9月29日、障スポ開会式前日の10月12日にハピテラスで交流ひろばイベントを開催した。

消

防



# 消 防

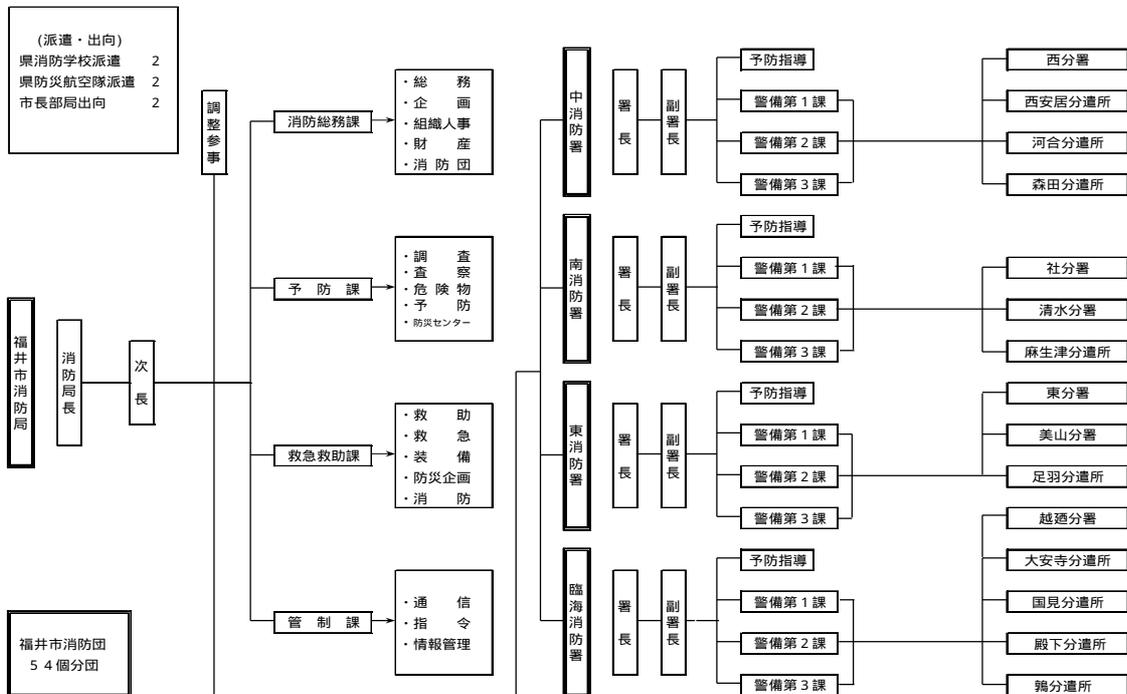
近年、社会経済情勢の著しい変化や都市構造の変遷、救急出場件数の大幅な増加等、消防を取り巻く環境は一段と厳しさを増す中、災害事象も複雑多様化、大規模化の様相を呈し、国内のみならず世界各地においても予想しがたい大災害の発生危険が増大している。福井市では、これまでに昭和20年7月の空襲や23年6月の福井大地震では壊滅的な被害を受け、更には昭和38年や56年の豪雪災害、そして平成16年7月18日の福井豪雨など、幾多の災害に見舞われながらも、不死鳥のようによみがえり、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げてきた。

このような各種災害の教訓を礎に、自助、共助、公助の連携体制を強化し、市民が安心して安全に暮せるまちづくりを目指して、市民から信頼される組織機構の充実を図っている。

当市の消防は、昭和23年5月消防組織法の施行により福井市消防本部を設置。昭和30年から40年代前半にかけて周辺町村との相次ぐ合併による市域の拡大とともに、所要の地区に分遣所を設置した。

国の消防力の強化拡充策として、広域消防体制が強く推し進められるに至り、昭和46年11月1日、福井市、美山町、越廼村、清水町の1市2町1村で福井地区消防組合を設立、消防力の強化を図るとともに消防事務を共同処理することとした。そして、昭和47年4月には南消防署の新設に伴い、これまでの消防署を中消防署に改めた。昭和56年4月には勝見分遣所を発展的に解消して、東消防署を設置、昭和61年4月には、福井臨海工業地帯の防災拠点として臨海消防署を新設し、組織体制は1本部、4消防署に拡充された。また、平成3年6月28日には、老朽化した消防本部庁舎を、防災行政と消防行政の複合施設としてオープンした「総合防災センター」内に新築移転し、消防及び防災行政が一体となった組織機能の充実を図った。平成18年2月には、福井地区消防組合を構成していた旧福井市、旧美山町、旧越廼村、旧清水町による市町村合併が行われ、福井市消防局として、新たな消防組織がスタートした。また、平成26年1月には老朽化した中消防署を建て替え、平成28年4月に福井市卸売市場の北に、中藤島・東藤島分遣所を統合した東分署を新設した。

## 1 消防組織機構図



## 2 消防団員の組織

当市の消防団は、常備消防の前身として明治27年4月に「福井消防組」として組織され、昭和14年に勅令により「福井警防団」に改編され、昭和22年9月には消防団令により「福井市消防団」に改組された。昭和46年11月には広域消防体制により福井市、美山町、越廼村、清水町の1市2町1村で「福井地区消防組合」を構成したことに伴い、消防団についても大同団結を図り、昭和48年11月には「福井地区消防団」として全国初の消防団の統合を達成、常備・非常備一体の理想的な自治体消防をつくりあげた。平成18年2月には、消防組合を構成していた福井市、美山町、越廼村、清水町の枠組みで合併したことに伴い「消防組合」を解散し、「福井市消防局」として再編、消防団も「福井市消防団」として新たなスタートをきった。平成19年4月、減少化傾向にある消防団員の確保や福井市国民保護計画による、災害時の避難住民の迅速誘導等の新たな任務に対応するため、「消防団総合戦略検討委員会」を設置し、検討を重ねた結果、平成21年4月から消防団員の定数を1,011人に変更し、分団の管轄区域を小学校区単位に見直し、合わせて名称も数字から小学校区と同一の名前とした。更に、平成29年4月から定数を1,055人に増員し、カラーガード隊として活動している女性消防団員の定数を増員するとともに、応急手当等の指導を行う女性消防団員を新たに任用した。また、サラリーマン団員が増える中、消防団の活動環境の整備と従業員の入団勧誘を促進することを目的として、「消防団協力事業所」の認定制度を導入し、平成21年5月に5事業所を認定したのを皮切りに、現在は42事業所を認定している。

消防団は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、常備消防と連携を強固にして、災害活動、住民の自主防災意識及び防火思想の普及高揚など、地域と密着した多彩な消防活動を続けている。

### 階級別人員

(平成31年4月1日現在)

区分	消防団長	地区団長	地区副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
定員	1	4	4	54	54	102	103	733	1,055人
実員	1	4	4	54	54	102	103	692	1,013人

## 3 消防設備

### (1) 各種別車両状況

(平成31年4月1日現在)

車両種別	消防車	梯子車	屈折車	大型化学車	高所放水車	泡原液車	化学車	救急車	救助工作車	拠点機能車	燃料補給車	指揮車	広報車	調査車	査察車	連絡車	輸送車	機材車	合計
台数	76	3	1	1	1	1	3	11	2	1	1	5	10	5	6	3	2	4	136

### (2) 消防水利状況

(平成31年4月1日現在)

	消火栓				防火水槽					その他						
	公設		私設	合計	公設		私設		合計	河川	ほり	沈砂池	プール	受水槽	その他	合計
	150mm以上	150mm未満			40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満								
福井市	3,407	6,145	97	9,649	821	30	175	50	1,076	128	1	1	79	68	56	333

## 4 消防情報管制

消防通信は、災害通報の受信、消防部隊の出場指令、現場活動の支援情報収集及び伝達など、警防活動の成否を左右するものであり、消防業務遂行上、極めて重要な役割を果たしている。

また、平成28年3月19日に消防救急無線がデジタル化され、秘匿性の高い消防無線の運用が可能となった。さらに、平成30年4月1日より新消防情報管制システムが運用開始となり、市民の安全の確保、火災等の災害による被害の軽減、傷病者の救命率向上、住民サービスの向上等、総合的な消防力の向上が図られ、災害時には輻輳する119番の受付機能の強化、多言語化への対応、聴覚・言語等の障がいがある方に対応した緊急通報システムNET119等の新機能を備えたシステムに更新した。

## 5 救助業務

近年、都市化の進展、社会経済の発展、国民の生活様式の変化等により、災害及び事故等の態様も複雑・多様化し人命の危険性が増大していることから救助業務体制の強化を図るため、昭和63年10月1日に中消防署、平成元年10月1日に東消防署に特別救助隊を配置し、救助隊員の救助知識、技術の向上に努めた。また、平成18年度には、東消防署特別救助隊が運用していた救助工作車の老朽に伴い、地震警報器等を備えた新型車両を購入配備し、平成20年7月10日に東消防署特別救助隊を福井県内初の「高度救助隊」として発足させた。平成26年3月には、中消防署特別救助隊が運用する救助工作車の老朽に伴い、車内で水難救助装備の着脱が可能なスペースを備えた新型車両を導入配備するほか、平成30年11月には中消防署及び南消防署のはしご車を更新し、複雑多様化する救助業務に対応できる体制の強化を図っている。

### 救助活動状況

年 別 及 び 比 較	出場件数 及 び 救助人員	事 故 種 別									合 計
		火 災	交 通 事 故	水 難 事 故	風 自 水 然 害 災 害	機 よ 械 り に 事 故	建 よ 物 り 等 事 に 故	ガ 酸 ス 欠 及 事 ひ 故	破 裂 事 故	そ 事 の 他 の 故	
平成29年	出場件数	32	81	10	0	2	39	0	0	66	230
	救助人員	0	56	10	0	1	21	0	0	14	102
平成30年	出場件数	28	73	8	0	5	34	2	0	64	214
	救助人員	1	43	4	0	2	23	0	0	20	93
前年との 比 較	出場件数	4	8	2	0	3	5	2	0	2	16
	救助人員	1	13	6	0	1	2	0	0	6	9

## 6 救 急 業 務

救急業務開始当初は、急病人等を単に医療機関へ搬送するだけの業務であったが、今日は都市構造の複雑化や高齢社会の到来等により需要が年々増加し、市民の救急業務に対する期待も増大し、これに応えるべく救急救命士法が制定されて、より専門的、かつ、高度な知識と救命医療技術により救命率の向上が図られるようになった。

消防局においても、毎年救急救命士養成計画に基づき育成しており、平成31年4月1日現在61名を養成し、高度な医療処置である気管挿管による気道確保が実施できる救急救命士の養成も順次実施している。又、救急救命士が救命処置を行う上で必要な救急資器材や防振ストレッチャーを備えた高規格救急車についても4消防署、5分署に配備し、救急需要の対応と救命率の向上を図っている。

今後更に救命処置が拡大されて行く上で、救急救命士及び救急隊員の再教育・研修等を通して救急業務の資質を高めている。合わせて、バイスタンダーに対する応急手当やAEDの指導を推進し、総合的な救命効果に結び付けている。

### (1) 救急出場件数及び搬送人員

年	出場件数		搬送人員		(A)のうち交通事故による出場件数(B)	(A)に対する(B)の構成比(%)	(A)のうち急病による出場件数(C)	(A)に対する(C)の構成比(%)
	件数(A)	対前年増減率(%)	人員	対前年増減率(%)				
平成29年	9,749	3.3	9,342	2.8	977	10.0	6,057	62.1
平成30年	10,376	6.4	9,975	6.7	872	8.4	6,676	64.3

### (2) 事故種別、救急出場件数及び搬送人員

(平成30年中)

区分	急病	交通	一般負傷	労働災害	運動競技	自損行為	火災	加害	水難	その他	合計
出場件数	6,676	872	1,614	95	91	57	73	32	11	855	10,376
構成比率(%)	64.3	8.4	15.6	0.9	0.9	0.5	0.7	0.3	0.1	8.2	100
搬送人員	6,356	1,003	1,570	93	103	41	6	34	7	762	9,975
構成比率(%)	63.7	10.1	15.7	0.9	1.0	0.4	0.1	0.3	0.1	7.6	100

(構成比率の合計については、事故種別毎の値を積算することから差異が生じるもの。)

## 7 火災統計

### 年別火災発生状況

区 分	平成29年		平成30年		前年との比較
					増減
火 災 件 数	51件		57件		6件 増
	建 物	33件	35件	2件 増	
	林 野	1件	2件	1件 増	
	車 両	8件	10件	2件 増	
	船 舶	0件	0件		
そ の 他	9件	10件	1件 増		
焼 損 面 積	建物	床	1,454㎡	1,851㎡	397㎡ 増
		表	299㎡	160㎡	139㎡ 減
	林 野	25 a	11 a	14 a 減	
損 害	102,263千円		84,199千円		18,064千円 減
死 傷 者	死 者	1人	5人	4人 増	
	傷 者	13人	4人	9人 減	
	30日死者	0人	0人		
り 災 世 帯	37世帯		35世帯		2世帯 減
	全 損	8世帯	8世帯		
	半 損	4世帯	1世帯	3世帯 減	
	小 損	25世帯	26世帯	1世帯 増	
り 災 人 員	90人		90人		
焼 損 棟 数	59棟		54棟		5棟 減
	全 焼	13棟	10棟	3棟 減	
	半 焼	4棟	2棟	2棟 減	
	部 分 焼	19棟	15棟	4棟 減	
ぼ や	23棟	27棟	4棟 増		
1 日 平 面 均 積	建物(床)	3.98㎡	5.07㎡	1.09㎡ 増	
	林 野	0.07a	0.03 a	0.04a 減	
1 日 平 均 損 害 額	281千円		231千円		50千円 減
1 件 平 面 均 積	建 物	44.06㎡	52.89㎡	8.83 m <sup>2</sup> 増	
	林 野	25a	5.5 a	19.5a 減	
1 件 平 均 損 害 額	2,006千円		1,478千円		528千円 減
住 民 1 人 当 り 損 害 額	386円		319円		67円 減
火 災 発 生 間 隔	7.16日		6.40日		0.76日 減
人 口 1 万 人 当 り の 出 火 率	1.93件		2.16件		0.23件 増

## 8 防災センター利用状況

年 度	26	27	28	29	30	開館からの累計
入館者数(人)	16,105	16,979	18,242	18,002	19,768	455,213



企

業



# ガ ス

本市のガス事業は、明治45年2月にガス灯の点灯試験より営業を開始し、平成23年度で創立100周年を迎えた。その間、事業の変革に伴う経営危機、また戦災、震災と度重なる災害により、施設が壊滅的な被害を受けるなど困難な時代を経たが、その都度これを克服し、ガスの普及拡大に努めてきた。

創業当時、ガスはガス灯用、動力用に利用され、市の文化と産業の発展に大きく貢献した。その後電灯や発電機の出現により熱用に転換し、主に炊事用、給湯用として広く利用されるようになった。

技術革新によりガスの原料も石炭から石油へと転換され、平成9年から天然ガス転換事業に着手し、平成15年11月に完了した。

原料を液化天然ガスに転換したことで、ガスの用途も多様化し、産業用熱源としての利用も始まった。家庭用にも排熱を有効利用するエコジョーズ（高効率ガス給湯器）や、ガスから水素を取り出し酸素と化学反応させて「電気」と「熱」を造り出す「家庭用燃料電池（エネファーム）」が発売されるなど、ますます環境にも経済性にも優れた製品が販売されるようになった。

近年、都市景観づくりの観点からガス灯の良さが見直されており、平成21年8月には、「さくらの小径」（足羽川右岸の幸橋から九十九橋までの堤防沿い）に12基が設置され、平成23年度はガス事業100周年を記念して市庁舎前にガス燈を設置した。平成30年3月現在、市内で7ヶ所、26基が設置されており、市民に親しまれている。

一方、保安面では、経年埋設管であるねずみ鋳鉄管の入替を平成26年度に完了し、白ガス管の入替を令和元年度に完了する計画で耐震化対策を進めている。また、平成13年に中圧管のループ化と低圧管のブロック化が完了、平成17年にガス整圧器監視システムをPHS利用の最新のシステムに更新しており、災害に強い導管網となっている。

平成28年度には、中長期的な経営の基本計画である「福井市ガス事業経営戦略」を策定し、その中で重要課題とした今後のガス事業のあり方について、平成29年度に、外部の有識者等による検討委員会にて慎重な議論を重ねた。

その結果、「早期に事業譲渡することが望ましい」との結論に至り、令和2年4月にガス事業を民営化することに決定した。ガス事業にとって最後の1年となるが、着実な経営とガスの安定供給に努め、事業譲渡後も市民が安心して都市ガスを使うよう、新事業者への引継ぎもしっかり進めていく。

## 1 主要設備

(1) ガス発生設備	空温式LNG気化器	4基（内2基は解氷予備）	111,600 m <sup>3</sup> / 日（46 MJ / m <sup>3</sup> ）
	温水式LNG気化器	2基	111,600 m <sup>3</sup> / 日（46 MJ / m <sup>3</sup> ）
	熱量調整装置	1基	19,100 m <sup>3</sup> / 日（46 MJ / m <sup>3</sup> ）
(2) 球形ガスホルダー		1基	5,200 m <sup>3</sup> × 0.932 MPa
(3) LNG貯槽		3基	1,080kl（貯蔵容量）
(4) 工場用地面積	24,306 m <sup>2</sup>		
(5) 埋設導管	低圧管	401,187m	中圧管 53,872m

## 2 業務量

区	分	平成30年度	対前年比
ガス （標準熱量46MJ / m <sup>3</sup> ）	製造量	16,999,418 m <sup>3</sup>	6.2%減
	販売量	16,768,413 m <sup>3</sup>	6.2%減
	需要戸数	22,518 戸	1.7%減
原料（t）	LNG消費量	12,687.4	6.4%減
	ブタン消費量	990.3	9.3%減

### 3 用途別ガス需要状況

(平成30年度)

区分	家庭用	商業用	工業用	その他用	計
販売量 (m <sup>3</sup> )	4,726,836	2,018,988	6,533,076	3,489,513	16,768,413
構成比 (%)	28.2	12.0	39.0	20.8	100.0
需要戸数 (戸)	19,953	2,018	5	542	22,518

### 4 ガス料金

一般料金(消費税等相当額(10%)を含む)

(令和元年10月改定)

使用量区分	0m <sup>3</sup> から 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	200m <sup>3</sup> を 超えるもの
基本料金(円/件)	590.04	767.05	1,357.08	2,643.32
従量料金(円/m <sup>3</sup> )	258.45	250.18	244.16	238.04

(従量料金には、原料費調整制度に基づく調整額は含まれていない)

## 上 水 道

本市の水道は、大正10年10月に水道事業に着手し、3年後の大正13年に初めて市内に給水して以来、市民の方に安全でおいしい水を提供し続け、今年度で95年目を迎える。

その間、戦災、震災復旧事業や町村合併による市域の拡大など人口の増加に対応するため、6次にわたる拡張事業を行った。そして今日では、簡易水道事業を含めると水道普及率は99.7%を超え、市民生活や社会活動には不可欠なものとなっている。

しかしながら、近年、我が国の水道事業を取り巻く環境は厳しいものがあり、水需要の減少に対応した経営基盤の強化、老朽化した施設の更新、地震時の災害に備えた危機管理の強化、お客様サービスの向上、環境負荷の低減など数多くの課題を抱えている。本市の水道もその例外ではなく、「拡張の時代」から「維持管理・更新の時代」へと大きな転換期を迎えている。

このようなことから、本市水道事業の課題を抽出し、目指すべき将来像と課題解決のための実現方策を示す「福井市水道ビジョン」を平成21年11月に策定した。水道ビジョンでは、「信頼に応える水づくり」を基本理念に、いつでもおいしい、災害に強い、健全で効率的な、お客様の満足に応える、環境にやさしい、の5つの「水づくり」を基本目標として定めている。

また、平成22年度からは災害時のライフラインの確保と持続可能な水道事業を実現し、安全でおいしいふくいの水を安定して供給できるよう、基幹施設の耐震化を中心に第7次整備事業に着手した。

近年、人口減少や節水機器の普及などにより、福井市の給水量は平成6年度をピークに減少に転じている。今後も水道料金収入は減少傾向が続くことが想定される中、水道施設の更新や耐震化に多額の財源が必要となる。

そのため、平成31年1月に23年ぶりの水道料金改定を行い、事業の財源を確保することで、水道施設の更新や耐震化を計画的に進め、将来にわたり安全でおいしい水道水の安定的供給に努めていく。

# 1 第7次整備事業計画

H30.2.1 厚生労働省変更認可(届出)

区 分	現 在 計 画
計 画 給 水 人 口	257,000人
計 画 給 水 量(1日 最 大)	125,200m <sup>3</sup>
” (1人1日最大)	487ℓ/日
計 画 目 標 年 度	令和元年度
事 業 年 度 ( 届 出 書 )	平成22年度～令和元年度
事 業 費	150億円

## 2 施 設

水 源	配 水 池	管 路
一本木水系 10井深層地下水	足羽山 7,300m <sup>3</sup>	2,103,306m
九頭竜水系 11井浅層地下水 15井深層地下水 表流水	原目 10,000m <sup>3</sup> 九頭竜第1 15,000m <sup>3</sup> 九頭竜第2 30,000m <sup>3</sup>	
森田水系 5井深層地下水	森田(上部槽) 2,000m <sup>3</sup> (下部槽) 900m <sup>3</sup>	
江端水系 4井深層地下水	杉谷 2,900m <sup>3</sup>	
田治島水系 5井深層地下水	田治島 2,000m <sup>3</sup>	
篠尾水系 1井浅層地下水	篠尾 600m <sup>3</sup>	
川西水系 2井深層地下水	川西南 3,436m <sup>3</sup> 川西南 1,900m <sup>3</sup>	
清水水系 5井深層地下水 凈水	真栗西 1,700m <sup>3</sup> 真栗 1,200m <sup>3</sup> 滝波 400m <sup>3</sup> 片粕 1,520m <sup>3</sup>	

## 3 給水人口及び配水量

年度	行政区域内		計画給水区域		給水区域		総配水量 (千m <sup>3</sup> )	普及率
	総人口(人)	総戸数(戸)	人口(人)	戸数(戸)	人口(人)	戸数(戸)		
28	264,906	101,462	258,584	99,105	258,155	98,944	34,397	99.83
29	263,847	102,346	257,690	100,029	257,302	99,888	35,238	99.85
30	263,109	103,432	257,307	101,209	256,941	101,071	34,586	99.86

(備考) 1日最大配水量106,585m<sup>3</sup>、1日平均配水量94,757m<sup>3</sup>

#### 4 需要者別給水量

(平成30年度)

区 分	一 般 用	湯 屋 用	計
給水栓数(栓)	105,820	4	105,824
有収水量(m <sup>3</sup> )	31,887,826	9,780	31,897,606
構 成 比 (%)	99.97	0.03	100.00

#### 5 水道料金

(平成31年1月1日改定)

用 途	メーター口径	基本料金	従 量 料 金	1 m <sup>3</sup> 当 り
一 般 用	13mm	1,023円	10m <sup>3</sup> までの分 10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分 20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分 30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> までの分 40m <sup>3</sup> を超え150m <sup>3</sup> までの分 150m <sup>3</sup> を超える分	15.4円
	20mm	1,045円		107.8円
	25mm	1,210円		126.5円
	40mm	2,310円		162.8円
	50mm	5,390円		211.2円
	75mm	13,750円		238.7円
	100mm	22,440円		
	150mm	47,190円		
200mm	82,720円			
湯 屋 用	-	9,900円	100m <sup>3</sup> を超える分	107.8円

(上記料金には、消費税相当額(10%)が加算されている)

#### 6 加 入 金

メーターの口径	加入金の額(円)
13mm	44,000
20mm	105,600
25mm	193,600
40mm	592,900
50mm	877,800
75mm	2,194,500
100mm以上	管理者が定める額

(上記加入金には、消費税相当額(10%)が加算されている)

# 簡 易 水 道

公営簡易水道は、平成18年2月の市町村合併時に旧美山町及び旧越廼村にて経営していた公営の簡易水道及び飲料水供給施設を福井市が引き継ぎ、簡易水道特別会計にて経営し、安全でおいしい水を安定して供給できるよう努めて来た。

平成31年4月簡易水道特別会計は、地方公営企業法を適用させた簡易水道事業会計に移行し、安全でおいしい水の安定供給を継続しつつ、健全な経営に努めていく。

民営簡易水道は、殿下地区を中心に点在している地元組合経営の簡易水道及び飲料水供給施設であるが、地域住民にとって重要なライフラインの一部であるため、技術的指導を行っている。

## 1 公営簡易水道・飲料水供給施設概要

(平成31年3月31日現在)

種別	地区	施設名	給水地区	給水人口(人)	給水戸数(戸)	浄水処理	原水の種類
簡 易 水 道	美 山	下宇坂第二	宇坂大谷・高田・大久保・福島・獺ヶ口	554	185	急速ろ過・塩素消毒	深井戸
		下宇坂	田尻・三万谷・市波奈良瀬	768	280	塩素消毒	湧水・深井戸
		宇坂別所	宇坂別所	26	14	塩素消毒	湧水
		小和清水	小和清水	145	45	緩速ろ過・塩素消毒	表流水
		南西俣	南西俣	34	12	塩素消毒	湧水
		大宮・縫原	大宮・縫原	277	89	塩素消毒	深井戸
		下薬師	下薬師	56	13	緩速ろ過・塩素消毒	湧水
		間戸	間戸	94	26	塩素消毒	湧水
		上味見	中手・南野津又・小当見	141	84	塩素消毒	湧水・深井戸
		神当部	神当部	22	16	塩素消毒	湧水
		味見河内	味見河内	33	16	塩素消毒	湧水
		折立	折立	112	47	塩素消毒	湧水
		東河原	東河原	61	26	緩速ろ過・塩素消毒	湧水
		西河原	西河原	109	34	膜ろ過・塩素消毒	湧水・表流水
		上宇坂第二	朝谷・椋谷・美山境寺・品ヶ瀬	403	138	膜ろ過・塩素消毒	湧水
上宇坂第一	蔵作・小宇坂・小宇坂島	213	62	塩素消毒	湧水		
東天田	東天田	58	21	塩素消毒	湧水		
道	越 廼	北部	大味・茱崎・蒲生	962	445	塩素消毒	浅井戸
		居倉	居倉	141	55	塩素消毒	湧水・深井戸
		城有	城有	51	21	塩素消毒	表流水

飲料水供給施設	美	皿谷	皿谷	4	4	塩素消毒	湧水	
		西中	西中	32	13	塩素消毒	深井戸	
		美山大谷	美山大谷	60	13	塩素消毒	湧水	
		上吉山	上吉山	18	13	塩素消毒	深井戸	
		下吉山	下吉山	11	4	塩素消毒	湧水	
		東俣	東俣	21	13	塩素消毒	深井戸	
	山	南宮地	南宮地	36	14	塩素消毒	深井戸	
		上薬師	上薬師	65	24	塩素消毒	深井戸	
		西市布	西市布	14	7	塩素消毒	表流水	
		横越	横越	11	5	塩素消毒	浅井戸	
		西天田	西天田	50	16	塩素消毒	深井戸	
		越	浜北山	浜北山	62	30	膜ろ過・塩素消毒	湧水
			八ツ俣	八ツ俣	17	8	緩速ろ過・塩素消毒	表流水
合計	33施設		4,661	1,793				

## 2 公営簡易水道使用料（料金）

1か月あたりの料金は、福井市水道給水条例にて上水道と同じ料金に定めている。（参考 274 ページ）

## 3 民営簡易水道・飲料水供給施設一覧

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

種別	地区	施設名	施設数
簡易水道	一光	五太子、下一光	2
	殿下	尼ヶ谷、国山、千合、西別所・宿堂、畠中・風尾、武周	6
	鷹巣	高須	1
	一乗	浄教寺・東新	1
飲料水供給施設	殿下	謡谷、大矢、白滝、二ツ屋、別畑、水谷	6
	本郷	足谷、奥平、河内、中平	4
合計			20

教

育



# 学 校 教 育

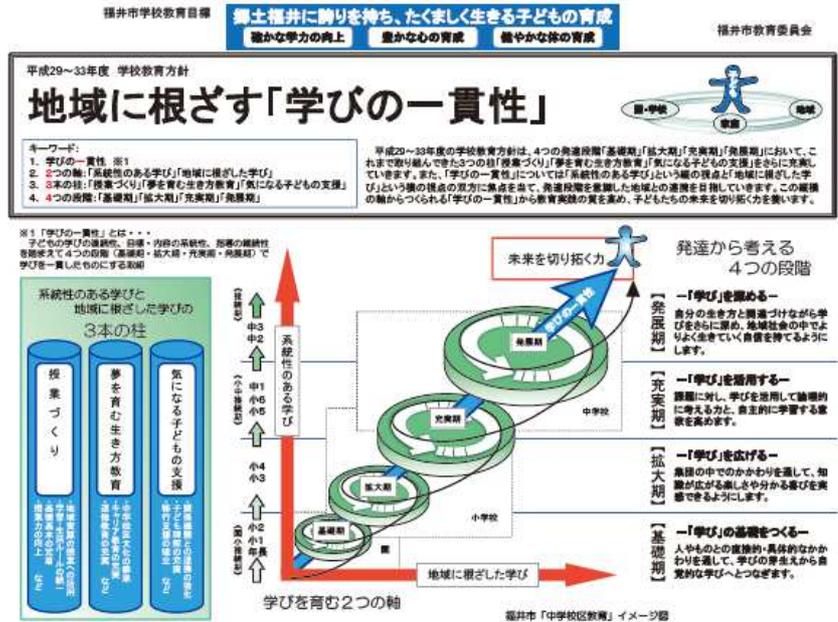
## 令和元年度 学校教育方針

# 地域に根ざす「学びの一貫性」

福井市では、学校教育目標「郷土福井に誇りを持ち、たくましく生きる子どもの育成」を目指し、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を3つの柱として、中学校区教育を展開してきた。

中学校区教育が大切にしてきたものは、発達段階ごとの課題に対応しながら、系統性のある連続した学びを展開する「縦のつながり」と、学校教育を学校内に閉じることなく、目指す子どもの姿を家庭や地域と共有・連携しながら、地域に根ざした学校教育を展開する「横のつながり」である。平成29年度から33年度は、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学ぶことと社会のつながりを意識した地域連携を行っていく。さらに、これまでの中学校区教育のよさをより進化・深化させ、各中学校区

の取組の質を高めながら、子どもたちが未来を切り拓いていくための力を育んでいく。



### 福井市内の学校数

区 分	市 立	県 立	国 立	私 立	計
幼 稚 園	18 (内休園11)	0	1	6	25 (内休園11)
小 学 校	52 (内休校2)	0	0	0	52 (内休校2)
中 学 校	25 (内休校2)	1	0	2	28 (内休校2)
義 務 教 育 学 校	0	0	1	0	1
高 等 学 校	0	8	0	5	13
短 期 大 学	0	0	0	1	1
大 学	0	0	1	2	3
特 別 支 援 学 校	0	6	1	0	7
(盲・ろう学校)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)
(養護学校)	(0)	(4)	(1)	(0)	(5)

# 教 育 施 設

本市は、幼稚園18、小学校52、中学校25を設置し、園児、児童、生徒数は約20,500人有している。子どもたちにとって安全で快適な学習環境を確保するため、施設の整備・充実を進めている。

## 1 教育施設の現状

(令和元年5月1日現在)

区 分	学 校 数	校地 (㎡)	建 物 (㎡)
幼 稚 園	本 園 18	3,344	園舎 3,683
小 学 校	本 校 52	815,294	校舎 199,105
			屋体 58,375
中 学 校	本 校 24	459,650	校舎 116,452
	分 校 1		屋体 41,406

幼稚園11園(岡保、殿下、本郷、高須城、長橋、酒生、上文殊、美山啓明、清水西、清水東、清水北)、小学校2校(一光小、高須城小)、中学校2校(一光中、棗中学校高須城分校)は現在休園または休校中

## 2 学校建設費

(単位:千円)

年 度	28	29	30	内 容
幼 稚 園	-	-	-	
小 学 校	504,794	480,900	84,017	大規模改修、プール整備、トイレ整備、暑さ対策等
中 学 校	93,704	20,071	22,637	校庭整備、トイレ整備、暑さ対策等
計	598,498	500,971	106,654	

## 3 教育施設の充実と環境整備

平成20年度に、本市初の「異学年型教科センター方式」を導入した至民中学校を新築移転、平成24年度には、「全校一体型教科センター方式」を導入した安居中学校を新築分離移転により開校し、新たな中学校教育の環境を創出した。また、平成25年度には、中藤小学校の児童数増加に伴う新築移転、平成27年度には、明道中学校の老朽化に伴う校舎改築、平成28年度には、森田小学校の児童数増加に伴う北校舎の増築を実施した。さらに、順化小学校では、平成30年度から令和元年度にかけて順化公民館との複合化にあわせて長寿命化改修を行っている。

安全・安心な教育環境を整備するための施策としては、平成18年度から、校舎・体育館の耐震補強を重点課題に位置付け、早期の耐震化に向けた取り組みを推進し、平成27年度に完了した。平成28年度からは、校舎等の外壁落下防止対策や小学校の体育館窓ガラスの飛散防止対策を行っている。

## 4 幼 稚 園

### (1) 市 立 幼 稚 園 (18園)

(令和元年5月1日現在)

幼 稚 園 名	学級数	園児数 (人)	教員数 (人)	保有建物 (m <sup>2</sup> )			校地面積 (m <sup>2</sup> )	
				鉄筋	鉄骨	木造	建物敷地	屋外運動場 敷地
大 安 寺	2	8	2	319			426	1,027
麻 生 津	1	2	1	255				
岡 保 ( 休 園 )				362				
殿 下 ( 休 園 )				281				
鶉 東 部	1	3	1	480			814	1,077
本 郷 ( 休 園 )				279				
鷹 巢	1	4	1	92				
長 橋 ( 休 園 )				70				
高 須 城 ( 休 園 )						46		
酒 生 ( 休 園 )				248				
一 乗	1	7	1	153				
上 文 殊 ( 休 園 )				155				
下 宇 坂	1	3	1		391			
羽 生	1	3	1	270				
美 山 啓 明 ( 休 園 )				16	266			
清 水 西 ( 休 園 )								
清 水 東 ( 休 園 )								
清 水 北 ( 休 園 )								
計	8	30	8	2,980	657	46	1,240	2,104

(2) 私立幼稚園(6園)

(令和元年5月1日現在)

幼稚園名	所在地	園児数 (人)	幼稚園名	所在地	園児数 (人)
小 鳩	志比口2丁目	67	常 葉	花月1丁目	43
聖 徳	松本3丁目	39	仁 愛 附 属	天池町	186
報 徳	手寄1丁目	41	つ ぼ み	花月4丁目	14
			計		390

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設

## 5 学校施設状況

### (1) 小学校(52校)

(令和元年5月1日現在)

学校名	学級数	児童数 (人)	建 物				校 地		
			校 舎		屋内運動場		校舎敷地 (m <sup>2</sup> )	屋外運動場 敷地 (m <sup>2</sup> )	プール (m)
			保有面積 (m <sup>2</sup> )	構 造	保有面積 (m <sup>2</sup> )	構 造			
木 田	31	879	5,807	R C造一部S造	1,510	R C造	10,668	6,423	25
豊	18	489	4,824	R C造	1,191	〃	5,992	6,750	25
足 羽	12	238	5,300	R C造一部S造	1,457	R C造一部S造	12,466	6,942	25
東 安 居	14	306	4,776	R C造	1,446	R C造	8,126	7,788	20
湊	14	296	5,460	〃	1,456	〃	9,652	11,880	25
春 山	14	287	5,427	R C造一部S造	1,615	〃	13,371	5,850	25
順 化	8	125	4,586	R C造	1,522	〃	8,858	5,416	25
宝 永	11	235	4,239	R C造一部S造	1,693	〃	6,212	8,280	25
松 本	22	513	7,155	〃	1,663	〃	9,823	6,749	25
日 之 出	14	356	5,228	〃	1,483	〃	9,045	7,289	25
旭	12	235	5,042	〃	1,498	〃	8,012	4,375	25
和 田	23	611	5,156	R C造	1,570	〃	8,493	9,374	20
円 山	21	534	4,999	R C造一部S造	1,512	〃	9,856	14,431	25
啓 蒙	18	456	4,939	〃	1,598	〃	4,641	12,651	25
西 藤 島	13	234	3,892	〃	863	R C造一部S造	8,329	10,136	25
社 北	21	507	5,293	R C造	908	R C造	9,862	13,684	20
社 南	28	807	5,596	R C造一部S造	1,219	R C造一部S造	8,131	9,743	25
安 居	8	168	4,361	R C造	1,243	R C造	6,421	7,413	25
中 藤	28	802	8,793	〃	1,677	〃	17,684	12,316	25
一光(休校)			1,002	〃	614	〃	2,960	3,800	20
大 安 寺	6	61	1,857	〃	829	〃	5,379	7,245	25
河 合	10	194	3,395	〃	886	〃	5,820	10,533	25
麻 生 津	17	399	6,095	〃	936	〃	7,857	9,301	20
国 見	5	39	1,957	〃	600	R C造一部W造	3,675	3,008	(併)
岡 保	7	113	3,390	〃	1,275	R C造	8,395	5,783	25

学 校 名	学級数	児童数 (人)	建 物				校 地		
			校 舎		屋内運動場		校舎敷地 (㎡)	屋外運動場 敷 地 (㎡)	プール (m)
			保有面積 (㎡)	構 造	保有面積 (㎡)	構 造			
東 藤 島	7	201	3,848	R C造一部S造	950	R C造一部S造	8,495	7,400	25
殿 下	3	15	1,235	"	918	"	3,955	3,010	25
鶉	9	185	3,265	R C造	1,048	S造	7,272	7,750	25
本 郷	7	65	1,986	R C造一部W造	1,007	R C造	6,691	7,038	25
栗	7	75	1,577	R C造一部S造	646	"	13,928	8,932	25
鷹 巣	7	57	1,639	R C造	533	"	7,124	12,280	25
長 橋	3	15	1,016	"	378	"	1,347	6,184	20
高須城(休校)			337	W 造	0		1,472	818	20
森 田	33	981	6,972	R C造一部S造	1,958	R C造一部S造	11,678	9,994	25
明 新	29	874	5,452	R C造	1,067	R C造	9,531	11,398	25
酒 生	8	174	3,240	"	867	"	6,936	5,772	20
一 乗	4	25	1,717	"	690	"	2,472	4,205	25
上 文 殊	7	59	2,441	R C造一部S造	861	"	4,834	9,100	20
六 条	7	83	2,749	"	1,230	"	7,078	4,628	20
文 殊	8	130	3,084	R C造一部S, W造	752	"	5,900	5,567	20
東 郷	11	228	3,509	R C造一部S造	842	"	9,985	9,450	20
日 新	11	246	4,460	R C造	1,273	R C造一部W造	9,403	4,043	25
清 明	20	486	5,544	"	1,473	R C造	9,313	11,100	25
社 西	14	354	6,121	"	1,600	"	14,896	16,675	25
下 宇 坂	7	55	2,380	R C造一部S造	867	"	10,900	11,300	25
羽 生	5	40	1,967	R C造一部W造	975	R C造一部S造	7,900	6,600	25
美 山 啓 明	5	49	2,805	R C造	1,016	R C造	6,220	6,332	25
越 廼	4	29	2,731	"	1,649	"	3,756	3,863	25
清 水 西	7	171	2,718	R C造一部S, W造	810	"	7,068	7,021	25
清 水 東	8	105	2,128	R C造一部S造	821	"	10,401	6,460	25
清 水 南	7	77	2,587	"	819	R C造一部S造	7,169	5,477	25
清 水 北	7	114	3,028	R C造	1,061	R C造	3,718	6,567	25
計	620	13,777	199,105		58,375		409,170	406,124	51(併 1)

## (2) 中 学 校 (25校)

(令和元年5月1日現在)

学 校 名	学級数	生徒数 (人)	建 物				校 地		
			校 舎		屋内運動場		校舎敷地 (㎡)	屋外運動場 敷 地 (㎡)	プール (m)
			保有面積 (㎡)	構 造	保有面積 (㎡)	構 造			
明 倫	26	753	6,718	R C造一部S,W造	2,125	R C造	11,507	6,975	
光 陽	14	391	8,650	R C造	2,241	"	10,413	8,855	25
明 道	20	509	7,338	R C造	1,851	"	9,141	13,199	
進 明	14	367	7,418	R C造一部S造	2,158	"	10,857	7,734	25
成 和	20	531	7,346	"	3,507	"	12,437	6,350	25
安 居	4	66	3,794	R C造	2,248	"	15,000	12,400	
一光(休校)			112	"					(併)
大 安 寺	5	37	1,930	"	405	R C造			(併)
灯 明 寺	22	572	6,156	R C造一部S造	2,257	"	10,687	16,259	25
至 民	14	371	8,130	R C造	1,868	"	14,343	16,708	
国 見	4	18	1,482	"	915	"	2,553	4,348	25
大 東	17	464	6,383	"	2,318	"	10,626	16,540	25
殿 下	3	6	539	"			2,598		(併)
川 西	8	140	3,566	R C造一部S,W造	1,458	R C造	11,257	9,934	
棗	4	39	2,354	R C造一部S造	720	R C造			(併)
高須城分校 (休校)			117	W 造	155	W造			
鷹 巢	4	47	2,001	R C造一部S造	403	R C造			(併)
森 田	14	332	4,493	"	1,731	"	6,746	11,146	
足 羽	17	435	6,522	"	1,422	R C造一部S造	10,583	16,583	
足 羽 一	14	332	5,958	"	1,338	R C造	10,559	14,840	25
藤 島	14	389	6,962	R C造	1,907	"	14,333	14,359	25
社	16	421	6,604	"	1,881	"	20,144	14,870	25
美 山	4	72	3,837	"	1,816	"	22,709	14,586	
越 迺	4	23	2,754	"	2,171	"	13,452	12,194	25
清 水	11	250	5,288	"	4,511	"	16,823	5,002	
計	273	6,565	116,452		41,406		236,768	222,882	10(併5)

# 特別支援教育

本市では、障害等のある子どもたちに対して特別支援学級を設け、一人一人の子どもたちの障害の状態や特性等に応じて、具体的な目標の設定と適切な指導内容を検討して、効果的な指導に努めている。

また、適切な就学相談を行うため、教育支援委員会を設置して障害の種類、程度の判断や教育相談、さらに特別支援教育に関する啓発に努めている。

## 1 特別支援学級

(令和元年5月1日現在)

区 分	小 学 校			中 学 校		
	学 級 数	児 童 数	教 員 数	学 級 数	生 徒 数	教 員 数
知 障	39	133	39	19	58	19
自閉・情緒	44	153	44	19	68	19
言 語	1	1	1	0	0	0
合 計	84	287	84	38	126	38

## 2 通級指導教室

区 分	小 学 校		中 学 校		教 員 数	
	教室数	児童数	教室数	生徒数	常勤	非常勤
情 緒	19	149	6	24	3	20

## 3 教育支援委員会

障害の適正な判断、就学相談と特別支援教育に関する啓発を行う。

### 委員の構成

医 師	学校教育職員	児童福祉職員	関係行政機関	合 計
2	30	3	2	37

# 学 校 給 食

共同調理場方式（北部学校給食センター・南部学校給食センター・美山学校給食センター）及び単独校方式により、幼稚園7園、小学校50校、中学校23校の完全給食を実施している。共同調理場については、献立物資の発注購入を各センターが行っており、単独校については、福井市保健給食課が献立物資の発注購入を一括して行っている。

なお、教育委員会事務局保健給食課に栄養士を2名、栄養教諭及び学校栄養職員を単独校に14名、センターに5名配置しており、それぞれの担当校、センター受入校を巡回し衛生管理及び食に関する指導を行っている。

## 1 学校給食実施状況

（令和元年5月1日現在）

方式	幼稚園		小学校		中学校	
	園数	園児数	校数	児童数	校数	生徒数
単独校方式	3	13	33	10,121	9	1,053
共同調理場方式	4	17	17	3,656	14	5,512
合計	7	30	50	13,777	23	6,565

## 2 給食調理従事員数

（平成31年4月1日現在）

区分	栄養教諭	学校栄養職員	主幹・副主幹・主査・調理技師(再任用含む)
単独調理校	9	5	50
共同調理場	3	2	2

## 3 米飯給食

昭和51年4月、学校給食への米飯導入が制度化されたことを受けて、同年6月には条件整備された学校から自校炊飯方式によって週2回の米飯給食を導入し、昭和61年度に全校で完全実施となった。現在、週4回の米飯給食を実施している。

### 米飯給食実施状況

（令和元年5月1日現在）

区分	自校炊飯		委託炊飯		共同調理		総数	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
小学校	14	1,140	19	8,981	17	3,656	50	13,777
中学校	8	589	1	464	14	5,512	23	6,565

## 4 学校給食センター

完全給食未実施校の完全給食化、並びに米飯給食の導入によりバラエティーに富み豊かで魅力ある学校給食を推進するため、経済性、施設設備の近代化、学校敷地の狭隘及び児童生徒数の変化などの点を検討し、市直営による共同調理場方式の北部学校給食センターと南部学校給食センターを建設した。平成18年2月1日合併に伴い、美山学校給食センターが新たに本市の共同調理場となった。平成21年4月から南部学校給食センター、平成22年4月から北部学校給食センターの調理業務（調理、洗浄など）を民間に委託し実施している。

### （1）北部学校給食センター

所在地	福井市高柳1丁目1801番地（中央卸売市場関連団地内）
敷地面積	2,701.73 m <sup>2</sup>
建物の規模	延面積1,816.01 m <sup>2</sup>
建物の構造	鉄骨平屋建て一部2階建て
開設	昭和56年4月
総事業費	3億6,700万円
主要設備	連続自動炊飯機、大型連続揚物機、大型連続焼物機、オートミックスボイル、蒸気回転釜、真空冷却機、大型カートイン自動蒸し器
稼働食数	約4,500食
給食対象校	中学校7（光陽中、明道中、進明中、大安寺中、灯明寺中、森田中、藤島中） 小学校6（春山小、松本小、西藤島小、大安寺小、河合小、東藤島小） 幼稚園2（大安寺幼、鶉東部幼）

### （2）南部学校給食センター

所在地	福井市上筋生田町16字1-2
敷地面積	4,463.01 m <sup>2</sup>
建物の規模	延面積2,201.64 m <sup>2</sup>
建物の構造	鉄骨平屋建て一部2階建て
開設	昭和59年4月
総事業費	5億7,000万円
主要設備	連続自動炊飯機、大型連続揚物機、大型連続焼物機、オートミックスボイル、蒸気回転釜
稼働食数	約5,300食
給食対象校	中学校6（明倫中、成和中、至民中、足羽中、足羽第一中、社中） 小学校8（宝永小、日之出小、酒生小、上文殊小、文殊小、東郷小、清明小、社西小）

### (3) 美山学校給食センター

所在地	福井市美山町 8 - 29
敷地面積	美山中学校の一部
建物の規模	延面積 444.2 m <sup>2</sup>
建物の構造	鉄骨平屋建て
開設	平成 8 年 10 月 (昭和 49 年 3 月)
総事業費	1 億 8,900 万円
主要設備	食器洗浄機、ガス回転釜、真空冷却機、冷凍庫、ガスコンベクションオーブン
稼働食数	約 300 食
給食対象校	中学校 1 (美山中) 小学校 3 (下宇坂小、羽生小、美山啓明小) 幼稚園 2 (下宇坂幼、羽生幼)

### (4) 配 送

配送業務	民間委託 配送車 12 台 (北部・南部学校給食センター - ) 直 営 配送車 2 台 (美山学校給食センター - )
配送時間	第 1 便 午前 10:50 ~ 11:45      第 2 便 午前 11:25 ~ 12:10 (配送 2 往復、回収 2 往復) 第 1 便 午前 10:50 ~ 11:10      第 2 便 午前 11:11 ~ 11:55 (配送 2 往復、回収 1 往復)

# 社 会 教 育

本市では、幾度の災禍から立ち上がってきた不屈の精神「不死鳥のねがい(福井市市民憲章)」を基調とし、市民自らが連帯感を高め、心の豊かさややすらぎのある希望に満ちた人づくり・地域づくりを推進している。

また、福井市教育振興基本計画に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が学習やスポーツに取り組めるよう、生きがいを持って暮らすことのできる生涯学習社会の構築を目指している。

そこで、市民の学習を総合的に支援するため、公民館をはじめとした生涯学習施設において青少年の健全育成、家庭や地域の教育力の向上、生活文化の振興、豊かな健康・長寿社会の実現等に向け、施設・設備を含めた学習環境の充実に努める。

## 1 生涯学習の推進

市民一人ひとりの生涯において、各時期・社会の各分野における生涯学習活動を支援するための体制づくりを推進する。

### (1) 社会教育の推進(地域住民の学習ニーズに応じた学級・講座の開設、学習活動等)

現代的課題、地域課題をテーマとした教育事業の実施

市民学習活動促進事業の実施

まちづくりに生きる学習の実施

### (2) 人材育成及び指導体制の充実

公民館職員や社会教育団体関係者への研修

社会教育主事講習受講の支援

社会教育指導員の活用

### (3) 家庭教育事業の推進

公民館における「家庭教育の支援のための学習」の実施

### (4) 少年教育の事業の推進

公民館における「青少年の健全育成のための学習」の実施

世代間交流・体験活動事業の実施

### (5) 青年教育事業の推進

公民館における「若者の地域社会への参画を促すための学習」の推進

青年グループの育成、ネットワークづくり

成人式の開催

福井市連合青年団活動への支援

### (6) 福井学の推進

公民館における郷土「福井」を再認識するための学習の実施

### (7) 世代間交流の推進

高齢者人材活用派遣事業の実施

三世代交流の推進

### (8) 学校・家庭・地域社会の連携

P T A との連携(地域教育力活性化事業・学社連携事業)

放課後子ども教室の実施

### (9) 生涯学習関連情報の収集・提供

- 各公民館ホームページの充実と広報紙や報道機関等の有効活用
- 広報誌「福井市の公民館」の発行（年3回）
- 公民館メールマガジンによる広報

## 2 青少年の健全育成

家庭や地域と連携した取組を進め、青少年の健やかな成長を目指す。

### (1) 地域活動や青少年の活動を推進

- 家族ふれあいの推進

### (2) 青少年交流

- 姉妹友好都市青少年交流（熊本市・結城市）

### (3) 青少年育成団体等の活動支援

- 青少年育成福井市民会議
- 福井市子ども会育成連合会
- 福井市補導員連絡協議会

## 3 少年愛護センター

青少年の健全育成と非行防止を図るために、地域・家庭・学校・警察など関係機関が連携し、補導活動、相談活動および環境浄化活動等を実施する。

### (1) 補導活動

- 補導員による街頭補導（「愛のひと声」活動）
- 委嘱補導員に対する研修

### (2) 相談活動

- ヤングテレホン・メール相談の開設
- 面接による個別相談の実施
- 各種専門機関との連携
- 小・中学校生徒指導主事連絡会との情報共有

### (3) 環境浄化活動

- 環境浄化の実態状況調査及び図書等販売業者への区分陳列等の協力依頼
- 「白いポスト」の周知・管理と有害図書等の回収

### (4) 広報啓発活動

- 情報モラル講習会の実施
- 広報車による巡回パトロール
- 不審者情報の受理・配信
- 機関紙「しるべ」の発行

## 4 生涯学習関連施設の整備

地域の学習活動・文化活動及びコミュニティ形成の中核施設として、公民館等の生涯学習関連施設の整備を図る。

## 5 公民館職員研修の充実

多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題、地域独自の課題に対応するべく、公民館職員としての使命感の高揚及び資質の向上を図るため、各種研修を実施する。

実務コース（初任者研修、経理研修等）

実践コース（館長・主事合同研修会

館長研修：マネジメント研修

主事研修：地域づくり研修、公民館主事選択研修 等

福井大学連携研修：実践研究福井ラウンドテーブル、履修証明プログラム「学び合うコミュニティを培う」)

ブロック別研修

派遣研修（福井県教育委員会及び福井県生涯学習センター主催研修）

自己啓発支援（社会教育主事講習受講の奨励、研修・通信講座等の情報提供 等）

## 6 地域活動への支援

社会教育団体の育成を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを支援する。

社会教育団体の自主的活動への支援と、相互連携による活動の推進

地域のコーディネーターである公民館を中心とした、特色あるまちづくりへの支援

## 7 市民憲章運動の推進

まちづくりの目標であり、市民の精神的指標である「不死鳥のねがい（福井市市民憲章）」について、市民一人ひとりがその趣旨を十分理解し、住民主体のまちづくりや地域の連帯感の醸成につながる地域活動に対して支援する。

市民憲章唱和及び市民一斉清掃の実施

市内49支部への支援

花いっぱい運動の推進

# 社 会 体 育

現代社会は情報通信技術の進歩や交通手段の発達により生活が便利になった反面、運動不足やストレスを抱えた人が増えている。また、都市化の進展に伴い地域における連帯感の希薄化、少子高齢社会の進展という社会情勢の中、生涯にわたり健康で明るい生活を送るために、日常生活の中にスポーツをどう取り入れ、どう定着させていくかは重要な課題である。

本市では、市民一人ひとりが、「いつでも」「どこでも」「だれでも」子どもからお年寄りまで障がいの有無を問わず、ライフステージに応じて楽しみながら運動・スポーツに参加し、心身ともに健康で活力ある生活を送ることができる環境を創ることを目指し、福井市スポーツ推進計画を策定した。この計画の基本理念である「生涯にわたりスポーツを楽しむことができるまち」の実現のために、地域を基盤としたスポーツの普及、推進を図っており、各種スポーツ教室、大会等による活動の奨励、組織の充実、育成や長期計画による指導者体制の確立に努めるとともに、地域スポーツ活動の拠点としての学校体育施設の開放及び地域体育館の整備など、市体育施設の充実に努めている。

今後も全市民が生涯を通じてスポーツに参加できる環境づくりに努めていきたい。

## 1 スポーツクラブの育成

「単発的なスポーツ行事より、自主的、継続的なスポーツ活動を！」を目標に掲げ、「スポーツ教室」を開催し、その教室から自主クラブ活動へとつながるよう奨励していく。

### (1) 全市民対象スポーツ教室

日ごろ運動する機会に恵まれない、また仲間がいなくて運動ができない等の市民を対象に、市内全域から参加を募り、だれもがいつでも気軽に参加できるよう、市が企画・運営を行っている。

### (2) 各種団体主催スポーツ・レクリエーション教室

(公社)福井市スポーツ協会や福井市レクリエーション協会加盟団体が、スポーツ・レクリエーションの普及活動の一環として実施するもので、市が委託及び助成する教室から加盟団体が独自で主催する教室まで、多様な教室が開設されている。

## 2 生涯スポーツ推進事業

「第七次福井市総合計画」の中で、「市民の生涯スポーツを支援する」ことを目標に取り組んでいく。近年体力の維持増進や健康への関心が高まる中、市民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルや、体力に合わせてスポーツやレクリエーションを楽しむ傾向が強まっていることを踏まえ、各種教室や大会をとおして、子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことのできる環境づくりに努めていく。

## 3 スポーツ推進委員

昭和32年「地方スポーツの振興について」の次官通達により設置された制度で、昭和36年のスポーツ振興法成立によって制度的に位置づけられた。任務役割について、当初は実技指導が中心であったが、社会体育の現状をふまえながら、「市町村の行う体育・スポーツ振興事業の企画に参画し、その推進者としての任務を重視していくべきである」という昭和47年の保健体育審議会の答申により、企画・立案の任務重視が打ち出された。

平成23年に施行されたスポーツ基本法では、これまでの「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が変更され、その役割に「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」が追加された。したがって、市の指導担当者間（行政職員および民間指導者）の連携・協調体制の充実を図りながら地域におけるスポーツの実技指導、スポーツ環境の整備充実への協力が期待されている。

具体的には、スポーツプログラムの企画・立案やその参画と推進、また、地域住民が自主的・自律的にスポーツ活動が行えるよう、スポーツ教室の実践およびクラブの組織化等の指導が求められる。

本市では、上記のことをふまえ、社会的信望 スポーツに関する深い関心と理解 その職務を行うために必要な熱意と能力をもつという3つの観点で、各地区体育団体長の推薦を受けた、138名を教育委員会が委嘱している。

## 4 関係団体の育成と事業の充実

関係団体の健全な運営と組織力・指導力の強化およびスポーツ推進への支援に努める。

### (1)(公社)福井市スポーツ協会

市民スポーツ大会や種目別委託事業の開催のほか、選手・指導者強化事業、県民スポーツ祭への派遣、地区(区民)スポーツ大会への補助事業などを行っている。

(公社)福井市スポーツ協会 加盟団体

競技団体 45、地区体育団体 49、学校体育団体 1、

スポーツ少年団、レクリエーション協会 計 97 団体

### (2)福井市スポーツ少年団

青少年がスポーツを楽しみながら心身の健全な育成を図ることを目的として、各単位スポーツ少年団とともに、自主性をもって連携や協議を進めながら運営・活動をしている。

平成 30 年度登録団 98 団 登録団員数 1,965 人

(小学生男子 1,293 人 小学生女子 622 人、中学生・高校生 50 人)

### (3)福井市レクリエーション協会

「ともに生きる」社会、「ともに遊ぶ」文化を求めて、多くの市民が気軽に、いつでも、どこでも、スポーツレクリエーションに親しめる環境づくりを推進するため、各種事業を行っている。

加盟団体 オリエンテーリング協会 サイクリング協会 ターゲットバードゴルフ協会

フォークダンスサークル「リズムの会」 不死鳥民謡の会

### (4)福井市スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員が相互の連絡を密にし、その活動の活発化を図ることにより、委員の資質向上と市民のスポーツ推進に寄与することを目的に、各種研修・事業を行っている。

## 5 学校体育施設開放事業

地域のスポーツ活動の拠点として、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設の一般開放を昭和51年度から実施している。学校の体育施設を開放することによって、地域を主体とした各種教室・大会等の開催による地区スポーツの振興、さらには地区単位のクラブ化・チーム化を促進させ、スポーツを通じたコミュニティーづくりに大きな役割を果たす場となっている。

### (1)体育館開放

1週間に5日間を限度として福井市内小学校49校の体育館(午後5時～9時まで 日曜日除く)

中学校18校の体育館(午後7時～9時まで 日曜日除く)

運営管理

開放事業運営機関として各開放校に学校体育施設開放運営委員会を組織し、企画、運営に当たる。

### (2)夜間屋外運動場(夜間照明設置校のみ)開放

森田小、越廼小、清水西小、清水南小、足羽中、光陽中、川西中、足羽第一中、鷹巣小中、美山中

(午後7時30分～9時まで)

### (3)プール

小学校プールを夏季休業期間(7月下旬～8月中旬の午後)に開放している。

# 文化財保護

郷土の貴重な文化財や歴史・文化資源を、将来へ伝えるよう保護に努めるとともに、市の文化の発展のため文化財の活用を推進している。

## 1 市内所在の指定文化財

(令和元年6月1日現在)

区分	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・古文書	歴史資料	考古資料	無形民俗文化財	有形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	文化的景観	合計
国指定	1	3	1	3	2	1	2	2		3	2	1		21
国選択								1						1
県指定	3	9	16	4	2	1	6	6	1	5		1		54
市指定	16	3	19	1	3		5	1	1	18	1	20	1	89
登録文化財	21													21
合計	41	15	36	8	7	2	13	10	2	26	3	22	1	186

## 2 福井市文化財保護委員会

委員長	1名	分野：建築
委員	9名	分野：彫刻、美術工芸、民俗、考古、庭園、近代史、中世史、文化的景観、生物 各1名

委嘱期間：平成30年6月1日～令和2年5月31日

## 3 埋蔵文化財の発掘調査

市内にある埋蔵文化財包蔵地の範囲内で行われる土木工事等の開発行為に伴い、発掘調査、試掘調査、工事立会等を実施し、遺跡を記録保存している。

- ・工事立会 11件
- ・試掘調査 5件
- ・発掘調査 1件
- ・分布調査、現地調査 124件

## 4 文化財保護センター

文化財保護センターは、地域の風土を形づくってきた様々な文化遺産のうち、地下に眠る埋蔵文化財と伝承されてきた民俗文化財の調査・研究、保存・保護及び活用を図ることを目的として、平成13年4月に開設した。平成22年4月、福井市車両基地（町屋1丁目）から旧至民中学校（淵4丁目）に移転し、平成24年11月には「文化財とのふれあい」をテーマに、出土品を間近に観察できる常設展示室をオープンした。「郷土の歴史」「地域文化」に対する理解を深めていただくことを目指している。

### (1) 施設の概要

所在地	福井市湊4丁目748番地
電話番号	0776-35-1015 (FAX: 0776-35-1017)
開設年月日	平成13年4月1日 (現在地移転 平成22年4月1日)
敷地面積	5,291m <sup>2</sup>
建物概要	鉄筋コンクリート造り3階建て及び鉄骨造り平屋建て 建築面積 1,941.31 m <sup>2</sup> 建築延面積 4,172.55 m <sup>2</sup>
施設概要	常設展示室 383m <sup>2</sup> 企画展示室 161m <sup>2</sup> 資料収蔵室 1,105m <sup>2</sup> 古代技術体験コーナー 90m <sup>2</sup> 図書保管室 61m <sup>2</sup> その他 2,372m <sup>2</sup>
入館料	無料(体験学習会は材料費が必要)
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	毎週土・日曜日、国民の祝日(展示会開催中は除く) 年末年始(12月29日～1月3日)

### (2) 公開活用事業の概要

種類	行事名	入場者数・参加数
展示会開催	特別展「こどもたちのタイムカプセル」(7月20日～8月31日) 写真展「福井市の文化財」(9月13日～10月15日) 企画展「発掘速報展」(2月9日～3月10日)	1,591人
体験学習会等	「土器づくり」(7月21・28日、8月4日、2月9・16日) 「土器焼き」(8月18日、3月2日) 「プレスレットづくり」(8月25日、10月13日) 「展示説明会」(7月22日、2月10日) 「布ぞうりづくり」(9月22日) 「遺跡散策」(11月3日)	231人

### (3) 出前事業

文化財保護の意識向上と地域への愛着を深めるため、学校や公民館、市民団体等と連携した出前事業を実施している。

学校、PTA、子ども会	6件
児童館、児童クラブ	3件
公民館	3件
その他	8件

## 5 おさごえ民家園

おさごえ民家園は、兔越山のふもとに県内各地を代表する古民家を復原、展示したものであり、郷土の民俗への理解を深める施設として昭和55年度から整備を始め、平成元年4月に全てを一般公開し市指定文化財とした。

### (1) 施設の概要

所在地	福井市月見5丁目4番48号		
電話番号	0776-35-1015 (FAX: 0776-35-1017) (文化財保護課)		
開設年月日	平成元年4月9日(着工 昭和55年4月24日 竣工 平成元年3月31日)		
敷地面積	8,000㎡		
総事業費	580,277千円(造園、防災工事を含む)		
指定年月日	市指定文化財(建造物)平成元年12月16日		
入園料	大人110円、団体(20人以上)50円、中学生以下の者、70歳以上の者及び障がい者無料		
使用料	一棟当たりの使用料		
	9時から12時	2,200円	
	12時から16時30分	3,300円	
	16時30分から21時	4,400円	
開園時間	午前9時から午後5時15分まで(入園は午後4時45分まで)		
休園日	毎週月曜日、国民の祝日の翌日、年末年始(12月28日～1月4日)		

### (2) 復原民家の概要

復原家屋名	旧城地家住宅	旧岡本家住宅	旧土屋家住宅
旧所在地	大野市蕨生	三方上中郡若狭町有田	あわら市前谷
床面積	278.99㎡	208.56㎡	171.22㎡
建築年代	嘉永5年(1852)	18世紀前半	19世紀(幕末～明治初期)
復原事業費	64,335千円	42,929千円	36,377千円
竣工年月日	昭和63年2月10日	昭和63年2月10日	昭和60年2月15日

復原家屋名	旧蓑輪家住宅	旧梅田家住宅	旧山下家板倉
旧所在地	越前市八石町	福井市浄教寺町	勝山市北谷町小原
床面積	209.14㎡	173.38㎡	31.24㎡
建築年代	18世紀前半	19世紀(天保～弘化年間)	19世紀(伝慶応年間)
復原事業費	47,462千円	43,215千円	11,973千円
竣工年月日	昭和60年2月15日	昭和59年2月28日	昭和60年3月30日

### (3) 公開活用事業の概要

種類	行事名	入園者数・参加数
体験学習会等	「おさごえ民家園行事」(4月22日) 「家庭の日限定特別公開 古民家のやねうらべや」(5月～2月第3日曜日) 「端午の節句を楽しもう」(4月28日～5月6日) 「七夕まつり」(6月30日～7月7日) 「花火を観よう」(8月3日) 「きもだめし」(8月11日) 「中秋の名月を楽しもう」(9月24日) 「そば打ち体験」(12月16日) 「ひなまつり」(2月19日～3月3日) 「古民家ライトアップ」(3月16日～24日) 「古民家説明会」(3月17日)	1,643人

# 社会教育施設

## 1 公民館

市民の生涯学習意欲が高まる中、各地区の公民館が果たす役割は一段と重要になっている。今後は近隣施設の配置計画などを見極めつつ、最適な公民館の整備を推進していく。

公民館設置状況（中央公民館1、地区公民館49、分館6）

（令和元年10月1日現在）

館名	延床面積 (㎡)	所在地	館名	延床面積 (㎡)	所在地
木田	750.67	木田1丁目1401	殿下	439.46	風尾町1-13
豊	622.29	みのり3丁目106-8	越廼	1,295.58	茶崎町1-68
足羽	640.00	足羽2丁目12-31	清水西	525.84	大森町20-43-1
湊	750.45	学園1丁目4-8	清水東	489.60	三留町14-11-1
春山	557.61	文京3丁目11-12	清水南	618.74	風巻町21-17
宝永	746.52	松本4丁目8-4	清水北	620.19	グリーンハイツ5丁目131
順化	1,056.95	大手3丁目11-1	大安寺	523.44	四十谷町5-20-1
松本	754.28	文京1丁目29-1	国見	542.40	鮎川町133-1-3
日之出	624.53	四ツ井1丁目7-24	鶉	999.36	砂子坂町5-58
旭	626.36	手寄2丁目1-1	棗	1,046.37	石橋町4-14
日新	627.40	文京5丁目1-8	鷹巣	513.56	蓑町14-7
清明	625.50	下荒井町8-414	本郷	374.12	荒谷町19-55
東安居	733.84	飯塚町6-18	宮ノ下	525.96	島山梨子町22-9
社南	865.10	種池2丁目206	酒生	373.54	荒木新保町37-9-5
社北	626.23	若杉4丁目308	一乗	285.15	西新町1-31
社西	549.04	久喜津町65-23	上文殊	524.95	北山町34-1
麻生津	751.72	浅水三ヶ町1-93	文殊	374.85	太田町4-11-2
和田	746.11	御幸4丁目9-20	六条	411.55	天王町43-4
円山	646.50	北今泉町7-12	東郷	725.48	東郷二ヶ町6-13-1
啓蒙	625.17	開発1丁目2105	美山	1,138.75	美山町2-12
岡保	774.24	河水町10-13	下宇坂分館	876.45	市波町25-11-1
東藤島	520.12	藤島町48-1-1	芦見分館	芦見生涯 教育施設内	西中町3-9-1
西藤島	624.87	三郎丸1丁目1410			
中藤島	746.67	高木町64-11-4	羽生分館	718.00	大宮町11-8
河合	525.35	川合鷺塚町9-18	上味見分館	448.19	中手町10-3-1
森田	1,277.22	下森田藤巻町2	下味見分館	332.41	西河原町18-33-1
明新	759.40	灯明寺町35-1-1	上宇坂分館	美山公民館内	美山町2-12
安居	619.38	本堂町7-4	中央	地域交流 プラザ内	手寄1丁目4-1 (アオッサ5階)
一光	317.99	下一光町6-5			

## 2 木ごころ文化ホール

木ごころ文化ホールは、平成9年旧美山町の芸術文化に関する創作、研究及び発表等の文化活動、並びに生涯学習等、多目的なコミュニティの向上を図る施設として設置された。

(1) 施設概要	所在地	福井市美山町第2号8番地
	敷地面積	17,100.92㎡
	建築面積	2,442.93㎡
	延面積	2,454.89㎡
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建(一部2階建)
	着工	平成7年12月13日
	竣工	平成9年3月25日
	総工費	11億6,600万円

(2) 主要設備	ホー ル	客席数510席(電動移動席264席、設置席246席) 楽屋2室、控室、リハーサル室、映写・調整室、準備室、シャワー室
	舞 台	間口13m、奥行10m、高さ6m

(3) 貸館事業      ホール：各種演劇、文化祭、音楽会、講演会、その他の社会教育行事

(4) 各室の使用料(円)

(令和元年10月1日現在)

区 分		午前	午後	夜間	全日	昼間	昼夜間	冷暖房 加算率	定員 (人)
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	9時～17時	13時～22時		
		3時間	4時間	4時間	13時間	8時間	9時間		
ホ ー ル	平日	8,380	12,570	14,660	35,610	20,950	27,230	8割増	510
	土・日・休日	10,470	15,710	18,850	45,040	26,190	34,570		
調整室		620	830	1,040	2,510	1,460	1,880	6割増	10
準備室		310	410	520	1,460	730	1,150		5
リハーサル室		620	830	1,040	2,510	1,460	1,880		20
楽屋(1室当たり)		310	410	520	1,460	730	1,150		5
控室		310	410	520	1,460	730	1,150		5

入場料等を徴収する場合は、別に定める率を乗じて得た額を加算する。

### 3 少年自然の家

少年たちが野外活動や集団宿泊生活を通して自然に親しみ、豊かな情操や社会性を養うとともに、自律、協同、友愛、奉仕の尊さを体験的に学習し、心身ともに健やかに育つことを願ってつくられた施設である。平成30年4月1日に条例を改正し、年齢に関係なく、社会教育活動もしくは公益性の高い活動を行う団体も利用可能となった。

#### (1) 施設概要

所在地	福井市脇三ヶ町第66号2番地10		開設	昭和56年7月20日	
施設の名称	本館	体育館	別館	趣味の家	キャンプ場
建物の構造	鉄筋コンクリート 3階建て	鉄筋コンクリート 屋根鉄骨平屋	鉄筋コンクリート 2階建て	鉄骨平屋	コンクリートブロック、 木造
設備等	研修室、食堂、浴室 事務室、宿泊室 定員 204名	バトミントン・コート 1面	クラフト室(2) 和室(2) 研修室(2)	屋内炊さん場 屋内活動場 森のレストラン	管理棟 22.03㎡ 倉庫 39.75㎡
延面積	2,797.40㎡	271.51㎡	502.95㎡	959.94㎡	(敷地) 10,330.47㎡
建設費	502,351,000円			14,882,000円	
休所日	月曜日(第3日曜日の次の月曜日を除く)、第3日曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日～1月4日)				
利用対象	研修計画を持ち規律ある行動ができる、小・中学校の児童生徒の団体、各種青少年団体、社会教育活動もしくは公益性の高い活動を行う団体、その他教育委員会が適当と認める団体				

#### (2) 使用料等

(消費税含む)

##### 宿泊などで利用(1人あたり/研修室などの施設利用料を含む)

種別	別	1歳～中学生 の子と その引率者	25歳以下 の人と その引率者	その他
		棟内宿泊(1泊)	市内	110円
	市外	220円	660円	1,100円
キャンプ(1泊)		50円	160円	270円
野外活動(日帰り/9時～17時)		50円	160円	270円

##### 施設のみ利用(1室あたり)

施設	9時～ 12時	13時～ 17時
	本館研修室	420円
別館研修室	190円	260円
趣味の家研修室	340円	450円
本館和室	300円	400円
体育館	540円	720円

##### 食事(1食あたり)

種別	別	朝食	昼食	夕食
		食堂	基本コース	400円
	追加コース	510円	630円	900円
	幼児コース	350円	440円	550円

種別	別	バーベキュー	カレーライス (ハヤシライス、 シチュー)	ピザ (約3人分)
		野外炊さん	Aコース	900円
	Bコース	1,250円		
	Cコース	1,450円	500円	1,500円

リネン費(1人あたり) 寝具使用料(1泊)110円、シーツ等使用料 224円

#### (3) 利用状況

種別	総数	小学校		中学校		少年団体		高校・青年		一般		
		延人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数			
団体数	146	12,833	29	3,501	11	1,144	80	4,450	13	1,630	13	2,108

##### 講座(参加者数 466人)

種別	行事名(日程)
主催	日帰り 「春の自然散策と野草のランチづくりに挑戦！」(4月22日)、「サポーター研修」(6月3日)、「ダッチオープンで料理をしてみよう！」(6月24日)、「蘭麝酒を使った野外料理とミニ苔庭作り」(9月2日)、「ストリングアートともちもち蒸しパン作り」(9月15日)、「一乗谷朝倉氏遺跡ハイキングとお昼は野外でカレー作りに挑戦！」(9月22日)、「竹できのこの炊き込みごはんを作ろう！」(10月8日)、「クリスマスキャンドルとピザ作りを楽しもう！」(12月9日)、「バームクーヘンと竹馬をつくっちゃおう！」(3月16日)
	宿泊 「ネイチャーサマーチャレンジ」(8月23～25日)、「冬のわくわくお泊りチャレンジ」(12月26～27日)
共催	日帰り くすのき児童館共催事業(10月16日) NPO法人越前みやまそば元気の会・農村整備課共催「家族で体験! そば打ち&焼きいもづくり」(11月4日) 文殊小学校PTA共催「ピザ&ネイチャーメッセージボードを作ろう！」(11月11日) 福井農林総合事務所共催「シイタケ菌打ち&きのこづくしのランチ作り」(3月10日)

## 4 図 書 館

(沿革)

明治40年6月、旧福井藩主松平康莊侯爵は、藩祖結城秀康公の300年祭記念事業として、下馬門内(現在の福井放送会館付近)に図書館を建設し、これを福井市に寄付することとした。明治41年3月、図書館の竣工に伴い、松平家から藩校蔵書が福井市に寄贈された。明治42年4月、福井図書館として開館式を挙行し、その後、昭和20年6月、第2次世界大戦の戦況悪化のため、蔵書を市内の小学校及び近隣の町村へ分散委託したが、同年7月、福井空襲により一部の蔵書が灰じんに帰す。同年11月、豊小学校の一室に市立図書館を再開したが、昭和23年7月、福井地震により三谷館へ移転、しかし、昭和25年3月、市の財政事情等により図書館再建が不可能となり廃館となった。昭和50年3月、市立図書館の建設に着工し、昭和51年6月に竣工、同年8月に開館した。

さらに、余暇時間の増大と市民の学習意欲の高まりに応えるため、新たな社会教育の拠点として第二の図書館建設の気運が高まり、平成2年9月、みどり図書館の建設に着工、平成4年3月に竣工、同年8月に開館した。同時に市立図書館とみどり図書館をオンラインで結び、どちらの館からも貸出、返却、蔵書検索等を可能にするとともに、両館とも週1日開館時間を午後7時まで延長した。平成12年6月からは開館時間の延長を週2日に拡大した。

平成14年1月にはコンピュータシステムを一新し、ホームページの開設とインターネットによる蔵書検索を可能にした。平成15年1月からインターネットによる予約受付サービスを開始したほか、同年4月から赤ちゃんと保護者に絵本を介して楽しいひと時を分かち合うことの大切さを伝え、子どもたちの健やかな成長を支援するブックスタート事業に取り組んでいる。

また、市立図書館では、平成16年5月から松平家から寄贈された貴重な文化遺産である和漢古書の一部のデジタルデータ化に着手し、平成17年1月にインターネット上に超高精細画像で再現された資料を閲覧することができるデジタル貴重書「越國文庫」を公開した。平成16年7月福井豪雨により、みどり図書館が被災(館内床上浸水)翌17年3月末に復旧開館した。平成17年4月からは両館共、午後7時までの延長日を週3日に拡大した。

平成18年2月市町村合併により、旧美山町立図書館、旧清水町立図書館が福井市の図書館となった。平成19年2月には桜木図書館閉館に向け、コンピュータシステムを一新した。

平成19年4月19日、桜木図書館がJR福井駅に隣接した複合施設アオッサ4階に開館した。桜木図書館は、一般書、児童書、地域資料の充実に加え、商業地に立地していることから新聞・雑誌、産業情報、インターネットによるデータベース情報の提供を特徴としている。平日の開館時間は午後9時まで、休館日を月1日とし、幅広い職種や世代に利用されている。全図書資料にICタグを装備して、自動貸出機と盗難防止システムも導入するなど、施設環境を整えている。

平成20年12月から福井市図書館の携帯版ホームページを開設、さらに、平成25年1月からは「新図書館システム」を導入し、5館の蔵書及び利用者のデータベースを統合したことにより、「貸出カード」の一元管理による利用者サービスの充実を図るなど、全館一体となって福井市の図書館サービスの充実に努めている。

平成29年12月に、車椅子リフト付き移動図書館車「フェニックス号」を導入し、みどり図書館に配置した。市立図書館に配置されている「あじさい号」とともに、図書館から遠い地域を月に1回訪問している。

## (1) 施設の概要

	市立図書館	みどり図書館
所在地	福井市文京2丁目7番7号	福井市若杉3丁目301番地
電話番号	0776-20-5000	0776-34-8859
開館年月日	昭和51年8月2日	平成4年8月1日
敷地面積	4,078.05㎡	5,505.03㎡
建築面積	1,276.04㎡	2,410.55㎡
建築延面積	3,472.10㎡	3,285.83㎡
建物の概要	鉄筋コンクリート3階建	鉄骨鉄筋コンクリート2階建
建設費	494,029千円	1,405,873千円
休館日	毎週月曜日、毎月第3日曜日 国民の祝日及び振替休日 年末年始(12/28～1/4) 特別資料整理期間(年10日以内)	毎週火曜日、毎月第3日曜日 国民の祝日及び振替休日 年末年始(12/28～1/4) 特別資料整理期間(年10日以内)
開館時間	火・土・日曜日 10時～17時15分 水・木・金曜日 10時～19時	月・土・日曜日 10時～17時15分 水・木・金曜日 10時～19時
設備の特徴	車いす2台、玄関スロープ、車いす専用トイレ設置。エレベーター等により全館車いすで利用することができる。 視力障害者の利用には、歩道、玄関の床点字ブロック、玄関の音響による誘導設備を備え、弱視者用拡大読書器を設置している。	身障者等用駐車スペース3台分、車いす2台を設置し、全館車いすで利用することができる。1階多目的トイレはオストメイトに対応している。 視力障害者の利用には、通路の点字ブロック、朗読サービス室、弱視者用拡大読書器を設置している。
	移動図書館車「あじさい号」に約1,500冊の本を搭載し、61箇所を月に1度、12箇所の配本先へは2か月に1度巡回し、図書の貸出を行っている。	1階は、映像資料や音楽CDを視聴できるブース、持参したパソコンを使用できるブースを設置している。 2階の視聴覚室では、各種機材を利用した行事が開催できる機器を設置している。 移動図書館車「フェニックス号」に約1,500冊の本を搭載し、49箇所を月に1度、5箇所の配本先へは2か月に1度巡回し、図書の貸出を行っている。

	桜木図書館	美山図書館
所在地	福井市手寄1丁目4番1号 アオッサ(AOSSA)4階	福井市美山町2-12
電話番号	0776-20-1530	0776-90-1700
開館年月日	平成19年4月19日	平成9年11月1日
敷地面積	4,499.96㎡	491.58㎡ (複合施設総敷地面積17,100.92㎡)
建築面積	3,478.62㎡	491.58㎡
建築延面積	2,044.29㎡ (アオッサ総建築延床面積33,170.08㎡)	491.58㎡ (複合施設総建築延面積4,054.42㎡)
建物の概要	鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 地下2階地上8階	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建の1階東部分
建設費	不明(複合施設であるため)	不明(複合施設であるため) (複合施設総事業費2,331,000千円)
休館日	毎月第3木曜日(ただし、その日が国民の 祝日等にあたる時はその翌日) 年末年始(12/29~1/3) 特別資料整理期間(年10日以内)	毎週月曜日・木曜日、毎月第3日曜日 国民の祝日及び振替休日 年末年始(12/28~1/4) 特別資料整理期間(年10日以内)
開館時間	月~金曜日 10時~21時 土・日曜日・祝日 10時~18時	火・金・土曜日 10時~18時 水曜日 11時30分~19時30分 日曜日 9時~16時45分
設備の特徴	車いす1台を設置し、全館車いすで利用 することができる。 身障者やおむつ交換などで利用できる多 目的トイレ、授乳室を設置している。 視覚障害者のために対面朗読室に拡大読 書器を設置している。 自動貸出機を2台設置している。 新聞・雑誌などの資料を豊富に揃えている コーナー、産業情報関係書の充実や、地域情 報の収集・提供を行うコーナー、官報などの データベースを見ることができる情報検索 コーナーなどを配置している。	公民館・文化ホールとの複合施設で、玄関 スロープ、車いす専用トイレ、床点字プロ ック、階段昇降機、授乳室を設置している。 閲覧室には、図書検索用端末を設置して いる。 視聴覚室には、各種機材を利用した行事 が開催できる機器を設置している。

	清 水 図 書 館
所 在 地	福井市風巻町21 - 17
電 話 番 号	0 7 7 6 - 9 8 - 3 8 2 0
開館年月日	昭和60年4月2日
敷地面積	2 4 , 3 8 5 m <sup>2</sup>
建築面積	6 4 4 . 2 6 m <sup>2</sup>
建築延面積	6 9 6 . 2 m <sup>2</sup>
建物の概要	鉄筋コンクリート造3階建
建設費	2 9 5 , 7 0 0 千円
休 館 日	毎週月曜日（第3日曜日の翌日を除く） 毎月第3日曜日、国民の祝日 年末年始（12/28～1/4） 特別資料整理期間（年10日以内）
開 館 時 間	4月～10月 10時～18時 11月～3月 9時～17時15分
設備の特徴	公民館・郷土資料館との複合施設で、 きららパークの緑に囲まれた静かな環境 の中に立地している。 閲覧室には、図書検索用端末のほか、 インターネット専用端末1台を設置して いる。 視聴覚室には、各種機材を利用した行 事が開催できる機器を設置している。

(2) 利用状況(平成30年度)

		市立図書館	移動図書館(市立)	みどり図書館	移動図書館(みどり)
開館日数		281日	124日	279日	99日
入館者数		175,629人	9,810人	205,610人	9,079人
登録者数	一般	26,405人	1,119人	31,883人	92人
	児童(12才まで)	2,766人	839人	3,696人	488人
	団体(分室を含む)	331団体	51団体	154団体	
	計	29,502人団体	2,009人団体	35,733人団体	580人団体
貸出冊数	一般書	224,206冊	9,123冊	241,175冊	9,126冊
	児童書	137,613冊	22,408冊	150,178冊	18,289冊
	郷土資料	2,416冊	93冊	2,113冊	38冊
	雑誌	21,762冊	260冊	30,837冊	49冊
	CD・CT	950点	7点	18,543点	10点
	計	386,947冊点	31,891冊点	442,846冊点	27,512冊点
ビデオ・LD・DVD・CD 館内利用				1,909件	
1日平均入館者数		625人		737人	
1日平均貸出冊(点)数		1,377冊点		1,587冊点	

\* 一般書は洋書含む

\* みどり図書館所蔵のCD・CTは貸出可、ビデオ・LD・DVDは館内利用のみ

		桜木図書館	美山図書館	清水図書館	福井市総計
開館日数		338日	236日	290日	
入館者数		301,888人	8,935人	10,676人	721,627人
登録者数	一般	22,981人	502人	751人	83,733人
	児童(12才まで)	3,433人	183人	126人	11,531人
	団体(分室を含む)	71団体	13団体	17団体	637団体
	計	26,485人団体	698人団体	894人団体	95,901人団体
貸出冊数	一般書	190,290冊	4,347冊	9,506冊	687,773冊
	児童書	70,205冊	3,456冊	11,635冊	413,784冊
	郷土資料	1,961冊	53冊	198冊	6,872冊
	雑誌	18,693冊	649冊	3,162冊	75,412冊
	CD・CT	1,011点	2点	19点	20,542点
	計	282,160冊点	8,507冊点	24,520冊点	1,204,383冊点
ビデオ・LD・DVD・CD 館内利用					1,909件
1日平均入館者数		893人	38人	37人	2,330人
1日平均貸出冊(点)数		835冊点	36冊点	85冊点	3,920冊点

\* 美山図書館所蔵の視聴覚資料は貸出不可

(3) 蔵書数(平成30年度末)

区 分	市立図書館	移動図書館(市立)	みどり図書館	移動図書館(みどり)
一般書(洋書含む)	339,819 冊	8,726 冊	315,164 冊	2,085 冊
児童書	73,799 冊	10,222 冊	73,219 冊	5,360 冊
郷土資料	35,016 冊	80 冊	10,789 冊	13 冊
電子資料	36 冊		27 冊	
古 書	15,134 冊			
計	463,804 冊	19,028 冊	399,199 冊	7,458 冊
A V資料	C D		9,951 点	
	C T		346 点	
	ビ デ オ		869 点	
	L D		1,162 点	
	D V D		618 点	
	解 説 書		181 点	
計			13,127 点	

区 分	桜木図書館	美山図書館	清水図書館	福井市総計
一般書(洋書含む)	167,396 冊	22,562 冊	50,478 冊	906,230 冊
児童書	42,826 冊	14,138 冊	35,791 冊	255,355 冊
郷土資料	12,012 冊	3,808 冊	5,088 冊	66,806 冊
電子資料	28 冊			91 冊
古 書				15,134 冊
計	222,262 冊	40,508 冊	91,357 冊	1,243,616 冊
A V資料	C D			9,951 点
	C T			346 点
	ビ デ オ			869 点
	L D			1,162 点
	D V D			618 点
	解 説 書			181 点
	その他			
計				13,127 点

区 分	市立図書館	みどり図書館	桜木図書館	美山図書館	清水図書館
マイクロフィルム 毎日新聞 朝日新聞(福井版のみ)	1,737 リール				
雑 誌	191 タイトル	205 タイトル	317 タイトル	31 タイトル	47 タイトル
新 聞	17 種	16 種	24 種	4 種	8 種

## 5 社会体育施設

(平成31年4月現在)

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	施設の概要	竣工 年月	建設当時の 工事費(千円)
体育館	体育館 (松本4丁目)	13,823	メインアリーナ 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て一部4階建て 建築面積 3,709.36㎡ 床面積 延5,719.44㎡ バスケットボール 2面 バレーボール 2面(練習用 3面) バドミントン 10面 テニス 3面 ハンドボール 1面(練習用 2面) フットサル 1面(練習用 2面) エスキーテニス 8面 卓球 24台	H23. 3 (改修)	1,890,069
			サブアリーナ 鉄骨造平屋建 建築面積 1,367.71㎡ 床面積 延1,344.25㎡ バスケットボール 1面 バレーボール 1面(練習用 2面) バドミントン 3面(練習用 6面) テニス 1面 フットサル 練習用 1面 エスキーテニス 6面 卓球 10台	H27.12 (増築)	485,508
用途別 優先体育館	ちもり体育館 (淵4丁目)	8,339	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 2,311㎡ 床面積 延2,415㎡ バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 テニス 1面 ソフトバレーボール 6面 卓球 9台	H24. 3 (改修)	70,242
屋内運動場	中藤屋内運動場 (高木町)	5,198	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部3階建て 建築面積 1,634.55㎡ 床面積 延1,688.27㎡ フットサルコート 1面 テニスコート 1面 軟式・硬式野球 練習用 ソフトボール 練習用 卓球 3台	H26.11 (改修)	88,681

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	施設の概要	竣工 年月	-
地域体育館	東体育館 (東郷二ヶ町)	7,352	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 1,527㎡ 床面積 1,660㎡ バスケットボール 1面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 テニス 1面 卓球 11台	H 4. 7	477,106
	西体育館 (飯塚町)	14,823 (わかばテニ スコート含 む)	鉄骨・鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 1,553㎡ 床面積 1,845㎡ バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 卓球 13台	H 5. 6	622,000
	北体育館 (天池町)	10,500	鉄骨・鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 1,602㎡ 床面積 1,886㎡ バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 卓球 7台	H 8.11	612,000
	南体育館 (下筋生田町)	11,708	鉄骨・鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 1,943㎡ 床面積 1,950㎡ バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 テニス 1面 卓球 6台 武道室 250㎡	H14. 5	550,000
	美山トレーニング センター (境寺町)	9,026	鉄筋鉄骨コンクリート造 平屋一部2階建て 建築面積 1,875㎡ 床面積 1,972㎡ バスケットボール 1面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 卓球 20台 ハンドボール 練習用1面 フットサル 練習用1面 テニス 2面	S58. 7	340,000

区分	施設名	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	施設の概要	竣工 年月	建設当時の 工事費(千円)
テニスコート	西公園テニスコート (花月1丁目)	7,343	管理棟鉄骨2階建て 326.20 m <sup>2</sup> 観覧席収容人員 500人 砂入り人工芝(改修) 8面 夜間照明 4面	S48.8 H28.3 S63.7	17,838 71,010 10,510
	わかばテニスコート (飯塚町) (西体育館隣)	14,823	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 160 m <sup>2</sup> 砂入り人工芝(改修) 8面 夜間照明 8面	H5.6 H29.2	225,000 146,178
	川西テニスコート (砂子坂町)	6,029	ハードコート 2面 管理棟・木造平屋建て 41.78 m <sup>2</sup>	H3.9 H4.1	26,594 16,427
	東体育館テニスコート (東郷二ヶ町)	2,132	クレーコート 2面	H10.10	10,503
	北体育館テニスコート (天池町)	3,116	クレーコート 2面	H10.10	11,401
	南体育館テニスコート (下筋生田町)	11,708	クレーコート 2面	H14.5	
	美山庭球場 「ウインク」 (市波町)	7,690	管理棟 木造平屋建て 157.60 m <sup>2</sup> 砂入り人工芝 2面 全天候型 2面 夜間照明 4面	H5.4	211,770
グラウンド (野球)	成和グラウンド (成和2丁目)	12,692	壁式鉄筋コンクリート平屋建て 115.5 m <sup>2</sup> 野球 1面 夜間照明 4基(塔の高さ21.8m) 1基 42灯 平均照度 394 lx	S53.6	53,818
グラウンド (ソフトボール)	開発グラウンド (西開発3丁目)	13,363	管理棟壁式鉄筋コンクリート平屋建て140 m <sup>2</sup> ソフトボール 2面 夜間照明 6基(塔の高さ20.8m) 1基 20灯 平均照度 204 lx	S53.6	58,528
	町屋グラウンド (町屋2丁目)	10,229	管理棟壁式鉄筋コンクリート平屋建て 99 m <sup>2</sup> ソフトボール 2面	S54.6	8,880
	米松グラウンド (米松1丁目)	9,590	管理棟壁式鉄筋コンクリート平屋建て 66 m <sup>2</sup> ソフトボール 2面	S56.6	8,520
	大島グラウンド (大島町)	10,993	管理棟壁式鉄筋コンクリート平屋建て 121.76 m <sup>2</sup> ソフトボール 2面	S61.10 S45.11	8,520
	東公園グラウンド (豊島2丁目)	6,088	ソフトボール・少年野球 1面	S23.10	-
	和田グラウンド (御幸4丁目)	9,598	ソフトボール 2面	S50.5	-
	高木中央グラウンド (高木中央1丁目)	8,200	ソフトボール 2面	S54.7	-
	山奥グラウンド (月見4丁目)	6,010	ソフトボール 2面	S54.9	-
	宮下グラウンド (御所垣内町)	8,918	ソフトボール 2面	S60.3	37,954
	西藤グラウンド (大宮5丁目)	9,900	ソフトボール 2面	S61.4	-
江尻グラウンド (下江尻町)	8,069	ソフトボール 1面	H4.12	13,620	

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	施設の概要	竣工 年月	建設当時の 工事費(千円)
グラウンド (ソフトボール)	越廼グラウンド (柴崎町)	11,800	管理棟壁式鉄筋コンクリート平屋建て 63.5㎡ 野球・少年野球 1面 ソフトボール 2面	S63. 3	96,225
グラウンド (サッカー)	藤岡サッカー場 (原目町)	21,513	管理棟壁式鉄筋コンクリート平屋建て 54㎡ サッカー(一般) 1面 (少年) 3面	S53. 4 H26. 3 (改修)	86,985
グラウンド (多目的)	ジュニアグラウンド (板垣5丁目)	19,673	少年野球・ソフトボール (フットベースボール、サッカー)	S63. 3	28,034
学校屋外 夜間照明	森田小学校	10,835	6基(コンクリートポール14m) 44灯 平均照度 108ルクス	S54. 6	12,140
	川西中学校	9,353	6基(コンクリートポール13.5m) 35灯 平均照度 100ルクス	S54. 9	北陸電力(株) 福井支店寄付
	光陽中学校	8,855	6基(コンクリートポール14.5m) 40灯 平均照度 108ルクス	S54. 9	北陸電力(株) 福井支店寄付
	足羽第一中学校	15,907	6基(コンクリートポール13.5m) 44灯 平均照度 108ルクス	S55. 7 H26. 2 (改修)	14,005 12,925
	足羽中学校	16,583	6基(コンクリートポール14m) 44灯 平均照度 108ルクス	S54. 6	12,470
	鷹巣小中学校	12,280	4基(コンクリートポール14m) 44灯 平均照度内野108ルクス、外野210ルクス	S62. 8	12,280
	美山中学校	14,586	4基(コンクリートポール13.5m) 36灯 平均照度内野415ルクス、外野175ルクス	S54. 7 H12. 8	14,600 11,870
	越廼小学校	3,318	4基(鉄骨造 18.6m) 64灯	S53.10	41,750
	清水西小学校	7,602	5基(コンクリートポール17m) 35灯 平均照度 150ルクス	S53. 9	-
	清水南小学校	4,800	4基(コンクリートポール17m) 32灯 平均照度 150ルクス	S54. 9	-
プール	美山B&G 海洋センター (美山町)	3,376	管理棟鉄筋平屋建て 135㎡ 上屋付 プール 6コース 25m×13m 幼児用プール 10m×6m	S61. 6	110,000
弓道場	弓道場 (市体育館敷地内)	967	木造平屋建て 建築面積 461.37㎡ 床面積 延 449.44㎡ 近的6的・巻ワラ2的	H27.12	181,790
ゲートボール場	わかばテニスコート付設 (飯塚町)		ゲートボールコート 1面		-
	東体育館付設 (東郷二ヶ町)		ゲートボールコート 2面	H12. 2	9,288
	川西テニスコート付設 (砂子坂町)		ゲートボールコート 1面		-
キャンプ場	大安寺キャンプ場 (四十谷町)	20,421	管理棟 鉄骨平屋建て 110.90㎡ (福井ライオンズクラブ 寄付 2,464千円) 収容人員120人、テント25張	S52. 3	本体 3,950 設備 535
アーチェリー場	アーチェリー練習場 (豊島2丁目)	550	アーチェリー 4人立70m	S62. 1	13,250
トレーニング場	基礎体力づくり トレーニング場 (豊島2丁目)		鉄骨組立ハウス 103.68㎡ 練習場 2面	S57. 6	7,400

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	施設の概要	竣工 年月	建設当時の 工事費(千円)
刈インターリッ グ コース	足羽山コース 文殊山コース	10 k m 10 k m			-
福井市 スポ-ツ公園	野球場 (福井フェニックス スタジアム) (安田町)	13,588	グラウンド面積 10,223 ㎡ (両翼 100m、センター122m) 収容人員 内野席 4,164 人 外野席 6,000 人 夜間照明 塔の高さ 39.2m 6 基 (内野 1,500 ㎡、外野 800 ㎡)	H20. 6	1,295,971
	野球場 (サブグラウンド)	9,862	多目的練習場(両翼 90m、センター 110m)	H20. 6	123,824
	サッカー場 (兼ラグビー場)	30,000	サッカー 2 面 (ジュニア 4 面)(ラグビー - 1 面)	H12. 4	-
	ソフトボール場 (兼少年野球場)	22,000	ソフトボール 3 面 (少年野球場 1 面)	H13. 4	-
	マレットゴルフ場	23,750	マレットゴルフ 45 ホール	H22. 5	-
	グラウンドゴルフ場		グラウンドゴルフ 18 ホール	H15. 4	-
美山アンデ パンダン広場	グラウンド (縫原町)	66,259	管理棟 鉄骨 2 階建 689 ㎡ 野球 1 面 ソフトボール 2 面 夜間照明施設	H 5. 3	1,197,000
	アイアイドーム (同上)		テニス 1 面 バレーボール 2 面 ゲートボール 2 面 夜間照明施設		
きららパーク	多目的 グラウンド (風巻町)	58,078	管理事務所 399 ㎡ 野球 1 面(改修)ソフトボール 4 面 夜間照明施設	H11. 9 H28.12	1,890,000 63,828
	テニスコート (同上)		砂入り人工芝 4 面 夜間照明施設		
	ふれあいドーム (島寺町)	9,390	鉄骨平屋建 1,223 ㎡ テニス 1 面 フットサル 1 面 ゲートボール 2 面 バドミントン 3 面	H17.11	241,731



委員・公社



# 監 査 委 員

市行政における収入、支出、契約、財産管理等の財務の執行及び市の経営に係る事業が法令等に基づき経済的かつ効率的に実施されているかなどについて監査を行っている。本市では、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与することを目的として、定期監査、工事監査及び財政援助団体等の監査を行い、それらの結果を市長及び議長等に報告し、公表している。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計の出納検査を毎月実施するほか、決算審査、健全化判断比率及び資金不足比率審査並びに住民の請求による監査を実施している。

## 1 委 員 数

識見委員 2名（内1名常勤）  
 議会選出委員 2名

## 2 活 動（30年度実績）

### （1）定期監査

監査の実施期間 平成30年4月27日から平成31年2月7日まで

監 査 対 象	所 属 数	監 査 対 象	所 属 数
都 市 戦 略 部	4	工 事 ・ 会 計 管 理 部	1
総 務 部	3	消 防 局	8
財 政 部	3	企 業 局	5
市 民 生 活 部	6	教 育 委 員 会 事 務 局	4
福 祉 保 健 部	6	保 育 園 ・ こ ど も 園	3
商 工 労 働 部	5	幼 稚 園	4
農 林 水 産 部	2	小 学 校	10
建 設 部	4	中 学 校	6
下 水 道 部	4		
合 計			78

### （2）工事監査

設計金額1,000万円以上の請負工事等から3件を抽出し実施した。

監査の実施期間 平成30年7月26日から平成30年12月19日まで

### （3）財政援助団体等監査

補助金交付団体から2団体を抽出し実施した。

監査の実施期間 平成30年8月27日から平成30年10月17日まで

### （4）例月現金出納検査

毎月1回

### （5）決算審査

一般会計・特別会計・基金運用審査	公 営 企 業 会 計
審査期間 平成30年7月2日から 平成30年8月24日まで	審査期間 平成30年6月1日から 平成30年7月24日まで

### （6）健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

審査期間 平成30年7月17日から平成30年8月24日まで

### （7）住民の請求による監査

請求件数 3件

# 選挙管理委員会

委員会は4名の委員により構成され、選挙の民主化と公正を確保するとともに、明るい選挙の啓発に努め、有権者がこぞって政治に参加できるよう事務を進めている。

## 1 選挙人名簿登録者数 (令和元年6月1日現在)

男 104,468人 女 113,560人 計 218,028人

## 2 投・開票所の数

投票所 103カ所 開票所 1カ所

## 3 最近の選挙執行状況

選挙名	執行日	当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
市長選挙	平19.12.23	213,528	96,732	116,796	45.30
衆議院総選挙	21.8.30	福井県第1区 (福井・美山) 205,048	小選挙区 146,565 比例代表 146,509	58,483 58,539	71.48 71.45
		福井県第3区 (越前・清水) 9,773	小選挙区 7,314 比例代表 7,312	2,459 2,461	74.84 74.82
参議院通常選挙	22.7.11	214,684	選挙区 131,266 比例代表 131,250	83,418 83,434	61.14 61.14
知事・県議会議員選挙	23.4.10	212,672	知事 118,044 県議 117,844	94,628 94,828	55.51 55.41
市議会議員選挙	23.4.24	212,513	112,385	100,128	52.88
市長選挙	23.12.18	213,665	50,508	163,157	23.64
衆議院総選挙	24.12.16	福井県第1区 (福井・美山) 205,222	小選挙区 121,078 比例代表 121,034	84,144 84,188	59.00 58.98
		福井県第3区 (越前・清水) 9,484	小選挙区 5,838 比例代表 5,839	3,646 3,645	61.56 61.57
県議会議員補欠選挙		213,503	125,492	88,011	58.78
参議院通常選挙	25.7.21	214,787	選挙区 105,960 比例代表 105,953	108,827 108,834	49.33 49.33
衆議院総選挙	26.12.14	214,667	小選挙区 100,942 比例代表 100,925	113,725 113,742	47.02 47.01
知事・県議会議員選挙	27.4.12	知事 212,162	99,544	112,618	46.92
		県議 212,151	99,255	112,896	46.79
市議会議員選挙	27.4.26	212,070	103,279	108,791	48.70
市長選挙	27.12.13	213,020	82,723	130,297	38.83
参議院通常選挙	28.7.10	219,072	選挙区 116,498	102,574	53.18
			比例代表 116,491	102,581	53.17
衆議院総選挙	29.10.22	218,730	小選挙区 117,001	101,729	53.49
			比例代表 116,988	101,742	53.49
知事・県議会議員選挙	31.4.7	知事 215,519	125,439	90,080	58.20
		県議 215,437	122,908	92,529	57.05
市議会議員選挙	31.4.21	215,082	100,508	114,574	46.73

# 公 平 委 員 会

公平委員会は、準司法的作用及びこれに伴う立法的作用を行う行政委員会であり、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障するために、市長その他の任命権者から独立した地位を有する厳正中立な第三者的機関である。

また、公平委員会は委員3人をもって組織され、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が選任し、その任期は4年で非常勤となっている。

## 1 事 務 内 容

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、又は必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 管理職員等の範囲を規則で定める事務
- (4) 職員団体の登録の申請を受理し、登録した旨を通知する事務
- (5) 職員団体の登録の効力の停止又は登録の取消しに関する事務
- (6) 職員団体の規約等の変更の届出を受理する事務
- (7) 職員団体の解散の届出を受理する事務
- (8) 登録を受けた職員団体が法人となる旨の届出を受理する事務
- (9) 職員の苦情の処理に関する事務
- (10) 職員の退職管理に係る届出等を受理する事務

## 2 事務内容処理件数

事 務 区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
前 項 第 2 号 関 係 事 務	0	1	0
前 項 第 3 号 関 係 事 務	1	1	1

# 農 業 委 員 会

主に農地に関する事務を執行する行政委員会として、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をはじめ、農地転用許可や農地利用状況調査による遊休農地対策など農地等の利用関係の調整に関する事務、農用地利用集積のための利用権設定に関する事務など、農業委員会等に関する法律に定められた幅広い業務を行っている。

農業委員会の組織は、農業委員と農地利用最適化推進委員によって構成されている。農業委員は、公募及び推薦で選出され、議会の同意を得て市長が任命し、任期は3年である。農地利用最適化推進委員は、担当区域ごとに公募及び推薦で選出され、農業委員会が委嘱し、任期は委嘱の日から委嘱した農業委員会の任期満了の日までである。

農業委員は主に農地の権利移動の許可・不許可の決定などを行い、農地利用最適化推進委員は農業委員と連携しながら、遊休農地の発生防止・解消や農地の利用集積・集約化など担当区域における農地等の利用の最適化を推進している。

## 1 委 員 数 (平成31年3月31日現在)

農業委員	24名
農地利用最適化推進委員	22名

## 2 農地法による事務取扱件数

年 度	農 地 法 第 3 条		農 地 法 第 4 条		農 地 法 第 5 条		農 地 法 第 18条	
	所有権移転又は権利の設定		農 地 転 用		農地転用に伴う所有権移転又は権利の設定		賃借権の解除	
27	313件	1,367,290㎡	74件	42,845㎡	386件	201,522㎡	60件	140,021㎡
28	324件	1,355,486㎡	89件	48,246㎡	387件	218,499㎡	61件	1,586,832㎡
29	278件	1,342,737㎡	63件	45,837㎡	336件	232,104㎡	58件	143,187㎡
30	304件	1,396,315㎡	55件	32,564㎡	380件	354,468㎡	69件	2,322,423㎡

## 3 利用権設定実績

年 度	新 規		更 新	
27	1,002件	564.94ha	113件	45.03ha
28	802件	428.10ha	189件	85.98ha
29	341件	167.68ha	144件	58.50ha
30	417件	201.99ha	278件	129.32ha

## 4 納税猶予適格者証明件数

年 度	贈 与 税	相 続 税
27		18件
28		15件
29		10件
30		7件

# 土地開発公社

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

## 1 業務の範囲

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条に掲げる業務。

## 2 資金

基本財産 出資金 5,000,000円

運用財産 現金及び預金、その他の収入

## 3 役員

理事長（副市長）

副理事長（財政部長）

常務理事（財政部次長）

理事（市議会議長・副議長、市議会議員3名、都市戦略部長、総務部長、農林水産部長、建設部長、教育部長）

監事（市監査委員2名）

# ふれあい公社

ふれあい公社は市の施策遂行上の最良のパートナーとして、高齢者や障がい者の福祉の増進、文化芸術の振興及び市民の健康と生きがいづくりに貢献する事業を行い、住みよい長寿社会の実現と生活文化の振興に寄与することを目的として、以下の公益目的事業及びその推進に資するために必要な事業を行っている。

## 1 事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事業並びに高齢者や障がい者の福祉を増進する事業  
文化及び芸術を振興する事業  
市民の健康と生きがいづくりを推進する事業  
文化及び芸術の振興等に附帯関連する事業  
公の施設の利便性又は地域の居住性を高めるための駐車場事業  
その他、公益目的事業の推進に資するために必要な事業

## 2 資金

基本財産 出資金 5,000,000円 出捐金 60,000,000円  
運用財産 介護利用料、受託料、施設利用料、施設使用料、駐車場使用料、その他

## 3 役員・評議員

理事長	1名	常務理事	1名
評議員	9名	理事	4名
監事	2名		

## 4 主な事業内容

### 公益目的事業

1 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事業並びに高齢者や障がい者の福祉を増進する事業

#### (1) 介護認定調査事業

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定を受け、市の要介護認定調査等の業務を行うとともに、障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査の業務を市から受託している。

平成30年度活動実績 調査件数 : 7,252件(市外及び生活保護者含む)

#### (2) 居宅介護支援事業

介護支援専門員(ケアマネジャー)が要介護又は要支援認定の申請の代行、利用者の居宅サービス計画を作成し、サービスの手配や調整を行っている。

平成30年度活動実績 居宅介護支援等 : 1,394件(介護予防支援を含む)

### (3) 訪問介護サービス事業

#### ア. 訪問介護事業・訪問型サービス事業・居宅介護事業

介護保険法及び障害者総合支援法に基づき、訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者・要支援者等並びに障がい者・障がい児の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護、その他生活全般にわたる援助、同行援護、移動支援を行っている。

#### イ. ふれあいお助けさん事業（旧生きがい支援サポート事業）

会社の独自事業として訪問介護員が日常生活に支援が必要な方の居宅を訪問して、生きがいのある生活が送れるよう、介護保険法及び障害者総合支援法対象外の身体介護、家事援助、生活支援、付添い等のサービスを行っている。

（平成30年度末）

事業名	延べ利用者数（人）	派遣回数（回）
訪問介護事業	790	7,742
訪問型サービス事業	800	4,743
居宅介護事業	1,264	9,220
生きがい支援サポート事業	409	1,560
介護タクシー事業	153	733

介護タクシー事業は、平成31年3月31日をもって廃止

### (4) 福井市シルバーハウジング生活援助員派遣事業

市営住宅福団地S棟（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業を受託している。

### (5) 地域包括支援センター運営事業

市の委託を受け、順化、日之出、旭地区の地域包括支援センター運営事業及び介護予防支援事業を行っている。

（平成30年度末）

区分	総合相談	介護予防プラン作成
延べ件数（件）	2,048	3,079

## 2 地域の文化芸術活動を支援する事業を行い、市民の文化芸術の振興及び地域コミュニティづくりの推進を図る事業（対象施設：フェニクス・プラザ（福井市民福祉会館）、福井市文化会館）

### (1) 地域の文化芸術活動等支援事業

文化芸術活動支援事業

体験型人材育成事業

### (2) 文化芸術普及促進事業

### (3) 文化施設等の管理運営事業

## 3 市民のスポーツ活動を通じた地域振興を図り、文化、教養、スポーツ等の活動機会を提供することにより、市民の健康と生きがいづくりを推進する事業

（対象施設：フェニクス・プラザ（福井市民福祉会館）、福井市東山健康運動公園、福井市研修センター、福井市SSTらんど、足羽ふれあいセンター）

### (1) 市民の健康づくりと生きがいづくりを推進する事業

健康づくり促進事業

地域スポーツ推進事業

## (2) 健康づくり施設等の管理運営事業

### 直営施設

#### 足羽ふれあいセンター

所在地	福井市足羽2丁目12番31号
敷地面積	1,652.89㎡
建築延面積	1,424.92㎡ (1階627.339㎡、2階524.77㎡、3階272.82㎡)
主要設備	アスレチックジム、ギャラリー、談話ホール

利用状況 (平成30年度末)

区分	利用者(人)	使用料(円)
アスレチックジム	38,255	12,261,511

### 収益事業

- 1 公益目的以外での施設貸与事業 (対象施設: フェニックス・プラザ (福井市民福祉会館)、福井市文化会館)
- 2 駐車場事業

駐車場 (平成30年度末)

駐車場名	所在地	開設年月日	収容台数(台)	収入額(円)
花月駐車場	花月1丁目201	昭49.5.1	71	3,412,400
公園下駐車場	足羽1丁目5424	49.9.20	90	2,465,170
みのり駐車場	みのり3丁目108	平9.10.1	14	639,150
あじさいロード足羽駐車場	足羽3丁目3301	15.9.1	6	140,700
高架下中央2駐車場	中央2丁目地内	18.2.1	52	8,100,000
高架下7ブロック駐車場	大手2丁目地内	21.11.1	40	8,861,060
高架下13・14ブロック駐車場	宝永1丁目地内	23.9.1	28	2,552,350
福新町駐車場	福新町2012	24.4.1	60	1,408,650
月見駐車場	月見2丁目405	24.11.1	5	270,000
グリーンハイツ5・8・9丁目駐車場	片粕町76字10-5外	18.2.1	62	1,349,550

花月駐車場は、平成30年12月10日に閉鎖した。

### 3 市直営施設等の事務受託事業

福井市防災センター啓発委託事業

福井市体育施設維持管理及び運営業務委託事業

福井市越前水仙の里公園事務委託事業

福井市文化会館駐車場管理事務委託事業 時間制収容台数70台 (平成31年2月25日 受託開始)

福井市東口交通広場駐車場管理事務委託事業 時間制収容台数18台 (平成31年3月31日 受託終了)

# 広域行政



# 広 域 行 政

経済社会の発展に伴い住民の生活水準は向上し、日常生活の行動範囲が拡大され、市町村行政区域を越えた総合的かつ計画的な広域行政が要求されるようになってきた。このような事態に対処して住民の生活環境の効率的な整備と、個性あふれる魅力的な地域社会を目指す指針として1市10町2村による広域市町村圏計画を策定し、昭和45年4月福井坂井地区広域市町村圏事務組合が発足した。

平成16年以降の市町村合併は下記のとおりとなっており、構成団体は3市1町となっている。

平成16年3月	芦原町及び金津町の合併に伴う「あわら市」の誕生
平成18年2月	福井市、美山町、越廼村及び清水町の合併に伴う「福井市」の誕生
平成18年2月	松岡町、永平寺町及び上志比村の合併に伴う「永平寺町」の誕生
平成18年3月	三国町、丸岡町、春江町及び坂井町の合併に伴う「坂井市」の誕生

圏域内の各市町は、福井市を核として、行政・産業・文化等あらゆる面で一体的な生活圏を構成し、福井坂井地区広域市町村圏事務組合においては、電子計算組織に関する業務及び一般廃棄物の処理に関する業務を、福井坂井地区広域市町村圏計画に基づき行っている。

電算業務では、昭和60年4月から広域圏と構成市町村とがオンラインで結ばれ多様化した行政事務に対応していた。平成13年からアウトソーシングを導入、平成14年には分散システムが稼働した。平成21年11月からは福井市が一部業務を除いて単独利用システムに移行し、他の3市町が継続する共同利用システムでは、民間のIDC（データセンター）を利用するアウトソーシングサービスを導入すると同時に、新システム導入に向けた基本計画の策定に着手し、平成23年11月に本稼働した。福井市については、平成24年3月をもって電子計算組織の共同利用から離脱した。

ごみ処理業務では、旧施設の老朽化に伴い、平成2年度から新清掃センターの整備に着手し、平成7年10月に稼働した。翌年10月には、ごみ焼却の余熱を利用した「YONETSU-KAN ささおか」の営業を開始し、また、最終処分場については、平成11年4月から埋立処理を開始した。

その後、平成26年度から平成28年度までの3年間で、清掃センターの基幹的設備改良工事を行い平成43年度までの施設延命化を図った。なお、「YONETSU-KAN ささおか」については、平成21年12月からは指定管理者制度を導入し運営している。

## 1 名 称

(1) 圏 域 名	福井坂井地区広域市町村圏	昭和44年7月30日指定
(2) 組 合 名	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	昭和45年4月1日発足

## 2 構 成 市 町 ( 3 市 1 町 )

福井市、あわら市、坂井市、永平寺町

## 3 人 口 等

人口 398,248人

世帯 150,810世帯（平成31年4月1日住民基本台帳及び外国人登録）

面積 957.49 k m<sup>2</sup>

#### 4 福井坂井地区広域市町村圏位置図



#### 5 平成31年度当初予算額

2,214,886千円

#### 6 職 員 数

17名(うち福井市派遣職員2名)(平成31年4月1日現在)

#### 7 実 施 事 業

- (1) 電子計算組織に関する業務(昭和51年度業務開始)
- (2) 一般廃棄物の処理に関する業務(昭和48年度業務開始)

# ふくい市政のあらまし

令和元年度版  
令和元年10月発行

編集 / 発行 福井市議会事務局 議事調査課  
福井市大手3丁目10-1  
0776(20)5510